★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年4月15日　（日曜日）　第20号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人、岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円 年極500円）

目次

第一頁　東京税理士会役員選挙立候補届出は四月九日に受付が開始され、十三日に締切られた。その結果、当初、激戦を予想されていた副会長選においては、締切間際になって大浜美代志氏が立候補辞退をしたため、第一税理士協議会推薦の久保村得治郎氏をはじめ、税理士桜友会系の内藤光夫、奥石善清氏らは正式には選挙管理委員会の発表によって確定するが、事実上無投票当選となった。したがって副会長選挙に割かれたであろう力を挙げて、第一税理士協議会・税理士桜友会・税理士会を清くする会の三会連合推薦の添田正夫会長実現と、同じく三会連合推薦理事候補者の当選を期することになった。（添田正夫氏、久保村得治郎氏の立候補挨拶は二・三頁掲載）

第二頁　ま流、添田氏後援大会・挨拶

第三頁　久保村氏挨拶・桜友会主催激励会

第四頁　税務相談室、社長は語る。国税不服審判所裁決事例。

東京税理士会役員選火ぶた切る

5月10日投票日には棄権なく投票しよう

添田会長実現へ総力結集を！

久保村氏ら無投票当選

理事選（〝正常化〟理事候補）の勝利期す

五月十日投票の東京税理士会役員選挙立候補届出は四月九日に受付が開始され、十三日に締切られた。その結果、当初、激戦を予想されていた副会長選においては、締切間際になって大浜美代志氏が立候補辞退をしたため、第一税理士協議会推薦の久保村得治郎氏をはじめ、税理士桜友会系の内藤光夫、奥石善清氏らは正式には選挙管理委員会の発表によって確定するが、事実上無投票当選となった。したがって副会長選挙に割かれたであろう力を挙げて、第一税理士協議会・税理士桜友会・税理士会を清くする会の三会連合推薦の添田正夫会長実現と、同じく三会連合推薦理事候補者の当選を期することになった。

（添田正夫氏、久保村得治郎氏の立候補挨拶は二・三頁掲載）

棄権防止こそ勝利の要

東京税理士会役員選挙戦の焦点は副会長選挙から一転して会長選挙、そして投票が行なわれる支部の理事選挙に移った感があるが、とくに会長選挙の一騎打ちの激しさがクローズアップしてきた。添田氏が全体として、商法改正の早期解決や会の統一に努力している姿は衆目のひとしくするところである。逆に対立候補の波多野氏は商法改正反対の急先鋒であり、多額の会費を消費した責任者であって、二者択一を迫られるとき、あきらかに添田氏の当選が望ましいというより添田氏の当選を期して波多野氏の野望をわれらが税理士会の発展のために阻止しなければならないと思われる。商法改正反対の過激グループは今度こそ主導権を奪還せんものと波多野氏の票集めに躍起になっており、足で票を読むその動きは極めてあなどり難いものがあって、会長選の行方は現状では予断を許さないものがある。とくに副会長選を当初の予定どおり闘っておれば添田氏は同じ推薦母体の四人の副会長候補の上に乗って比較的優位に駒を進められたかも知れないが、副会長の当選が事実上決定した現在、その推薦母体の会員に気のゆるみでも生ずると会長選は重大な結果を招来させるおそれなしとしない。したがって税理士会を憂うるすべての会員が添田会長の票読み（票獲得運動）に立ち上る必要があり、もちろんご自身投票し、他の会員にも投票を呼びかけて、棄権防止を心がけることが大切である。

理事選においては、四十五支部一の理事候補を多数当選させる必要がある。とくに理事の無投票地区は事実上当選したということで今一つ盛り上がらないようなことがあってはならないので、添田会長実現へ、投票を要する支部の〝正常化〟理事候補応援へ、この際、全力を挙げるべきであろう。

理事選（〝正常化〟理事候補）中、三十六支部が定員内立候補で八十六名の理事が事実上の無投票当選ということになった。そして九支部が対立候補があるために投票を要する地区ということになったが、添田氏および久保村・内藤・奥石副会長らを支持する理事が過半数を占めるか否かのキャスチング・ヴォートは、この投票地区の理事戦に勝つか否かにかかってきた。かりに会長、副会長において税理士会を正常化する人たちが多数を占めても、理事会がその逆であっては〝添田内閣〟の正常な執行は期し難い。したがって会長選挙に全力を挙げると同時に投票地区の理事選に三会連合推薦

商法改正案の国会審議近日中に

孤立深まる商法改正反対グループ

今国会に上程されていた商法改正三法案は、四月三日に衆議院法務委員会に付託され、六日同法務委員会において読み上げられて、七日には法務省の提案理由説明を聴取している。いよいよ商法改正案の実質的審議が近日中に開始されようとしており、国会通過まで急テンポの様相を示してきた。

ところが、日税連執行部は四月十一日、正副会長会を開き、商法改正反対運動を続行することを決議している。会議ではA案として絶対反対。B案として、反対のための反対をすれば、世論の支持を失なうのではないか。すでに今回の改正案は税理士会の主張を大幅にとり入れているのであるから、ではないか。商法改正によって税理士の職域、公認会計士の職域をそれぞれ確保したのであるからもはや反対すべきではない。という弾力的に職域問題に的をしぼるべきである。という二つの提案がなされ、何れかの可否をめぐって激しく論議された模様であるが、結局、少差を以てA案に決定したのである。しかしながら、行きがかり上二応反対の決議はしたものの、執行部の多数の本心は、果たしてこのまま全面反対を続行していいものかどうか、矛を納めるべきだがそれはどの時点なのか判断に苦慮しているというのが真相らしい。会員の多数もいつまでも商法改正反対に拘泥していては、肝腎の税理士法改正がお留守になって結局見込みがなくなるのつつある。

過去八年間にわたる商法改正反対運動で数億に及ぶ会員の浄財を空費しており、その穴埋めのため四万二千円の会費値上げが決議されているし、「データ通信」問題や伊豆七島等小規模納税者指導の不手際などと合せて、賢明なる会員は投票すべき人の選択を決定しつつある。

東京税理士会無投票当選理事候補

【麹町】定員三名
原田　実
大浜美代志
市原　四郎

【神田】定員七名
横須賀　博
田口　卯一
東　信一郎
菅納　達雄
塩谷　芳男
藤沢富太郎
松本　裕

【日本橋】定員五名
伊部　博
中島　重敏
下川　秀寿
茂木元次郎
渡辺　圭

【麻布】定員二名
納富喜三郎
久保　英泰

【小石川】定員二名
小熊　新吉
神戸　博

【本郷】定員二名
溝田　主税
児玉　章

【下谷】定員三名
平川　忠雄
有木　清
大竹　浩

【浅草】定員三名
川合　寛
笹森　信人
山鼻　企佐

【品川】定員二名
河原　久
山波　三郎

【荏原】定員一名
鈴木　周三

【大森】定員二名
斎藤　七郎
山根　徹

【雪谷】定員一名
大谷日出生

【蒲田】定員二名
内川　定明
千坂　日三

【世田谷】定員二名
今津　慶治
福士　忠幸

【北沢】定員二名
渥辺　徹
石井　春吉

【目黒】定員二名
板倉　孝典
浅井　新平

【淀橋】定員四名
久米　真次
小林　邦久
渡辺　和義
増田　進

【杉並】定員三名
五十嵐　滉
品川　清
高野　文雄

【板橋】定員三名
小路　与吉
内田　勇一
疋田　四郎

【豊島】定員五名
剱持　卓夫
泉　龍弘

前田　宣久
中村　和雄
山口　文六

【王子】定員三名
羽鳥　善昭
須崎孝美津
阿部　国博

【荒木】定員二名
小林　正夫
伊藤誠一郎

【足立】定員二名
田崎　甲子
藤崎　三郎

【西新井】定員一名
宮本　智

【本所】定員二名
堀内　茂雄
寺田　秀一

【向島】定員一名
林　謙三

【葛飾】定員二名
白井　昭二
白川　光弥

【江戸川】定員二名
松村　佳和
原島　康雄

【江東東】定員一名
中村　七郎

【青梅】定員一名
水薬　義一

【八王子】定員三名
飯田　義忠
河野　明

早川　昇

【立川】定員三名
山口　勝郎
渡辺　武雄
番庄　雅之

【武蔵野】定員三名
市川　利雄
西田　政嘉
横川　信男

【武蔵府中】定員一名
篠崎宗太郎

【南】定員一名
大橋　為宣

【東】定員二名
岡田　治夫
牛込　信義

投票を要する地区の 三会連合推薦理事候補 全員の当選を！

勝山　公夫

【渋谷】定員四名
高橋　栄吉
木村隆太郎
海東　幸造

【中野】定員三名
浅見　孝
宮井　茂

【荻窪】定員二名
森山　頼一
窪寺長治郎

【練馬】定員四名
近江　堯吉
矢崎　久雄

【江東西】定員一名
中村　弘
高橋　堅治（ことのみ同派決選です）

【京橋】定員六名
江島　義幸
岡崎　健治
若林　恒雄
柴崎　正也
味岡　一義
花輪　郡彦

【芝】定員五名
北園　豊志
小林　義雄
二瓶　龍美
小野崎四郎
佐野　武文

【四谷】定員三名
山名　正夫
林　隆
高妻　正紀

【玉川】定員一名

期し各後援会が激励会

〝添田内閣〟の強化を！

4月14日、添田正夫会長候補後援大会

東京税理士会役員選会長候補の添田正夫氏後援大会は、四月十四日（土）午後二時よりサンケイホールにおいて開催された。

鈴木周三東京税理士会総務部長の司会ではじまり、増田進添田選対事務局長が開会宣言をした。

定刻よりやや遅れて古屋正桜友会副会長がかけつけ、開会の辞を述べ、笹森信人選対本部長が謝辞を述べた。次いで添田正夫会長候補が立ち、「税理士会の主張が大幅に取り入れられた今回の商法改正案にあくまでも反対を続けるのは、かえって税理士の社会的信頼を失なうものであり、ひいては税理士法改正の時機も失して大きな損失である。私は商法改正問題の早期解決、税理士法改正の具体的実現、税理士業務弘化・職域拡大等に挺身する」と力強くあいさつした。

来賓あいさつの筆頭に立った岡崎寿士第一税理士協議会会長は、「〝添田内閣〟を強化することが税理士会正常化の基盤であり、そのためには添田会長の実現と、添田氏と志を同じくする理事の多数当選を期す必要がある」と強調した。

税理士桜友会の代表、税理士会を清くする会の代表のあいさつのあと、すでに無投票で事実上の当選のきまっている久保村・内藤・興石三氏が謝辞と激励の辞を交々述べた。

寝たけなわとなり、計理士会会長や税理士会の各支部長が激励に立ち、迫水氏や黒金氏らの祝電も披露されたが、九州の会員有志が一人五十票を読もうとハッパをかけた。終りに近く大浜氏があいさつし、関口氏の音頭で万才を三唱した。

添田正夫氏激励会風景

主流

商法改正案の国会通過を促進せよ

一、特例法により中小株式会社を差別扱いする。

一、親会社、子会社の規制により、子会社の独立制を阻害する。

一、取締役の損害賠償責任を明確かつ厳格化しない。

一、零細商人に複式簿記を強要し過重の負担を課する。

一部税理士会執行部は右の主張をくり返して商法改正に一貫して反対の立場をとり、激しい反対運動を続けてきたにもかかわらず、世論は国会上程を果たしたのである。しかも、この反対運動に数年間にわたり数億という会員の浄財を濫費し、今や一部税理士会執行部は世人のきびしい批判に逢着している。税理士という社会的立場を考えても世の指弾は当然であろう。

職域侵害を中心とした従来の一部税理士会執行部の反対は、商法改正の持つ社会的意義を忘れた私利私欲のための闘いに過ぎず企業の発展・育成をねがう社会的責務を過怠しているのではないであろうか。

改正商法は今事繰返すまでもないが、監査制度の改善をはじめ、転換社債や準備金の資本組入れによる新株の発行、中間配当制度の創設、財産目録の廃止と損益計算書の法定等をねらうものであるが、それにまして重要なことは、商法改正は「企業会計原則修正案」の発効をもたらし、ひいては商法計算規則と証取法財務諸表規則への調整へと発展すること、一年決算制への移行促進が連結財務諸表の制度化を容易にするなど、波及効果の大であることである。

こころみに、半期決算より一年決算の移行、商法規定による財務諸表と財務諸表規則による財務諸表の一本化等を考えたのみで、いかに多くの費用の削減を企業にもたらすかを考えてみた場合、一部税理士会執行部の職域侵害を根本とした従来の反対運動が、いかに大きい迷惑を経済界に与えているか反省の要があるであろう。

まして、監査役制度の改善はいまや時代の声であり、企業の公共性を考えた場合、社会正義の実現のために必須の要件となってきている。時代の大勢を忘れた執拗な反対運動は社会の顰蹙すら買うものであろう。国鉄ストの順法闘争の二の舞をしていないであろうか。

一日も早く、社会正義具現のための商法改正が実現するよう国会通過を強く望むことこそ、良識ある税理士の願望であると信ずる。

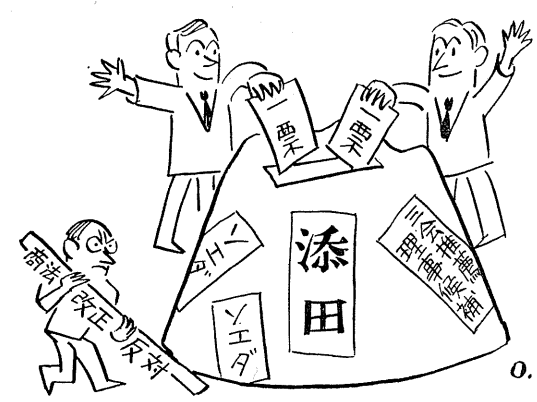

東京税理士会役員選挙　会長立候補ご挨拶

添田正夫

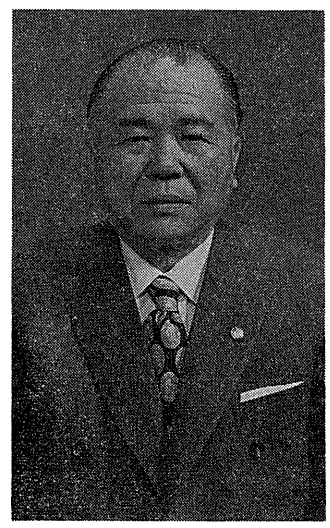

このたび、東京税理士会々長に再び、立候補を決意するにあたりまして、謹んで、第一税理士協議会の会員皆さまに御挨拶を申しあげます。

第一税理士協議会の皆様には前回も御支持を頂き、今回またご推薦を賜わりまして、まことに有難く、その御期待に応えるためにも再び当選を期しており、ここに所信の一端を申し述べまして、皆様の一層の御支援を仰ぐ次第であります。

前回は、諸先生方の強力な御支援によりまして東京税理士会々長に就任し、二年間を大過なく勤め得ましたことは、これ、ひとえに皆様の御協力の賜物と深く感謝いたしております。

この間、経済社会の進展にともない、税理士業界はもちろん、企業経営における税務・会計面にも多くの影響を与えつつあります。

このような変動期に対応するために、私たちの税理士業界は、早急に、そして、確実に、その態勢を整えなければならない時期にあるといえます。

私は、前回、東京税理士会々長に就任するに際し、「税理士の将来を誤まらないための施策を進める」ことを念願し、会務にあたることを表明し、

一、税理士会の正常な運営により私たち税理士の社会的信用を高める努力をしよう。

一、政官界はじめ、経済界など関係方面における私たち税理士の立場に一層、理解を深める努力をし、相互信頼に立って、諸問題の解決を図るため、挙会体制を確立しよう。

と呼びかけて参りました。

これに対し、税理士会内においても、また、関係各方面においても、逐次、ご理解とご協力が得られ、多くの成果を生みつつあります。

しかし、諸般の情勢は、なお多くの問題を抱えており、一刻も忽せには出来ない現状にあります。

ようやく基盤の整いつつあります税理士会の運営を逆行させるようなことがあっては残念です。

第一税理士協議会が主唱する一局複数会制運動も畢竟は税理士会の正常化を果たそうという点にあり、それは私の主張と同じでありますし、何よりも商法の早期解決をはかって、皆様のご信頼に応えたいと考えるものであります。

何とぞ、税理士会の現状を直視され、〝税理士の社会的地位の向上のため〟敢えて立候補致しました私の真意をおくみとり下さいまして、諸先生の強力なる、御支援を御願い申し上げる次第であります。

〈略歴〉福島県出身、六一歳、中央大学法科・商学部卒、東京税理士会／浅草支部長、副会長・日本税理士会連合会専務理事〈現職〉東京税理士会々長・日本税理士会連合会副会長など。

◆公認会計士が贈る会計・経理マンのための実務参考書！

第2期 業種別会計実務シリーズ

日本公認会計士協会東京会　編　A5・上製本・函入

各業種に内在する特性・特質を実情に照応して解明し、その会計・税務・監査・経営の全容を、実際に見合った新資料もとり入れて解説した実務書である。

食料品製造業　船津忠正　著　発売中　定価一、三〇〇円　〒一四〇円
料理飲食業　岩堀安三　著　発売中　定価一、三〇〇円　〒一四〇円
デパート・スーパー業　切敷丈裕　著　4月発売　予価一、三〇〇円　〒一四〇円
学校法人　谷田部栄広　著　5月発売　予価一、三〇〇円　〒一四〇円
レジャー産業　藤井博　著　6月発売　予価一、三〇〇円　〒一四〇円
印刷・製本業　大沼長清　著　7月発売　予価一、三〇〇円　〒一四〇円
宗教法人　下田友吉　著　8月発売　予価一、三〇〇円　〒一四〇円

第一法規　東京都港区南青山2の1の17　電話(404)2251　振替東京7739

会計法規・資料の集大成

会計実務六法

日本公認会計士協会東京会　編

A5判変型／1242頁　¥2600　〒170

◆会計経理に最も必要な法規・資料等を昭和47年6月19日現在の諸改正を含めてもれなく収録。
◆日本公認会計士協会東京会の総力を結集した実践的編集。
◆日本公認会計士協会の各種委員会報告・答申等を網羅掲載。
◆非営利法人会計（学校法人会計・医療法人会計・労働組合会計・宗教法人会計・身体障害者授産施設会計等）の会計基準、並びに監査手続をも、もれなく収録。
◆監査業務上、いつでも、どこでも利用しうるようハンディな型に収めてある。

同文舘　東京神田神保町1－41　振替口座東京42935番　内容見本・CPA係

添田必勝

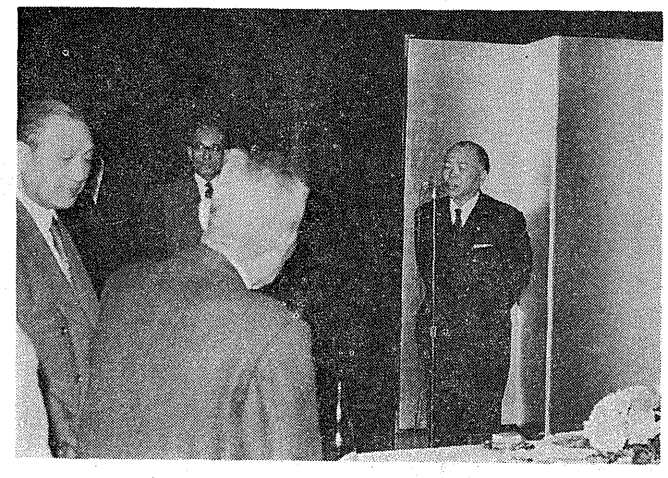

久保村激励会風景、挨拶するは添田正夫氏

税理士法改正こそ本命

4月16日、久保村副会長候補事務所びらき

東京税理士会役員選挙副会長候補久保村得治郎氏の事務所びらきは四月十六日（月）午後六時より市ケ谷会館において開催された。しかし無投票で事実上当選となっているので、久保村候補には「祝賀会」という形になり、添田正夫会長候補の激励会という内容を兼ねた。

佐藤庫平久保村選対責任者の司会ではじまり、まず初めに久保村候補の推薦人代表である高畑長貞・岩崎守利・三宅則義各氏が交々謝辞を述べ、第一税理士協議会岡崎寿士会長、税理士桜友会古屋副会長、税理士会を清くする会の大竹浩氏らが祝意と激励の挨拶を行なった。

久保村得治郎副会長候補が立って謝意を表し「過去八年間にわたり、商法改正で数億円の会員の浄財を空費していることを深刻に反省し、拾収のために努力したい。税理士法の改正こそ本命であってそのためにはどうしても添田会長の実現を期しましょう」と挨拶した。同じく副会長無投票当選の内藤・興石氏の謝辞のあと添田正夫会長候補が決意を述べた。豪華な祝宴のさ中に宮坂保清日本公認会計士協会会長および同役員諸氏多数がかけつけて、宮坂氏が祝意と激励をのべ、乗権防止を全員誓いあって散会したのであった。

添田会長は容易に断ぜざるのみ

4月18日、桜友会主催添田候補ほか激励会

四月十八日（水）、添田正夫激励大会と同じサンケイホールにおいて、桜友会の主催による添田正夫氏・内藤光夫氏・興石善清氏の合同激励会が開催された。

司会の古屋正氏は「副会長選はほんとうに終ったことではならない」と述べた。桜友会を代表して無投票当選ということだが、しかし会長選や理事選に勝たなければ国技元同会々長が挨拶したあと、黒金泰美氏、正示啓次郎氏、越智通雄氏、松本一郎氏ら関会議員の挨拶があり、迫水久常、内田常雄、坂田道太氏らの祝電が披露された次いで第一税理士協議会長坂利正副会長が「添田会長を実現し、理事選で〝正常化理事〟を多数当選させて 住みよい 税理士会を作ろう」と呼びかけた。税理士会を清くする会の横川信男氏の激励の辞のあと、久保村得治郎副会長候補が立ち、「添田会長は優柔不断なのではない、重大なことは軽々に断ぜず、不正なことにはテコでも動じない人で、この人あって大過なきを得た。どうか五月十日には揃って当選決定通知書をいただけるよう棄権なく投票を」と述べて満場の拍手をうけた。三宅則義氏が乾杯の音頭をとり、内藤・興石両副会長候補の謝辞のあと、添田正夫会長候補が立って「添田に投票するのは添田個人のためではなく、税理士会の団結のためにぜひ一票を」と訴えた。

〝添田なくして正常化なし〟というモットーで同会は終始したが桜友会関係者の発言のなかには必ずしも第一税理士協議会の見解と相容れない向きもあったが、とにかく今回は専税協系候補の進出を阻止するために共同して選挙戦を進める必要があると思われる。

桜友会激励会風景、乾杯音頭は三宅則義氏

ピリリ一言

▼商法改正案が国会上程されたというのに、税理士会一部執行部の反対運動は、まことに大人げない次第である。とくに「東税協」三月号をみると「ハレンチ××××××議員」とか……。

▼昨日まで「斯界の指導者×××××先生」と称えていたものが、ちょっと旗色が悪くなるとハレンチ罵しり、名誉棄損罪にもなりかねない記事を、しかも機関紙という公器を使って偽報する等、知識人として全く常識を逸脱した行為である。これがわれわれ税理士の総意であるとみられたのでは、実に迷惑千万である。

▼矢田部ギルフォールドの適性分析法に、人間にはA型、B型、C型、D型等の性質があるとある。A型は繊細な神経質型、D型はディレクター型……その他F型というのがあり、これは思考が支離滅裂のへそまがり型と称している。「坊主憎けりゃ袈裟まで憎い」で公認会計士の有利なことはすべて反対するということでは、公論はすべてそっぽを向くのではなかろうか。

▼今国会で商法改正案が通る、通らないは別として、税理士会執行部が、へそまがり型では、懸案の税理士法改正問題も陽の目を見ることが不可能であろう。

▼いよいよ税理士会役員の任期満了による改選も目前に迫っているが、少なくともへそまがり型は貴重な票を入れたくないものだ。

東京税理士会副会長立候補にあたり
謹んでご挨拶申し上げます

久保村得治郎

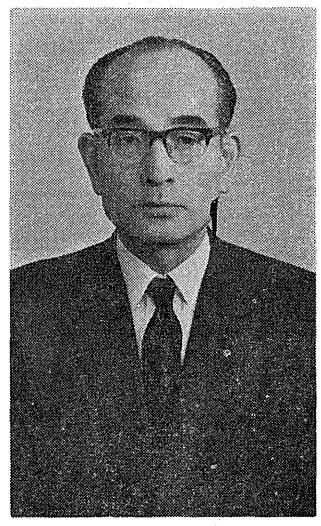

東京税理士会の役員改選に当り先輩ならびに友人諸兄のご推薦により、浅学非才ではありますが、会の現状を憂慮し、一日も早く円満かつ秩序ある会に復すために敢えて再び副会長に立候補いたしました。ここに所信の一端を述べ私の立候補ご挨拶といたします。

税理士制度施行以来三十一年の間、顧みれば、幾多の難関をその都度適切に、かつ多額の会費を費すことなく善処され、会の指向を誤らなかった諸先輩のご努力に深く敬意を表するものであります。

当面する問題としては、商法改正並びに税理士法改正案に対する会員の総意をどこに結集解決するかということであります。

会員は先ず税理士業務への影響を恐れたのですが、幸い税理士会の従来の主張に近い改正案が国会に上程されました。すなわち「資本金は五億円以上に、会計監査人は特別法に、利害関係等も明確にされる」ことなり、職域侵害を主張する側からみても、その危惧がほとんど解消された法案となったことは、ご同慶の至りであります。

然るに、これを以てしても、なお一部の者に、職域論を超えてあくまでも全面反対で国会通過を阻止しようとしている動きがあり、その真意が奈辺にあるのか、苦慮しているものであります。

そのために今後もこれに多額の会費を消費するも辞さないとの態度では、遺憾と言わざるを得ません。むしろ、会のその主力を、税理士として最も重要な税理士法改正に向けるべきことを勧案し、私は、かかる時にこそ、高い視野から大局を把握し、毅然たる態度を以て事に処し、全会員の利益のためにその付託に答え、会の指向を決めるべきものと思います。

徒らに排他的な態度をとり、被害意識や危機感を煽り、その時機を失せんか、諸先輩のこれ迄に築かれた税理士会の社会的地位と権威に傷がつき、あまつさえ、〝相当の手直しを必要とするが税理士法の改正〟問題に不利を招くが如き愚は、全会員のためにも、とるべきではないと考えます。

この困難な現況において、全会員が発展向上するためには、会員各位におかれて相互互譲の精神による融和と協力が必要であり、主張すべきは堂々とこれを主張し、広く話しあいの場をつくり、その向上に努力すべきではないかと思います。

会の運営は、会長、副会長を軸とし、常務理事、理事の意見を充分参酌し、組織とルールを厳守して、豪も偏することのないよう努力したいものであります。

副会長の職責は、会長を補佐し時には代理することでもあり、会則諸規則に基き、会務を忠実に運営することであります。

不肖私は略歴に示す経験を活用し、努力する所存であります。

会員各位の心からなるご支持をお願い申し上げます。

久保村得治郎氏略歴

▽長野県出身
▽日本大学商経学部商業学科卒業
▽計理士登録
▽弁理士登録
▽税理士登録
▽公認会計士登録
▽税理士制度二十周年記念式典委員長
▽東京税理士会常務理事事業部長
▽東京税理士会常務理事総務部長
▽日本税理士会連合会常務理事、税務争訟委員長
▽東京税理士会税理士法改正副委員長、登録調査会委員
▽東京税理士会会館建設副委員長

現在

○東京税理士会副会長
○東京税理士会互助委員会委員長
○日本税理士会連合会専務理事
○日本税理士会連合会登録審査会委員

税理士登録年月日…昭和二十六年十二月十五日
事務所…板橋区氷川町十二の八

ニッカ ウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社
G&G
ゴールドニッカ
1,900円-(760mℓ)
ダブルサイズ
3,500円(1,520mℓ)
ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然

株式会社 内田洋行
東京都中央区新川2-4
TEL 03(553)3111
ウチダ
Gマークに輝く高級デスク
ウチダEDファニチュア
●デスク(片袖・両袖・L型)／チェア(6種)／ラック他

税務相談室

本欄は、〝税法に関する実務上の質疑応答欄〟であり、法人税、所得税、相続税、資産税等における疑問につき実務的な解答を掲載していくものです。問題の質によっては関係省庁の係官、学識者にも解答して頂く予定です。こんかいは千代田区のK株式会社経理係氏より質問があり、松本氏に回答して頂きました。なお、本欄は無料相談であり、今後とも税実務上の疑問に答え、税法に関し幅広いカウンセリングに応じて行きますので、引き続きどしどし「質問」（四百字ほど）をお寄せください。紙上での匿名は自由ですが、応募の際は住所・氏名・職業を明記ねがいます。

期中取得資産の簡便償却について

【質問】私の会社では、当期（47年4月1日～48年3月31日）に次のような資産を購入し、直ちに事業の用に供しました。

1、貨物自動車一台　排気量一、二〇〇CC　耐用年度五年　47・12・20購入　八〇〇、〇〇〇円

2、乗用車一台　排気量　一、一〇〇CC　耐用年数六年　48・3・31購入　九〇〇、〇〇〇円

3、プレス型一型　耐用年数二年　48・2・20購入　五〇〇、〇〇〇円

4、電子卓上計算機三台　耐用年数五年　47・6・5購入　二四〇、〇〇〇円

期の途中に取得した資産の償却限度額は、一年分の償却費の額を月割にする方法と、二分の一にする方法があると聞いています。上記の場合にはどのようにしたほうが有利でしょうか。また、その手続きについてもご教示下さい。なお当社の償却方法は定率法です。

（千代田区、K株式会社経理係）

【回答】事業年度の中途において購入した資産の減価償却限度額は、原則として、一年分の償却限度額にその資産を事業の用に供した時から事業年度末までの月数（月の端数があるときは切上げて1月とする）を乗じ、それに事業年度の月数で除して計算することになっています。しかし、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権をいう）については、そのそれぞれの種類のすべてについて期中取得し事業の用に供した資産の償却限度を、一年分の二分の一とする旨を所轄税務署長まで届出たときはこれによることになっています。この届出はあらためて書面を提出しなくても通達（7―4―5）によって確定申告書の別表の償却額の計算に関する明細書の摘要欄に例えば「工具、機械及び装置については令59条2項（簡便償却）の規定を適用」と書いておくことでよいとされています。したがって、先ほど述べた機械及び装置等、以外の建物、建物付属設備構築物、船舶、航空機、無形減価償却資産のうち工業所有権以外の漁業権等、生物はこの簡便償却の適用はありません。また、一つの種類すなわち機械及び装置に簡便償却を適用する場合は、期の中途に事業の用に供したすべての機械及び装置について簡便償却を適用し、このうちある資産は簡便償却ある資産は月割償却というわけにはまいりません。しかし、工具には簡便償却を適用し、器具及び備品には月割償却としてもよいことになっています。

さらにこの簡便償却の適用は、ある事業年度に適用しても次の事業年度には月割償却を行なってもよいことになりますし、またその後いつでも別表の「償却額の計算に関する明細書」にその旨を記載すれば簡便償却を行なってよいことになります。以上のことから貴社の償却限度額を計算すると別表のようになります。

このように計算しますと、車両及び運搬具、工具は簡便償却により、器具及び備品は原則的方法である月割計算をして減価償却費を損金経理をして確定申告の所定の手続を行なうことがよいと思われます。（松木正輝）

車両及び運搬具

1.貨物自動車　（月割償却費）800,000 × 5年償却率 0.369 = 1年分償却費 295,200円
2.乗用車　900,000 × 6年償却率 0.319 = 287,100円
合計

月割償却 98,400円 ／ 1年償却 147,600円
月割償却 23,925円 ／ 1年償却 143,550円
122,325円 ＜ 291,150円

従ってこの場合は簡便償却の届けをして291,150円を換金経理したほうが有利です。

工具

3.プレス型　500,000 × 2年償却率 0.684 = 1年分償却費 342,000円
簡便償却のほうが有利

4.電子卓上型計算機　240,000 × 5年償却率 0.369 = 1年分償却費 88,560円
月割償却のほうが有利

月割償却 57,000円 ／ 簡便償却 171,000円
171,000円 ＞ 1年償却 44,280円
73,800円
73,800円

れんさいインタビュー　社長は語る

インタビュアー　岡田一馬

カイメイ株式会社　田口明氏

カイメイ株式会社の創業は明治三十二年三月三日で先代社長田口精爾氏が、固型墨に代えて開明墨、ねり墨を発明したときである。

大正五年八月二十五日組織を株式会社に変更し、田口商会と称した。私ども中老年層は必らずといってよい位この開明墨汁には恩恵をこうむっている。

昭和四十年に商事部を設置して経営の多角化を図る一方、従来の三田工場を昭和四十四年五月浦和に移転し、田口商会をカイメイ株式会社に社名を変更、業績の向上を期した。

現在、払込資本金一千万円、年商約十億円、従業員は技術者四名、男子約六十名、女子約四十名の小規模ながらも知名の老舗である。

主要製品は、墨汁、練墨、朱墨汁、高級液墨、製図用墨液、謄写インキ、その他塗料である。

商事部門の取扱品目は、事務用品、贈呈用品、スチール製品等で日本だけでなく、北米、東南アジア、ヨーロッパに輸出している。

浦和工場は敷地三千平方米、建物は五棟千五百平方米、設備はこの業種メーカーとして抜群で、三本ローラー、ミキサー、攪拌機、充填機、キャッパー、結束機、溶解炉、煮沸釜、タンク、ボイラー地下貯油タンク等で、研究部等を擁し近代的なものである。

以上がカイメイ株式会社の概要で現在の社長は田口明氏である。

なお前社長は戦前高等工業（東京工業大学）応用化学科出で、現在社長田口明氏は慶応大学経済学部卒業後、家業を継がれ、現在では東京商工会議所常議員、ロータリークラブ、交詢社のいずれもメンバーである。

特記すべきことは前公認会計士協会会長辻真氏とは竹馬の友で交友が厚い。春の一日、田口明社長をインタビューした。

氏の主義は、正しく反映する社会すなわち表裏のない生活環境をつくることである。

メーカーの社長には珍らしい哲学者で、すみ子夫人も東京女子大英文科卒というから、どちらかといえば学究一家ともいえる。

カイメイ株式会社の社長は勿論のことであるが、老舗のため、各部所に優秀な番頭的役員、社員が配置されているので、もっぱら社会経済問題ととりくんでいる。

ことに東京都商品融資㈱の取締役であるため、各種の中小企業財政にも非常に明るく、氏は筋の通った自己の理論も、もっておられる。

例えば中小企業に関する税制の問題、企業の大型化・財務合理化・親会社と子会社の連けいの問題企業が外資を導入する場合、起り得る諸問題等なかなかのうん蓄があり、商法の改正問題に関してはこれからの国際市場にのぞむ企業として監査制定の強化は絶対必要を語っておられた。

経営者は自分の企業のことばかりでなく、社会が要求する企業として大きな目で見なければならないとのことであった。

既に東京文具工業連盟の育ての親として現副会長の要職にあり、中小企業の代弁者としても正論をもって、堂々と論述できる人である。

国税不服審判所　裁決事例

墓地の地上権は50年

墓地の用に賃付けられている相続財産の評価について残存期間が五〇年をこえる地上権が設定されている土地の評価に準じて扱うのが相当であるとした事件（昭四四年相続税、昭四七・三・三〇裁決）

《裁決の要旨》

本件土地は、昭和九年以来、寺の墓地の用に供され、今後も引き続き墓地として永代使用させるものと推認されるので、その評価については相続税法第二三条に規定する残存期間が五〇年をこえる地上権が設定されている土地の評価に準じて扱うのが相当であると認められる。

《参照条文》

相続税法二三条一項二号および三号、二三条

《裁決書（抄）》

一、審査請求人の主張

O市H区H町六丁目二四番地一の本件土地二〇六・六四平方㍍（以下「本件土地」という。）を次の理由により審査請求人の取得財産から除外して課税価格等を算定のうえ、原処分の全部の取消しを求める。

(1) 本件土地は墓地であるから、相続税法第二三条第一項第二号の規定に該当する。

(2) 本件土地は永年にわたり宗教法人K寺の境内地内の墓地として使用されているもので、相続税法第二三条第一項第三号の規定に該当する。

(3) 本件土地は土地登記簿上は被相続人Aの被相続人B名義となっているが、実質的にはK寺の所有地である。

二、原処分庁の主張

本件土地を請求人の取得財産であるとした原処分は次の理由により相当である。

(1) 本件土地は請求人の祖先を祭祀するための墓地でないから、相続税法第二三条第一項第二号の規定に該当しない。

(2) 相続税法施行令第二条の規定により宗教を目的とする事業を行なう者はその事業活動により積極的に社会福祉に貢献し、公益の増進に寄与するところが著しいことを要件としているが、本件土地は限定されたK寺のだん家のみの墓地として使用させているもので、その利用程度は消極的で公益性に乏しいから、相続税法第二三条第一項第三号の規定に該当しない。

(3) 本件土地は請求人の祖先のCが保存登記して以来、家督相続人が順次承継してきたが、本件被相続人Aの被相続人Bが昭和九年ごろ、本件土地をK寺の墓地用地として提供し、同寺のだん家に使用させ、墓地の永代使用料として一定の供養料を受けるとともに、その供養料は同寺に寄進していたことが証拠資料により認められた。本件土地は、被相続人Aが相続人により承継したものであり、請求人も遺産分割協議にもとづき、本件土地を現状のまま相続し、今後も引続き半永久的に墓地として同寺のだん家に貸付けるものと推認される。

なお、固定資産税課税台帳によれば、本件土地の納税義務者は被相続人Aであったことが認められ、かつ、同人がこれを負担していたと認められる。

以上のことより本件土地の実質所有者がK寺であるとの請求人の主張を認めることはできない。

(2) 本件土地は請求人の祖先を祭祀するための墓地として使用されているものではなく、K寺のだん家の墓地として貸付けているものであるから、相続税法第一二条第一項第二号に規定する非課税財産には該当しない。

また、同条第一項第三号の規定は宗教等を目的とする事業を行なう者が、相続等に因り取得した財産を、宗教事業等の用に供した場合の非課税規定であり、本件の場合は宗教事業を行なう者はK寺であって、土地を相続により取得したのは請求人（K寺の責任役員）であるから、本件土地は同号に規定する非課税財産には該当せず、請求人の主張はいずれも失当というべきである。

以上(1)および(2)により原処分庁が本件土地を課税対象として相続財産に算入したことは相当と認められる。

(3) 次に本件土地の評価について審理するに、原処分は本件土地を貸宅地の評価に準じて取り扱い、更地としての価額の四〇％相当額三、二七二、一三〇円と評価しているが、証拠資料によれば、本件土地は昭和九年以来K寺のだん家の墓地の用に供されていることが認められ、なお今後も引き続き墓地として永代使用させるものと推認される。

したがって本件土地の評価については、相続税法第二三条に規定する残存期間が五〇年をこえる地上権等が設定されている土地の評価に準じて扱うのが相当であると認められるので、同条の規定を準用して算出した権利の価額（権利が設定されていない場合の価額の九〇％相当額）を控除して計算した価額八一六、九二六円が相当であると認める。

三島にふれあう歓びがある街をつくります

《三島パサディナタウン》は、180万㎡にもおよぶ大規模な開発計画。三島駅から東へ4.5km（12分）赤王山と呼ばれる南へ扇形の丘陵地帯です。

私たちが、恵まれた自然環境のなかでたがいに心を開き、暖かいふれあいを通じて人間らしい健康な心と体をとりもどす街をつくりたい――そんな願いをこめてこの土地を選びました。

三島市の姉妹都市パサディナ市（米国）の都市計画と市民生活を範として開発され、従来のニュータウンや別荘地づくりとは異なり、住む人の目的別に5つのゾーンに区分けし、健康な生活を保つための各種施設を完備する計画です。

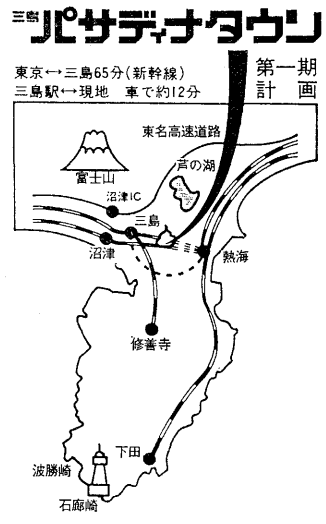

自然のなかの住宅地
パサディナガーデンハウス
緑にとけこんだ自然住宅地。東京まで約80分と通勤も可能です。伊豆の各レジャー地と直結し快適なレジャーを楽しむことができます。

心がふれあうメンバーシップの楽しさ
パサディナハイツ

リースもできるセカンドハウス
パサディナロッジエリア

企業、グループの厚生施設に
パサディナグループエリア

農園生活が楽しめる
パサディナホビーヴィラ

パサディナタウン施設計画
キャッスルパサディナ（レストラン、ショッピング、談話室、CATVスタジオ、管理フロント）、体育館、プール、テニスコート、音楽堂、並山街道公園、アスレティックコース、熱帯果樹温室、コンベンションホール、フィールドアーチェリー、中央河泉公園

ふれあう歓び
三島パサディナタウン

建設大臣（2）-77号／住宅産業開発協会会員／日本宅地造成協会会員
売主　大都リッチランド株式会社　パサディナ事業本部
東京都新宿区西新宿7-9-17　〒160
☎東京（03）369-1111（大代表）・361-0188（直通）
三島ショールーム／静岡県三島市一番町15-23
☎三島（0559）71-2687（代表）

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年5月15日　（火曜日）　第21号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（1部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

第一頁　東京税理士会添田会長実現、主流
第二頁　当選御礼の言葉、本的支出と修繕費にかかる通達流れ図
第三頁　「会計監査人による商法監査」について
第四頁　飯野利夫氏論文

東京税理士会添田会長実現

久保村氏ら副会長確定、三会推薦理事も多数当選

会員の厳正なる審判くだる

第一税理士協議会
桜友会・清くする会　三会連合力を発揮す

各界から注目されていた五月十日の東京税理士会役員選挙においては、会長に添田正夫氏が当選した。また、投票を要する地区の理事も添田氏らを支持する理事が多く当選し、さきに無投票当選をきめていた久保村、内藤、奥石氏ら副会長及び理事と共に揃って当選決定通知書を受け取った。会員の厳正なる審判は、第一税理士協議会・税理士桜友会・税理士会を清くする会の三会連合の主張を支持したわけであって、いわば三会連合の勝利を以て幕を閉じたのである。（添田会長、久保村副会長の当選御礼のことばは二面に掲載）

会長選は五月十日、即日開票され、追いつ、追われつのシーソーゲームを繰り返しながら、同日八時に至って都心の票が大量に開かれるに及び、添田氏が当選をきめたものである。

当　添田　正夫　二、三九九票
次　波多野重雄　二、二八〇票

差は僅少であるが、波多野氏の大量宣伝や逆宣伝を押え得たのは、やはり会員多数の良識の然らしむるところであろう。

投票を要する地区の理事選挙も全体として激戦の様相を呈し、それぞれの票差は接近していた。なお理事選の票数は公表されていないので次に掲げる票数は、各支部毎の選挙関係者に本紙が独自で取材したものであり、若し若干の誤りがあればご容赦をいただきたい

（京橋）
当　味岡　一義　二〇三票
当　江島　義幸　二〇〇票
当　柴崎　正也　一八六票
当　岡崎　健治　一七七票
当　若林　恒雄　一七四票
当　花輪　郡彦　一六〇票
次　今村　秀夫　一〇〇票

（四谷）
当　林　隆　一一四票
当　山名　正夫　一〇三票
当　高妻　正紀　九七票
次　安田　陽　四〇票

（玉川）
当　勝山　公夫　二六票
次　豊田　恒人　二〇票

（渋谷）
当　高橋　栄吉　一一三票
当　木村隆太郎　一〇七票
当　海東　幸造　九九票
当　鈴木　一夫　九一票
次　鶴　勤　九〇票

（中野）
当　羽藤敢之助　九五票
当　浅見　孝　九四票
当　佐々木正一　九四票
次　唐木田明雄　七九票

（荻窪）
当　飯田　伝　六三票
当　田代　保之　五七票
次　森山　頼一　四一票

（練馬）
当　矢崎　久雄　一〇九票
当　中村　政明　一〇四票
当　窪寺長治郎　九一票
当　宮沢　譲　八九票
次　近江　亮吉　八六票

（江東西）
当　高橋　堅治　三〇票
次　中村　弘　二四票

注　芝支部は当初投票を要する地区であったが、辞退者があって、結局無投票で別稿のようにきまった。

次は添田会長を日税連会長へ

三会連合、5月25日当選祝賀会を

東京税理士会々長に添田正夫氏が当選したことによって、また久保村・内藤・奥石副会長の存在と合せて四正副会長を支持する理事が多数進出したことによって、東京税理士会の運営そのものは一応正常化の方向に向いて行くであろうとみられているが、その目標にさらに大きく近づけるためには、次に添田会長の日税連会長を実現しなければならない。

前回は特殊事情があって、たまたま南九州税理士会の木村氏が日税連会長に就任したが、日本税理士会連合会の会長というものは、歴代東京会員がなっていた。考えてもわかるように、東京は政治経済の中心であり、東京税理士会は七千人の会員を擁するマンモス会であって、日税連の主導的役割をになっている。その東京税理士会において会員多数の支持によって会長に選ばれた人が日税連会長に立候補するのは極めて当然のことである。ところが、東京税理士会内部において添田会長の日税連会長を阻止しようとする動きが若しかりにあるとしたら、ことは重大である。すでに心ある新理事の諸氏は真剣に、そのような事態が起こったばあいの対策を考えている。新理事会の動向は、反対者の動きの如何によっては必ずしも楽観を許さないであろう。

添田会長らの勝利の原動力をもたらせた第一税理士協議会・税理士桜友会等三会連合としても、今回の役員諸氏の当選祝賀会を五月二十五日に予定し、添田日税連会長の実現を訴えようとしている。

主流役員選とその後に来るもの

東京税理士会の役員選挙は、ここ数年来混乱せる税理士業界にとって重要な意義をもつものである。それは、全税理士の三分の一の会員を擁する巨大な会であるため業界の動向を左右する結果となること——すなわち一握りの思想的偏向者によって不当会費の強制徴収を始めとし商法改正反対、税理士法改正基本要綱強行等税理士にとってマイナスの要素を含む政治運動に狂奔し、貴重な会費数億円を浪費し会の内外に摩擦を生じ、会の運営が歪められ、そのために税理士の社会的信頼を失なって来た。いわば税理士の本来の使命を忘れた思想的偏向者を熟行部より排除し、会の運営を正常に戻し、会員のための会とすることができるかどうかという重大な意義をもつのである。

そこで今回の選挙戦は、正常化を標榜する現添田会長を支持する派と波多野氏を推す反体制派との決戦となった。この選挙戦はかなり熾烈を極め最後までその帰趨は判明しなかったが、結局、添田派の勝利となった。すなわち会長は添田氏が二一九票の僅少差で当選し、副会長は定員五名中、久保村氏、内藤氏、奥石氏の三氏が決定し、理事は定員一一五名中約七〇名（一部中立派を含む）近くの当選を見た。このことは会の正常化運動の一応の勝利と見ることができる。しかしわれわれは、なお楽観は許されない、ようやく正常化の基盤ができたに過ぎないことを忘れてはならない。

反体制派は従来とも縁会などという理事の強力なグループを税理士会内部の充実をはかり、もち、会議の運営に組織的発言と強制力を有している。それに反し正常化派は、稍便にして個人的プレーに終わるため、会議の指導力なく会議の決定は常に反体制派に押し切られて来たのが実状である。

われわれは今回の選挙の結果に鑑み支持会員の要望に応えるために、副会長並びに理事当選者は常時意思の統一をはかり会議の運営に組織的な活動を展開し、その指導力を確立し以て会長を補佐して、正常化の実を挙げるべきである。これが今後の重大課題であり、役員の使命であると考える。そして対内的には会員の資質向上の施策により対外的には独善を排し、常に友好的共存の道を選び、社会的信頼の回復に努むべきである。

また、選挙のある毎に痛感することであるが、税理士会の役員選挙は投票場に本人が出向いて投票することになっているため、病人とか所用で出張中の会員は貴重な選挙権を行使することができない。このことは会員の重要な権利である選挙権を剥奪することになるので、今後は選挙規則を改正して救済の道を講ずる必要がある。

終わりに臨み、今回の選挙に強力なる御支援を賜わった第一税理士協議会の会員並びに税理士桜友会、税理士会を清くする会の会員の方々に深く感謝の意を表すると同時に、今後共税理士会正常化のために御後援の程切にお願いする次第です。

昭和48年 東京税理士会役員当選者一覧

会長　添田正夫
副会長　久保村得治郎、内藤光夫、奥石善清、近藤昭三郎、向山佳宏

理事
（麹町）大浜美代志、市原四郎、原田実
（神田）菅納達雄、塩谷芳男、藤沢富太郎、松本裕、横須賀博、田口卯一、東信一郎
（日本橋）下川秀寿、茂木元次郎、渡辺至、伊部博、中島重敏
（京橋）江島義幸、岡崎健治、若林恒雄、柴崎正也、味岡一義、花輪郡彦
（芝）北蘭豊志、小林義雄、小野崎四郎、一瓶龍美、鈴木徳次
（四谷）山名正夫、林隆、高妻正紀
（麻布）久保英泰、納富喜三郎
（小石川）神戸博、小熊新吉
（本郷）児玉章、溝田主税
（下谷）有木清、平川忠雄、大竹浩
（浅草）笹森信人、山鼻金佐、川合寛
（品川）山波三郎、河原久
（荏原）鈴木周三
（大森）山根徹、斎藤七郎
（雪谷）大谷日出生
（蒲田）千坂日三、内川定朗
（世田谷）福士忠幸、今津慶治
（北沢）石井春吉、渡辺徹
（玉川）勝山公夫
（目黒）浅井新平、板倉孝典
（渋谷）高橋栄吉、木村隆太郎、海東幸造、鈴木一夫
（淀橋）小林邦久、増田進、久米真次、渡辺和義
（中野）浅見孝、羽藤耿之介、佐々木正一
（杉並）品川清、高野文雄、五十嵐滉
（荻窪）飯田伝、田代保之
（板橋）内田勇一、疋田四郎、小路与吉
（練馬）窪寺長治郎、矢崎久雄、中村政明、宮沢譲
（豊島）泉龍弘、前田寛久、山口文六、剱持卓夫、中村和雄
（王子）須崎孝美津、阿部国博、羽鳥善昭
（荒川）伊藤誠一郎、小林正夫
（足立）藤崎三郎、田崎甲子
（西新井）宮本智
（本所）寺田秀二、堀内茂雄
（向島）林謙三
（葛飾）白川光弥、白井昭二
（江戸川）原島康雄、松村佳和
（江東西）高橋堅治
（江東東）中村七郎
（青梅）水薬義一
（八王子）河野明、早川昇、飯田義忠
（立川）渡辺武雄、番匠雅之、山口勝郎
（武蔵野）西田政嘉、横川信男、市川利雄
（武蔵府中）篠崎宗太郎
（南）大橋為宣
（東）牛込信義、岡田治夫
乙益峯隆、酒井巍、難波等、仙波要吉、山下直光

監事

当選御礼のことば

真の前進のために

東京税理士会
会長　添田正夫

今回の東京税理士会役員選挙に際して寄せられました全会員の皆様のご協力に心から敬意を表します。とりわけ、第一税理士協議会の皆様の熱いご支援に感謝申し上げます。

お陰様をもちまして、再び、東京税理士会々長に晴れて当選の栄を賜わりまして、責任の重大さをひしひしと身に感じております。とくに私は、第一税理士協議会、税理士桜友会、税理士会を清くする会を中心とした税理士会正常化運動を推進する方々の強い支援によって当選させて頂きましたので、今後とも、そういう諸団体を中心とした方々とよく相談し合って、会務執行の任に当たりたいと存じております。もともと、それらの方々からご支援を頂きましたのも、私がその線に近い主義主張の持主だからでありまして、できるだけのご期待に添えるかと存じております。

私の主義主張は、立候補の際のスローガンに示しましたように、

一、商法問題を早期に解決すること。

二、税理士法改正の具体的実現をはかること。

三、税理士業務を強化し、職域を拡大すること。

四、小企業納税者の指導体制を充実すること。

五、税理士会の機構を改革し、会員の期待に応えること。

等が主なるものであります。

とりわけ、商法改正問題において一部の商法改正に猛反対する人々がとっているような行動は、社会からの批判を受けやすく、また税理士法改正基本要綱における理想の面ばかり強調すると、社会からの誤解を招きやすいと思われます。経済社会各層からの信頼を勝ち得てこそ税理士の地位が上るものであります。したがって私は、独善的な思い上がりや先走りを排除し、足元を確り固めることが、いま最も緊要なことであると思っております。そのためには、税理士業務を現実的に強化し、職域を充実拡大することがまず大切であり、税理士こそ全国納税者から最も信頼されるべきでありましょう。そのようにして社会とのつながりを地道に濃くして行くならば先にも申しましたように税理士の権威も増し、税理士法改正も自然によりよく達成される筈であります。

それを忘れて力をのみ誇示し、或いは法を頼りにあぐらを組んでいるうちに、例の民主商工会が所得税確定申告相談会の立看板を林立させたりしております。かくては職域侵害が懸念されますし、税理士制度の確立のためには決して無関心たり得ません。そういうことを他人事とせずに制度を守ることに専念すると同時に、職域外のことにはかまわず日々の業務に励んで要するに自分を守ることに専念すること――それがひいてはわれわれの前進につながるということを、私はとくに強調したいと思います。このために必要であれば、日税連の会長に立候補することも私は敢て辞しません。会員の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。以上私の信念のほどを披瀝致しまして、当選の御礼のことばに代えさせて頂きます。

当選御礼のご挨拶

東京税理士会
副会長　久保村得治郎

このたび、東京税理士会の役員選挙に当たり、先輩ならびに友人諸兄のご推薦により、再び、立候補致しましたところ、ご高承の通り、立候補者の辞退もあって、無投票と決まり、当選決定の通知を受けました。

のみならず、私共の同志添田正夫氏が幸い会長に当選しました。

ここに謹んで、ご報告申し上げますと共に皆様のご支援ご激励に対し、厚く御礼申し上げます。

選挙の結果からみますと、前回に比し、副会長も同志が増えて三名となり、比較的には会務の運営もやりやすいかと思いますが、問題の理事会の構成員数は決して楽観はできないように思われます。

この困難な現況ではありますが今後は、副会長の職責を自覚し、会長のより良き補佐役として、会則、諸規則に基き、また組織とルールを厳守し、円満かつ秩序ある会務に励み、先生方のご期待に副い得るよう努力いたします。

尚、多年に亘り懸案とされてきた税理士業務との関係で、論議の中心であった商法改正案も、ご承知の通り税理士会の主張に近い法案で国会に上程され、目下審議の段階に入っております。これに対し一部では未だ批判する向きもありますが、それぞれの職業団体が存在する以上、われわれは、税理士の職域を第一義と考え、中小企業の擁護とか、監査役の権限等で会がこれに力を尊すのは、会自身また全会員の利益の点より考えて得策とは言えないと思います。むしろ、最近の動向として、税務関係団体、またことに特殊団体等の動きに注目すべきで、このままでは税理士業務の侵害は、そのほうから起こる可能性が多分にあります。

先ずここで、税理士として最も必要である税理士法の改正に主力を移すべきではなかろうか。尤も現在の要綱案で運動を進めても、現状では到底実現は不可能と思われます。要綱案は税理士の理想としての将来の未来像として考え、当面税理士業務の遂行上、最も必要と思われる点から、しかも実現可能のものから着手すべきでありましょう。

これらの諸施策を実現するためには添田会長の日税連会長実現を達成すべく全力を傾注したいと思います。

以上、所信の一端を述べまして全会員のために奮励致したいと思います。今後共、よろしくご指導ご鞭達下さいますよう切にお願い申し上げ、御礼のご挨拶と致します。

資本的支出と修繕費の区分等にかかる法人税の取扱通達の流れ図

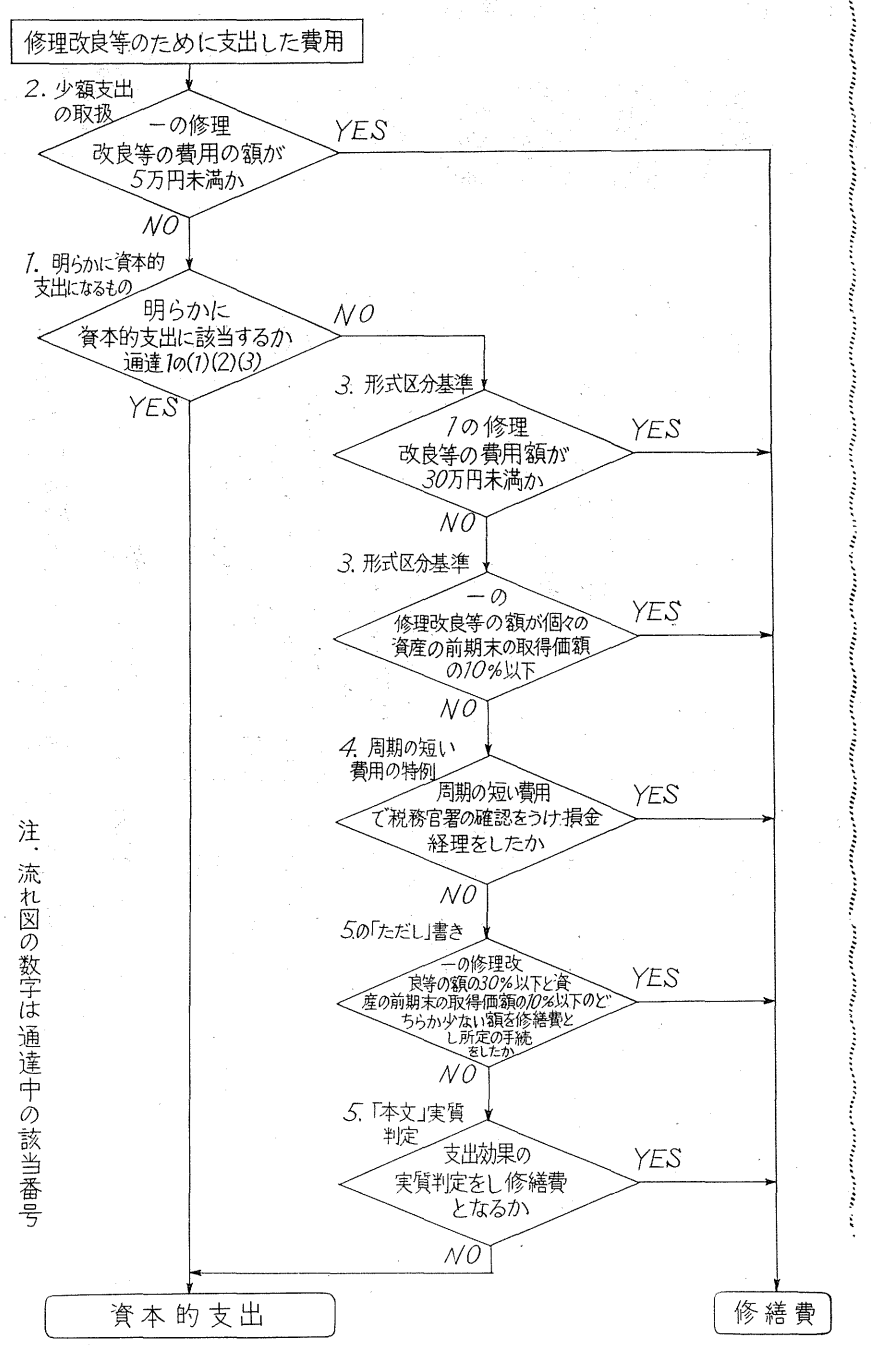

注．流れ図の数字は通達中の該当番号

資本的支出と修繕費の判定はむずかしい。たとえば判定において「当期否認、翌期是認」という尺度しかなく、各地の調査官によって執行が混乱したりして、税務調査の際に、従来法人側と税務当局の間で種々の争いがあった。そこで当該資本的支出と修繕費の区分について形式的基準を設け全国的に統一した取扱いにしてほしい旨各界からの強い要望があり、国税庁では三月十六日、全国的な統一基準の通達を発令した。しかしこの通達だけではやや難解である。そこで、固定資産を事業の用に供している場合、損耗したり、改良すべき個所が生じたりして、当該固定資産について明らかに改良や修繕工事が行なわれた場合の判定の順序を図にあらわしてみた。通達そのものは紙幅の関係から掲載できなかったので、ぜひ通達の条文を読いながらこの図を見ていただきたいと思う。これによって、資本的支出と修繕費の区分につき機械的に判定することができると思われる。

（松木　正輝）

カラーで分類できる
税務事務にピッタリ！
伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な
キング スポットファイル

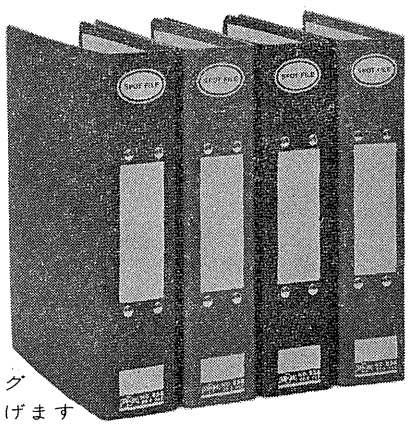

特長
■スピーデイーにファイル
■美しいカラーの表紙
■表紙の色と背ラベルで用途別・期間別などの分類がカンタンにできます。

B6判からA4判までそれぞれS型E型と各種サイズがあります

●カタログさしあげます
右記DZ係へどうぞ

KING JIM 株式会社 キングジム
本社 〒101東京都千代田区東神田2-10-18
支店・出張所 大阪・名古屋・福岡・広島・仙台

ダイワハウス 大和やまと
日本古来の建築美を現代に活かしました
新しい住まいのタイプです。ひとつのスペースユニットだけでも、一戸建ての住まいに、茶室・隠居部屋・別荘などに…また5種類のスペースユニットを組合わせれば近代数寄屋づくりの住まいにもなります。

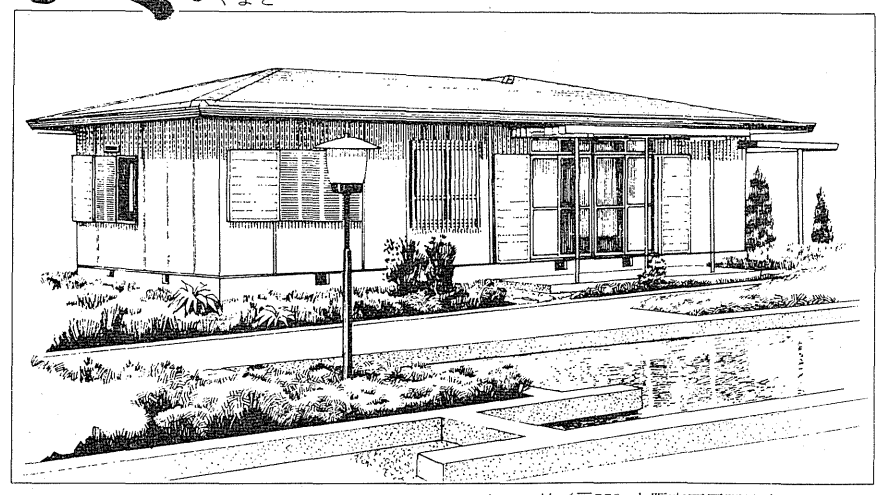

㈱大和ハウス工業株式會社
本　社／〒550 大阪市西区阿波座中通1－40 ☎06(532)6351 大代表
東京支社／〒103 東京都中央区日本橋1-3-13 ☎03(274)0311 大代表

『会計監査人による商法監査』について

■いわゆる「大会社の特例」に関する法律案の要点

中央大学教授　飯野利夫

一、はじめに——会計監査人監査の新設の趣旨

さる昭和四八年三月三〇日、商法改正三法案の一つとして「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案」（以下、「法律案」という。）が国会に提出され、その理由として、大会社の特例については、「大規模の株式会社の実情にかんがみ、会計監査人による監査を実施するものとすることによりその運営をいっそう適正にすることができる」ことがのべられている。

すなわち大会社は、株主、債権者その他利害関係人が多く、また会計の内容も複雑であるので、それに対して独立した職業的専門家である公認会計士または監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を強制すべきであるということが、相当以前から一部識者の間でつよく主張されていた。

そのようなことはドイツ株式法における決算検査役制度、フランス商事会社法における計算検査役制度あるいはイギリス会社法における会計検査役等、各国において行なわれているということのほかに、そのことを促進するわがくにの特殊事情のあったことを忘れてはならない。山陽特殊製鋼事件をはじめとする粉飾決算が商法への公認会計士等による監査の導入の必要性へ一層の拍車をかけることになった。

すなわち証券取引法による公認会計士等による監査の結果、監査役によって適法かつ正確であると認められ株主総会で確定した計算書類について、それから後に公認会計士等が不適正意見を表明するという例がいくつか生じた。このような場合には、これに対する訂正命令だけでは再度、株主総会を開催することは事実上困難であるので実効がないのみならず、もし不適正な貸借対照表にもとづいて、違法な配当が行なわれているとすれば、違法な配当を株主から返還させるという、複雑な法律関係を生ずることになる。

このようなことを防ぐためには株主総会の前に、公認会計士等による監査を受けさせることによって、公認会計士等の監査の結果を株主総会に反映させることによって、不適正な計算書類が株主総会において確定することが必要になる。またこのことによって、違法な配当およびそれによって生ずる複雑な法律関係を事前に防止されることになる。

また法律案による監査の対象と証券取引法による監査の対象とは全く同一ではないが、多くの場合おなじである。

したがって実際問題としては、法案による監査は証券取引法による監査と同一の公認会計士等によって行なわれることになると考えられるので、本法案による監査の結果を証券取引法による監査に利用することとなり重複監査ないし二重監査が回避されることになる。

もっとも、このように二つの監査を実質的に一元化するためには財務諸表作成の実質に関する企業会計原則と商法会計規定との調整——このことのためにすでに作業のすんでいる企業会計原則修正案の取り扱い、財務諸表の様式等の作成方法に関する財務諸表規則と計算書類規則の調整ならびに、監査基準、監査実施準則および監査報告準則の見おしが必要になるのはいうまでもない。

二、会計監査人制度の適用範囲と適用時期

（イ）適用範囲

公認会計士等の監査を義務づける会社の範囲については、昭和四五年三月三〇日の「商法の一部を改正する法律案要綱」（以下、「要綱」という。）では、資本金一億円以上の株式会社としていた（要綱第一四・一）のが、「法律案」では資本金五億円以上の株式会社に引きあげられた。（法律案第一条）。それでもあらたに公認会計士等の監査の適用対象となる会社は約一、一〇〇社程度増えるであろうといわれている。

なお立法例としては、会計監査人制度と同様の制度をとるドイツ株式法は、株式会社の最低資本額を一〇万ドイツマルク（七条）フランス商事会社は最低資本額を、公募会社については五〇万フラン、その他の会社は一〇万フラン（七一条・七二条）、またスイス債務法はそれを五万スイスフラン（六二一条）としている。

（ロ）適用時期

会計人監査をいつから義務づけるかについて、この法律案が昭和四九年一月一日から施行されることとして、附則は三つのステップに分けている。（法律案　附則2）

第一ステップは、証券取引法の適用をうけている株式会社については、特例法案が施行される昭和四九年一月一日以後、最初に到来する決算期に関する株主総会の終結の時まで特例法案を適用しないことにしている。したがって決算が三月および九月の大会社については、特例法案の適用後最初に到来する昭和四九年三月期には会計監査人による監査は義務づけられず、義務づけられるのは九月期からということになる。

第二ステップは、証券取引法の適用をうけていない資本金五億円以上の株式会社で、銀行・信託会社・保険会社・保証事業会社以外のものについては、昭和五一年一月一日の後到来する第一回目の決算期から特例法案が適用され、したがって第一のグループのものよりも一年おくれて適用される。

第三ステップの銀行等については、さらに一年おそく、昭和五一年一月一日以後到来する第一回目の決算期、すなわち多くの場合は、昭和五二年九月期から適用される。

現在、銀行、信託会社および保険会社は証券取引法の監査をうけていないのであるから、公認会計士等からいえば、一面では職域の質的拡大ではあるが、未経験の分野であるから、この方面の研鑽が期待される。

以上は、特例法案施行の時に資本金五億円以上の株式会社についての経過措置であるが、その後、上場によって証券取引法による監査をうけることになったり、あるいはまた増資によって資本金が五億円以上になった株式会社については、五億円になった期には、会計監査人監査は義務づけられず、増資した次の期から会計監査人の監査をうけなければならないこととしている。（法律案　附則3第二項）

また資本金五億円以上の株式会社が減資によって、五億円未満になった場合には、減資した期は従来どおり、会計人監査をうける必要があり、次の期からはうけることは義務づけられない。（法律案第二条）

三、会計監査人の選任・資格・解任

（イ）選任

会計監査人は(1)監査役の過半数の同意を得て、(2)取締役会の決議をもって選任される。（法律案第三条Ⅰ）

会計監査人の選任に当たって、監査役の同意を必要としているのは、監査役が監査報告書の作成に当たって、会計監査の部分については会計監査人の監査報告書に依存することが多いと考えられるので、監査役としては、すでにその選任に当たっては公認会計士等の人物・能力・世評等について十分に調査して、信頼しうる者であるか否かを確めておくことが必要であるからである。会計監査人の選任に当たって監査役の過半数の同意を得ることとしたのは業務の性質上、会計監査人と監査役とは協力することが必要であるということにもとづくものであって、このことのために会計監査人が監査人に従属することになると考えることは妥当ではない。また会計監査人の選任については、重要な広義の業務執行に属するから、取締役会の決定によること（商法第二六〇条）としているのは、当然のことである。

法律案は会計監査人の選任について、上にのべたように規定しているが、独立性を保つという点からは、株主総会の選任とすることがすぐれている。このことは解任した場合をあわせ考えればとくに重要である。解任の事由にかかわらず、そのことは単に総会への報告で形式上の要件はみたされることになるからである。

独立性という観点からは、このようにするのが最善の方策ではあるが、監査思想がいまだ欧米に比べて十分に発達していないわがくにでは、そこへのワン・ステップとして、現状では取締役会の選任という方式でも已むを得ないものと考えられる。

（ロ）資格および欠格事由

大会社について監査に関する特例が施されるようになった一つの理由はさきにのべたように、会計内容の複雑性に起因するものであるとすれば、会計監査人の資格として監査についての専門家である公認会計士（外国公認会計士を含む）または監査法人であることが要求されるのは当然のことである。（法律案　第四条Ⅰ）。このことは「財務書類の監査又は証明」が公認会計士の専属業務であること（公認会計士法　第二条Ⅰ）、および監査業務は会計業務のほかに監査に固有の学識と実務経験を必要とすることからも当然のことである。

会計監査人の監査が公正に行なわれ、またその監査の公正さについての信頼を保障するためには、監査の公正さが疑われるおそれのある公認会計士等は会計監査人となる資格がないこととするのが相当であるので、会計監査人の独立性を外形的に保障するために法律案は欠格事由として、次のものをあげている。（法律案　第四条Ⅱ）

法律案は、(1)会社、その親会社・子会社の取締役、監査役または使用人、(2)業務停止処分中の公認会計士等および(3)社員の半数以上が(1)および(2)に相当する監査法人の三つをあげている。また会計監査人に選任された監査法人は、(1)または(2)に相当する社員を監査を行なうべき者として指名することはできない。（法律案　第五条Ⅱ）

このような欠格事由のほかに、公認会計士法は同法第二条第一項のいわゆる公認会計士の専属業務のうち、特定の事項について業務を制限し、（第二四条、第三四条の二）これに違反したときは、懲戒の処分をうけることになり（公認会計士法　第三一条）、また証券取引法は特別の利害関係のないものの監査証明をうけなければならない（証券取引法　第一九三条の二Ⅰ、財務諸表の監査証明に関する省令　第一条）ことと、大蔵大臣は受理しないことになるので、間接的にもせよ、そのような公認会計士等は会計監査人に選任されないことになるであろう。

（ハ）会計監査人の独立性および税務業務との関係

このように会社監査人の欠格事由について定めたのは、さきにのべたように、会計監査人による監査の独立性を保持するためであるが、独立性に関連して、さらにいろいろのことがいわれている。

その一つは、会計監査人は被監査会社から直接に報酬を受け取ることになるから、独立性は期待しがたいというのである。会計監査人の得る報酬は彼等が提供した監査という業務に対する報酬であって報酬を受け取るという点では、公認会計士等は、医師、弁護士、税理士等の自由職業人と全く同様である。業務の依頼者から報酬を受け取ることをもって、ただちに依頼人のいいなりになると考えるのは早計であり、論理の飛躍がある。

また公認会計士等は「紀律規則」によって、報酬について競争をしたり（第二五条）、いわゆる成功報酬を受取ることは厳に禁止されている。（第二六条）

以上のことを認識しながらもなお、会計監査人が直接、被監査会社から監査報酬を受け取らないこととするためには、公認会計士を公務員とするか、または日本公認会計士協会が会員の監査業務を統制する等の方法を講ずることが考えられるが、これらの方策は現実的ではない。

独立性についていわれる第一の点は、監査法人についてさきにのべた(1)会社、親会社または子会社の取締役等および(2)業務停止処分中の者が、社員の半数に達しなければ、欠格事由にはならないという条項に関連してのことである。すなわちこの条項を削除して、社員のうち一人でも、上にあげたような事由があれば、当該監査法人は会計監査人になることは出来ないようにすべきであるとの主張は監査法人の大規模化の傾向にてらして妥当ではなく、比較法的にも、さほど不合理ではないように思われる。

このような主張はさらに、監査法人の場合、社員が個人として被監査会社の税務業務を行なうことが法令によって禁じられていないことから、監査に当たって独立性が失なわれるおそれが多分にあるとともに税理士の職域が不当に侵されるおそれがあるという考え方に根ざしているように思われる。

なるほど監査法人の社員が被監査会社の税務業務を行なうことは法令によって禁止されていないとはいえ、現実には日本公認会計士協会が制定した「会員は、独立性の立場について疑問を持たれるような利害関係を有する場合には、当該利害関係を有する企業等について監査業務を行なってはならない。」という「紀律規則」（第八条）の趣旨にもとづいて、現状では監査法人の社員が被監査会社の税務業務を行なうということは全く行なわれてはいない。このことは被監査会社の子会社についても、全く同様である。

また方向としては、監査法人が名実ともに監査法人の名にふさわしいものとなるために、監査法人の社員が個人として税務業務を行なうということは、次第に縮少されて、いずれは全廃されることになるものと思われる。したがって右にのべた監査法人の社員が税務業務を行なうことによる独立性と税理士の職域の縮少のおそれは、このことに関するかぎり、全くないというであろう。

なお税務業務との関連において、今回の会計監査人による監査制度は税理士の職域をおかすものであるとして、つよい反対があった。

しかし公認会計士は「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合」は証券取引法上の「特別の利害関係」があるものとして、監査業務を行なうことはできない（監査証明省令　第二条Ⅰ　五）ことになっている。税務業務は「公認会計士の業務以外の業務」に相当するので税務によって継続的に報酬を得ている公認会計士はその会社の監査を行なうことはできないことになる。かくて会計監査人の制度が税理士の業務を侵害するおそれはあり得ないことになる。

なお、商法監査と証券取引法の監査が二元化された場合、それら税務調査とが二元化されることがのぞましい。これぞ監査の一元化の理想である。そのことは結果として、税務調査の省略をもたらし、ついには税理士制度の破壊を導くという主張がある。

しかし税務調査を省略するか否かは、適正な会計処理にもとづいて税務申告が行なわれているか否かについての、徴税当局の判断にもとづく。したがって会計監査人の監査によって税務調査が省略されるのではなくて、適正な会計処理を行なっていることが税務調査を省略することとなると考えるべきであろう。

いずれにしても、会計監査人監査制度は公認会計士等による税理士業務の侵害につらなるという疑問は、論理的にも、制度的にも、誤解ないし杞憂にもとづくことが多いように思われる。しかし公認会計士等の側においても、このような誤解を事実をもって掃拭するようつとめるべきは、いうまでもない。

（ニ）解任

会社と会計監査人との関係を請負契約であるとする説もあるが、多数説は、委任または準委任と解し、したがって会社は何時でも会計監査人を解任することができる。しかし会計監査人の職務の重要性にかんがみ、選任の場合と同様、監査役の過半数の同意を得て取締役会の決議によるべきこととしている。（法律案　第六条Ⅰ）

（第三ページへ続く）

（第三ページから続き）

会社が会計監査人を不利な時期に解任すれば、会計監査人は会社に対して損害賠償を請求することができる。（民法　第六五一条Ⅱ）

会社が会計監査人を解任したときは、選任の場合とおなじく、取締役は、その旨を株主に周知させるために、株主総会で報告しなければならない。（法律案　第六条Ⅱ）

また解任された会計監査人が、解任された旨が報告される株主総会の三日前までに、自己の解任についての意見を書面で通知したときは、取締役はその意見の要旨を株主総会において報告しなければならない。（法律案　第六条Ⅲ）

四、会計監査人の職務・権限・責任

（イ）職務

会計監査人の監査は、会計監査にかぎられる。監査の対象となるのは、貸借対照表、損益計算書および利益処分案ならびにこれらの書類の附属明細書であり、営業報告書はふくまれない。（法律案　第六条）

このほか会計監査人は監査報告書について監査役から説明を求められた場合には、説明すべき義務（法律案　第一二条Ⅲ）および株主総会の要求があれば出席して意見をのべる義務がある。（法律案　第一八条Ⅱ）　なお会計監査人は、職務上、知り得たことは、正当な理由なくして、他に漏したり窃用してはならない（公認会計士法　第二七条）ことは、職務の性質上当然のことであり、違反した場合には懲戒の処分をうける。（同法　第三〇条）

また会計監査人が職務執行中に取締役の違法行為を発見したときはそのことを監査役に報告すべき義務がある。（法律案　第八条）これは監査役による業務監査を便宜補助するためのものであって、会計監査人に業務監査を義務づけたものではない。したがって、これによって会計監査人の監査範囲は拡大されることにはならず、たんに付随的報告義務であるにすぎない。

（ロ）権限

会計監査人の監査の対象となる貸借対照表等は、会計帳簿にもとづいて作成されるものであるから会計監査人は、何時でも、会社の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または取締役に対して会計に関する説明を求めることができることとしている。（法律案　第七条Ⅰ）

しかし必要な監査証拠を入手するためには、会計の帳簿・書類の閲覧等では十分ではない。たとえば債権については確認、棚卸資産については立会等会計の帳簿等以外からの監査手続を必要とするからである。このような事実に即応して、監査意見を表明しうる監査を行ないうることの前提として、会計監査人は監査との関連においてのみ、業務および財産状況についての調査権を有することとした（法律案　第七条Ⅱ）。

また被監査会社が子会社を有する場合、子会社株式の評価が問題となる。さらに将来、連結財務諸表制度が採用されることを考えると、子会社の監査が必要になる。そのことのために、会計監査人は子会社に対する報告請求権、ならびに報告の真否を確めるための業務および財産状況の調査権が与えられることになった。（法律案　第七条Ⅲ・Ⅳ）

子会社の監査役または会計監査人のこのような調査権に対して、子会社を不当に干渉することになり、親会社による権限の不当な拡大となり、子会社の独立性が阻害されるおそれがあることが指摘されることがある。しかし子会社の調査権は監査役、会計監査人、いずれの場合にも、「其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキ」に限られておる。（商法改正案　第一七四条ノ三Ⅰ、法律案　第七条Ⅲ）また子会社にも監査役があって、その会社の取締役の業務執行を監査する権限をもっているが、親会社の取締役が子会社に対して行なう行為の監査を行なうことはできない。そこで親会社の取締役が子会社に対して、またはそれを通じて行為そのものについて監査をしたことにならないからである。（民法　第六五一条Ⅰ）解任によって会社に損害を及ぼした場合には、請求によって賠償の責を負う。しかし、被監査会社の信頼性に対して疑惑をもたらす重大な事実が生じて当事者間の信頼関係が失なわれて、これ以上職務と継続することが不可能となった場合や、会社が監査に協力しないことのために、十分な監査を実施することが出来ない場合など、已むを得ない事由による辞任の場合はこのかぎりではない。またこのような事由によって辞任した場合には、それまでに行なった監査に対して正当な報酬を請求しうるのはいうまでもない。

（ハ）責任

会計監査人の職務の重要性にかんがみ、会社および第三者に対する責任について規定されている。

まず会社に対する責任としては、会計監査人相互間、（法律案第九条）　それと取締役・監査役間においては連帯責任を負う。（法律案第一条）　また第三者に対する責任としては、会計監査人が重要な事項について、計算書類または附属明細書の監査報告書に虚偽の記載をしたことのために、第三者が損害を被った場合には、職業上、当然払うべき正当な注意を怠らなかったことを証明しないかぎり、連帯して賠償責任を負うことになる。（法律案第一条）　すなわち挙証責任が会計監査人に転換されるのである。なお補助者の過失は、会計監査人が職務を行なうことについての過失に含まれることになるので、会計監査人がこの責任を免れることのためには、補助者も相当の注意を怠らなかったことを証明しなければならない。（監査法人の第三者に対する責任に関連して、代表社員の不法行為には、監査法人そのものの不法行為を生ずることは明らかであるが（公認会計士法　第三四条の一一Ⅱ）ので、そのことは当該監査法人の不法行為であるとともに、現実に業務を担当した社員も個人として、監査法人と連帯して債務を負担することになる。

また監査法人の社員の任務懈怠によって、会社に対して債務不履行の責任が監査法人に生じた場合には、監査法人は、会社に対して賠償責任を負い、内部関係として監査法人は当該社員に対して求償権をもつ。また会社または第三者に対して監査法人が賠償責任を負うとき、監査法人の資力が十分ではない場合には、対外的には、すべての社員が連帯して無限責任を負う。（公認会計士法　第三四条の二Ⅱ、商法　第八〇条Ⅰ）この場合、内部関係としては最終的には、業務を担当した社員が責任を負うのは、いうまでもない。

五、監査期間と監査報告書

（イ）監査期間

監査期間としては、貸借対照表、損益計算書および利益処分案については、会計監査人は四週間（法律案　第一三条Ⅰ）、監査役は一週間（法律案　第一四条Ⅰ）、また附属明細書については、会計監査人は一週間（法律案　第一五条Ⅱ）、監査役は一週間（法律案　第一五条Ⅲ）の期間が保障されている。いずれの監査報告書も、会計監査人の場合には、監査役および取締役に（法律案　第一三条Ⅰ、第一五条Ⅱ）、また監査役の場合には、取締役に提出するとともに、計算書類の監査報告書の謄本を会計監査役に送付しなければならない。（法律案　第一四条Ⅰ、第一五条Ⅲ）

（ロ）監査報告書の記載事項

A、会計監査人の貸借対照表等の計算書類に関する監査報告書には、次の事項を記載しなければならない。（法律案　第一三条Ⅱ）

1、監査の方法の概要

2、会計帳簿の記載事項に脱漏もしくは不実があるか、または貸借対照表もしくは損益計算書と会計帳簿の記載が一致しないときにはその旨

3、貸借対照表および損益計算書の合法性および適正性

4、貸借対照表および損益計算書が合法性および適正性に反する場合には、その旨と事由

5、利益処分案の合法性

6、十分な監査を実施することが出来なかった場合にはその旨と理由

以上のうち、問題となることの一つは、3または4の「合法性および適正性」についてである。現在は商法会計規定と企業会計原則とは必ずしも一致していないので、両者はおなじではない。しかし両者の不一致をなくするためのものが「企業会計原則修正案」であり、これは、さきにものべたように二つの監査の二元化を前提として行なわれた作業であるので、商法が改正されて、会計監査人制度が創設されるようになると、それを土台にした新企業会計原則が発表されることとなり、それは商法と企業会計原則の調整を目的としたものであると思われるので、合法性と適正性との間にちがいはなくなるように思われる。

「企業会計原則修正案」について、これは粉飾をみとめることにつながるという意見がある。しかしこのような考え方は必ずしも正しくはない。批評の対象になっている継続性の原則についてこのことを説明しよう。

修正案では、継続性の原則について規定した一般原則五のうち、「正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。」とする第二項を削除した。しかし何が「正当な理由」であるかは、個々のケースについて必ずしも統一的な結論に到達していない現状や法律学者の間にも継続的適用を強制するものではないという解釈もあること等にかんがみて、第一項の「みだりに」はそのままにして、第二項を削除した。そのかわり「重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨およびその変更が財務諸表に与えている影響」を財務諸表に注記させる（注解修正案【注3】三項）ことによって、「みだりに」変更することの歯どめとしようとしている。このことは変更した場合にはその旨を記載する（計算書類規則　第三条、第一四条）にとどめて、財務諸表におよぼす影響についての記載を要求していない現行計算書類規則にくらべると厳しくしたものと称しうるであろう。したがって二つの監査の二元化を前提にした「企業会計原則修正案」によって行なわれる会計監査人の監査は粉飾防止に役立たないとするのは正鵠を得たものということはできない。

附属明細書の監査報告書については、記載事項はとくに法定されていない。

B、会計監査人の監査をうける大会社の監査役は会計監査をしなければならない義務を負っている。会計監査を行なわないで適切な業務監査が行なわれにくいであろうし、またドイツにおいても、決算検査役制度とあわせて、監査役も会計監査人の監査の対象となるかどうかについて、必要な情報を株主が入手しうるようにという配慮にもとづくものである。

C、定時総会における計算書類の承認についての参考資料として、定時総会の招集通知には監査役の監査報告書と会計監査人の監査報告書とを添付しなければならない。（法律案第一七条）　したがって株主は会計監査についてのそれぞれの意見を知ることができる。

D、計算諸類および附属明細表の適法性について、会計監査人が監査役と意見を異にする場合には会計監査人は専門家としての意見を株主総会に出席してのべることができる。（法律案　第一八条Ⅰ）　また定時総会において会計監査人の出席を求める決議がなされた場合には、会計監査人は株主総会に出席して意見を述べなければならない。（法律案　第一八条Ⅱ）

これらはすべて、計算書類を承認すべきか否かについて、必要な情報を株主が入手しうるようにという配慮にもとづくものである。

六、むすび

以上、いわゆる大会社についての会計監査人による商法監査の特例について、その要点について相当詳細に説明した。そしてこの制度について、これまでにのべられていた反対の根拠が、必らずしも理論的な説得力のないものであることも明らかにした。

しかしこの制度は例えば会計監査人の選任および解任が独立性という点からは必らずしも十分なものではなく、また大会社を資本金五億円以上のものとしたことから、現実に公認会計士等の対象となる会社数は、それほど大幅に増えない。

このようなことはあるにもせよ、商法監査と証券取引法監査の実質的一元化という公認会計士制度発足当初からの目標の達成を意図するものとして、この制度のもつ意味は大きい。公認会計士制度の社会的重要性が認識され、そのことが制度的裏付けを得ようとしているのは注目に値する。またこの法案が成立すれば、これまで公認会計士監査の対象外にあった銀行や保険会社という公共性の他の業種よりもつよい業種もその対象となる。しかしこれは公認会計士にとっては全く経験のない分野である。それだけに、そのことをふくめて、この制度が発足することになると、公認会計士には従来よりも以上に研鑽することが要求される。社会的付託にこたえるためには当然のことである。公認会計士はこのことをあらためてよく認識しなおさなければならない。

本紙のご購読をおすすめします

税理士のみなさん。

東京税理士会の役員選挙も終わり、新しい活動がすべり出そうとしております。ご承知のとおり税理士法改正、商法改正問題など税理士会は、今重要な段階に直面しており、挙会一致して難局に対処しなければなりません。第一税理士協議会と致しましては今後共、税理士の地位向上をめざし各界から支持される税理士会のために活動して行く所存であり、そのために本紙「第一税協」を発行して、会務全般に関する報道を続けて行くものであります。第一税理士協議会の会員以外の税理士諸先生やこの業界に関心をお持ちの各位におかれましても、何かのご参考として頂くために、本紙のご購読をお薦めします。

ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年6月15日　（金曜日）　第22号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円 年極500円）

目次

第一頁　添田会長ら当選祝賀会盛会、主流
第二頁　新土地税制（国税）の概要　谷川英夫，書評
第三頁
第四頁

添田会長ら当選祝賀会盛会

第一税理士協議会・税理士桜友会・税理士会を清くする会等三会連合の支援活動がおおむね効を奏し、添田会長をはじめとして久保村・内藤・輿石副会長及びほぼ志を同じくする理事の多数が当選したので、同じく三会連合と添田後援会主催によって五月二十五日、盛大に当選祝賀会が催された。当日のサンケイホール会議室は当選新役員とその当選を喜ぶ会員多数で埋まり、税理士会を正しい流れにのせるための団結の意気が挙って極めて成功であった。

写真は乾杯風景（右端に輿石氏あり—写真取材ミス）

祝賀会は古屋桜友会副会長の軽妙な司会ではじまり、笹森添田選対本部長が開会の辞を述べた。

主催者挨拶として明里長太郎桜友会会長がお祝いのことばを述べ岡崎寿士第一税理士協議会会長が「一致団結して、税理士会の流れをかえよう」と訴えた。清くする会を代表して横川信夫氏も「対話と協調で流れを清くしたい」といい「もはや分裂、抗争のときではない」と結んだ。

次いで添田、久保村、内藤、輿石の四氏が交々お礼のことばをのべて「今後ともご指導、ご鞭達、ご協力をたのむ」と呼びかけ、この間に、味岡、下川、高橋、神戸江島、若林、山根、柴崎、寺田、板倉、小野崎、田口、浅井、増田横川、山鼻、泉、笹森、松本、山波、萱納、市原、大浜、大竹、鈴木氏ら二十五名を超える新理事の諸氏が正面に居並び、それぞれ自己紹介して、満場の拍手をあびた。

来賓挨拶のはじめに立った山梨県選出の内田常雄衆院議員は「自民党税制調査会長として新しい役員諸氏と手を携えて進みたい」と激励された。兵庫県四区選出の松本十郎衆院議員は「税理士会内の一部の人たちのような過激な行き方では協力しにくい」と述べ、「この上は添田会長がぜひ日税連会長となって税理士会全体を正常なルールに乗せてほしい」といって、「そうなったら協力も大いに可能だ」と力強く挨拶された。黒金泰美、越智通雄両衆院議員も駆けつけ、それぞれ親しく挨拶をいただいた。岩動道行参議院議員も「ほんとうにおめでとう」とお祝いのことばを述べた。

次いで岡枝元桜友会会長の音頭で乾杯し、追水久常、塩崎潤、田辺誠代議士らの祝電が披露された。宴たけなわの中に、練馬の新居勝雄氏の音頭で万歳を三唱し終りに近く神田の松本氏の音頭で中締めのあと、なごやかな宴会はなおつきず、浅草の鈴木氏の閉会の辞で散会したのであった。

第一税理士協議会総会は6月25日

第一税理士協議会は、六月二十五日に第五回定期総会をひらく。同会は、今回の東京税理士会選挙に当たって、税理士桜友会、税理士会を清くする会と連合し選挙を好結果に導いた原動力の役割を果たしており、その余勢を駆って盛んなる総会が予想されているので多数の出席を希望している。

東京税理士会総会は6月22日に

六月二十二日、東京税理士会総会が開かれる。ときあたかも、商法改正案が国会審議中であり、商法改正反対派の指導メンバーが会長選挙に敗れるなどの経緯があって、同総会も波乱含みと見る向きがあるが、会員の多数は、社会的見地に立ち、良識をもって総会が成功することを期待している。

マンモスを中央に　赤天狗小僧

主流　税理士会のとるべき道

東京税理士会の役員選挙も終わった。第一税理士協議会が税理士桜友会、税理士会を清くする会と共に推した添田会長が当選し、理事もまた三会が推薦した方々が多数当選したことは喜ばしい結果であった。

しかし、会長選挙に見る選挙人を真二つに割る票の数は、税理士会々員としては、いたずらに美酒に浮かれ苦杯に沈んではいられないきびしさを感ぜざるを得ない。税理士会々員の多数は何を望んでいるのか。何に不満を感じているのか。税理士という職業を日本の経済界にどう位置づけようとしているのか。

選挙の結果からみるとき、それらの悩みをまさまさと看過することができる。

一般に、若者は激しい闘争をもって前衛の道を急ぎ切り開こうとし、老人は自らが踏み固めて来た道を舗装し道端に花壇を造って続く若者に調和の道を進ませようとする。老若意見の異なるは世の常ではあるが、少なくとも焦りは禁物であろう。

まして、税理士会の最近の動向は意見の異なる程度ではなく一派はイデオロギー的反体制思想による破壊活動をしているとしか感ぜられないフシがある。あるいは血気にはやって自分等だけが税理士会の将来を憂うる愛会の士と自負しているのかも知れないが、何れにしても過ぎたるは及ばざるのたとえ通り、改革を要する点は徐々に改めて行くのが自然で、調和のうちに進歩を見出すべきである。

近く、日本税理士会連合会々長選任の問題も起きよう。調和ある会ならば東京会々長が連合会々長に任ぜらるべきは当然である。それが若しすんなり行かないとしたら、それはどこに原因があるのだろうか。

税理士会の構成が、公認会計士組、税理士試験組、官界出身組によって成っていることによって、会の運営がギコチないものとなるのなら複数会に進まざるを得ないだろう。

それをしないで、一会のまま分裂状態を来たしたとき、税理士の社会的信用は失墜し、その地位の向上も望み薄となる。

一局複数会制を採るためにも現在の税理士会を先ず調和ある会に育ててからでないと実効はあがらないのである。行政当局も恐らく同じ考えであろう。だからこそ、第一税理士協議会は数年来、税理士会の正常化を唱え続けて来ているのである。

税理士会新役員に、調和と進歩をめざした全会員に納得のできる会の運営を望んでやまない。

商法改正案の審議山ばへ

六月二十六日頃に見とおしつく

国会の審議空転で大幅に遅れた商法政正案の審議は、六月一日、五日、十二日、十五日と衆院法務委員会において再開され、急速に具体化の方向が見えはじめてきた。十五日は各界の参考人意見聴取があり、二十一日に最終審議となって、二十六日に法務・大蔵・商工合同委員会で法案整理となれば衆院法務委から同本会議採択となり参議院へ回ることになる。

野党は慎重審議を主張しているが、与党としては参院で審議未了にならない期間内に送りたいとしているので、ここ数日与野党間のかけひきが注目されるところである。十五日の参考人陳述には金子佐一郎氏、日本公認会計士協会の川北博氏らが各議員の質問に答えて、商法改正の必要性を社会的観点から強調していた。なお、日税連では依然として商法改正反対のパンフレットや小論文を発表したりして、大勢に水をかける動きを示しているが、税理社会内部からも批判の声が上がっている。

日税連会長立候補締切は七月十一日

期待される添田会長の立候補

日本税理士会連合会では、五月一出馬をねがったが、政治経済の中二十四日に正副会長会を開き、来枢である東京という地理的条件や七月の定期総会準備や日税連会七千名を超えるマンモス会員を擁長の選任手続等を審議した模様している趨勢からいっても、東京である。日税連会長の立候補〆切は税理士会が日税連会長を引き受七月十一日であり、東京税理士会ける責任があると思われる。の多数の理事諸氏は、今度こそ是そこで、その第一段階として、非添田東京税理士会長の日税連会七月十一日前に開催される東京税長が実現するよう希望している。理士会理事会においては、もし反前回は、諸般の已むを得ない事対者があればよく説得し、良識ある決議に到達するよう期待されている。情で、ご本人も本意ではなかった南九州税理士会の木村清孝氏にご

12倍保障
災害の時には
安心の保険
大樹
コンピューターアドバイス
三井生命
〒100東京都千代田区大手町1 2 3

タケダのだし
風味とコク！
おいしいだしが簡単につくれる、新しいタイプの調味料《タケダのだし》。天然の材料と各種調味料の持ち味がバランスよくまとめられ、どんなお料理にもよくなじみ、ゆたかな風味と深みのあるコクに仕上げます。サラサラした顆粒状なので、溶けやすく、サジ加減も思いのまま、手軽に使えて経済的です。
タケダ
●和風料理に（赤のパッケージ）
《かつお風味》
●洋風料理に（茶のパッケージ）
《ビーフ風味》
●中華風料理に（橙のパッケージ）
《チキン風味》

新土地税制（国税）の概要

大蔵省主税局税制第一課
課長補佐　谷川貞夫

はじめに

昭和四十八年度の税制改正の柱のひとつは、土地税制である。

地価の高騰を中心とする土地問題は、今や、早急に解決を要する重大な社会問題となっているが、昭和四十八年度においては、総合的な土地対策の一環として、新土地税制が導入された。

まず、国税においては、法人の土地譲渡益重課制度の創設、個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設などの改正が行なわれた。

また、地方税においては、固定資産税の適正合理化が行なわれるとともに、特別土地保有税が創設された。

このように、国税および地方税において、各種の措置が併せ講じられたことは、土地問題の深刻さと複雑さを反映したものといえよう。

ところで、国税における土地税制の改正は「租税特別措置法の一部を改正する法律」によって行なわれ、地方税関係の改正は「地方税法の一部を改正する法律」に織り込まれている。

すでに、両法律とも成立しており、新土地税制はその歩みを始めている。

本稿においては、新土地税制の背景、狙いについて説明したのち国税における土地譲渡益重課制度の内容を説明したい。

一、新土地税制の背景

昭和三十年代以降、わが国の土地の価格は賃金や物価の上昇テンポを上回る大幅な上昇を続けてきた。このような地価の高騰は、わが国経済の驚異的な高度成長を背景とするものであり、従来は人口と産業の都市集中に伴う土地の需給の不均衡を反映して、大都市及びその周辺地域において特に著しいものがあった。

すなわち、従来の土地問題は、大都市における住宅・宅地の不足の問題としても、局限的に把えることが可能であったといえよう。

しかしながら、一昨年末の未曽有の金融緩和を背景として、土地問題はその様相を一変した。法人の土地投資が急増し、全国いたるところで土地が買われ、地価の上昇が全国的に拡がるという現象が生じてきた。

このため、大都市に住む人々にとって土地の入手が益々困難となり、マイホームの夢が達成できないという問題が深刻に意識されることとなった。

また、地価の高騰は、公共用地の確保を難かしいものとし、社会資本の充実という課題の達成を阻害することにもなっている。

このように全国的規模に拡大された土地問題を解決するために、有効な手を打つべきだとの世論が高まるとともに、その手段として税制を活用すべきだとの意見が強まってきた。

ところで、土地問題の解決に税制を活用するについては、すでに昭和四十四年度の税制改正において経験ずみである。

昭和四十四年度の土地税制は、大都市及びその周辺において宅地の供給促進を図り、土地需給の緩和を行なおうとすれば、個人が先祖伝来持っている農地、山林等を流動化し、これを市場に放出させる以外にはないとの判断から、個人が長期間（五年超）保有していた土地を譲渡した場合には、その譲渡所得については、他の所得と分離し、低率の比例税率によって課税するという制度を中心とするものであった。他方、個人の短期（五年以下）保有土地の譲渡所得についての土地譲渡益重課制度と地方税としての特別土地保有税を創設することとした。

すなわち、昭和四十四年度の土地税制は、税金を軽くすることによって、個人からの土地の放出を狙うということを主眼とするものであったといえよう。

さて、この昭和四十四年度の土地税制は、個人のサイドからの土地の供給増加という面ではそれなりの効果があったと評価されるが反面、法人に対して特別の手当てがされていなかったため、個人から放出された土地が法人の保有に帰し、必ずしも最終的な宅地の供給に結びついていないとの批判が出てきた。

そして、昭和四十四年度の土地税制の目的を貫徹するためにも、この際、法人の土地取引についてなんらかの規制措置を講ずる必要があるのではないかとの意見が強まってきた。

以上のような土地問題の現状と昭和四十四年度の土地税制との関連をふまえ、税制調査会では、昨年九月から、土地税制のあり方についての審議を始めた。

そして、十数回にわたる慎重な審議の末、本年一月、国税としての土地譲渡益重課制度と地方税としての特別土地保有税を創設するのが適当である旨の答申を提出した。

二、新土地税制のねらい

今回の土地税制は、国税としての土地譲渡益重課制度と地方税としての特別土地保有税を組合せた形となっている。

まず、土地譲渡益重課制度は、土地譲渡益に重い税金をかけることによって、土地の譲渡による期待利益を減少させ、土地で儲ける〝うまみ〟を小さくするという趣旨のものであり、異常な土地買いに冷水を浴びせて土地投機を鎮静させ、投機的な需要によって地価がつり上げられるという事態を解消することを目的としている。

つまり、投機的な土地取引を抑制するという点にこの制度の主眼があるわけである。

ところで、土地譲渡益重課制度は、土地の仮需要ないしは投機の抑制という面では有効な手段であると思われるが、他方、一般的には土地の供給を抑止する方向に働くという問題がある。

つまり、土地を譲渡したときに課税するという仕組みであるから土地をじっと寝かせておくような場合にはどうしようもないわけである。

このように、土地譲渡益重課制度は供給阻害という反作用をともなうので、これを中和する措置がぜひとも必要である。

そこで、望ましい土地の供給については、この重課措置を適用しないこととし、望ましい土地の流れに悪影響を及ぼさないよう配慮している。

次に、特別土地保有税であるがこの税は土地の持越し費用を増加させるという機能を通じて、土地の供給を促進するという方向に働く。したがって、土地譲渡益重課制度の欠点を補完するという意味があるわけである。

また、土地の管理費用を無視した〝バカ値〟による土地買いを抑制するという政策効果も期待できるわけである。

三、法人の土地譲渡益重課制度

1、制度の概要

まず、法人の土地譲渡益重課制度のおおまかな輪郭を描いておこう。

(1) 法人税の納税義務のある法人が土地の譲渡等を行なった場合には、法人税に関する他の法令の規定にかかわらず、当該土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に二〇%を乗じて計算した金額が法人税額として加算される。

(2) 「土地の譲渡等」とは、昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得した土地（土地の上に存する権利を含めて「土地等」という。）の譲渡その他の特定の行為をいう。

(3) 「譲渡利益金額」は、土地の譲渡等による「収益」の額から「原価」「負債利子」及び「販売費及び一般管理費」を控除した金額である。

(4) 「負債利子」と「販売費及び一般管理費」は、原則として、法定の概算値方式で算出することとされるが、それぞれについて実績値方式との選択が認められる。

(5) 「国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡」などは、公共用地の確保等の観点から、一定の要件の下に、この重課措置の対象から除外される。

また、優良な宅地の造成事業等も、宅地又は住宅の供給促進の観点から、一定の要件の下に適用除外される。

2、法制上の仕組み

法人の土地譲渡益重課制度は、その法制的な仕組みとして、法人税の税額計算の特例という形をとっている。すなわち、土地の譲渡等があった場合には、本来の法人税額にこの重課制度による税額が上乗せされるというものである。

本来の法人税に上乗せするということは、本来の法人税額の計算に当たっては、土地の譲渡益とその他の損益を通算するが、この重課措置を適用するに当たっては、土地譲渡益だけを他の所得と分離して抜き出し、これに二十%の特別税率を乗ずるということである。

したがって、欠損法人の場合でも、土地の譲渡益があれば、この重課制度による法人税は納めなければならない。（表一を参照）

表一　制度の仕組み

所得 200 X税率＝A

土地	その他
100	100

100 X20 %＝B

①この法人の納付する法人税額は（A＋B）となる。

②Aは本来の法人税であり、Bは今回の重課分である。

③欠損法人の場合にはA＝0となるが、Bがある場合にはこれを法人税として納付しなければならない。

3、対象法人

この重課制度の適用対象法人は法人税の納税義務があるすべての法人である。

したがって、公共法人は対象とならない。また、公益法人等については、収益事業として土地の譲渡等を行なう場合に重課対象となる。

4、重課対象行為

この重課制度は、法人が一定の重課対象行為を行なった場合に適用される。

重課対象行為の基本型は、「昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得した土地又は土地の上に存する権利（「土地等」という）の譲渡」である。

ここで、「昭和四十四年一月一日以後」に取得した土地等を対象

（三ページへ続く）

不安のない暮しのささえ

満期返れい金つき
長期総合保険

大正海上火災

本店　東京都中央区京橋1－5
電話　561－9111（大代表）

今年のお中元。
新しい装いの「味の素」

味の素KK

■300円から5,000円まで、22種類。バラエティ豊かな詰合せがそろっています。

●1,500円の詰合わせ

（二ページより続く）

としているのは、昭和四十四年度の土地税制を補完するという意味からである。

また、「他の者」から取得した土地等に限られるので、自ら埋立てを行なって取得した土地は対象にならない。

「土地の上に存する権利」には地上権、借地権、永小作権、地役権などが含まれる。

ところで、土地等の譲渡を重課対象行為とした場合に、土地等の譲渡と〝ズバリ〟の形をとらずに実質的には土地等の譲渡と同じことを行なう租税回避行為も考えられる。

そこで、主に租税回避行為を防止し、課税の公平を確保する見地から、次に掲げる行為も重課対象としている。

(1) 昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得した土地等について「賃借権の設定等」をする行為。

ここで「賃借権の設定等」というのは、地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で法人税法施行令第百三十八条第一項（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価格の一部の損金算入）に該当するもののことである。

(2) 土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し、宅地建物取引業法第四十六条に規定する報酬の限度額を超える報酬を受ける行為。

宅地建物取引業法では、建設大臣の定めた限度額を超えて報酬を受け取ることを禁止しており、この法定限度額を超えて仲介手数料等を受け取るような場合には、正常な仲介行為とはいえないわけである。そこで、このような行為は実質的には土地の譲渡とみて、重課対象にしているわけである。

(4) その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等に係るもの。

(5) 法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等に係るもの。

(6) 合併法人が、合併により、被合併法人が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を受け入れた場合において、当該土地等について合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付する行為。

(7) 清算中の法人の残余財産のうちに昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等がある場合における当該残余財産の確定。

5、土地等の取得日

この重課制度は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を譲渡した場合に適用されるので、「土地等の取得日」はこの制度上大きな意味をもっている。

ところで「土地等の取得」というのは、土地等の購入という典型的な形のもののほか、合併または現物出資による土地等の受入れ、交換または買換えによる土地等の取得などをも含む広い概念である。

したがって、法人が土地等を受け入れた場合には、その受入れの態様の如何にかかわりなく、形式的には、土地等の取得があったとされるわけである。

しかしながら、形式的には、土地等の取得になる場合でも、この重課制度の適用については、土地等の取得とみない方が適当な場合もある。

そこで、一定の態様の土地取得については、取得日の判定に関して、特別の取扱いをすることにしている。具体的には、次に掲げる取引の態様に応じ、それぞれに掲げる日において、土地等が取得されたとみなされる。

(1) 合併により受け入れた土地等……被合併法人の取得日。ただし、特定の場合には、合併により受け入れた日とされる。

(2) 交換の場合の圧縮額の損金算入（法人税法第五十条）の適用対象となった土地等……譲渡資産の取得日。

(3) 特定の現物出資（いわゆる会社分割）の場合の圧縮額の損金算入（法人税法第五十一条）の適用対象となった土地等の譲渡時において親会社が九十五%以上株式を保有している場合に限る。）……特定出資した法人（親会社）の取得日。

(4) 収用等の場合の圧縮額の損金算入（措法第六十四条）の適用対象となった土地等……譲渡資産の取得日。

(5) 換地処分等の場合の圧縮額の損金算入（措法第六十五条）の適用対象となった土地等……交換譲渡資産の取得日。

(6) 事業用資産の買換えの場合の圧縮額の損金算入（措法第六十五条の六）の適用対象となった土地等。

(イ) 法律改正の施行日（昭和四十八年四月二十一日）前に買換えの特例の適用を受けた場合……買換えに係る譲渡資産の取得日。

(ロ) 法律改正の施行日以後に買換えの特例の適用を受けた場合……買換資産の取得日

(7) 昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等で組織変更により評価増したもの……評価増した日。

6、譲渡利益金額の計算

この重課措置は、土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に対して二十%の税率を乗ずる形で行なわれる。

譲渡利益金額は、次の(イ)から(ロ)を控除した金額とされる。

(イ) 土地の譲渡等による収益の額

(ロ) 収益に係る原価の額及び土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額

ここで、「土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費」は「負債利子」及び「販売費及び一般管理費」とされる。

したがって、譲渡利益金額は次の算式によって定義することができる。

譲渡利益金額＝譲渡収益額－（原価の額＋負債利子＋販売費及び一般管理費）

この算式をみれば分るように、「譲渡利益金額」というのは、土地の譲渡等に係る純利益ともいうべきものである。（表二を参照）

表二　譲渡利益金額

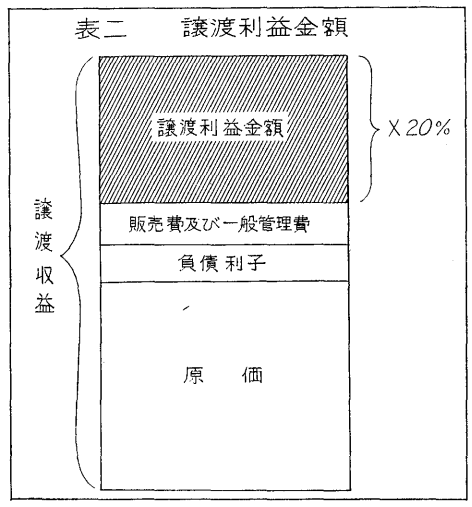

ところで、譲渡利益金額を計算する場合に、「負債利子」と「販売費及び一般管理費」の取扱いが問題となる。「負債利子」と「販売費及び一般管理費」は、期間費用として、その支出年度において損金に算入されているものであるが、土地の譲渡等に係る純利益を計算するためには、土地等に係る「負債利子」および「販売費及び一般管理費」を土地等の取得から譲渡にいたる全期間にわたって集計する必要がある。

すなわち、事業年度ごとに、いわば横断的に損金に算入されている「負債利子」および「販売費及び一般管理費」を譲渡に係る土地等に適切に配布し、これを歴史的に集計する、つまり縦断的につまみ出してくるという作業が必要である。

しかしながら、この作業は、実際にはかなり難かしいと思われるので、これらの経費については、原則として、法定の概算値方式の算式によって、算出することとされている。

法定の概算値方式の算式は、次のとおりである。

概算値＝{各事業年度末の帳簿価額×（各事業年度の月数の合計額／12）＋（譲渡原価×（譲渡事業年度の保有期間の月数／12））}×一定率

ここで、一定率は「負債利子」については六%、「販売費及び一般管理費」については四%とされている。（表三を参照）

このように、「負債利子」及び「販売費及び一般管理費」は原則として概算値によることとされるが、法人が合理的配付基準により計算した実績値によりたい旨を申告書において明らかにした場合には、実績値の選択が認められる。

概算値か実績値かの選択は、「負債利子」と「販売費及び一般管理費」の区分ごとに認められる。ただし、この区分の中においては、同一事業年度については、すべてを概算値によるか、すべてを実績値によるかの選択になる。

譲渡利益金額の計算方法は以上のとおりであるが、法人税法又は租税特別措置法の規定により、土地等の譲渡につき本来の法人税の課税の繰延べが認められている場合には、この重課分についても課税の繰延べを認めるなど、譲渡利益金額について所要の調整が行なわれる。

表三　概算値

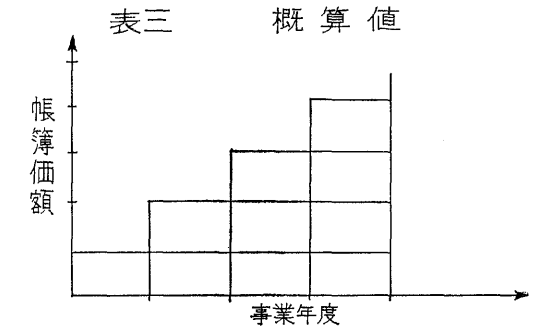

①この図の面積が帳簿価額の累計額を示すわけであり、この面積に一定率を乗じて、概算値を算出する。
②取得年度及び譲渡年度については、保有期間による調整が行なわれる。

7、譲渡利益金額の合計額

譲渡利益金額は、当該事業年度の場合には、譲渡利益金額を合計する際に、他の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額から控除される。すなわち、同一事業年度内においては、土地の譲渡等に係る損益の通算が認められる。

ただし、事業年度をまたがったプラス・マイナスの通算はできない。

8、税率

重課税率は二十%である。したがって、土地等の譲渡益の総合税負担は、通常の法人税、法人住民税及び事業税による負担を合せておおむね七十%となる。

9、適用除外

土地の譲渡益重課制度は、前述のように、法人の土地投機の抑制を主眼とするものであるが、反面一般的には土地の供給を抑止する方向に働くという欠点がある。

そこで、適用除外措置を設け、この重課措置が「望ましい土地の流れ」を阻害しないようにするための配慮が加えられている。

適用除外の柱は二つあって、ひとつは「公的な土地取得の促進」であり、他は「優良な宅地の供給」である。

この二つの目的を軸として、重課措置の適用除外とされる土地譲渡の形態が具体的に定められている。

適用除外とされるものは、次のとおりである。

(1) 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡（譲渡に係る土地等の面積が千㎡以上の場合には適正利益要件を充足するものに限られる。）

(2) 収用換地等による土地等の譲渡（譲渡に係る土地等の面積が千㎡以上の場合には、適正利益要件を充足するものに限られる。）

(3) 日本住宅公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で、これらの者が行なう宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務のために直接必要と認められるもの（譲渡に係る土地等の面積が千㎡以上の場合には、適正利益要件を充足するものに限られる。）

(4) 都市計画法第二十九条の許可（いわゆる「開発許可」である。）を受けた法人が造成した一団の宅地（その面積が千㎡以上のものに限られる）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの。

(イ) 適正利益要件を充足すること。

(ロ) 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。

(ハ) 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

（四ページへ続く）

切り取り線

「第一税協」新聞購読申込書

昭和　年　月　日

新聞「第一税協」を　　月号より1年間購読を申込みます。（年間購読料 500円）

部数　　部　　合計金額　　円

ご住所

事務所名

ご芳名

切り取り線

「第一税協」新聞をご購読下さい

第一税理士協議会々長　岡崎寿士

税理士のみなさん

東京税理士会の役員選挙も終わり、新らしい活動がすべり出そうとしております。

ご承知のとおり税理士法改正、商法改正問題など税理士会は今重要な段階に直面しており、挙会一致して難局に対処しなければなりません。第一税理士協議会と致しましては今後とも、税理士の地位向上をめざし、各界から支持される税理士会のために活動して行く所存であり、そのために新聞「第一税協」を発行して、会務全般に関する報道を続けてまいりたいと思つております。

そこで、第一税理士協議会の会員以外の税理士の諸先生におかれましても何かのご参考として頂くために、「第一税協」新聞を、この際ぜひご購読賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

諸先生のご健康を祈りつつ　草々

追伸　さきに購読お申し込みを頂いた先生は、購読申込書は不要ですが未だ購読料をお支払い下さっておりません方は、お手数ですが先にお送りしました振替用紙にお支払い願い上げます。

※購読申込書送付先　〒103 東京都中央区日本橋3—12—2
朝日ビル5階
第一税理士協議会東京会

（三ページより続く）

(5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地（その面積が千㎡以上のものに限る）の全部又は一部の譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの。

(イ) 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて都道府県知事の認定を受けたものであること。

(ロ) 適正利益要件を充足すること。

(ハ) 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

(6) 新築された住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千㎡以上のものに限る。）の全部又は一部の譲渡で、次の要件に該当するもの。

(イ) 適正利益要件を充足すること。

(ロ) 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

(7) 次に掲げる一団の宅地（その面積が千㎡未満のものに限る）の全部又は一部の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの。

(イ) 当該法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長又は特別区の区長の認定を受けたもの。

(ロ) 一団の宅地で、新築された住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの。

10、適用利益要件

前述のとおり、国または地方公共団体に対する譲渡等や優良な宅地造成事業等については、この重課措置を適用しないことにしているが、この場合、面積が千㎡以上のものについては適正利益要件を適用除外の条件としている。

利益が適正であることを適用除外の要件としているのは、今回の土地税制の趣旨からすれば、土地の値上りによる投機的利益を享受しているようなものを適用除外の対象にすることはできないという理由からである。

したがって、適正利益金額を定めるに当っては、土地の値上りによる投機的利益を排除し、一般の企業活動から得られる利益と同水準のものを、宅地造成事業についても認めるという基本的な考え方に立っている。

適正利益要件の判定算式等は次のとおりである。（表四および五を参照）

(1) 次の算出に該当する場合には当該譲渡は適正利益要件を充足しているとされる。

譲渡収入－（譲渡原価＋販売費及び一般管理費）≦適正利益金額

(2) 適正利益金額は次によって計算される。

(イ) 造成費割合が十％以上の場合……譲渡収入の二十七％。ただし、倍率係数が三を超える場合には、三を超える一ごとに五％が加算される（加算率の最高は二十％）。

(ロ) 造成費割合が十％未満の場合……譲渡収入の十％。ただし、倍率係数が一を超える場合には、一を超える一ごとに五％が加算される（加算率の最高は二十五％）。

11、適用開始時期

この重課措置は、原則として、昭和四十九年四月一日以後に土地の譲渡等を行なう場合について適用される。

ただし、次の行為については、改正法の施行日（昭和四十八年四月二十一日）以後に行なわれた場合に直ちに適用される。

(1) 当該法人と「特殊関係者」との間で行なわれる土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む）または株式の譲渡。

ここで、「特殊関係者」というのは、当該法人と親、子、孫、曽孫、兄弟等の関係にある法人の範囲で定められている。

(2) 当該法人と「特殊関係者」との間の合併の場合の評価益の計上。

(3) 重課対象となる仲介行為。

(4) 施行日以後に取得する土地等の譲渡。

表四　倍率係数の意味

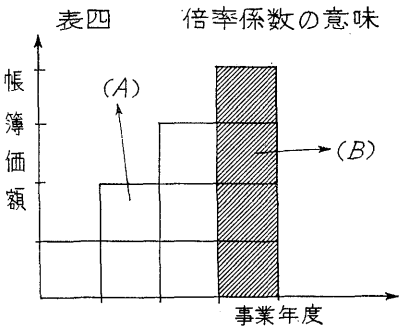

①この図の面積（A）は帳簿価額の累計額である。
②（B）は譲渡原価である。
③(A)/(B)が倍率係数である。
④土地等の保有期間による調整が行なわれる。

表五　適正利益率

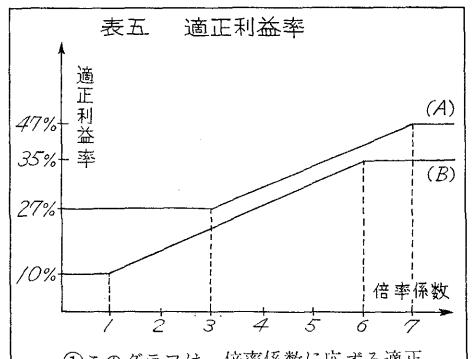

①このグラフは、倍率係数に応ずる適正利益率の動きを示すものである。
②（A）は造成費割合が10％以上の場合であり、（B）は造成費割合が10％未満の場合である。

四、個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度

1、制度創設の趣旨

前述のように、昭和四十四年度の土地税制においては、個人の短期譲渡所得について重課措置が導入され、五年以内の短期保有の土地等又は昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を譲渡した場合には、その譲渡所得については他の所得と分離し、重課することとされた。

しかしながら、不動産業者等のように、土地等をたな卸資産として購入し、販売することを業として行なっている場合や、土地等を造成して譲渡する場合には、譲渡所得ではなく、事業所得又は雑所得として課税されることになっていたので、短期重課措置は適用されていなかった。

今回法人については土地譲渡益重課制度が創設されたが、これとのバランスを考えると、個人の不動産業者等の土地譲渡益についても重課措置を講ずる必要があろうそこで、個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度が創設されたわけである。

2、制度の概要

制度の内容は法人の場合に準ずるものであるが、個人の場合には分離課税方式をとっているので、税額計算の点で法人とは大きく異っている。

制度の概要は次のとおりである。

(1) 個人が、昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得した土地等で事業所得または雑所得の基因となるものの譲渡（法人の場合と同様に賃借権の設定等や法定限度額を超えて仲介手数料等を受取る行為が含まれる。）をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得または雑所得については、他の所得と区分し「土地等に係る事業所得等の金額」に対し、次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額に相当する所得税を課する。

(イ) 「土地等に係る課税事業所得等の金額」の四十％相当額

(ロ) 「土地等に係る課税事業所得等の金額」につきこの重課措置の適用がないものとした場合に算出される所得税額の百十％相当額

(2) ここで、「土地等に係る事業所得等の金額」とは、土地の譲渡等による収入金額から原価等の金額を控除した金額のことである。

(3) 法人の土地譲渡益重課制度の場合と同様、「望ましい土地の流れ」を阻害しないよう適用除外措置が講じられている。

書評

「どんと来い税務署」

吉田　敏幸著　㈱ベストセラーズ社刊　新書版　三三三頁

「どんと来い」という題名、とくに前半部に多い反税的な解説に抵抗感をもつ人もあるようには考えられる。しかし、それは、著者が「まえがきにかえて」のなかで「むずかしい法律用語をさけて、なるべくわかりやすく述べたもので、日夜税金で頭の痛い納税者の皆さんの役に立ちたいと思い、ここに『税金漫談』をお送りする次第である」ということわり書きしているためと解することができよう。

この点を批判されるにせよ、本書は一応税法研究、判例研究に軍付けされた質問検査権に関する文献であることには間違いない。

とくに巻末の「質問検査権の沿革」は、明治20年以来80年の質問検査権規定のうつりかわりを詳細に検討し、資料としてまとめたもので、その取り上げ方や、内容の正否はともかくとして資料的価値は認めざるを得ない。

つぎに、本書の目次により著書の内容を示そう。

1章　税務調査と納税者の権利
2章　確定申告と納税者の権利
3章　「税務調査の法律的知識」批判
4章　質問検査権の沿革
1、明治20年（罰則権、検査権・罰則の提案削除）
2、明治32年（税務職員による質問権・罰則なし）
3、明治38年（取引先質問権追加、検査権の提案削除）
4、大正2年（不答弁、調査妨害・罰則提案削除）
5、大正9年（事前催告制度、帳簿検査権・罰則を削除）
6、大正15年（営業税法廃止、質問検査権）
7、昭和12年（帳簿検査権完成）
8、昭和15年（法人税法創設、検査権の拡大、罰則規定の創設）
9、昭和22年（申告納税制度の採用、質問検査権の拡大強化）
10、昭和25年（シャープ勧告、青色申告制度の採用）
11、昭和37年（国税通則法制定・立入権等提案削除）
12、昭和40年（現行質問検査権、罰則）

本書の裏表紙に書かれた略歴によると、著者は大正10年出生昭和28年税理士、昭和38年公認会計士を登録した職業会計人で全国商工団体連合会（民商）の顧問をしている。

職業会計人の間にも民商の存在に批判的な立場をとる方もいるが、民商が多くの税務事件に関連して果たした役割はそれなりに認めてもよいと思う。

また著者の思想的背景は別として、本書に対する評価も読者により異なるものと思われるが税務行政に波紋を投じたことは事実であり、一読をおすすめしたいと思う。（公認会計士　野々川幸雄）

暑中見舞（名刺）（広告）募集

第一税理士協議会広報部では翌二月号に恒例の諸先生の暑中見舞（名刺）広告を掲載したいと思います。会員相互の挨拶と親睦を兼ねて、多数会員の方が、ご利用くださいますようお願い致します。

つきましては、下記要領によりお申し込みください。

記

一、掲載料　千円（一律に）
一、申込締切日　7月10日（火）

※氏名・事務所々在地・電話番号を明記の上、代金を添えて、第一税理士協議会広報部宛お申込みください。

ひかりは北へ！

東北がグーンと近くなります

（東北縦貫道路　49年開通予定
（東北新幹線　52年開通予定　東京～福島　1時間10分

磐梯吾妻 高湯平

温泉付高原別荘地

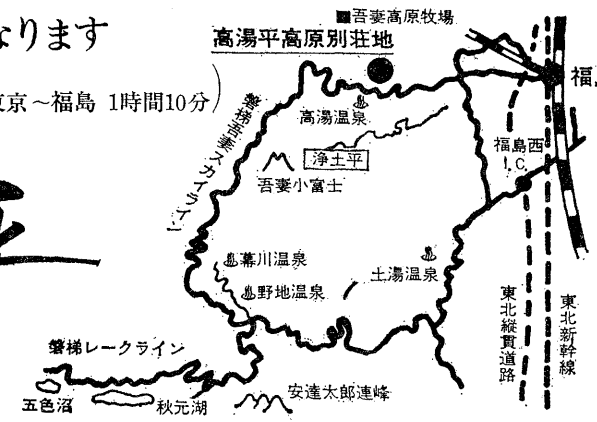

資料請求券
高湯平
6.10.

建設大臣免許(2)第606号
三岡地不動産株式会社
本社／東京都中央区日本橋本町１－８－５　〒103
241－3920（代表）担当大草、清水　支店　大阪、名古屋

第三期分譲受付開始

現地無料見学会
6月16日、17日
6月23日、24日

- 所在地／福島市在庭坂中ノ堂１番の９ほか
- 交　通／東北線上野～福島・特急３時間
  福島駅から17km車で約20分
- 総面積418295㎡　●地目山林　●建ペイ率７割
- 価格１㎡6,600円～16,500円　●私道負担なし
- 設　備／電気（東北電力）簡易水道　道路（幹線8m支線4.5mアスコン舗装）U字排水溝、街路灯、防火用水池…昭和48年七月完成予定
- 施設計画／駐車場、公園、プール、テニスコート、アーチュリー、ベビーゴルフ場　昭和48年9月完成予定
- 温　泉／温泉権1口50万円（昭和48年6月末日迄）
- ローン／東海銀行本・支店（契約額の50％以内）
  返済期間　最長10年、年利8.40％～8.70％
- 前金保証／全国不動産信用保証㈱

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年7月15日　（日曜日）　第23号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（1部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　第七十一国会衆議
第三頁　院法務委員会議録
第四頁　（抜萃）
第五頁　暑中見舞名刺広告
第六頁

日税連 木村会長 商法反対運動収束宣言

商法改正案衆院通過に伴い

反対派、収束反対の蠢動

監査体制の強化を盛つた商法改正三法案は七月三日正午すぎ、所謂株式会社の監査等商法特例法案を修正し、付帯決議をもつて衆院を通過し参院へ回付された。参院法務委員会では十日に公認会計士協会と日税連代表による参考人意見陳述が開かれ、引き続き十二日以降参院法務委において審議され、会期末ギリギリになつて、場合によつては可決・成立する模様である。そこで日税連では特別利害関係人に関する同会の要望がほぼ取り入れられたとして、七月五日、木村日税連会長名をもつて同会の商法改正反対運動収束宣言を発した。しかし、波多野氏ら一派はこれを不満として木村宣言反対の動きを示し、税理士会員多数からひんしゅくを買っている。

衆院の「商法改正」に対する修正案は、会計監査人の監査を受ける会社のうち、資本金五億円以上十億円未満の証取法適用会社以外の一般会社等を、別に法律の定める日まで適用しないということと監査法人については社員のうち一名でも欠格事項に該当すれば、その監査法人は会計監査人となることができないというものである。

また、公認会計士法の改正によつて、政令で監査法人の社員が一人でもその会社の税務書類の作成などの税務業務を行なつているときは、その監査法人は会計監査人にはなれないことを検討すべきだとするのが付帯決議である。

株式会社の監査等商法特例法案の本則では変りはないとはいうものの、経過措置で証取法適用外の一般会社および金融機関については資本金十億円未満の会社を除いたことは、重大な法案の後退であるとして日本公認会計士協会では遺憾の意を表明している。一方、日税連としては〝特別利害関係〟等の要望がほぼ通つたとして、号外を発行し木村日税連会長名をもつて「この蠢動には、税理士会員としてはほとほと困つたものだという批判が挙つている。

木村日税連会長が七月五日付「税理士界」号外紙上で発表した所謂税理士会の商法反対運動収束宣言は、税理士会のいい分がかなり配慮された今時衆議院における商法修正案や付帯決議の段階においては至当なものであろうと迎えられている。そのなかで木村会長は「私どもは、たつた今から税理士会始まつて以来、かつて経験したことのない重苦しいともいえる大きな試練をしている訳であり」「税理士会の自治にいささかのヒビも入らないよう、慎重かつ冷静なご批判を」「今後の参議院審議の段階におきましては軽はずみな言動に走ることなく、会の統一を乱すが如き行動は厳に慎しみたい」「会員のみなさんが、冷静に、沈着に、この決断をお受けとめいただきますよう」と繰り返し繰り返し訴えている。九年間にわたつて内外の批判を浴びながら続けてきた同会の商法反対運動にピリオドを打つ木村会長にしてみれば無理からぬ心情であろうと思われる。ところがこれに対し、例の波多野・向山氏ら二派や大阪曽税協とおぼしき面々は、共産党を除く参院議員の諸先生を歴訪し、あれは木村会長の独断であり、われわれは商法反対の意思を毛頭捨てるものではなく云々と木村氏の指導に反する行動をとつており、これに対してまた木村氏が私の収拾の決断は変わつていない、反対を云々している会員のいい条は税理士会の本意ではないと議員諸先生に訂正文書を配っていることが、議員筋から明らかになつている。もともと、この九年間税理士会を商法反対その他不正常な方向にねぢ曲げる原動力となつたのが、旧溝田執行部の流れをくむこの反対過激グループであり、最高指導者の「終戦宣言」が出てからもなおかつ執拗に反対を続けようとするその態度は、丁度終戦直後に日本の降伏を肯じない厚木飛行場の特攻隊青年将校が縦横に厚木上空を飛びまわつて、「戦いを続けよ」と激烈なビラをまいたのと全く同じようなものだとその時代錯誤に対し大方の失笑を買つている。

日税連会長問題にしても、軌道に乗つた木村体制を維持するために的確な後継者を選ぶべきであり、断じて旧溝田体制を再来させるようなことがあつてはならない。反対分子を孤立させよう。われわれは日税連の今後の行方を厳に注視する。

主流

日税連の今後の行方に重大な関心を

日税連会長候補者に 添田正夫氏推薦

七月五日、東京税理士会理事会

東京税理士会の新執行部にとつて初の理事会が七月五日午後一時から税理士会館で開かれ、注目の日税連会長候補者の推薦問題が審議された。会議は久保村得治郎副会長の議長で進行、推薦依頼の出ていた添田会長、橋本京一郎会員の両名について無記名投票が行なわれ、六十六票対四十六票で添田氏の推薦が決定したものである。

しかし、日税連会長にはほかに名古屋の北川氏、東海の高野氏の名が上がつており、添田氏の日税連会長立候補が東京の機関決定をみたとはいえ、最終的予断は許さない。情勢の如何によつては、折角軌道に乗つた木村体制が崩れ、再び例の溝田体制のような混乱状態にならないとも限らない。会員は七月二十七日の日税連総会の動向を注目している。

第一税理士協議会々長に岡崎氏

副会長に下田、岩崎、千正、長坂氏らきまる

六月二十五日、同会第五回総会開く

第一税理士協議会東京会第五回定期総会は、六月二十五日午後一時半より長坂利正副会長の開会の辞で始まり、まず岡崎寿士会長が挨拶に立つた。そのなかで、第一税理士協議会は税理士会の内部に踏みとどまつて正常化に努力し、税理士兼公認会計士の権益擁護にも尽したこと、今年度東京税理士会選挙には三会連合して一定の成果を挙げたこと等を総括した。次いで来賓挨拶として、茂木誠陸公認会計士協会東京会長、岩井敏通知公認会計士会幹事長のお祝いと激励のことばをいただき、岡崎会長が議長席について議事に入つた。

報告事項では長坂副会長が第五年度事業・会務を詳細に報告して承認された。

審議事項に入つて、第五年度決算報告を鈴木秀栄経理部長が、監査報告を長田邦稲監事がそれぞれ報告し承認された。未収会費問題については執行部一任となつた。次いで第六年度事業計画を長坂副会長、第六年度収支予算案を鈴木経理部長が提案し、長田氏から会員増強の策如何、税理士会内の所謂反対派のいい分もよく聞こう。有賀氏から、本会が通知公認会計士会かいずれかに必ず入会するよう呼びかけよう。玉家氏から会の政策を樹てよう等の質問や提案があつて、可決した。最後に役員改選の件が提案され、会長に岡崎寿士氏、副会長に下田友吉、岩崎守利、千正清夫、長坂利正四氏を選出し、理事・支部長も全支部毎に選出された。終りに近く宮坂保清公認会計士協会長、添田正夫東京税理士会長が馳せつけた。下田友吉副会長の閉会の辞で意義ある総会を終了した。

東京税理士会総会 円満に終了

東京税理士会の第十七回定期総会は、六月二十二日午後一時から税理士会館において開催された。

会議はさしたる混乱もなく進行し、全体として添田執行部第二期目に突入する全会員の団結の実を示して円満裡に終了した。

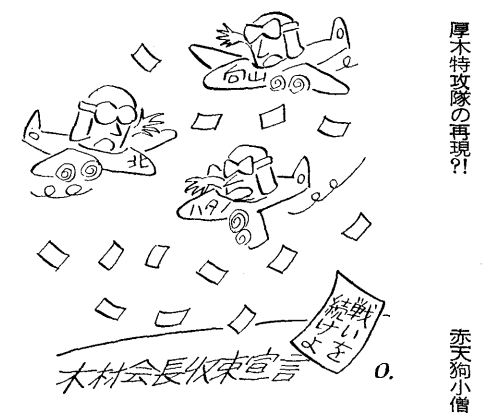

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする——
リヒト　良い品はお徳です

手動式
シュレッダー
〈軽く 細断〉　¥35,000

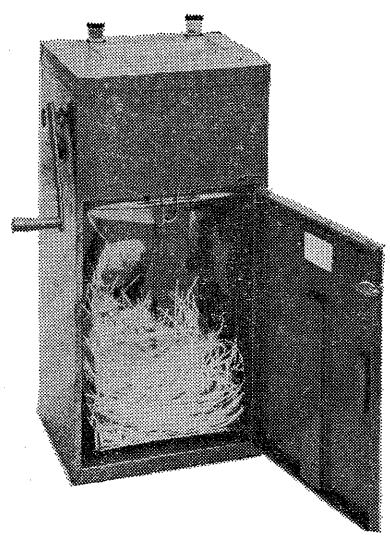

ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉
パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

〈経費節減〉
この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

仕様		
	細断巾	3㎜
	投入巾	210㎜
	瞬間細断能力	ザラ紙4枚位
	サイズ	250×340×665㎜
	重量	18㎏

リヒト産業株式会社
本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942—2361
東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862—6911
各支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

経済派スティックのり

ピットグレート
国産第1号！　1本 ¥200
トンボ鉛筆

第七十一国会 衆議院 法務委員会議録（抜萃）

商法改正三法案は会期ギリギリに去就が決する模様だが、衆院・参院両法務委では白熱の審議がなされたのであった。本号では参考までに六月十二日の抜萃を載せる

昭和四十八年六月十二日（火）
午前十時二十一分開議

出席委員
委員長　中垣　國男君
理事　大竹　太郎君
理事　小島　徹三君
理事　谷川　和穂君
理事　福永　健司君
理事　古屋　亨君
理事　稲葉　誠一君
理事　横山　利秋君
理事　青柳　盛雄君
井出一太郎君　植木庚子郎君　松沢　雄藏君　三池　信君　阿部　助哉君　正森　成二君　沖本　泰幸君　山田　太郎君　塚本　三郎君

出席国務大臣
法務大臣　田中伊三次君

出席政府委員
法務大臣官房長　香川　保一君
法務省民事局長　川島　一郎君
法務省刑事局長　安原　美穂君
大蔵省主税局長　高木　文雄君
大蔵省証券局長　坂野　常和君

委員外の出席者
法務省民事局参事官　田辺　明君
大蔵省主税局税制第一課長　伊豫田敏雄君
大蔵省証券局企業財務課長　白鳥　正人君
法務委員会調査室長　松本　卓矣君

本日の会議に付した案件
理事の補欠選任
商法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇二号）
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案（内閣提出第一〇四号）

○中垣委員長　内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。沖本泰幸君。

（中略）

○沖本委員　資本金五億円以上の株式会社については公認会計士または監査法人による監査を義務づけることは税理士の職域をおかすことになると、こういうふうにいわれてもおりますけれども、公認会計士のうち、税理士業務を営んでいらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○坂野政府委員　四十七年の十二月末の公認会計士の登録している者の数は四千四百五十名でありますが、そのうち、これは推計計算でありますが、監査業務のみを行なっている者が二百五十名、監査業務と税務を一緒に行なっているものと思われる者が約三千名、税務だけを行なっているものと思われる者が千名、その他二百となっております。これは昭和四十四年の実態調査のときには確実な数字があったわけでありますが、その後実態調査を行なっておりませんので、四十七年末の人員を案分して計算いたしますと、大体そういうことではないかというふうに考えるわけでございます。したがって、御質問の主として税務のみというのは約千名と思われます。

○沖本委員　資本金五億円以上の株式会社の税務を担当する税理士さんは既得権として税金の仕事をしていらっしゃる、こういう方々はどれくらいいらっしゃるわけでしょうか。いまの千名でいいわけですか。

○田辺説明員　御質問は大蔵省の主税局の御所管でございますが、私のほうに御返事をいただきましたところでは、資本金五億円以上の株式会社約二千七百、【そのうち】の一割前後に関して、御承知のように税理士法で申しております税務相談あるいは税務書類の作成あるいは申告代理、何らかの形で関与していると思われる、こういう御返事でございます。

○沖本委員　商法上の監査を行なう公認会計士の方々に対する利害関係の規制は大蔵省の政令で規定すると答弁されておるわけですけれども、その政令の内容はどういうものなんでしょうか。

○坂野政府委員　いままで証取法の監査証明省令で利害関係を規定しておりましたが、商法が施行されますとこれと同様の規制を公認会計士法の施行令に盛り込む予定にしております。その中身は、従来やっていたものとほぼ同様でございますが、具体的に申し上げますと、公認会計士とかその配偶者が被監査会社の株主あるいは出資者である場合、それから被監査会社に対して債権債務を有している場合、被監査会社から経済上の利益、たとえばお金を借りているとか家賃を安くまけてもらっているというような、そういう利益を受けている場合、また四番目といたしまして、被監査会社から継続的に公認会計士業務以外の業務、主として税務でありますが、そういうことで報酬を受けている場合、これは個人の場合であります。五番目に、被監査会社の関係会社の役員または使用人である場合、六番目に被監査会社の役員等から経済上の特別の利益または報酬を受けている場合、これが公認会計士個人としての利害関係という項目でございます。

また、監査法人もほぼ同様でございますが、その監査法人が被監査会社に対しまして債権または債務を持っている場合、被監査会社から経済上の特別の利益を受けている場合、被監査会社の役員等から経済上の特別の利益を受けている場合、監査法人の社員の半数以上が被監査会社の役員、使用人、株主、出資者、債権者、債務者あるいは関係会社の役員または使用人である場合、また被監査会社から経済上の特別の利益または税務等公認会計士業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合、以上が政令の内容に盛り込もうとしている内容であります。

○沖本委員　まだたくさんあるのですが、質問の時間がなくなってきましたので、三つまとめて伺っておきます。お答えいただきたいと思います。

監査法人の社員の一人でも監査を受ける会社の税務を担当しているときは監査法人はその会社の監査はできない、こういうふうにすべきではないかという点と、公認会計士の利害関係、特に監査と税務の関係は外国においてはどういうふうに取り扱われているか、これは非常にこれからあと複雑な事情が起きてくると考えられます。そういう点について明らかにしていただかないと、将来についての方針をきめたり、これからの業務についてもいろいろな問題点が出てくると思うので、この点が明らかにしていただきたい点です。

それから、いわゆる一般商人に損益計算書の作成を義務づけているわけですけれども、この改正からいくと、零細な商売人の方にまで複式簿記を強制することになってしまう、こういうことになるわけですが、市場の魚屋さんだとか八百屋さんという方は、実際に見ると、買ってきて、それで品物を売ってできるの中にお金を入れておつりを渡して、その場で出し入れがあるわけですね。そういう点について事務能力ということよりも、きょう買ってきたものが晩にどれくらいの利益があったかなかったか、損することもあるし、もうけることもあるというようなことになるわけですけれども、そういうふうな方々に複式簿記をつけろということはちょっと考えられないことでありますし、そういうことがお役所式に行き渡っていきますと、これはたいへんなことになって、記帳係を置かなければならないとか、あるいはどこかに頼んで帳面をつけてもらわなければならないとか、大混乱を起こしてくるのではないかというふうに考えられるわけです。自分の損益というものを考えた場合には帳面つけするのは当然であるということに常識上はなるわけですけれども、実際はそうはいっていないということになると、この点はとにかくたいへんな問題をはらんでおるということになっていくわけで、見ていると、どうも納得できないわけです。そういうことになりますと、零細な商売人の方はこのために振り回されて、余分な神経を使ったり、余分なことで今度はそういうことに対する事務屋さんの仕事をふやして、そっちのほうへ問題を持ち込んでいく、こういうことになってくると、たいへん問題が複雑になってくると思うのですが、この三つについてお答えを、いただきたいと思います。

○坂野政府委員　前の二問についてお答えいたします。

【委員長退席　大竹委員長代理着席】

監査法人の利害関係、被監査会社との利害関係を定めております目的は、監査法人が監査をいたしますときに公正な監査ができるかどうかという点であることは申し上げるまでもないことであります。その点につきまして、利害関係はただいままでのところは社員の半数以下でなければいけないという定めをしております。御質問の一人でもその会社の税務を見ておればいかぬじゃないかというようなお説でありますが、私どもはそういうふうに考えてはおりません。一人税務を見ているからといって、監査法人の監査が公正を欠くということにはならないというふうに考えております。

一番目の諸外国でございますがアメリカはSEC、証券取引委員会の規則あるいは公認会計士協会の規則で、監査と同時に税務を行なうことは差しつかえないということになっております。英国では会社法並びに公認会計士協会の規則でやはり同様になっておりますカナダ、西ドイツ、カナダは連邦会社法、西ドイツは株式会社法、いずれも米国と同様の制度になっております。

○川島政府委員　三番目の点についてお答えいたします。

三番目の御質問は、零細規模の商人に対して損益計算書の作成を義務づけることは、複式簿記を強制することになって不都合を生ずるのではないかという御趣旨の質問でございますが、御指摘のように、今回の商法改正におきましては、商人は損益計算書を作成することを義務づけております。しかしながら、この損益計算書というのは、一定期間、一営業年度と言ってもいいかと思いますが、その間における収益と、それに見合うところの費用を対照させて、そして純利益あるいは損失といったものを明らかにするものであります。

損益計算書の様式につきましては、法律は別に一定いたしておりません。株式会社につきましては改正商法施行法によりまして、一応その様式等を法定することにいたしておりますけれども、それ以外の会社あるいは個人商人等につきましては、特に形式を一定しておりません。したがいまして、その営業規模あるいは種類に応じまして、妥当と思われる形式で損益計算書を作成すればよいのでありまして、これを作成するために、必ずしも複式簿記が必要になるということではないと思います。

現在簿記の知識が非常に普及しておりまして、個人商人におきましても複式簿記を用いているところは少なくないようでございますけれども、そういうものを用いていないものも大ぜいおるわけでございまして、たとえば、現金出納帳のようなものに若干メモ的なものを加えて記載しておくというようなことが行なわれておりますがこれに基づきまして、損益計算書をつくるという場合には、ごく簡単なものでよいということになろうと思います。

そういう意味で、その商人の営んでおります営業規模あるいは種類というものに応じたものをつくればよいのでありますから、特に過重な負担となることはない、このように考えます。

○沖本委員　もう時間をオーバーしているのですが、まだ疑問が解けません。

一点は、先ほどの外国における点について、ただ御説明があっただけなんですけれども、外国では先ほど御説明があったように、税務会計の関係と監査業務の関係を一緒にしているところ、そういうところがたくさんあるわけです。そういたしますと、そういう関係の方が日本に入り込んでこないかという点も出てくるわけです、日本の法律がきびしくなってきますと。それから、資本の導入とかいろいろなことなり、そういう企業なり、いろいろな観点から、これから起きる問題ということが予測されるわけですけれども、そういうことになるのです、商売人になると。いままでやっていることがころっと変わってくるということになるわけです、法律できめられるわけですから。ですから、そんなにつけなくていいのだ――全然つけてない人が多いはずなんですメモ程度で。

そういうことから、いろいろな税務監査の対象になっていき、青色申告がどんどん進められていって、そういう方向には向いていますけれども、そういうことを義務づけるだけで大騒動を起こすということに当たってくると思うのです。ですから、いままでどおりでいいのじゃないですかということなんです。ですから、ここからこれをはずしたほうがむしろ無難じゃないですか。

【大竹委員長代理退席、委員長着席】

そしていろいろ指導しながら十分そういう時期を待って、それであらためてそういう法律規制をしていくということがいいのではないか。ですから現行のままではそういうものをべたんとはめて、八百屋のおやじさんも何もかも、晩になると帳面づけしなければならない。このことでそういうことが起きてくることが想像できるわけなんですけれども、そうすると何に書いたらいいんだろうかどんな帳面につけたらいいんだろうかということで、どうやったらそういう問題から抜けられるだろうか。またそれが税務署からの監督のいろいろな面の材料になっていくとか、いい面に用いられればいいですけれども、そういうことによって大きな騒動を起こしたりしていくと、将来にまで影響していく。零細な事業の方々なんですから、この法律の持つ重みと、持っている仕事、事業の内容とを比べていくと、この法律の持つ意味というものがないというふうに私は考えるわけです。

ですから、この法律はむしろなくしたほうが無難であるというように考えます。これはその第一の目的の、粉飾決算をなくしていくとか、五億円以上とか、こういうものとの関連性は全然ないわけなんですから、何かちょっとこれだけくっつけておいたというふうな感じを受けるわけなんですけれども、その二つについてお答え願いたいと思います。

○坂野政府委員　外国の発行会社がわが国に来て新しい証券を募集するとか、あるいは外国の証券がわが国で流通する、これはまあ取引所上場、そういう過程を通じまして流通する。そういう場合には、わが国の証券取引法が当然適用になるわけであります。

わが国の証券取引法は、御承知のとおり日本の公認会計士による監査証明書が必要であるということになっておりますので、御心配の点は証取法でカバーできる、こういうふうに考えております。

○沖本委員　以上で終わります。

○横山委員　関連して。

いまの質疑応答聞いておりまして、だめを押すようですけれども個人の公認会計士が被監査会社を監査なし得る条件と、監査法人が被監査会社を監査し得る条件と分けてお話しになりました。私の質問は、質問というよりかだめ押しは、監査法人から監査法人の傘下の公認会計士が被監査会社を監査する条件、それは個人の場合と同

（三ページへ続く）

あなたにおくる 旅とレジャーの割引ネット
丸善石油ファミリー
入会ご希望の方に
●所定の申し込み用紙を、丸善石油サービスステーションと丸善石油本社（丸善石油ファミリー）に用意しています。●会費お払い込みのうえ、申し込んでください。●会費は1,000円、2年間有効です。
〒542-91 大阪市南区長堀橋筋1-3 ☎(06)271-1251（大代表）
丸善石油

（二ページから続く）

じと理解してよろしいかどうか。意味がわかりますか。

○坂野政府委員　御承知のとおり監査法人は、大ぜいの公認会計士がメンバーとして入っております。直接関与する人と、それから関与しない人と、当然あるわけでございます。個人の場合は何といっても一人ですから、もう使い分けするとかいうことはできないわけでございます。監査法人の場合はそれができる。こういう理論に立っておるわけでございます。

○横山委員　こういうことですよ。個人の公認会計士が監査する条件は、こういう場合は監査できない、こういう場合は監査できない、政令でちゃんときまっておる。その、きまっておる条件は、監査法人へ委嘱していて、Aという公認会計士が行くでしょう、そのAという公認会計士もまた個人の場合と同じ条件が課せられる、こう考えてよろしいかというのです。

○坂野政府委員　そのとおりであります。

○中垣委員長　次に、阿部助哉君。

○阿部（助）委員　このたびの商法改正案は当初の粉飾決算をなくするため監査制度の強化を目的として出発したと思うのであります。が、本改正案は監査役の権限強化は当初の案に比べてだいぶ骨抜きにされた反面、いわゆる逆粉飾の合法化をはかった、こう思うのであります。その影響はまた税制の面にも大きく響いてくるだろうと私は思います。私は本改正案の計算規定のうち、特に法人税制との関係の深いもの、これを中心にして質問をいたします。まずその質問の前提に二、三非常に技術的な問題を確かめておきたい、こう思うのであります。

まず第一に、商法改正案は第三十二条、第三十三条で従来作成を義務づけられていた財産目録を削除して損益計算書にかえた。この趣旨は商法と証取法の監査を一元化するため商法の立場を財産法から損益法にしたと理解してよろしいかどうか、お答え願いたい。

○川島政府委員　三十二条以下商業帳簿に関する規定をお尋ねのように改めることにしたわけでございますが、これは株式会社につきまして従来から認められておった損益計算書、これをこちらに出してきたということはもちろんございますけれども、全体の考えといたしましては、最近における会計のやり方あるいは簿記の実務というものを前提として考えました場合には、従来のいわゆる財産目録を基本とした考え方……（阿部（助）委員「簡単明瞭に答えてくださいませんか」と呼ぶ）最近の会計の実務に合わせたということでございます。

○阿部（助）委員　そうすると、私がお伺いしたのに一つもお答えになっていないのでして、時間がかかって……。そうすると、いままでどおりでございます、こういうのですか。

○川島政府委員　いままでどおりと――規定の上では違います。財産目録がなくなりまして損益計算書ができた、こういうことでございます。

○阿部（助）委員　それだから損益法の立場を今度はおとりになった、こう私は理解するのですが、違いですか。違いかどうか言ってくださればいいのです。

○川島政府委員　損益法の考え方を取り入れておるということがいえると思います。

○阿部（助）委員　次に、商法改正案第三十二条二項で「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という包括規定をことさらに設けられましたが、この趣旨はどういうことかなるたけ簡単にひとつ……。

○川島政府委員　商法の計算関係の規定は簡単でございますので、それを補充するためにこのような規定を設けたものでございます。

○阿部（助）委員　「斟酌」という法律用語はこれはたいへん包括的であいまいなんですが、こういう用語はあんまりお使いにならぬほうがいいんじゃないですか、どうなんです。

○川島政府委員　こういう場合は別といたしまして法令上は「斟酌」ということばをしばしば用いておりまして、こういった事項をくみ入れて考えるということでございます。

○阿部（助）委員　「公正ナル会計慣行」とは具体的にどういうことをおっしゃるのです。

○川島政府委員　会計上行なわれておるならわしでありまして、特に公正なというのは商業帳簿を作成する目的に照らして公正であるそういう会計上のならわし、こういう意味でございます。

○阿部（助）委員　それが公正であるとか公正でないとかという判断はしからばどなたがやられるわけですか。

○川島政府委員　第一義的には作成者でございますが、終局的には問題になりました場合に裁判所が決定いたします。

○阿部（助）委員　「公正ナル会計慣行」ということばは証取法の百九十三条、法人税法の二十二条四項、これと同じ意味と解していいのですか。確認だけしますから簡単に答弁してください。

○川島政府委員　税法のことを存じませんのでお答えいたしかねます。

○阿部（助）委員　大蔵省どうですか。

○坂野政府委員　ほぼ同様であると考えております。

○阿部（助）委員　ほぼというとになると、どこか違うところがあるのですか。どこが違うのですか。

○坂野政府委員　この「公正ナル会計慣行」というものは、ただいま法務省のほうからも御説明がありましたように、一般的に昔から日本だけでもなく世界の各企業がとってきた会計慣行というようなことを意味しております。したがいまして、そのうちのどの部分を取り上げていくかは、税務は税務の目的がある場合がございますしそれから商法のほうは私ども詳しくわかりませんけれども、若干そういうところで取り扱いが違うものもあり得る。したがって、そのことばがすべて一つのことをさしているのかどうかは必ずしも明確でないという感じがいたします。

○阿部（助）委員　当初の案では公正な会計慣行による、こうなっておったと聞いておりますが「斟酌」に改められた理由はどういうことなのか。

もう一つは、「斟酌」という用語の解釈をもう少し明確にしてもらわぬと会計が、当初の解釈の責任が、いまお話しになったように企業それ自体がそれを解釈する、そういうことになるといろいろとかってな粉飾決算、そういう問題が起きる可能性を生じますので、この「斟酌」という用語をもう少し明確にしておかぬと問題が起きると思うので、ひとつ解釈してください。

○田辺説明員　お尋ねの斟酌規定の決定でございますが、法制審議会の審議過程では先生の御指摘のような依拠すべし、準拠すべしという案が出されました。しかしこの案に決定いたしました経緯は、商法が一応の計算規定を用意しております、特に商業帳簿を作成するに関しての規定を持っておるわけでございますが、局長が申しましたようにこれに漏れるものについて商法は実際の企業会計の実務、登記の実務、こういうものを予想してこれを補足するといっておるわけであります。その場合にそれらのならわしに当然依拠せよ、あるいは準拠せよということになりますと、法律的な性格を持たないならわし、慣行あるいは後に議論に出てまいります企業会計原則というものもございます、これらのものが法律化されないで商法の準拠規定としてあらわれることを阻止しよう、そういう考え方に基づくものでございます。

「斟酌」は御指摘のように若干あいまいな考え方でございますけれども、法令の用語の常識といたしましてはいろいろな素材をくみ入れて判断するという考え方に立っておりまして、この場合の素材は会計原則もしかり、学説しかり判例しかり、いろいろなものを考えておるわけでございます。

○阿部（助）委員　そうすると企業会計原則修正案は商法上公正な会計慣行として認知された、それに従って企業会計の計算が義務づけられると考えてよろしいかどうか。

○田辺説明員　現在、商法上の考えといたしましては、昭和四十四年十二月に企業会計審議会が報告いたしました企業会計原則修正案及びその注解の修正案というものについて、これは公正な会計の慣行を要約したものであるといわれておるとおり、商法側も公正な会計慣行を要約したものと考えておりますので、それに準拠しておれば双方でいう公正な会計慣行であると認められると考えております。

○阿部（助）委員　次に、商法と証取法上の監査の一元化を理由に、商法がその立場を企業会計原則の立場に修正して、企業会計原則が実質的に法制化されてきた、こういうことになるのじゃないかと思います。公正な基準として法人税法に影響すると、これは企業会計原則修正案を私企業の会計処理法としてのみ考えることはできなくなるのであります。また単に会計学上のそれも大企業奉仕の意見だけで内容を律するということに問題が出てくるのであります。会計処理の方法はやはり広く国民経済的な立場で考察しなければならぬのじゃないか。最近問題になっておる買い占めとかいろいろな問題を考えてまいりますと、これは単に企業会計――私企業だけではない税制の面あるいは社会的な企業の責任という面でいろいろ問題が出てくると思うのであります。

そこでお伺いしますけれども、本商法改正案がもし国会を通過したと仮定しますと企業会計原則修正案がもう案ではなくなる、こういわれておりますが、これはほんとうですか。

○田辺説明員　そう理解しております。

○阿部（助）委員　次に、企業会計原則は商法との一元化をはかると称して、一般原則五、継続性の原則のうち処理方法の変更にあっての要件のうち「正当な理由」を削除しました。よく知られているとおり、損益法の立場に立った場合、期間損益計算において会計処理の継続は期間損益の真実な表示を行なう大黒柱だと理解しておるのでありますが、それをお認めになりますか。

○坂野政府委員　継続性の原則は公正な会計慣行の中で最も重要な原則の一つでありますので、当然これは今後とも守られていくわけであります。「正当な理由」ということばを削った理由は、何が正当であり何が正当でないかというようなことについていたずらに論争を招くことはかえって好ましくない。したがいまして、「正当な理由」は削りましたけれども、「みだりにこれを変更してはならない。」ということばが残っておりまして、この点で継続性の原則は従来どおりであるというふうに確認されております。

○阿部（助）委員　この問題は、時間があれば「みだりに」という点でまた少し御質問いたしますけれども、時間の関係でちょっと先を急ぎます。

私はさきに円切り上げに伴う差損の処理について問題にいたしました。この趣旨の一つはやはりこの原則に関係をしてくるわけであります。

具体的にお伺いしますが、三菱重工は、四十六年九月期には外貨建て長期金銭債権債務について、取得時、発生時価額で処理をいたしまして差損益を計上いたしておりません。四十七年三月期には同様に決算処理では差損益を計上せず、法人税は経常利益二百二十八億円に対してゼロであります。四十八年三月期には経常利益約四百三十七億円、前年同期の約二倍の利益をあげた。そこでこれは税金が一ぱいかかってくるのでたいへんだ、こういうことで、今度は一挙に差損を三百三十億円計上いたしました。そうすれば納める税金は幾らもないじゃないですか。一体この三つのやり方がどれが正しいあり方なのか、証券局長か主税局長、ひとつ答弁してください。

○坂野政府委員　意見第三は通貨問題が生じました直後に企業会計審議会から発表された意見であります。これはお説のように当時の激変緩和というような思想もございまして、長期、短期の債権債務につきまして、取得価額あるいは時価評価というようなことについてかなり企業の選択を許された意見であったわけであります。しかし、それは当時経済界の激変を緩和するというようなことからとられた措置でございまして、その後意見第四、第五と次第にルールは固まってきております。したがいまして、その第三による処理というものは企業会計上は一応従来のやり方とあまり激変しないようにというようなことでとられた措置であったわけです。

○阿部（助）委員　私の質問とは少しもかみ合っていないわけであります。なぜ三通りのやり方をしておるか。原理は一つしかないわけです。どれが一体公正妥当なのか。税金の問題は国会において審議をされて、国会できまって、そして変更したならばこれはわかります。国会で何もいままで審議もされない、法案も出していないじゃないですか。それにかかわらず三通りの案をやって税金を免れておる。一体どれがほんとうの正しいやり方なのか、明確に答弁をお願いします。

○坂野政府委員　結論から申し上げれば、当時の慣行として最大公約数的に認めるならばいずれの方法もとって差し支えないということであったと思います。

○阿部（助）委員　当時の慣行――四十六年の九月でありますから一年半ばかりの間にどれだけ慣行が変わってきたのですか。

○坂野政府委員　その後切り上げが一回、それから本年二月以降フロートということになりまして、その間それぞれ意見第四、第五というものが出ておりますが、次第に長期の債権債務、短期の債権債務を区別して、短期のものはもうすぐ実現するわけでありますから時価評価、長期のものは取得価額のまま置いておくというようなそういう方針に固まりつつあるわけであります。

○阿部（助）委員　そうしますと、前のは間違っておって、あとのほうにだんだん固まってきて正しいことになった、こういうふうにあなたおっしゃるのですか。

○坂野政府委員　前のが間違いでいまが正しいという意味で申し上げたのではなく、そういった激変時においては非常に巨額の損失あるいは利益が出ますもので、ですから、それを緩和していくというのも会計のやり方の一つの慣行であります。したがってそういう方針がとられた。その後は次第に国際通貨情勢も見通しがついてまいりましたし、現在のような状態になってまいりますと、企業としても経理のやり方というものについて先の見通しというものもある程度立ってきたということから、その方式を一定化しても企業会計の上で著しく経理が異なるというようなことはないというような状態になってまいったので、次第に方針がかたまってきた、こういうことであります。

○阿部（助）委員　さっぱりわからないですね。あるときには配当を行なうために、損益を出しておる、差損が出ておる、だけれども、それを配当を行なうための帳面のつけ方をしている。次には特別措置の減免を受けるために、私に言わせれば二重帳簿をつくっており、そして今度はたいへんな利益が出たから一挙に三百三十億も利益の中から差損と称して落とす。もし差損を落とすならば、前の期からそれをやればいいことであって、この三菱重工は三通りやっておるのですよ。一つは配当をするために適当にやって配当はちゃんとしました。損があれば配当できませんから。次には、多少利益があったが、特別措置でこれは税金を落としたから税金を一つも納めていない。今度は四百何十億ももうけてたいへん税金がよけいかぶってくると見るや、三百三十億も利益の中から差損を落とす。この三つのやり方が一体みんな公正妥当で正しいのだ――為替の変動は同じようにあったに違いないのであります。同じような一つの為替変動、円の切り上げという現象に対して三通りの案が、いずれも企業の独断的なやり方、しかもそれが公正妥当であるということになったら、法人税は上がるわけがないのであります。

西野嘉一郎さんという芝浦製作所の社長さんでこの道のベテランでありますが、こういうことをいっております。法人税の税率をいじってもあまり意味がない、税率を上げたところで法人税がよけいになるということに限らないんだ、こういっておるのです。差損の操作やいろんなことをやって課税客体を小さくすれば、それにかける税率が少しぐらい大きくなったって小さくなったって、これは税額にはあまり関係がないということになるでしょう。こんなむちゃなことを皆さん――一体どれが正しいのかも答弁ができないのでは、これはどうしようもないじゃないですか。どうなんです。もう一ぺんわかりやすく、私の頭にわかるようにひとつ答弁をしてください。

○坂野政府委員　一番最後の、今度の決算で大幅の損を出したということでございますが、それは今度フロートになりまして、フロートになりますと、長期の債権債務につきましてもこの際新しく評価し直すということも、これは会計法上はむしろそれを直してしまうほうが正しい経理なんだという議論もあるわけでございます。したがいまして、それはたまたま税金の面でそういうことになりますけれども、企業会計としては、もはや円が三百八円から二百六十何円ということになるわけですから、落としてしまうということは正しいやり方であったわけです。

○阿部（助）委員　そうすると、もう一つ、いま差損で落としてない会社がありますね。いずれはもうかって、うんともうかったときに落とすのかもわからぬが、いま落としてない会社がある。そうすると、この会社は経理は間違いだということになるのですか。それとも会社の御都合で、企業の御都合で好きなときに、落としたいときに差損を落とすということが、これが公正妥当なんですか。

○坂野政府委員　これはやはり経理の一貫性というものがありますから、その落としたいときに落とすというのは公正な経理ではありません。しかし、新しい事態が生じた場合に、その事態に応じて落とすということは、経理としては一つの正しいやり方であるというふうに考えております。

○阿部（助）委員　これは違うでしょう。一貫性、何もないじゃないですか。いまの三菱重工の例を私があげましたように、あるときは配当するためにこうやる、あるときは特別措置でやる、うんともうかった今回は差損を落とす、何も一貫してないですよ。どこに一貫性があるのです。

○坂野政府委員　その一貫性と申し上げましたのは、たとえば今度フロートになって落とすのだけれども、その落とすのは一部だけ落として、またあとはとっておく、その次に落としたり落とさなかったりする、こういうことはいけない。落とすなら全部落とす、落とさないなら全部落とさない、こういうことが一貫性という意味であります。

○阿部（助）委員　そこまで自由自在にやったら、法人税法なんというのは要らないということになるじゃないですか。そこまで、あなた、徹底した言い方をされるなら、税法は企業のためにあるという判断をする以外にないではないですか。そんなふざけた答弁はありませんよ。もう一ぺん答弁してください。そんなふざけた答弁、ありますか。

○坂野政府委員　申し上げている意味が不徹底だったかもしれませんが、私が申し上げたい理由は一つの会計処理方針をとったならばそれはずっと継続しなければならぬ。したがってフロートになって債権債務を時価でもって置きかえて落とすという方針をとった以上は、今後ずっとそういう方針をとっていかなければならぬ。ですから落としたいときには落とす、落としたくないときには落とさないということは許されないということを申し上げたわけであります。

○阿部（助）委員　どうにも私は納得ができないですが、大体国際通貨情勢の変化という場合、法制上からいっても現実からいっても固定相場制であるか、変動相場制であるかという区別、三菱重工の場合、さきの変動制のもとでは換算がえを行なわなかった。そのときにやって一貫してくるというならともかく、私はまだそのやり方は不満はあるのですよ。法律できめたのではない、企業会計審議会なんというもうろうとした機関でその集まりで相談したものがストレートに税制にまで響くなんというのは言語道断だと私は思う。私はそういう不満はあるけれども、それにしてもなぜそのときにやらなかったのか。皆さんはそれをなぜやらせなかったのか。そうしておいて、今度は四百何十億も利益が出た。その段階でばっさり落とすなんというのは、これでは企業は金がだぶついてしようがないですよ。これでは、法人税法、めちゃくちゃですよ。主税局長、その点はどうなんです。

○高木（文）政府委員　阿部委員が御存じのとおり、法人税法のたてまえは、二十二条二項の計算をなすにあたって二十二条の四項で「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って」と、こうなっているわけでございます。

そこで、公正妥当と認められる会計処理の基準というものにいわば税が盲従をいたしますと、おっしゃるように企業の選択によって税がふえたり減ったり、あめ細工のようになるという危険があるわけでございます。そこで先般来もしばしば御指摘がございましたが、この通貨の問題は私どもも税の立場からたいへん悩ましい問題であったわけでございますが、したがってこれをどう受けとめるか、企業会計のほうできめられるところの

（四ページへ続く）

（三ページから続く）

ルールをどう受けとめるかということは、私どもとしても非常に悩ましい問題であったわけでございますが、ただ、ただいま御指摘になりましたのは、三菱重工という例をおあげになり、そし各期の変化をおあげになりましたが、まさに私どもはそういうことが起こる心配があるということを心配しておったわけでございます。しかしながら、一方におきまして通貨の問題というのは非常にめんどうになりますのは、企業ごとに外貨建ての債権と債務の状況がいろいろ違っております。たとえば業種ごとにも非常に違って、ある種の傾向があります。つまり、債権を非常に持っておる傾向の強い業態あるいは債務を非常にたくさん持っておる業態の場合がございます。それからまた、例として適当かどうかわかりませんが、たとえば同じ造船をやっておる企業でありましても、造船オンリーの企業と、造船と造船以外の事業とをやっておる企業と、いろいろございます。そういうことを見まして、全部を通じて、一体ある一定のルールを企業会計のほうでぴしっと選択の余地のないルールがきめられるかどうかということについて、いろいろ議論をいたしました。これは、企業会計審議会等でそういう議論がございまして、私ども委員の一員として参画しておるわけでございますが、そこにおいてそういう議論がございましたけれども、あまりにも業種、業態が多様であり、かつまた起こった事態が、臨時にかつ巨額にショックが起こってきたという事態がございましたものですから、やはりそこはある種の選択を頭に入れたような企業会計原則を立てざるを得ないであろうというふうに私どもも考えましたし、税の立場としては、非常に犠牲が大きいわけでございますが、まずそこできめられたならばそれを一般に公正妥当と認められる原則ということで私どもとして受け入れざるを得ないのではないかということであったわけでございます。おっしゃるとおり、企業ごとには、それを縦系列、横系列に見ると、いろいろな問題が起こってきたわけでございますが、漸次この通貨問題も安定してまいりましたので、よってもって会計原則のほうも安定してくるというふうに考えておるわけでございます。御指摘の点は、ある意味で非常によくわかりますがまた各種各様の業種、業態のものがあって、なかなか一つのルールだけできめられないということがあったことを、ひとつ御了解いただきたいと思います。

○阿部（助）委員　むずかしいからしようがない、適当にやってくれ、こういうことですか。

○高木（文）政府委員　適当ということでは決してございませんで造船オンリーの会社で、そして、ドル建てで輸出をたくさんしておりまして、新しい円建て契約への切りかえというようなことがまだ終わっていない造船会社などにおいては、まさに企業自体が存続不可能というような事態におちいる危険もあるわけでございます。そういうショックをいかに避けるかということは、この問題に限らず財政金融を通じて、私どもが一昨年の暮れ以来いろいろと問題にしたことでございますので、その意味においては、そのことの結果として一部の企業に甘い結果になったかもしれませんけれども、それはそれなりにその時点としてやむを得ない処理であったというふうに私どもは考えております。

○阿部（助）委員　主税局長の答弁としてはたいへん不満であります。いま庶民はどうなんです。労働者は、幾らももらわない金の中から天引きで税金を取られ、零細企業は重箱のすみをほじくり返すようにして税務署は税金を取っておる。そういうときに、大企業だって商売をしておるなら、何がしかの危険性というものは当然覚悟の上でやっておる。それは覚悟しなければいかぬと思うのです。企業が商売をするのに、絶対にもうかるなどという道はあり得ないのであって、何がしかのリスクは覚悟の上でやらなければいかぬ。大企業にたいへんな被害がくるから認めたというなら、やはり税というものは昔からイギリスの革命にしたってフランス革命にしたって、税の収奪なのです。これがもとになってああいういろいろな問題が起きて、税金は法律できめるとなっておる。緊急事態なら緊急事態として、臨時国会でも、何でも、国会開いてでも法律で税をきめて、かくかくだからこういう大企業にはこうしてやらなければいかぬということで法律を出し、ここで審議して、その上で通過したらこれをめんどう見てやるというならこれはわかりますよ。皆さんかってに、何百億という税金を企業のわがままかってにまかせて、これをどうこう処理するなんというのは、私は主税局長の答弁としてはいただけないのですね。国際通貨は安定に向かっておるなんと言うけれども、いつまたドルは動き出すかわからない。まだまだこの問題は続くわけなんですよ。その続いたたびごとにこうやって何百億という金を、配当するときには都合よく配当してやる。うんともうかって税金を納めるときは、差損だといって落としてやるということを次から次へとまた続ける。なぜ一体皆さんはきちんとしないのですか。皆さんの判断一つで、自民党政府の判断一つで、大企業がこのような形で税金をがっぽがっぽまけられたのでは、国民は、苦しい生活を切り詰めておる庶民の立場は一体どうなるのです。

○高木（文）政府委員　いまの外貨建て債権というような債権の評価あるいは換算という問題を、税法上どのように処理すべきかという問題は御指摘のようにございます。先般の阿部委員の予算委員会における御指摘以来、私どももなお引き続き検討いたしたわけでありますが、当初から申し上げておりますように私どもとしてはこの問題に関する限りはやはり現行の二十二条の二項ないし四項の考え方、これによって処理いたすべきものではないか。つまり法律事項として判定するべきものか、あるいは企業がみずから益なり損なりということを認識しているということを前提として課税を行なうという考え方に立つべきものか、そこのところはなお議論がございますが、私どもはそういう意味では従来の処理が誤っているとは考えていないわけでございます。ただ御指摘のように、先般の外貨建て債権の処理の問題に関する限りにおきましては、企業のほうにある種の選択が認められるというルールが立てられました結果、一部の企業に非常に有利に働いたという事実があることも、これは否定できない。またそれは当時からある程度予測されたことでございますけれども、しかし半面、このルールがありましたがゆえにはじめて当時のいろいろのショックを避けることができた。どうにか会社の存立を継続することができた。また会社ということはつまり広く関連する下請その他の企業等を含めまして考えますならば、やはりめったに起こらない、しかも非常に大きなショックでありますような場合に、それは会社がつぶれてもよろしいというわけになかなかまいらないわけでありますので、日本経済全体としても、そう企業の責任だけ、完全な意味において単純な企業の責任として処理できない問題がございましたから、そういう選択の余地があるという方法をとりました企業会計を税のほうも認める、こういうことにしたわけでございます。それはいろいろな御批判があろうかと思います。そのきめ方の問題もそうでございますし、また内容の問題についても御批判があろうかと思います。私どもも今後の問題といたしましては、為替変動の持ちますショックの程度ということも変わってきておりますし、いろいろ御示唆いただいた点を織り込んでいかなければいかぬと思いますが、当時のような急激な初めてのショックというようなときには、なかなか簡単ではなかったということでお許しを願いたいと思っております。

○阿部（助）委員　どうもわからないですよ。それで局長、下請のあれがあるとか、国民経済に影響するみたいなことをおっしゃる。それは影響します。それは影響しますよ。だけれども、そんなことで自由かってに企業が自分の判断で税金を左右するなんということは、これは許されないですよ。それは皆さんが企業の利益代表として発言されておるならば、それはそれなりで私は理解ができるのです。国民全体の奉仕者として発言をしておるとすれば、いまの発言は許されないです。私はこの前予算委員会で質問いたしました。大体商社を中心にして質問した。なるほど今度は、商社は何がしか皆さんの御意図をくんだようで、差損の計上は何がしか遠慮したようであります。しかし、今度はこういうふうに別のところでまたやっておる。そういう問題を国会にきちんと提案をし、国会の承認を受けることなしに、大蔵省当局だけでかってに企業にまけてやるなんということは、どう考えたって、租税法律主義、また税金のあり方という点からいって不合理だ、間違いだというふうに皆さん反省されないのですか。これはいいことなんだ、しかたがないんだということなんですか。

私はこの問題にあまり触れておりたくないのでして、先へ進みたいのですけれども、皆さんがあまりかってな答弁をされたまま記録に残ったんじゃ困るから、もう少し詰めておかないと引っ込みがつかなくなる。

○坂野政府委員　御承知のとおり、四十六年の九月に意見第三というものが出ましてから、十二月に切り上げがあって意見第四、それから平時の為替差損を対象として、昨年の七月に意見第五というものをつくりました。これで一応ルールは落ちついたものというふうに考えておったわけですが、その後本年に入りましてフロートが再び行なわれて、そのフロートは前のフロートとはまた非常に性質が違うということから、本年の三月に意見第六というものが出たわけでございます。

今後の世界の通貨情勢はまたわれわれが想像しないような新しい事態も起こり得るかとも思いますけれども、いまのところこういうことでだんだん落ちついてまいりますれば、できるだけ近い将来に恒久的な意見と申しますか、そういうものを企業会計審議会で議論していただきまして、為替差損のやり方というものはこういうことでいこうということをきちっときめて、そうして今度はそれはずっと継続してやっていくという体制をとりたいというふうに考えております。

○阿部（助）委員　皆さん最近国際通貨が何ぼか落ちついているみたいなことを言いますけれども、これは底流はそんなに甘い考えでは済まされないんじゃないですか。国際金融局長じゃないけれども、アメリカの外国へ出ておるドルが、二千六百八十億ドルもたれ流しておるという今日の事態からいけば、ドルが価値を減らしていくなんということはあたりまえのことなんで、このあとにまた大きな変動がないという保証は何もないと私は思うのです。あのスミソニアン体制のときも、当時皆さんのほうは大蔵当局では、これでしばらく何とか落ちつくみたいな話だったけれども、一年か一年半でまたこのようにがたついてしまっている。いまの国際通貨情勢は、局長のおっしゃるように、これからいまの程度の変動制で落ちついていくなんという見通しがあるなら、私は別の機会にゆっくりお伺いしますけれども、そんな見通しは立たないと私は思うのです。そうするとまたこれは変動する。そのときはまた同じことをやる。

私はほんとうに答弁が不満です。だけれども先へ進めます。

ただ、このようなかってな、国民の側から見れば粉飾決算とか言いようのない会計処理の変更が、企業会計原則をつくる企業会計審議会のお墨付きさえいただけば公正妥当になる、企業会計審議会というのは一体どういう権限を持っておるのです。

○坂野政府委員　企業会計審議会は、大蔵省設置法に根拠のある審議会でございまして、企業会計の基準の設定、それから監査基準の設定、原価計算の統一、それから企業会計制度の整備改善、その他企業会計に関する重要な事項について意見を述べる、こういう大蔵大臣の諮問機関であります。したがいまして、ここで出された意見に基づいて、大蔵大臣がこれを判断いたしまして、企業の会計慣行の公正な最大公約数として採用してもよろしいということになりますれば、それによって証券行政を進めるというたてまえになっております。

○阿部（助）委員　まあ、企業会計審議会委員のメンバーを見ましても、十条製紙の社長、関西経済連合会常務理事、経済団体連合会常務理事なんというのと、たいへん失礼だけれども、皆さんと非常に親しい学者先生、そこへ法務省の民事局長、大蔵省の主税局長、国税庁長官、大蔵省証券局長、まさに財界と官界とがべったり癒着をしておるという感じすら受ける。この審議会で意見を出せば、それが大蔵大臣の指示で公正妥当と認めるといったって、国民はこんなもの公正妥当と認めませんよ。少なくともこの国の最高議決機関である国会へお出しにならないで税金がかってにまけられる制度、まさに審議会とかあるいはまた調査会の大半は、皆さんの隠れみのというか、口を悪く言えばイチジクの葉っぱみたいなものではないのか。こんなもので一々税金を左右されたのでは、国民はたまったものじゃないですよ。そうじゃなしに、もしおやりになるならば、大蔵省は自分の全責任をもって、かくかくのことでこういたしますということをなぜ国会にちゃんとはからないのです。それすらしないで、やみからやみのような形で、審議会の意見第何が出た、それでやってもようございますということでやるから、すぐかってにやっている。円の切り上げという一つの現象に対して、ある者はAという方式で、ある者はBという方式で、ある者はCという方式で、三通りものやり方をやってきた。またこれからもやる。それに対して反省がないんですかね。それが審議会の意見をまとめて——皆さんがまとめるんだろうけれども、まとめればそれが公正妥当ということになるのは一体どういうことなんです。それが公正妥当になるんですか。

○坂野政府委員　審議会の意見が公正妥当だということではなくて審議会の意見を公正妥当なものとして取り扱っていいかどうかという判断がもう一つあるわけであります。この公正妥当かどうかというのは、証券行政上は先ほどのお話のように、証取法百九十三条の二によりまして、会計士がそういう扱いであったならば意見を限定しない、これで監査をしてよろしいという基準にしよう。これは御承知のとおり、たくさんの企業の中で最大公約数的にとっても差しつかえなかろうという基準をきめておるのでありまして、法律とかそういう性格のものではない。しかもわが国だけではなくて、世界の企業慣行としてどういうものがあるかというようなことも考えながらやっていくということであります。したがいまして、あくまで一つの基準を示しておるというものであります。また同時に、これを法制化しようということになりましても、その慣行がどんどん変わってまいります。また、先ほど来お話しのような新しい事態に備えて、新しい慣行というものもふえてまいります。そういうようなことで、法律でこれを全部定めるというようなことは技術的にも非常にむずかしい問題ではないか。しかし基本のところはやはり法制等できめておく必要がある。これは私ども痛感しております。したがいまして、今度商法が改正されまして、商法の計算規定も若干基本のところが改定されます。さらにまた、計算書類規則も今度は改定されるというふうに伺っておりますが、そういうことになりまして、基本のところは法制できちっと定められておる。そして細部の取り扱いについては基準を審議会が審議して、そしてそれを公正妥当な基準として証券行政を進めて差しつかえないという判断を大蔵大臣がいたしまして、それを取り扱っていく、こういうたてまえになっておるわけであります。

○阿部（助）委員　私は企業原則と税の原則とは違うと思うのですよ。企業の原則としては企業が伸びていくということをたてまえとするでしょう。税はやはり、公平の原則、富の再配分、こういうものが基本にある。そこに何がしかの原則の違いがあると私は思う。それを証取方式の審議会で出したわ、それがストレートに税金に響いてくるというところを私は問題にしておるのでして、そこをきちんとされない限りこれは公正妥当という、しかもしんしゃくだとかみんなあいまいにしておる。だから経団連の居林さんじゃありませんが、この審議委員の番場さんが経団連の御意見は九〇％方取り入れましたなんという凱歌をあげておられるわけですね。まさにこの商法改正は経団連の意のままになったといって凱歌をあげておられるのは、これは中を調べてみれば全くそのとおりなんだ。

企業会計審議会のお墨つきさえいただけば税金はいかようにも変更できる。先ほど言ったように、税率を三六・七五から今度四〇％にするという御意見があるようですけれども、四〇％にしたところで課税客体を小さくすれば、法人税は金額としては上がらないということになってくる。一体皆さんと財界と一緒になってこの税制をめちゃくちゃにしておるというふうに私は極論をしたいのです。それぐらい今度の商法の改正には私はそこに問題があるのではないかという感じがするのであります。

そういう点で私は、いま局長がおっしゃったように基本は法律でやる、こういうお話でありますから、この問題はあまり触れていると時間がなくなりますので、先へ移りますけれども、次に今度の改正で「正当な理由」という文言が企業会計原則にあっても、すでに具体的に示したとおり企業の利潤の平準化のために会計処理、ことばをかえて言えば脱税の方法まで正当な理由の範囲に加えておる。この文言が削除された場合にはその乱用は明白であります。いままでだって、あったところでこれはいろいろとやっておるのに、今度それがなくなってしまえば、極端に言えば減価償却の場合にいたしましても、都合のいいときには定率でやって、今度定額が都合よくなったら定額でやるというような変更をすることすらできるのではないかということに私はなると思うのですが、いかがですか。

○坂野政府委員　お話は継続性の原則の修正案のお話かと思いますが、先ほども御答弁いたしましたように、これは継続性の原則をゆるめるとか、あるいは曲げるとかいう考え方はごうもございません。「正当な理由」ということばが入っておることによってかえって何が正当であるか何が正当でないかという論議を呼ぶおそれもありますので、これは注解のほうに落としまして、「みだりにこれを変更してはならない。」ということばはもちろん残っておりますが継続性の原則はそのまま従来どおり守っていくということであります。

○横山委員　理事として重要な問題ですから放置できません。先ほどの阿部君と証券局長の詰めですがね、局長がその基本は法律でやるとおっしゃった。それはどういう意味だか、もう一ぺん確認をしたいと存じますが、この企業会計原則の変更によって税が左右される。その税が左右されるというのはぼくがやじったように租税法定主義に反する。だから法律事項、国会の承認事項にしろと阿部君は言う。あなたは基本は法律でやりたいと言っているのですが、一体その基本の法律とはどういう意味なのかもう一ぺん。

○坂野政府委員　商法の本文の中の計算の規定、それから計算書類規則が今後おそらく改正されるでありましょうから、その内容、それは法務省のほうでいまおやりになっておるようであります。それは従来の企業会計となるべく同じような考え方でそういう規則をつくりたいというお気持ちのようでありますが、その点から商法を受けた省令でそれがきまってくるということになれば、法律に根拠のある基本ができてくる、こういうふうに考えております。こういう意味でございます。

○横山委員　もう一つだめ押しをしますが、そういうことによって先ほど主税局長の今回の問題は悩ましい問題だと二回も悩ましいをお使いになったのですが、その企業会計原則を変更することによって租税負担が左右される、そういうことについてはよくないよというのが質問の焦点ですね。よくないよということは、税金の大変動をするときには必ず国会の承認を得ろ、当然のことなんです。租税法定の原則で当然のことなんです。その質問の趣旨が満たされるのかどうか、こういうことです。主税局長どうです。

○高木（文）政府委員　今回の商法の改正に伴いましてそれが何か特別に税負担に影響を与えるというようなことはないというふうに解しております。先ほど来御指摘のような異常事態の問題についていろいろ問題がございますが、今回の商法の問題に関連して何か税負担に異動が起こるということはないというふうに考えております。

○横山委員　今回の問題じゃないのです。いまの企業会計原則をもってしても、先ほどのようなAという方式、Bという方式、Cという方式、何をやってもいいのだ。であなたはそのことについて悩ましいことだ、本来これはおかしいことだ、だけれども、しかたがない適当にやってもらってやむを得ぬこういう言い方であった。けれども、あなたもいいとは思っていないようだね。だから、将来はこういうことのないようにいたしたい

（五ページへ続く）

(四ページから続く)

ということから端を発しているわけですね。

そこで阿部君の質問もそういうことが基本的には企業会計原則にある、その企業会計原則は企業会計審議会で国会の議を経ずに適当におやりになる、その構成要員は財界がそうである、そういうことがよくないからひとつ企業会計原則の現状においても統一した方式をとれ、また第二番目にそういう税に関係のある変動を行なう場合決定をする場合においては国会の審議を経ろ、こういうことなんですよ。

○高木(文)政府委員　そこは法人税法の先ほど来出ております二十二条四項の問題になるわけでございますが、そこで租税法定主義との関連においてどこまで一種の内部取引関係の計算規定を法定すべきかという問題は租税法定主義の限界の問題として議論されてしかるべきことと思います。それは先般の予算委員会で阿部委員から強く御指摘のあった点でございますので、私どもとしてもその点は今後とも十分検討すべき重要課題である、法人税法自体の重要課題であるというふうに認識はいたしております。

ただ、先ほど申しましたのは緊急の問題であります。外貨建て債権の評価の問題に関する限りにおきまして、今日までの検討いたしました結果では、やはり評価ないし換算の問題でありますので、これを法律で定めるべき事項であるかどうかという点については、なお私どもは現段階では法律事項であるというふうには考えておりませんということを申したわけでございます。そこで問題は、二十二条の二項なり四項なりの問題として、どこまで法律できめるべきかということは、いま横山委員御指摘のように、今後ともあるわけでございまして、その点は引き続き検討してまいりたいと思います。

○阿部(助)委員　ちょっと違うのですよ、それは。予算委員会のときの答弁は、総理は国会にかけますという答弁をしているでしょう。ただ、この機にいますぐ国会に出すというのは非常に困難であるから、今回は何とかいろいろ企業のほうにも注意をするから、今回国会に出すということは少し何とか、食言だと言わないでくれろというから、私はどうしても間に合わないなら今回はしかたがないだろうということでおとなしくしてきたわけです。しかし、これを国会にかけるかどうかがまだ問題であって、わからないのだという局長のいまの答弁だと、これは総理の答弁と食い違うのでして、もう一ぺん予算委員会の速記録を持ってきて、ここで総理立ち会いでたださないと私引っ込みがつかなくなりますからね。どうです、いまのあなたの答弁は違いますよ。

○高木(文)政府委員　その問題については、私どもの理解しておりますところでは、そのあとにおきまして、大蔵委員会におきまして、大蔵大臣から御答弁申し上げましたように、阿部委員のおっしゃることは十分理解できます。ただ、この問題は会計技術的な性格の問題でもございますので、企業会計、商法との関係や諸外国の慣行等も十分研究いたします。その結果、御意見の方法によるのが最も適当だという結論が出れば、御意見のとおり法令をもって処理をいたします、こういう御答弁を申し上げておりますと思いますが、それは私どものその後の大臣の指示のもとにとっておる態度でございます。

○阿部(助)委員　だから、基本は検討しなきゃ、こういう新事態でなかなか外国の例も勉強しなければならないから待ってくれろということで、私どもも承知したのであって、やむを得ないじゃないかということであって、もう全然出さないというような逃げ道を、私はいま局長がおっしゃっているような形でやるのは問題だと思うのでありまして、そうなると、これは総理にここへ出てもらって、たださないとだめだということになるのです。やはり基本は検討して国会にかけるということにしてもらわぬと総理は答弁は違うのですよ。

○高木(文)政府委員　その点は私どもはおっしゃるとおり非常に問題がありますので、検討をいたさなければならぬ、そして、基本的な方向によって処理をする、つまり法律をもって処理をするという結論になればそういうふうにやりましょうということを言っておるのでありまして、それ以上は総理も大蔵大臣も御答弁申し上げてないというふうに理解をいたしております。しかし、いずれにしても御指摘のように非常に大きな問題でございますから、そういうことも、法令をもって処理するということも十分考えられることでありまして、どっちの方向に結論が出ますかは別といたしまして、これは十分に検討いたしますという気持ちでございます。

○阿部(助)委員　局長、それは大臣とのときの経過があるのでして、とにかくこの国会にすぐ出せないから、検討してその方向でいくという話し合いの上で私は承知をしたのでして、あなたはそういう逃げ口上ばかりおっしゃらないで、本腰を入れて検討し、基本はやはり国会の審議を経るということでいってもらわぬと、私は約束違反だと思うのであります。

次に移りますけれども、先ほど証券局長、「みだりに」ということばがあるから「正当な理由によって」というのははずしたんだ、こう言っておりますけれども、「みだりに」ということばにどの程度の強制力があるんです。

○坂野政府委員　修正案は「正当な理由」を落としまして、どういう場合には変更ができる、どういう場合にはできないということは注解で詳しく書くことになって、そういう案になっております。したがいまして、「みだりに」というのは、原則としていけないんだということを意味しております。

○阿部(助)委員　まあ、いままでの経過を見ても、会計処理の問題を見ても、また審議会の顔ぶれから見ても、皆さんが国民の期待に沿うような形で厳格なものが出てくるとは思わぬのでして、これは明らかに私は改悪だ、こう思わざるを得ないのであります。民事局長、商法を損益法に改めたんじゃないんだそうでありますけれども、加味したんだ、こう先ほどたしかおっしゃったですね。しかし、それにしても、企業会計の処理の継続を保証する、局長も継続の原則は守るんだ、こうおっしゃっておるけれども、何かそれならば厳格にその問題を規定する必要があるのではないか。ところが企業会計修正案の立場は全く逆で、国民に被害を与えるものと私は思わざるを得ないのでありますが、厳格な規定をつくるべきじゃないか、こう思うのですがどうです。

○坂野政府委員　御趣旨まことにそのとおりでありまして、私ども現在継続性の原則をこの修正案によってゆるめようというような気持ちは毛頭ございません。会計士の指導等にあたりましても、従来同様厳格にこれを執行するということを行政上やってまいりたいと思います。

○阿部(助)委員　企業会計原則修正案、貸借対照表原則四の(二)のA、流動負債、四の(二)Aの注18これはめんどうくさいのでして、この負債性引当金のうち大幅な修正がされておる。経団連のパンフのこの項の解説によると、「今回の修正案では、負債性引当金に損失性引当金を含む旨の諒解がなされた。」こう述べております。「具体的に負債性引当金として新たに計上すべきものとしては、「出血受注引当金、特許損害賠償引当金、資産除却損引当金、原木単価調整引当金」なんというのを並べているわけであります。負債性引当金の中に損失性引当金を含むという了解がされたというのは、これはほんとうですか。

○坂野政府委員　引当金、特定引当金の中身を整理いたしまして、負債性引当金あるいは特定引当金、そういうものを区別しなければいかぬというふうに整理した案になっております。

○阿部(助)委員　答弁、ちょっと違うですよ。だから負債性引当金に損失性引当金を含むという了解をされたわけですね。

○坂野政府委員　そうではなくて、そもそも企業会計としては利益性の引当金と負債性引当金とを峻別するたてまえで従来から来ておりますので、商法の特定引当金あるいは税法の準備金、こういうものを整理いたしまして、負債性のものと利益性のものを区分して経理するということを今後は明確にやっていこう、こういうことにいたしたわけであります。

○阿部(助)委員　整理して区分はするけれども、認めるんでしょう。(坂野政府委員「はい」と呼ぶ)じゃ同じじゃないですか、私の言ったとおりじゃないですか。整理をして、片一方、いまのは考えているということならわかるけれども、あなたは回りくどいことを言うけれども、これを認めるということについては変わりないじゃないですか。そういうことになるとした理由はどういう理由なんですか。

○坂野政府委員　本来、利益処分の一種と思われるものが税法上は負債所得の負債の項目として認められておる。あるいは商法の特定引当金の中には、負債性のもの、利益性のもの、ともに含まれているのではないかという解釈になっております。したがいまして、商法なり税法のたてまえと企業会計のたてまえと食い違いますると、これは企業の経理上また非常に混乱いたしますので、そこは認めてまいりたい。しかし、利益性のものと負債性のものを区分することによって、投資者なり株主にはっきりとそこを認識できるような、そういう姿にするということであります。したがいまして、それは区分はいたしますが、経費として税務も処理するならば、それは企業会計としても認める、こういうたてまえであります。

○阿部(助)委員　そうすると、それは損益法という立場からいくと逆粉飾、こういうことになりませんか。

○坂野政府委員　逆粉飾ということばの定義いかんにもかかわりますが、しかし、普通使われておりますのは、逆粉飾ということは、表から見えない隠れた姿で、利益を隠しておくということに使われますので、こういうふうに明確にしておけばこれは逆粉飾ではない、こういうふうに考えております。

○阿部(助)委員　大体銀行の貸倒引当金を見たって、銀行は一体どれだけ貸し倒れがあるのです。それに都市銀行、十四の都市銀行だけでたしか六千億近い貸倒引当金なんというのを持っておるでしょう。一体このうちどれだけが貸倒引当金として取りくずされ、活用されているのです。退職給与引き当て金にしたって、大きなところはつぶれっこないのですよ。皆さん、すぐ山一証券のようにてこ入れしてやればつぶれっこないじゃないですか。しかし、中小がつぶれたときは働いている労働者の退職給与引当金も全部手形の担保になって流れてしまってないのですよ。現実問題としては、こんなものは、何も作用をしていないのです。大企業の資本蓄積、これだけに大きな作用をしておるだけであって、大衆の立場に立てば全く無意味なんです。つぶれっこのない大企業、そしてうんともうけておる大企業だけがべらぼうにこれを積み上げておるという、これは税法から言ったらまさに課税から隠蔽しておると言っても私は言い過ぎではないと思うのです。そんなものを幾らでもこうやって認めていけば、経団連さん、九〇%以上要求が通ったと言って凱歌をあげるのは、これは当然のことなんですね。そこまで大蔵省は財界のめんどうを見なければいかぬのですか。どうなんですか。

○高木(文)政府委員　引当金は、御存じのように、税法で定められておりまして、そして国会の御承認を得たものだけが認められるということになっております。しかし、その中に今度は評価の問題として、金融機関が主として利用することが多い貸倒引当金が、企業の率が甘いではないかということは、これはしばしば御指摘を受けており、今国会の政府側の答弁といたしましても御検討をお約束しておるところでございまして、その点は十分検討することにしております。

それから貸倒引当金の問題は、これは現在は御存じのように退職給与引当金の積み立ては二分の一まで積むということになっておるのでございますが、これは私ども持っております評価といたしましては、大企業、中小企業を問わず、やはりその程度のものは引き当てておいていいのではないかというふうに感ずるわけでございまして、現在のところ、退職給与引当金について、それが特に税法上、えらく恩典措置であるというふうには考えていないわけでございます。

○阿部(助)委員　たびたび申し上げますけれども、この経団連のパンフによると、諸引き当て金についてはこの際、有税でもいいから皆さん積んでくれい、そうすればやがて慣行になり、公正妥当のお墨付きをいただいてこれが免税されるのだという、実力行使を教唆扇動しておる。こういうことになるのです。そうすると、だんだん企業は粉飾決算、そして企業会計慣行が公正な慣行ということになっちまう。そうすればもうこれは企業のかってなやり方で税金が負けてもらえるということになる。すでに評価性引当金であるとか貸倒引当金、退職給与引当金の負債性引当金など、大多数の引当金は、実質的には私は、企業の利益隠蔽の手段に利用されておる。この範囲をこれ以上拡大しないという保証は皆さん、ここで言明できますか。

○高木(文)政府委員　引当金は、普通の特別措置とは性格は違いますけれども、おっしゃるように、それが非常に企業会計に影響をし、かつ、税額に影響してまいります。したがって、絶えず洗いがえを行なうという従来の立場を今後も堅持してまいりたい。拡大という問題もありましたが、必要があるものはあるいはそれはやむを得ない場合も認めてよろしいものもあるかと思いますけれども、むしろ従来のもので、しばしば御指摘のように、貸倒引当金のように縮小の方向に進むべきものもありますので、それらの洗いがえは、来年度法人税制のかなり大幅な改正を考えておりますので、その際によく洗いがえを行ないたいというふうに考えております。

○阿部(助)委員　時間でありますので最後の質問に入りますが、商社の投機あるいは鉄鋼カルテル等の独占価格に対して、国民はたいへん苦しんでおります。企業会計の実情をそのために知りたいと望んでいる、これは当然のことだと私は思うのであります。企業もまた社会性というものを持っておると思うのであります。ところがこの株主総会といえば、先ほどの御質問にありましたように、十分か二十分、これでお開きになっちまって、内容はさっぱりわからない。先ほど大臣からいろいろと、今度総会の、何ですか、あれを先に配っておいてどうのこうのするというけれども、今度の商法の改正は大臣のお話とはうらはらに進んでおるんではないだろうか。会計の内容はそういう点でできるだけ明確にすべきであると私は思いますけれども、だんだん不明確になってきておる。明確にすべきだという点ではこれは御意見はなかろうと思うが大臣いかがですか。

○田中(伊)国務大臣　明確にすべきであるという点についてはお説のとおりと存じます。

○阿部(助)委員　会計原則修正案では、国民や大衆株主にこたえ現行の会計原則に比べどのように明確な表示が行なわれるようになるのか。たとえばどの商品でどのくらいもうけたのがわかるようになるのかどうか。私は反対のように思うのですが、いかがですか。

○坂野政府委員　原則自体もさることながら、それに基づきまして監査証明規則の改正も行ないたいと思っております。そういう細目におきましても、従来問題になっておるような点を検討いたしまして、従来よりも一段といわゆる財務内容開示、ディスクロージャー制度の実をあげまして、国民の期待にこたえたい、そういうふうに考えております。

○阿部(助)委員　この損益計算書原則二Aでは、営業別に費用区分する、こうなっておったのを削除しましたね。三Aで商品販売と役務による収益の区分を削除した。三Aでは、商社などの場合でありますが、商品販売とサービスをする場合を削除した。そうすると、現在以上に企業会計に秘密のベールをかぶせることになるのではないか。

もう少しわかりやすくいえば、たとえば三光汽船は汽船会社だから船の関係で利益をあげておるか、こういうと船の関係の利益はあまり大きくなくて、証券の売買による利益のほうがはるかに大きいのですよ。ところが今度のこれで削除されますと、全体のもうけはわかるけれども、どういう形でもうかったかという区分は一般にはわからなくなってしまう、そういうことになりはせぬですか。

○坂野政府委員　いまの損益計算書原則の問題についてはちょっといま調べておりますが、少なくとも証取法の開示の面ではお説のようなことは全部書くことになっております。届出書、報告書すべてそれを分けてあれしておりますので、あるいはそういうことは全部もう行なわれておるから原則にそれを書くまでもないと思って削ったのかどうか、これはいまちょっと検討してみます。

○阿部(助)委員　先ほどのお話で総会の問題が出ましたけれども、いまの総会のあり方が民主的なあり方だというふうに証券局長は判断しておられるのですか。証券局長、どうです。

○坂野政府委員　担当の部局でありませんので、そのお答えは私からはちょっと申し上げられない次第であります。

○阿部(助)委員　常識的にどうです。

○川島政府委員　商法上株主総会というのは会社の最も重要な事項を審議決定する機関でありますので、それに応じた実質を持つ総会が開かれるのが商法の期待しておるところであります。それから見ましても、新聞などに伝えられておりますような現状というのはほど遠いものであるというふうに考えております。

○阿部(助)委員　私大蔵委員で証取法の審議をいたしましたときに、一般株主保護であるとか会社の民主化だとかいう御説明をいろいろとお伺いしてきたわけでありますが、いまの株主総会のあり方は、これが民主的だとは私はだれしもが思わぬと思うのであります。ある意味で、あれくらい大企業になったら二日や三日総会を開いたっていいだろうし、あるいは零細な株主の発言も認めていいと思うのです。それが総会屋と一緒になって、黄色い紙で手を上げれば第一番目の質問者、青い紙のしるしで手を上げれば二番目、それで終わりだというような形で、実際おとなしい人、初めての人は総会なんというところには入れないような雰囲気でおやりになっておる。しかもチッソでありますとかこういう水俣病を起こした企業、これがヨーロッパや何かにこんな企業があったらほんとうは世論に抹殺されて、私はもう消えてしまっていると思うのです。日本だからこそまだああやってめちゃくちゃな総会を開いておるけれども、ほんとうに民主的な立場に立ち、社会性とおっしゃるならば、こんな会社は世論に抹殺されておるのにそういうのがのさばっておる。同じような企業が総会といえば総会屋とグルになって、あれだけいろいろな問題があるだろう大会社が二十分かそこらで総会を終わる。ここで資本主義、その基盤である一番大きな責任を持つ企業が、モラルの問題だとか商社の何とかいう原則だなんというのを幾らやってみたって、あの総会の姿一つ見れば、私は日本の大企業には民主性だとかモラルなんというものは毛頭期待することができないのではないか。そうすれば、問題こそ、総会のあり方こそ皆さんが指導され、この商法で大きく取り上げてやるべきであって、いまのような企業会計原則、それをそのまま公正妥当と認めてくる、そして国民大衆の期待に沿わない。また最後の質問のように、だんだん企業の秘密というベールによって企業の中身が国民からわからないところへ押しやられてくるという点で、私はたいへん問題があると思うのであります。国民の利害と企業の秘密と、これが対立したときには、国民の利益という点をまず優先させていくべきだと私は思う。ところが原子力の問題にしろ公害の問題にしろ、常に企業の秘密のベールによってなかなか問題が解決されないのが今日の実情でありまして、私はこの商法の改正、いろいろ皆さん理窟をこねられるだろうけれども、これは改悪であるし、むしろ総会問題にもっと大きなメスを入れて、ほんとうに日本の大企業が社会的な責任を持って、そして堂々と国民の前に仕事をおやりになるという姿勢に直すべきだと思うのですが、これは大臣からお伺いして私の質問を終わります。

○田中(伊)国務大臣　この改正の大きなねらいの一つでございます。先ほど私から御答弁を申し上げましたように、株主総会がなぜ一体形式に流れておるのかというと、それは非常に具体的にわかりやすく一口に申しますと、集まりました株主が本日の株式総会で何を審議するのかということがわからないままで出てきておる。そこでその計算書類というものをあらかじめ出しまして……(阿部(助)委員「それだけではどうしようもないじゃないですか」と呼ぶ)いや、それは非常に大きな改革の要素である。計算書類というものをあらかじめ株主総会招集の通知状に添付して何十日前に出しておく、これによって審議をしてもらう。これはいかに会社側と総会屋との間の結託がありましても、発言の自由が保てるように配慮するということが一つの改革でございます。

(以下略)

城生虎夫
千代田区飯田橋四―四―一七
電話（二六一）〇〇二八

山本日出麿
千代田区丸の内一―二
仲二八号館二〇六号
電話（二一一）四六五一

井上準一
千代田区神田駿河台三―五―一
共同ビル九三号室
電話（二五二）八九四九

前田実
千代田区神田駿河台三―三
共同ビル八〇三号室
電話（二五二）八九四九

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―二八
共同ビル八〇三号室
電話（六六八）〇〇五一―四

二村倍吉
港区西新橋一―一八―六
萬宝ビル
電話（五〇二）〇〇八二〇〇八五

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
電話（四三一）五五一四

海老美与治
港区六本木四―八―八
アロハビル四階
電話（四〇四）〇八九一

長田邦稲
港区新橋二―一六―一―三〇一
ニュー新橋ビル三二七号
電話（五八〇）七二四

辰巳正衛
新宿区西大久保三―三三
電話（二〇九）八八一一

人見敦
文京区小石川二―一一―二
十一山京ビル七〇三号
電話（八一三）〇六八四

和田新之助
文京区本郷三―九―三
電話（八一四）五八九五

下田友吉
台東区根岸一―一〇―一五
電話（八七四）七三一七―九

的場輝夫
台東区台東一―三〇―一三
電話（八三一）三四九五

大堀雅三
杉並区梅里一―二一―一五
電話（三一四）四一三一

斎藤嘉三
杉並区下井草四―一三―二
電話（三九九）九四六一

長坂利正
練馬区中村北四―二四―二
電話（九九〇）一一三一―三

島田百郎
練馬区石神井台四―一五―三
電話（九二〇）八二二七

高橋一郎
荒川区町屋二―七―六
電話（八九五）六七三八

松木正輝
荒川区西日暮里一―二九―四
電話（八九一）三一〇一

沢田尚久
足立区千住五―七二―八
電話（八八一）六四二〇

峯木清
墨田区江東橋三―一二―三
電話（六三三）九一七一

村上正雄
世田谷区下馬五―二―八
電話（四二一）四四八七

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
電話（四二九）五三八一

中島育広
世田谷区玉川瀬田町五一九
電話（七〇〇）三三一一

浅井新平
目黒区中町二―二三―三
電話（七一一）八七四四

村松良一
国分寺市内藤一―一〇―四一
電話 〇四二（七二）三〇三七

浜中忠礼
青梅市河辺二〇三―二
電話 〇四二（二一）三一四八

高橋栄吉
渋谷区代々木三―五六
電話（三七〇）二四七六

古屋勝成
八王子市本町一五―一五
電話 〇四二（二二）〇五〇九

小林好覚
文京区本郷四―二五―六
電話（八一四）八五五一

小川敏市
台東区三ノ輪一―二八―一五
電話（八七三）七二六八

浅見孝
中野区上高田四―四一
電話（三八六）三六三六

森山頼一
杉並区清水一―一五―二四
電話（三九九）〇六〇一

安田義徳
荒川区東日暮里一―三一―二
電話（八〇七）六一六一

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
電話（八八六）八二八二

寺田秀一
墨田区横川二―一二―四
電話（六二三）二二六八

石田鉄三
墨田区八広三―一五―一〇
電話（六二一）五一四六

鈴木満
江東区深川新大橋二―一二
電話（六三四）四六五六

河合貞司
江東区大島二―三〇―一四
電話（六八一）八四七六

市川隆
国立市西一―一一―一〇
電話 〇四二（七三）二二三三

水葉義一
秋川市小川八三六
電話 〇四二（五一）三六二一

若林恒雄
中央区築地二―九―二
銀座大信ビル
電話（五四二）六六三三

五領田元男
中央区銀座五―一〇―一六
第一銀座ビル
電話（五七二）四五九一

宮下昌久
中央区日本橋茅場町二―一
宮下ビル五階
電話（六六八）七四〇七

塩崎四郎
中央区日本橋茅場町二―六
電話（六六八）〇六七二〇九

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―二八
共同ビル八〇三号室
電話（六六八）〇〇五一―四

二村倍吉
港区西新橋一―一八―六
萬宝ビル
電話（五〇二）〇〇八二〇〇八五

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
電話（四三一）五五一四

海老美与治
港区六本木四―八―八
アロハビル四階
電話（四〇四）〇八九一

長田邦稲
港区新橋二―一六―一―三〇一
ニュー新橋ビル三二七号
電話（五八〇）七二四

辰巳正衛
新宿区西大久保三―三三
電話（一〇九）八八一一

人見敦
文京区小石川二―一一―二
十一山京ビル七〇三号
電話（八一三）〇六八四

和田新之助
文京区本郷三―九―三
電話（八一四）五八九五

下田友吉
台東区根岸一―一〇―一五
電話（八七四）七三一七―九

的場輝夫
台東区台東一―三〇―一三
電話（八三一）三四九五

大堀雅三
杉並区梅里一―二一―一五
電話（三一四）四一三一

斎藤嘉三
杉並区下井草四―一三―二
電話（三九九）九四六一

長坂利正
練馬区中村北四―二四―二
電話（九九〇）一一三一―三

島田百郎
練馬区石神井台四―一五―三
電話（九二〇）八二二七

高橋一郎
荒川区町屋二―七―六
電話（八九五）六七三八

松木正輝
荒川区西日暮里一―二九―四
電話（八九一）三一〇一

沢田尚久
足立区千住五―七二―八
電話（八八一）六四二〇

峯木清
墨田区江東橋三―一二―三
電話（六三三）九一七一

村上正雄
世田谷区下馬五―二―八
電話（四二一）四四八七

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
電話（四二九）五三八一

中島育広
世田谷区玉川瀬田町五一九
電話（七〇〇）三三一一

浅井新平
目黒区中町二―二三―三
電話（七一一）八七四四

村松良一
国分寺市内藤一―一〇―四一
電話 〇四二（七二）三〇三七

浜中忠礼
青梅市河辺二〇三―二
電話 〇四二（二一）三一四八

高橋栄吉
渋谷区代々木三―五六
電話（三七〇）二四七六

古屋勝成
八王子市本町一五―一五
電話 〇四二（二二）〇五〇九

小林好覚
文京区本郷四―二五―六
電話（八一四）八五五一

小川敏市
台東区三ノ輪一―二八―一五
電話（八七三）七二六八

浅見孝
中野区上高田四―四一
電話（三八六）三六三六

森山頼一
杉並区清水一―一五―二四
電話（三九九）〇六〇一

安田義徳
荒川区東日暮里一―三一―二
電話（八〇七）六一六一

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
電話（八八六）八二八二

寺田秀一
墨田区横川二―一二―四
電話（六二三）二二六八

石田鉄三
墨田区八広三―一五―一〇
電話（六二一）五一四六

鈴木満
江東区深川新大橋二―一二
電話（六三四）四六五六

河合貞司
江東区大島二―三〇―一四
電話（六八一）八四七六

市川隆
国立市西一―一一―一〇
電話 〇四二（七三）二二三三

水葉義一
秋川市小川八三六
電話 〇四二（五一）三六二一

岩崎守利
新宿区原町一―七三
電話（二〇一）三二三一四

諏佐市之丞
新宿区西大久保三―八五
電話（二〇〇）六二一一

坂上隆昭
新宿区四谷三栄町二五
寺島ビル
電話（三五七）一七一八

前田辰男
新宿区西新宿九―八―一三
電話（三七二）四一三一

佐々木秀明
台東区東上野五―一―二
電話（八四一）〇二四八

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
電話（九五四）〇三三五

綱島慶寿
品川区北品川二―七―三三
電話（四九四）一二五六

玉家義雄
大田区久ヶ原六―六―二
電話（七五二）〇四七一

橋本和雄（旧名一雄）
葛飾区柴又一―九―一七
電話（六〇七）一一六六

守屋芳房
江戸川区南小岩三―八―一〇
電話（六五七）五五六九

関口秀男
中央区銀座四―一三―一
上原ビル
監査法人第一監査事務所
電話（五四二）七五六一

荻野修一
千代田区神田駿河台三ノ七
電話（二九三）八九八一

疋田四郎
板橋区中丸町五六―四
電話（九五五）五六四七

新居睦雄
練馬区羽沢二―四
電話（九九三）〇四一一

太田昌一郎
大田区池上六―一八―二
電話（七九四）〇〇四一

宇津木三郎
世田谷区桜一―一六―一六
電話（四二九）七一〇九

戸田藤吉
品川区西五反田六―一六―七
電話（四九一）四九一五

土橋栄夫
渋谷区本町六―四〇―一四
電話（三七七）三七一〇

橋田光臣
八王子市元本郷町四―一〇―二
電話 〇四二（二二）六三〇二

後藤千鶴子
中央区築地二―一五―一五
電話（五四一）六一三四

三輪三郎
杉並区和田三―四八―一四
電話（三一三）八三三三

岡崎寿士
中野区本町四―一九―一二
電話（三八三）一五八一

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
電話（九一一）八一一二

綱島慶寿
品川区北品川二―七―三三
電話（四九四）一二五六

玉家義雄
大田区久ヶ原六―六―二
電話（七五二）〇四七一

橋本和雄（旧名一雄）
葛飾区柴又一―九―一七
電話（六〇七）一一六六

守屋芳房
江戸川区南小岩三―八―一〇
電話（六五七）五五六九

関口秀男
中央区銀座四―一三―一
上原ビル
監査法人第一監査事務所
電話（五四二）七五六一

荻野修一
千代田区神田駿河台三ノ七
電話（二九三）八九八一

疋田四郎
板橋区中丸町五六―四
電話（九五五）五六四七

新居睦雄
練馬区羽沢二―四
電話（九九三）〇四一一

太田昌一郎
大田区池上六―一八―二
電話（七九四）〇〇四一

宇津木三郎
世田谷区桜一―一六―一六
電話（四二九）七一〇九

戸田藤吉
品川区西五反田六―一六―七
電話（四九一）四九一五

土橋栄夫
渋谷区本町六―四〇―一四
電話（三七七）三七一〇

後藤千鶴子
中央区築地二―一五―一五
電話（五四一）六一三四

若林恒雄
中央区築地二―九―二
銀座大信ビル
電話（五四二）六六三三

五領田元男
中央区銀座五―一〇―一六
第一銀座ビル
電話（五七二）四五九一

宮下昌久
中央区日本橋茅場町二―一
宮下ビル五階
電話（六六八）七四〇七

塩崎四郎
中央区日本橋茅場町二―六
電話（六六八）〇六七二〇九

岩崎守利
新宿区原町一―七三
電話（二〇一）三二三一四

諏佐市之丞
新宿区西大久保三―八五
電話（二〇〇）六二一一

坂上隆昭
新宿区四谷三栄町二五
寺島ビル
電話（三五七）一七一八

前田辰男
新宿区西新宿九―八―一三
電話（三七二）四一三一

三輪三郎
杉並区和田三―四八―一四
電話（三一三）八三三三

岡崎寿士
中野区本町四―一九―一二
電話（三八三）一五八一

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
電話（九一一）八一一二

須崎孝美津
北区西ケ原二―四〇―六
電話（九一〇）六二六六

丸山修司
北区赤羽西三―三四―三
電話（九〇〇）二三五五

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
電話（九五四）〇三三五

内藤安巳
大田区蒲田二―七―一六
電話（七三一）五六三三

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
電話（七五三）七二四〇

玉家義雄
大田区久ヶ原六―六―二
電話（七五二）〇四七一

高森利正
江東区亀戸二―二四―九
電話（六八二）五六三二

都沢美夫
江東区永代二―三―四
電話（六四一）二九三三

守屋芳房
江戸川区南小岩三―八―一〇
電話（六五七）五五六九

渡部正広
文京区目白台二―九―八
電話（九四一）一七七七

山名正夫
新宿区西五軒町三―五
電話（二六〇）二七九一

丸山潤次
豊島区北大塚二―二二―一三
岡ビル
電話（九一七）五一〇一

角田栄八郎
江東区住吉二―一七―一一
電話（六三一）三一五一

吉田承治
目黒区上目黒四―四一―一〇
電話（七一九）三六四一

川田浩之
新宿区諏訪町二六―八
電話（二〇一）三七一一

暑中お見舞申し上げます

通知公認会計士会幹事長
岩井敏

品川区大井7―29―8
電話（774）0181

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年8月15日　（水曜日）　第24号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円 年極500円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　第七十一国会参議
第三頁　院法務委員会議録
第四頁　（抜萃）

添田氏日税連会長に

七月二十七日、日税連第十七回総会が税理士会館において開かれ席上実施された日税連会長選挙で添田正夫東京税理士会会長が日税連会長に当選した。商法改正問題の早期解決を称える添田氏の勝利によって、日税連の商法改正反対運動収束の方向が会員多数に承認されたものとみることができるが分派活動はなお続く模様である。

日税連会長には添田氏のほか、名古屋税理士会の北川孝氏と東海税理士会の高野芳信氏が立候補していたが、東京の添田氏が昭和四十八年六月三十一日現在の各単位税理士会員数総計二五、一一四票の六割を獲得して当選をきめた。

当選　添田正夫　一五、〇〇三票（東京会、北海道会、東北会、関信越会、関東地方会、九州北部会、南九州会、沖縄会の会員数合計）

二位　高野芳信　六、四二六票（東海会、大阪合同会の会員数合計）

三位　北川　孝　三、六八五票（名古屋会、四国会、中国会北陸会の会員数合計）

添田氏の当選は、もとより日税連の中核的存在であるマンモス東京税理士会のその会長がまた日税連全体を引率する責任を有するということで当然の常識の然らしむるところである。また反対運動収束に向う日税連の商法に関する運動が会員多数から承認されたものとみることはできるが、個人の政治活動の自由ということで反対運動収束に反対するグループの動きは寝えを見せておらず、決して日税連の今後につき楽観することはできない。

とくに、このたびの日税連会長選挙が直接投票なら過半数の勝利ということになるが、各単位税理士会毎に日税連会長の推薦決定選挙が行なわれ、その決定した会の会員数合計によってきまるという間接選挙方式となっている。添田氏の場合、東京はもちろん、北海道から九州に及ぶ広い支持を得たのであるが、そのいずれにおいても推薦決定選挙では辛勝であった。その意味において、心ある会員の添田新会長及び添田支持執行部に対する強力なバックアップが必要と思われる。

過日行なわれた日税連会長選挙は、東京税理士会会長添田正夫氏を含んで三名の候補者がそのポストを競ったが、幸いにも第一税理士協議会の推す添田氏が最高点で当選し、まことに御同慶にたえないところである。

しかしながら、本当の試練はこれからのことであって、地元の東京税理士会を始め、大阪合同税理士会等には、まだまだ反添田派の集団がたむろをなしている。その一例としては、われわれが最も関心を有している〝商法改正〟問題において、商法改正三法案が衆議院を通過し参議院に回付され、参院法務委員会で審議される段階に入るや大阪合同税理士会の過激派グループは木村前日税連会長の商法改正反対運動の打切り声明にもかかわらず、大阪選出の某代議士の個室に終日大挙して押しかけ籠城を買っている事実がある。

また、東京税理士会の内部においても、反添田派の蠢動が続いており、その旗頭の連中は添田新会長の会務運営のミスをあげつらうことばかり虎視眈々とねらっているのが現状と言わざるをえない。

主流
添田新日税連会長に望む

かかる状況における〝添田内閣〟の行方は決して安易なものでないことは勿論であるが、さりとてこれらの動きを無視してもいけない。

わが第一税理士協議会はじめ税理士校友会及び清流会諸氏の努力によって、税理士会は着々と正常化しつつあることは否めない事実であり、とくに東京税理士会は、今回の役員改選において主流派が多く進出した。

幸いにも、添田会長は、この人材豊富な主流派より執行部を構成し、いよいよ年来の念願である税理士の発展向上のための会務に専念できる体制もとりえている。

したがって、従来のような無意味な反対のための反対は適宜抑えて、税理士会全国会員二万五千のために、そのベストを尽してもらいたいものである。

現在の税理士会は、何よりも他との均衡を保ったよりよい税理士法改正問題にまず改正すべきかの問題から四つに取り組むべきであり、商法改正については木村前会長の基本方針通り打切りとするが至当である。

わが第一税理士協議会がものごとを冷静に判断し、税理士会の正常化に努力していることは過去の実績が如実に証明しており、われわれはこの情熱をもって正しかるべき方向においてあくまでも〝添田内閣〟を支援する。添田会長はある一部のヘルメット的分子に翻弄されることなく、世論を体する強力な味方がバックアップしていることを自覚して、堂々と信念をもって信頼される税理士会、安心して生活できる税理士会の建設に大いに頑張ってもらいたいものである。

九月に入って急速進捗か
再延長国会での「商法」の見とおし

商法改正三法案は、七月五日の参院法務委員会において参院審議が開始され（詳細二面以降掲載）七月十日には日本公認会計士協会尾沢修治氏と日本税理士会連合会北川孝氏の参考人意見陳述と同参考人への質疑が行なわれたが、七月十七日に例の自民党の重要法案強行採決があって国会が紛糾し、審議が全面ストップしていることはご承知のとおりである。

このため、七月十八日に予定されていた参院の法務・大蔵委連合審査もお流れとなり、十九日、二十日と続いて予定されていた参院法務委審議もお流れとなっている。それでも商法改正案自体の審議は衆院段階でほぼ尽されていると見られるので若しや七月二十三日の会期末には流し込み可決があるかと思われたが、結局六五日間の会期再延長となったのであった。

この間、同法案の衆院通過に伴って木村日税連前会長が、同会の商法反対運動収束声明を発したことは本紙前号に既報のとおりであるが、北川孝氏を頂点とする大阪の収束反対過激グループは陳情団を組んで連日参院法務委員の某代議士室に押しかけた。これに対しては、日税連として七月十一日木村前会長名をもち、衆・参議院の法務・大蔵委員に向けて、「本会の商法改正案対策についてご承知方お願い」と題する次のような文書を配布している。

「ご高承のとおり商法の一部改正案は衆議院を通過、参議院で審議中でございますが、本会では衆議院通過の段階で別紙のとおり管下各税理士会に通達するとともにさきにお配りした『税理士界』号外を全会員にも配布して、今後の参議院段階における運動方針を明示いたしました。

しかしながら、数多くの会員のうちには、従来の惰性と個人的熱意のあまり、廃案運動的な見当違いの陳情を行なう者もあるようですが、これは本会の真意ではございませんので、ご了承賜わりたくお願い申し上げます」

思えば、三月二十日に国会上程以来五ヵ月たってもまだ商法改正案の去就ははっきりしない。結局再延長国会の正常化は八月二十日以降と見られ、「商法」審議も九月に入って急速に進捗し、法務、大蔵委の連合審査も再開されるであろうが、如何にせん日時が差し迫っているので、参院の同法案の見とおしはまだ何ともいえない。

ピリリ一言

▼七月から施行された個人事業所得者についての事業主報酬制度（みなし法人課税方式）は、何か問題を残しているようだと。

▼六月末期限内のこの制度利用届の提出状況も全青色申告者の一〇％そこそこということで、立案提唱者である青色申告会の強力な加入促進運動も、思ったほどの成果をあげていないのが実情。

▼これは、まだ一般への理解が浸透していないから、という見方もあろうが、この新制度そのものに納税者が素直について行けないのではないか。第一、何と言っても複雑でわかりにくく、税の簡素化に逆行している。第二、地方税との噛み合せが全くなく、何と源泉所得税の徴収をうける事業主報酬に、従来通り事業税が課されるという不合理。第三、過大報酬という判定による税務更正はないか等▼最も腹立たしいのは、こうした立法に先立って、税の専門集団であるわれわれ税理士会になぜ当局が諮問しなかったのか。いや、それを待つまでもなく、わが税理士会からなぜ独自の意見や見解を当局にアピールできなかったのか。

▼〝職域問題〟ばかりに没頭していると不思議なことが起るものである。（倉）

架橋成る　赤天狗小僧

在庫管理のキレ者
ユーザック電子管理機
〈エルコス〉
30シリーズ登場

ウチダ
株式会社 内田洋行
〒104 東京都中央区新川2—4
TEL 03（553）3111
特機営業部

まとまったお金を大きくふやす
三井の貸付信託
5年もの7.42%
2年もの6.70%
（予想配当）
●お預け入れは1万円単位　●元金保証
●10万円が5年後に 143,700円！半年ごとの利息を金銭信託でふやせば年平均8.75%（㊟扱い）にもなります。
●イザというとき1年以上たっていれば中途換金もできます。もちろん期間に応じた有利な利息がつきます。
●郵便局からもご送金になれます。
貯蓄は愛情です　SAVING FOR LOVE
三井信託銀行　本店
東京・日本橋三越となり TEL.270・9511

第七十一国会 参議院 法務委員会議録（抜萃）

昭和四十八年七月五日（木曜日）
午後一時十分開会

委員の異動

六月二十九日
辞任　補欠選任
辻　一彦君　加瀬　完君

七月二日
辞任　補欠選任
鈴木　強君　松本　賢一君

七月四日
辞任　補欠選任
松本　賢一君　鈴木　強君

出席者は左のとおり。

委員長　原田　立君
理事
後藤　義隆君
原　文兵衛君
佐々木静子君
白木義一郎君
委員
木島　義夫君
鈴木　省吾君
中西　一郎君
吉武　恵市君
鈴木　強君
竹田　現照君
発議者
佐々木静子君
白木義一郎君
衆議院議員
修正案提出者
大竹　太郎君
国務大臣
法務大臣　田中伊三次君
政府委員
法務政務次官　野呂　恭一君
法務大臣官房長　香川　保一君
法務省民事局長　川島　一郎君
法務省刑事局長　安原　美穂君
法務省入国管理局長　吉岡　章君
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務総局事務次長　牧　圭次君
最高裁判所事務総局総務局長　田宮　重男君
事務局側
常任委員会専門員　二見　次夫君
説明員
警察庁刑事局参事官　小林　朴君
法務大臣官房審議官　田辺　明君
法務大臣官房訟務部長　真家　克己君
厚生省児童家庭局育成課長　阿部　正利君

本日の会議に付した案件（中略）
○商法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（中略）

○委員長（原田立君）　商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明を申し上げます。

商法の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正及び安定をはかり、あるいはその資金調達の方法に改善を加える等のため、早急に改正を必要とする事項について商法の一部を改正しようとするものであります。

第一に、株式会社の業務が適正に行なわれることを確保するために、監査役は、会計監査のほか、業務監査をも行なうものとし、このために必要な権限、たとえば取締役会出席権、取締役の違法行為の差しとめ請求権などを認めるとともに、その地位の安定その他監査機能の強化のための措置を講ずることとしております。

第二に、株式会社の安定をはかるため、定款をもって、取締役の選任につき累積投票の請求を完全に排除できることとしております。

第三に、株式会社の資金調達の便宜をはかる等のために、新株の発行にあたっては、法定準備金を資本に組み入れ、株主に対して発行価額の一部の払い込みを要しない株式を発行することを認め、また、転換社債の発行については、原則として取締役会の決議によってすることができるものとし、なお、株主の利益を保護するため、この場合における株主の引き受け権等に関する規定を整備することといたしております。

第四に、株主の便宜等を考慮して営業年度を一年とする株式会社について、いわゆる中間配当の道を開くこととしております。

最後に、取引の安全をはかるため、すでに営業を廃止しているいわゆる休眠会社を整理する方途を講ずることといたしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案は、株式会社の実情にかんがみ、特に大規模の株式会社及び中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするものでございます。

この法律案の要点を申し上げますと、

第一に、大規模の株式会社にあっては、株主をはじめ、従業員、取引先、下請企業者などの利害関係人の保護のために、その経理の適正を期することが特に重要でありますので、資本金五億円以上の株式会社は、計算書類については定時総会前に公認会計士または監査法人の監査を受けるものとし、その会計監査の充実をはかることといたしております。

第二、中小規模の株式会社については、その実情から見て、ある程度監査に関する基準を軽減する必要があると思われますので、資本金一億円以下の株式会社において、監査役は会計監査のみを行なうものとして、監査報告書の記載事項については特に法定はしないこういう措置を講ずることといたしました。

最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、商法の一部を改正する法律案等の施行に伴い、非訟事件手続法のほか三十二の関連諸法律について、改正することが必要となっております。

以上が商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議をいただきました上で、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（原田立君）　次に、補足説明を聴取いたします。川島民事局長。

○政府委員（川島一郎君）　それでは、ただいまの説明に補足いたしまして、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、逐次その内容を御説明申し上げます。

最初に、商法の一部を改正する法律案でございますが、改正項目が多岐にわたっておりますので、説明の便宜上、事項別に説明をさせていただきます。

まず第一は、監査役に関する改正であります。

御承知のように、現行法では、株式会社の監査役は、会計の監査を行なうことをその職務といたしております。改正案はこれに対し監査役の職務を、会計の監査を含む業務の監査に拡張することとしておりまして、この点が今回の改正の主眼点の一つとなっております。そのために、まず、第二百七十四条を改正し、その第一項において、監査役は取締役の職務の執行を監査するものとし、いわゆる業務監査の職務を規定するとともに、同条第二項及び第二百七十五条にも所要の改正を加えることといたしております。

また、これに関連して、監査役の権限を拡張する必要がありますので、第二百七十四条ノ二、第二百七十四条ノ三、第二百七十五条ノ二から四までの規定を新設するなどいたしまして、取締役には監査役に対する緊急事態の報告義務を認め、監査役には、子会社調査権、取締役の違法行為の差しとめ請求権、監査役の選任及び解任について株主総会で意見を述べる権利、会社と取締役との間の訴訟等について会社を代表する権利などを認めることにいたしております。

それからまた、監査役が業務監査を行なうことになりますと、取締役会に出席して意見を述べることをも認める必要が生じてまいります。この関係から、第二百六十条ノ三その他の取締役会に関する規定に所要の改正を加えることにいたしております。

さらに、現在では監査役には認められておりませんが、株主総会決議取り消しの訴え等を提起する権限や整開開始等の申し立てをする権限も、今後は監査役にも認める必要がありますので、第二百四十七条をはじめ、関係規定を改正して、これらの権限を監査役にも与えることにいたしたのであります。

ところで、監査役の職務が拡張されましても、計算書類の監査が監査役の重要な職務であることには変わりがございません。改正案は、計算書類の監査が一そう適正に行なわれるようにするために、次のような改正をすることにいたしております。すなわち、第二百八十一条を改正して、計算書類のみならず、その付属書類についても監査役の監査を受けさせることにするとともに、第二百八十一条ノ二から四までの規定を新設して監査役の監査期間を伸長し、同時に監査報告書の記載事項を法定して監査が形式に流れることのないように配慮したものであります。

また、第二百八十三条を改正し定時株主総会における審議の適正をはかるため、その招集の通知には計算書類及び監査報告書の謄本を添付しなければならないこととしております。

なお、監査役の監査期間を伸長したことに伴いまして、第二百二十四条ノ三を改正して、株主名簿の閉鎖期間等を現行の二カ月から三カ月に伸長することといたしております。

ところで、監査役に適正な監査を行なわせますためには、その地位を安定させておくことが必要であります。そこで、第二百七十三条を改正して、監査役の任期は、原則として就任後二年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、現行の一年を二年に伸長することとしております。また、他面において、監査役の独立性を強化するため、第二百七十六条を改正して、監査役は子会社の取締役や使用人を兼ねることもできないこととといたしております。

第二は、中間配当の制度でございます。

改正案は、いわゆる中間配当の制度を認めることにしております。この制度は、営業年度を一年とする会社が、その年度の中間において、半年決算の場合の配当と同じように、株主に金銭の分配をすることを認めようとするものであります。そのため、第二百九十三条ノ五の規定を新設し、その第一項において、営業年度を一年とする会社は、定款で定めた場合には、一営業年度中一回に限り、取締役会の決議で株主に金銭の分配いわゆる中間配当をすることができるものとしております。

また、この金銭の分配につきましては、前期末の貸借対照表の純資産額から、最後の決算期における資本、法定準備金等を差し引いた残額を限度として行なうこと、その期末に配当可能利益が出ないこととなるようなおそれのあるときは、金銭を分配してはならないことなどの制限を同条第二項以下に規定いたしまして、不当な経理が行われないよう配慮いたしております。

第三は、累積投票の制度の改正であります。

御承知のとおり現行商法は、第二百五十六条ノ三及び第二百五十六条ノ四において累積投票の制度を認め、二名以上の取締役を選任する場合には、株主は累積投票の請求ができることとし、定款で累積投票を排除している場合でも、発行済み株式の総数の四分の一以上の株式を有する株主の請求があるときは、累積投票によらなければならないこととといたしております。改正案は、第二百五十六条ノ三の規定を改め、かつ、第二百五十六条ノ四を削除することによりまして、累積投票の制度を採用するかいなかは、会社が自治的に定款で定めることができることにいたしております。

第四は、準備金の資本組み入れによる有償無償の抱き合わせ増資の制度の新設であります。

改正案は、第二百八十条ノ九ノ二の規定を新設してこの制度を認めることといたしております。

すなわち、その第一項において準備金を資本に組み入れた会社が券面額を発行価額として額面株式を発行する場合には、株主に新株引き受け権を与え、かつ、その引き受け権の譲渡を認めることを条件として、発行価額の一部の払い込みを要しない新株の発行、いわゆる有償無償の抱き合わせ増資を認めることとし、第二項から第五項までにおいて、この新株を株主に割り当てるについて生ずる一株未満の端株及び申込期日に申し込みを失念した失権株は、会社がこれを処分してその一定割合の金銭を株主に支払うべきことを定めて

（三ページへ続く）

製図用・デザイン用
その他専門家用

SE7
FOR DESIGN & DRAWING

アルミ箔セロファンダブル完全包装
カットシール付

レッド・ケース　¥50
グリーン・ケース　¥30
ブルー・ケース　¥20

ヒノデワシ消ゴム
ヒノデワシゴム工業株式会社
東京都墨田区東向島1-7-8 TEL(03)619-0456

73'野村の〈税金の本〉

●'73年度新税制のポイントは？
●退職金の特別控除…引上げへ
●サラリーマンの財形貯蓄…さらに優遇へ
●個人事業主報酬制度…新設される
●相続・贈与税…大きくなった配遇者への優遇
●地価抑制に新税スタート

新書判・277頁　定価250円（送料野村負担）

ご希望の方は一右記の〈税金の本係〉へ切手250円分をお送りください。

野村證券
東京都中央区日本橋1丁目(〒103)

（二ページより続く）

おります。

　これに関連して、第二百八十条ノ二第一項に第九号を加え、この抱き合わせ増資による新株の発行を行なうこと及び発行価額中払い込みを要する金額は取締役会において決定しなければならないこととし、また、第二百八十条ノ七を改正して、新株引き受け人の有償部分の払い込み義務を規定することといたしております。

　第五は、転換社債の発行についてであります。

　現行法では、会社が転換社債を発行するには、定款または株主総会の特別決議によって転換の条件等を定めなければならないことになっておりますが、改正案は、第三百四十一条ノ二の規定を改正して、原則として取締役会の決議で転換社債を発行することができるように改めることにいたしております。もっとも、第三百四十一条ノ二第三項において、株主以外の者に特に有利な転換の条件を付した転換社債を発行するときは、株主総会の特別決議を要することと定め、あるいは、第三百四十一条ノ二ノ二から二ノ五までの規定を新設し、転換社債の発行に関する株主への通知または公告、株主の転換社債引き受け権等について、新株の発行の場合に準ずる取り扱いを定め、株主の利益の保護についても十分に配慮することといたしております。

　第六は、休眠会社の整理であります。

　改正案は、第四百六条の三の規定を新設して、すでに営業を廃止したものと認められるいわゆる休眠会社を整理する道を開いております。すなわち、第四百六条ノ三の第一項は、過去五年間何らの登記もしていない株式会社は、法務大臣が官報で公告してから二カ月以内に、まだ営業を廃止していない旨の届け出をしないときは、解散したものとみなすことにしております。

　なお、法務大臣が官報に公告をしたときは、登記所から該当の会社にその旨の通知をすること、解散とみなされた会社は、三年以内であれば、株主総会の特別決議で会社を継続し復活することができることとし、第二項及び第三項においてこれを定めております。

　第七は、商業帳簿に関する規定の改正であります。

　まず、第三十二条から第三十四条までを全文改めることにいたしております。すなわち、第三十二条は、第一項において、商人は、会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書をつくらなければならないこととし、現行法の財産目録を削除して新たに損益計算書を加え、第二項において、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正な会計慣行をしんしゃくすべきこととしているのであります。

　第三十三条は、会計帳簿の記載方法等並びに貸借対照表及び損益計算書の作成方法等について定めております。

　また、第三十四条は流動資産、固定資産及び金銭債権についての評価の方法を合理的なものに改めようとするものであります。

　以上のほか、株式会社の計算についても、第二百八十五条ノ六を改正し、親会社の所有する子会社の株式の評価については、現行の低価法を原価法に改めるなど若干の改正をいたしております。

　次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案について御説明いたします。

　第一条は、総則でありまして、この法律の趣旨を定めたものであります。

　第二条から第二十一条までは、第二章として、資本の額が五億円以上の株式会社に関する商法の特例を定めたものであります。この特例は、資本の額が五億円以上の株式会社は、特にその経理を適正にする必要がありますので、計算書類について、株主総会の前に、会計監査人の監査を受けなければならないことをその内容とするものでありまして、まず、そのことを第二条において明らかにいたしております。

　第三条は、会計監査人の選任に関する規定でありまして、会計監査人は監査役の過半数の同意を得て、取締役会が選任することなどを定めております。

　第四条は、会計監査人は、会計の監査の専門家である公認会計士または監査法人でなければならないこととし、なお、一定の欠格事由をも定めております。

　第五条は、監査法人が会計監査人となった場合に、その職務を実際に行なうべき社員について定めたものであります。

　第六条は、会計監査人の手続を定めております。

　第七条は、会計監査人の権限として、帳簿及び書類の閲覧権、会社業務及び財産状況の調査権、子会社調査権などを定めたものであります。

　第八条は、取締役に不正の行為等があることを発見したときの会計監査人の監査役に対する報告義務について定めたものであります

　第九条から第一条までは、会計監査人の責任について定めております。

　第十二条から第十八条までは、監査の手続等について定めたものでありまして、まず、第十二条は、取締役が監査役及び会計監査人に提出する計算書類の提出期限について定めて おります 第十三条及び第十四条は、会計監査人及び監査役の監査報告書について定めております。また、第十五条は、計算書類の付属明細書についての会計監査人及び監査役の監査について定めたものであります。

　さらに、第十六条は、会計監査人の監査報告書の備え置きについて、第十七条は、その謄本を定時株主総会の招集の通知に添付すべきことを定めたものでありまして、第十八条は、会計監査人の定時株主総会における意見の陳述権及び陳述義務について定めております。

　第十九条は、本法に特則を設けましたため、商法中適用を除外する規定を定めたものであります。

　第二十条及び第二十一条は、会社の資本の額が五億円を上下する場合における第二条から第十九条までの規定の適用についての経過措置を定めたものであります。

　次に、第二十二条から第二十七条までは、第三章といたしまして、資本の額が一億円以下の中小規模の株式会社に関する商法の特例を定めたものであります。

　第二十二条は、資本の額が一億円以下の株式会社の監査役は、現行法と同じく、会計監査のみを行なうこととし、その権限もそれに必要な範囲に限ることとしたものであります。

　第二十三条は、取締役が監査役に計算書類を提出する期限及び監査役が取締役に監査報告書を提出する期限について商法の特例を定めたものであります。

　第二十四条は、会社と取締役との間の訴訟につき会社を代表する者は、現行法と同じく、原則として、取締役会が定めることとしたものであります。

　第二十五条は、中小規模の会社の実情にかんがみまして、商法中適用を除外する規定を定めたものであります。

　第二十六条及び第二十七条は、会社の資本の額が一億円を上下する場合における第二十二条から第二十五条までの規定の適用についての経過措置を定めたものであります。

　第二十八条から第三十条までは第四章といたしまして、罰則を定めております。

　最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について御説明申しあげます。

　この法案は、非訟事件手続法の外三十二の法律を改正しようとするものでありますが、大部分は実質に関係のない改正、すなわち商法改正に伴う形式的な整理であります。そこで、形式的な整理以外の点を説明することにいたします。

　まず第一条は、株式併合等の場合における端株の処理について裁判所の許可を得る場合の手続を定めるため、非訟事件手続法に所要の改正を加えようとするものであります。

　第六条は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市における商号専用権の効力を生ずる区域を改め、また、計算書類の付属明細書の記載事項を命令で定めることとするため、商法中改正法律施行法に所要の改正を加えようとするものであります。

　第九条は、基金の総額が五億円以上の相互会社について会計監査人の監査を受けなければならないことなどを定めるため、保険業法に所要の改正を加えるものであります。

　第十三条は、公認会計士等の業務の制限について公認会計士法に所要の改正を加えようとするものであります。

　第三十六条は、休眠会社の整理について、所要の登記手続を定めるため、商業登記法に改正を加えるものであります。

　以上をもって、補足説明を終ります。

○委員長（原田立君）　局長のただいまの補足説明を後ほど当委員会に御提出願えましょうか。

○政府委員（川島一郎君）　提出いたします。

○委員長（原田立君）　この際、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者、衆議院議員大竹太郎君から説明を聴取いたします。大竹君。

○衆議院議員（大竹太郎君）　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案中衆議院の修正にかかる部分について御説明申し上げます。

　第一点は、会計監査人の欠格事由に対する修正であります。

　原案は、第四条二項三号で、監査法人について、会社の取締役、監査役など会計監査人としての欠格事由に当たる社員が過半数を占める場合を欠格事由としていたのでありますが、監査のより一そうの公正をはかるため、監査法人は欠格事由に当たる者を一人でも社員とする場合を、欠格事由とするよう修正したものであります。

　第二点は、会計監査人の職務を行なうべき社員の資格に対する削除修正であります。

　原案第五条第二項の削除は、第一点の修正として申し上げました第四条二項三号の修正に伴う整理であります。

　第三点は、適用日に対する修正であります。

　原案は、附則第二項において、資本金五億円以上で証券取引法の適用のない一般会社及び資本金五億円以上の銀行等に対する適用日を、それぞれ昭和五十年一月一日及び昭和五十一年一月一日としているのでありますが、会計監査人たる公認会計士、監査法人及び監査の対象となる会社の、監査制度に対する準備等のため、相当の期間をおくことが適当であると考え資本金五億円以上とあるのを資本金十億円以上に修正し、資本金十億円未満の一般会社及び銀行等に対する適用日を、別に法律で定める日に修正したものであります。

　以上が衆議院における修正の趣旨及びその内容であります。

○委員長（原田立君）　以上で説明は終了いたしました。

　これにより質疑に入ります。

　質疑のある方は順次御発言願います。

○原文兵衛君　商法の一部を改正する法律案と関連法律案について質疑いたしますが、質問事項がかなりございますので、簡潔に明快にお答えをお願いしたいと思います。

　まず最初に、商法の一部改正でございますが、その一番大きな点が監査制度の改正であろうと思います。そこで、昭和二十五年の商法改正の際に監督制度についてすでに大幅な改正がなされておりますが、いままた監査制度を改正するということは、この二回にわたる改正の経緯とその理由について簡単に御説明願います。

○説明員（田辺明君）　今回の監査制度改正のまず動機になりましたのは、御案内のように、昭和四十年、前年から不況期に見舞われて、四十年にわが国最大の粉飾決算と言われた山陽特殊鋼の事件が発生いたしました。

【委員長退席、理事白木義一郎君着席】

　この事件を契機にいたしましてまず会社更生法の改正がもくろまれました。と同時に、商法上も監査制度のあり方が問題となったわけでございます。その後、四十二年には会社更生法の一部改正ができ上がり、そのころ同時に、商法につきましては、法制審議会の商法部会が監査制度の問題点を取り上げて審議をいたしてまいりました。この審議の結果は、昭和四十五年の三月に、法制審議会といたしまして、株式会社の監査制度の改正要綱というものをつくりまして、法務大臣に答申がなされたわけでございます。これを踏まえて政府において立案いたしましたものが、今回国会の御審議を受けている商法及びこれに関連する二つの改正案でございます。

　この改正作業のまず最も大きい論点となりましたものは、山陽特殊鋼をはじめとする経理上の不正粉飾事犯にかんがみて、それぞれ株式会社法上の監査役というものがありながらこの種の事犯を防止できなかったという点について商法としてはどう考えるかという問題点でございます。この解決方法として二つの方向が示されました。一つは、会社の業務運営を決定し執行する取締役会の制度をどのように改めるか、第二が……。

○原文兵衛君　質問したことだけに簡潔に答えてください。

○説明員（田辺明君）　はい。第二が監査役の権限改正の問題でございました。その結論として、今回提案いたしておりますような、株式会社の監査制度について、現行の監査役をそのまま置くと同時に、その権限を、会計の監査の権限のほか業務一般に関する権限を与える、その地位を保全するための適当な措置を講ずる、こういうことを一つの改正点に持っておるわけでございます。その他、大会社につきましては、経理の適正を期するために専門の公認会計士の監査を義務づけるという措置をとった案となったわけでございます。

○原文兵衛君　質問したことだけを簡潔に答えてください。

　いま山陽特殊鋼の例が出たんですが、四十年の不況で山陽特殊鋼の粉飾決算というのが大きな問題になったわけですが、これから今日までに粉飾決算の事例はどの程度あるのか、簡単に説明してください。

○説明員（田辺明君）　その後年を経まして依然として粉飾決算のあとは断たないわけでございますが、最近でも著名な事件としては御案内のような三共その他の粉飾事例が発生しております。件数は私ども正確に現在持っておりませんが、年々減少はいたさないような傾向にあると考えております。

○原文兵衛君　件数は、後ほどでけっこうですから、資料でもけっこうですからお出し願いたいと思います。

　それから、いまの御説明に若干あったんですが、昭和四十五年の三月と四十六年の三月に法制審議会で、主として監査役の権限強化その他の内容を有するところの法律案の改正要綱が決定されているわけです。

　それに基づいているといいますが、どうも、今回の改正案の中を見ますと、この法制審議会の要綱が必ずしも全部入っているようでもございません。そこで、今回の改正案と法制審議会の答申と異なっている点があるのではないかと思います。それは、異なった点があるのかどうかという点、もしあれば、その理由は何であるかという点、簡単に御説明願います。

○説明員（田辺明君）　法制審議会の答申と法律案の内容で異なる点がございます。異なる点は、監査役の権限に関しまして法制審議会の答申で設けておりました、監査役が取締役の解任のためにする株主総会の招集請求権というような権限は法律案には盛られておりません。その他、法制審議会の答申で監査役の任期を三年という答申をいたしておりますが、法律案では二年という任期になっております。そのほか、監査役の責任に関する規定を法制審議会の答申では、挙証責任の転機を伴う過失責任という新設規定を答申いたしておりましたが、法律案ではこれを盛っておりませんので、現行の責任規定のとおりとなっています。

　そのほか、技術的な点では、監査役の報酬、費用等についての規定も、法制審議会の答申とは異なって、改正案には含まれておりません。で、その他の点でございますが、先ほど申し上げました公認会計士の監査を、法制審議会の答申は資本金一億円以上の株式会社といたしておりましたが、改正案では資本金五億円以上という線で立案されております。

　なお、粉飾の件数についてでございますが、昭和四十一年以降、四十一年で五十二社、四十二年で二社、四十三年で三十二社、四十四年二十三社、四十五年四十八社、四十六年四十八社というふうな数字があがっております。著名な事件は四十五年の河合楽器製作所、芝電気、汽車製造、四十六年のヤシカ、それから先ほど申し上げた三共等の事例がございます。

○原文兵衛君　いま御質問した中で、法制審議会の改正案要綱と異なる点をあげていただいたのですが、その理由、全部は要りませんけれども、ことに一億円以上というのを五億円以上と今度したわけですが、その理由はどういう点でございましょうか。

○説明員（田辺明君）　会計監査人の監査適用会社につきましては、法制審議会の決定当時の株式会社の数、これと現在法律案を審議いただいております現在の数との比較から、法制審議会の予定した監査対象会社というものが現在では非常に多くなった、つまり株式会社が現在百一万七千余りございます。で、法制審議会の答申どおりで押えます。と、約一万社がこの対象になるわけでございます。これに対して監査を担当いたします公認会計士登録有資格者が約四千五、六百名と、こういう陣容でございます。これがまず監査を実効的に法制審議会の結論どおりに行なうために果たして十分であるかという問題点が一つ。

　もう一つの問題は、日本税理士連合会から、この公認会計士の監査が資本金一億円以上の株式会社に適用された場合に、従前から税理士としてこれらの会社の業務に関与しているが、これらの職域を侵犯されるおそれがあると、こういう主張が強硬になされたわけでございます。

　で、これらの理由も勘案して、原案は資本金五億円以上という線で一応の区切りをいたしましてその対象会社を約二千七百社というふうに限定したわけでございます

　で、もともと巨大会社の経理適正を期するという趣旨から申しますと、おおむね資本金五億円以上の会社というものの規模から考えて、この法案、制度が考えている株主及びその他の債権者等の利害関係者が非常に多いクラスとしてこの対象にするのに適当であろうという判断で、五億円という線で区切りを致したわけでございます

○原文兵衛君　今度の改正案では監査役の監査を実効あらしめるというような目的で、新たに監査役に株式会社の業務監査も行なわせようとすることもよくわかるんですが、この改正法案の二百七十四条の表現ですと、監査役は広く取締役の職務執行一般について監査できるというように受け取れますが、監査役の業務監査というのは一体どんな場合に、どんな方法で行なわれるかという点。

　それからもう一つは、改正法案二百七十五条の二は、監査役に取締役の行為の差しとめ請求権を与えることを定めていると思いますが、その対象となる範囲は、この取締役の行為の対象となる範囲は違法行為だけなのか、あるいは不当な行為にも及ぶのか、その辺について聞きたいのですが、特に、違法行為と不当行為ということになると判定が非常にむずかしいと思うんですが、適法性であるとか妥当性であるとかいうような判断は誰がするのか、監査役がするのかというような点について簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員（田辺明君）　第一点の業務監査の対象でございますが、これは監査役が業務全般を監査いたしますという場合には、日常の取締役の業務執行全般というものを対象といたします。これは広く会社の業務運営全般にわたるわけですが、第二点の取締役の違法行為の差しとめ請求権との関連で申し上げますと、本案の監査役の監査権限は、適法か違法か、いわゆる違法性の監査に一応限定されていると考えております。

　その理由は、法案によりますと監査役に対する法律上の権限の裏づけといたしましては、いま御指摘になりましたような取締役が違法行為に及ぶときの差しとめ請求権事実上の差しとめ及び裁判上の差しとめ請求権というふうなものを規定しておりますが、すべて取締役の行為が法令もしくは定款に違反する場合というふうに限定されておるわけでございます。

　ただ、お尋ねの違法性以外の、妥当かいなかの点に関しましては、取締役の義務といたしまして、商法上は会社に対する忠実義務を持っております。これは法令上の義務でございますが、その忠実義務に違反するような著しく不当な行為というものは、今回の法律案の考えでは、それは法令違反に該当する。

　したがって、原則は違法性の監査をいたすわけでございますが、取締役の行為の当不当について、その不当性が著しい場合、つまり著しいことによって取締役に課せられている法令上の義務違反ということになるような著しい不当の場合も監査の対象に含まれているというふうに考えておるわけでございます。

○原文兵衛君　このたびの改正案では、親会社の監査役に子会社の調査権を認めているというふうになっておりますが、その理由は何であるかということ、これはいわゆる子会社の独立の法人格を無視するというようなことにはならないのかどうか、これらの点につい

（四ページへ続く）

（三ページから続く）

てお伺いします。

○説明員（田辺明君）　子会社の調査権を認めました理由は、従前から、親会社の業務運営の不正事例に照らしますと、子会社を利用しての不正事例がきわめて多い。簡単に申し上げますと、子会社に対して製品を販売して、親会社はまことに業務の運営が適正かつ利益をあげているというかっこうになっておりながら、子会社にはそれらの製品が山積みになって外へ出ていない。いわゆる押し込み販売などという例が多うございます。

そこで、今回の法改正の趣旨にのっとれば、親会社の監査をいたします場合に、はたして親会社の業務運営が適正に行なわれているかどうかということについて、取引に利用される子会社、特に今回の改正案では、過半数の株式を持たれているものを子会社と規定いたしましたので、この種の子会社に対して、その事実関係をまず照会することができるという権限を認めております。

いまの例で申しますと、はたして親会社が販売済みと称する製品は間違いなく子会社に入っておるのか、子会社においてはそれを販売済みであるかというような事項を照会いたすことを認めております。これに対して子会社が正確に答えを出してきました場合には重ねて立ち入りの調査ということを認めているものではございません

しかし、報告をいたさない、もしくはその報告の信頼度が非常に疑わしい、つまり監査役としては、直接子会社に当たってみないと、親会社の監査について確信が持てないという場合に初めて子会社に対して調査権の行使ができる

しかし、この場合も、最初に照会を発した事項に限定して調べられるという制度になっております。そこで、子会社は、御指摘のとおり、会社といたしましては独立の法人格を持つものでございますけれども、この立案の趣旨から申しますと、親会社の不正というものを防止しようとする意味から、子会社に対してまず報告徴収権の行使があり、これに対してこれを拒否し、あるいは不正確な回答をした場合に初めて、照会部分に限って、親会社の監査役が調べるという趣旨の趣旨でございます。ただ、巷間誤って、これは子会社を監査するのではないかという疑問が出されておりますが、これは子会社の監査ではございませんので、調査にすぎない、このように考えております。

○原文兵衛君　まあ最近大企業の中には、いろいろと世間から非常に強い非難を浴びているようなものが少なくなくて、その社会的責任ということが強く要請されているわけです。そういうような意味で、この執行機関である取締役の行為を違法とかあるいは不当としてチェックする、そういう目付役的な意味での監査役の権限を増大するということ、これは時宜に適したものだと思うのでございます

ただ、実際問題として、従来の感じからすると、取締役と監査役の比重の関係が、どうしても監査役のほうが低いといいますか、そういうふうにわれわれも感じてきているわけです。

そういうようなことで、この改正の趣旨はけっこうだと思いますし、また監査役がしっかり監査してもらわなければいけないと思うんですが、実際問題として、監査役にそのような大役を期待できるのかどうか、その効果がほんとうに期待できるのかどうかという点について、やや不安に思う点もあるわけですね。

そういうようなことで、たとえば監査役の地位を高めるための選任、解任の方法というようなことで、いままでのようなことでいいのかどうかというような点について、私もよくわからない点もあるわけですが、御説明いただきたいと思います。

○説明員（田辺明君）　おっしゃるように、新制度の監査役がきわめて強大な権限を持つ地位の機関でございます。ところが、現行法では御存じのように取締役の選任に関しましては、株主総会の定足数というものを法律で定めております。にもかかわらず、監査役についてはこの定めがございません。そこで改正法では、まず監査役の選任方法も取締役と同様として法律改正をいたすことといたしました。それから、選任及び解任につきまして、取締役と異なって監査役に関してはこの改正案では選任、解任に関する意見陳述権というものを与えてございます。これは監査役の不当な解任あるいは不適当な監査役の選任というふうなものを、機関である監査役自身にその種の権限行使によって防止させようという趣旨でございます

そのほか、その地位保障の方法といたしましては、この任期の伸長もまさにその一つでございますが、先ほど二年と申し上げましたのも、実は取締役の任期と同任期でございますが、取締役の場合は二年をこえることを得ずという法律の規定でございます。

これは会社の自治によりまして定款で一年の任期を定め得るという制度でございますが、監査役に関しましては、二年目の最終の定時総会の終結まで、つまり定款でもこれ以下には減縮できないというふうな法律上の最長、最短期を定めた改正になっております。

で、この種の規定を設けてはおりますけれども、先生の御指摘のとおり、この制度を実効あるように運用するためには、会社自身の監査役に対する心がまえというものが非常に重要なポイントになろうかと思います。

幸い最近の経済界の実情からはこの改正法の新監査役というものをあらかじめすでに人事の対象になすって、それらしい実力ある者を置こうという動きが出てきておるように拝聴しております。したがって、この制度が実施されるときには、この制度にふさわしい実力ある監査役というものが備わってくるのではなかろうかと、このように考えておるわけでございます。

○原文兵衛君　改正案の中のこの監査制度以外の点について若干御質問したいと思います。

まず、その三十二条の二項でございますが、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というふうに定められておりますが、この「公正ナル会計慣行」というのは、具体的には何をいうのかという点。

それからもう一つは、中小企業などでは、その実情からいって、記帳義務をあまりこうむずかしいことをしいるのはまだ必ずしも実情にそぐわないんじゃないか、実態に即していないんじゃないかというような批判も出ているんですが、これについてどういうふうにお考えになるか、これをひとつ。

○説明員（田辺明君）　商法総則三十二条以下の改正でございますがこれは商業帳簿の改正で、その中に御指摘の第一点、商業帳簿の作成の規定の解釈について、公正な会計慣行をしんしゃくすべしという規定が置かれました。これを置きました理由は、今回の改正で商法の一部改正以外に、いわゆる特例法で、公認会計士が大規模会社に関して会計監査を商法上の義務としていたします。その場合に、現在公認会計士は、御案内のように、証券取引法に基づいて監査をいたしております。

この場合の監査の基準というものが、大蔵省の企業会計審議会の意見になります企業会計原則というものを踏まえて監査をいたしております。で、改正法による商法の監査は、商法に予定されております計算規定を基準として監査をいたすわけでございますが、この企業会計原則が現在修正されて、その案が示されておりますが、修正前は商法の規定とそごする部分がずいぶんございました。

そこで、商法と企業会計原則の調整作業が進められまして、昭和四十四年の十二月に企業会計原則修正案というものが示され、同時に商法の側についても修正すべき点について意見が述べられて、今回の改正案で、三十二条及び、先ほど局長が説明いたしましたような子会社株式の評価規定というような技術的な点についても改正を遂げることになったわけでございます。そこで、しんしゃく規定を置きました趣旨は、企業会計の一般にならわしとして行なわれているものの中から公正なものを要約したものが企業会計原則だとなされております。

したがって、会計士監査におきましても、修正された企業会計原則というものを踏まえて従前と同じように監査を行なえば、商法の会計基準にも合した監査ができるその趣旨を明確にするための規定として、しんしゃくという趣旨の規定を置いたわけでございます。

ただ、法文上は「公正ナル会計慣行」という表現になっておりますが、それは、申し上げた企業会計原則の修正案等を含む一般の会計のならわし、そのうち商法のたてまえから見て公正だと思われるものに準拠する、あるいはそういうものをくみ入れて監査をするということを明らかにするための規定でございます。

それから第二点の、中小企業者あるいは零細な企業者に関する記帳義務の問題でございますが、現在の商法総則では、一般の個人商人を始めとして会社すべてに商業帳簿の作成を義務づけておりますが、株式会社については別に法律で明確にいたしておりますように損益計算書、貸借対照表、財産目録、商業会計帳簿、これらの作成を命じているわけでございます。

しかし、個人商人につきましては、日記帳それから貸借対照表、財産目録、こういうものを作成しなければならないという規定になっております。今回の改正では、そのうちの財産目録を削除いたしまして、これにかえて損益計算書というものを作成すべきように改正になりました。

しかし、現在でも一般の商人が会計帳簿を作成し、貸借対照表をつくっているという前提から見ますと、損益計算書というものの作成を義務づけても、特に大きい負担を課すことにはならないのではないか、ただ損益計算書と申しましても、株式会社についてはすでにその書式等を法定いたしておりますけれども、一般の商人につきましてはそれぞれの営業の規模に応じた損益計算書というものがつくられることとなろうかと思いますので、特段に大きい負担をかけることはないと思います。

過般衆議院におきましても附帯決議で、この点につきましては行政指導として、過酷な記帳義務、表現といたしましては複式簿記を強制するようなことにならないようにという御趣旨の決議をいただきましたので、政府としては格段の努力をするつもりでおります。

○原文兵衛君　累積投票制度を改正するわけでございますが、その理由をお伺いしたいのです。それは、わが国における累積投票制度が、一体その実情はどんなふうになっているか。それから、外国ではこういうようなものはどういうふうに運用されているのかという点について、簡単に御説明願いたいと思います。

○説明員（田辺明君）　累積投票制度は、昭和二十五年の商法改正で商法に入ったものでございますがその制度は、御存じのとおり二人以上の取締役を選びます場合に、一株一議決権の原則を広げて、その選任すべき取締役の数に応じて議決権がふえる、ふえた議決権を一括して同一人もしくは分散して二名以上に投票してもよいという制度でありまして、ねらうところは、少数の株主の代表者も取締役会に送り込めるという制度でございます。

これを取り入れましたときの情勢は、主として占領軍の意図というものが相当強く働いたそうでございますが、またその背景に、アメリカにおけるこの制度が、過半数の州でこの制度をとっておったという背景があったようでございます。

（理事白木義一郎君退席、委員長着席）

取り入れについてはいろいろな問題があったわけでございますが、現在この制度の運用の状態を見てみますと、法改正後にこれを使ったという実例が非常に少のうございます。反面、それぞれの会社では、ほとんどの会社がこの累積投票制度を採用しないという趣旨の定款をつくっているのが実情でございます。

ただ著名な新聞社等で、一社でございますが、この累積投票の制度が使われているという実例はございますけれども、一般の会社では非常に少ない。今回の改正の理由としましては、要望といたしましては、外資の導入が活発になった場合に、外国資本が日本に入って日本の株式本社に投資を始めた場合には、この累積投票の制度を現行のまま残しますと、外国支配に屈するようなことになりかねない、これが改正の要望点でございましたが、法制審議会の結論としては、この制度そのものは存置しても差しつかえない、しかしその制度の採否は企業の自治にゆだねていいのではないか、それぞれの体質によってきめさせてよろしい、これがまあ改正の理由でございました。

現行法では、いま申し上げましたように、すべての企業ほとんどがこの制度を排除いたしておりますけれども、現行法では四分の一、つまり発行済み株式総数の四分の一以上を持つ株主が請求いたしますと、排除しておった場合にもこの制度を使わなければならないということになっておるわけで、今回の改正では、この四分の一以上の請求という部分を削除することとなったわけでございます制度は残りますが、その採否は会社の定款できめませよう、こういう改正でございます。

○原文兵衛君　商法改正についてはもう時間もありませんので、その程度にいたします。

そして株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案について若干御質問いたしたいと思いますが、特例法によると、会計監査人が取締役会によって選任あるいは解任されるということになっております。

また、監査される会社から報酬を受けるというようなことになっているわけでございますがそれはまあ、とりもなおさず業務執行取締役の影響のもとに置かれるというようなことになろうかと思うのでございます。

そうなりますと、せっかく粉飾決算防止のための監査の厳正化をはかろうと思いますが、はたしてその趣旨を全うすることができるのかという点について、たいへん疑問に思うわけでございます。この点についてひとつ御説明いただきます。

○説明員（田辺明君）　御指摘のとおりでございまして、当該企業から選任されて、報酬を受ける者が適正な監査ができるかという問題点でございますが、まず、世界の各種の立法例をも調べてみましたし、世界における各会計監査制度の上でこの種の専門会計士の報酬のあり方というものを見てみましても、おおむね一律に、自由職業人としては、その監査を依頼される相手方から報酬を受けるけれども、その精神的な独立を貫くだけの資質を持っている、そういう前提で、国家あるいは社会が厳正な選抜によって特別の業種として認めている職業人の集団である。

日本におきましても、おっしゃるように、企業から報酬を取りますけれども、外部第三者的な地位の独立性というものは当該監査人の職業的な特別の義務によって担保されるというふうに考えるべきであろうかと思います。

この制度につきましては、極端な場合を考えますと、むしろ企業からでなしに、国家からでもその種の報酬を支給してこの種の仕事をさしてはどうかという議論も出たわけでございますけれども、やはりこの会計監査人というふうな専門家の職業制度を維持するためには、自由職業人の地位というものを確保しながらその精神的な独立性に依存してこの制度を動かすほうがわが国の実情に合うのではないか、こういうふうに考えるわけでございます。

ただ法制上は、今回の会計監査人の選任及び解任に関しましても、取締役会の決定の前に監査役の過半数の同意が必要であるという法制にいたしました。これは、同じく監査を会社の機関として担当する人たちの意見というものをいれて、これによって会計監査人の不当な解任あるいは不適当な会計監査人の選任というものを阻止するというたてまえにいたしたわけでございます。

ただ、衆議院の附帯決議におきましてもこの点に触れられて、おっしゃるような独立性を確保するために、選任その他の方法についてさらに適当な方途を講ずるようにという決議をいただきましたので、この制度についてはさらに独立性を確保するための措置というものを十分検討いたしたいと思っております。

○原文兵衛君　いまのこの会計監査人監査を創設するわけでございますが、そうしますと、監査役の会計監査権と会計監査人の会計監査権とが競合するようなことが考えられないか、その競合によって会社運営に支障を生ずるというようなおそれがないのかというような点、さらにまた、監査役の権限強化をはかろうとする商法改正の趣旨と反するんじゃないのかというようなことを感じるわけでございますが、この点についてはどうでしょうか。

○説明員（田辺明君）　今回の改正で、資本金五億円以上の株式会社に関しましては、公認会計士等からなる会計監査人の参加がございます。同時に監査役につきましては、従前の会計監査の権限からこれを含む業務一般の監査権限を与えられることになります。

その面では、会計監査の面に関しては監査役と公認会計士等が重複して監査をすることになるわけでございますが法律案の趣旨といたしましては、これらの巨大会社につきましては専門の会計監査人の監査というものを正面に押し出して、そして監査役自身はむしろ一般的な業務監査のほうに力を注いでもらうようにしたい、こういう立案の方向をとっております。

その具体的なあらわれは、監査報告書の記載事項にも示されましたように、まず専門の会計士が監査をいたしました会計監査に関する意見を監査役に伝えることといたしまして、監査役は独自の立場でその監査意見を審査して、みずからも同意見でありますときにはその監査報告書にはその部分を省略して報告書を作成してよろしい、ただし、意見の異なるときには、その部分に関して独自の監査をいたすというふうなたてまえにいたしてございます。

多くの場合には、両者の意見が食い違うというふうなことはきわめてまれだと思いますが、監査役と会計士の関係が、いま申し上げましたように専門家のほうから事前にまず意見を示すという形をとっておりますために、おそらくその決算の結果が法律に反するような不当なものである場合には、事前に監査役みずからも動いてその決算内容が修正される、もしそれをしないで両者の意見、片っ方が適法であり、片一方が違法であるという意見を付しました場合には、株主総会自身がその決算を承認しないというふうな結果となることになろうと思いますので、事前に経理不正というふうなものは防止される、それがまた改正のねらいでもあると申し上げていいと思います。

○原文兵衛君　これは最後にお伺いしますが、先ほどもお答えの中にちょっとあったんですけれども税理士会連合会で、今度の商法関係の改正によって会計監査人による会計監査を導入することが税理士の職域を侵すということにならないかというようなことで、かなり強い反対が前々からあったわけです。

そのような心配があるならば、これに対してどういうような手当てを施したらどうか、先ほども五億円以上にしたということ、さらにまた衆議院の修正でこれを十億円以上の一般会社にしたというようなことも、これに対する一つの手当てかと思うのでございますけれども、これらの点について最後にお伺いしたいと思います。

○説明員（田辺明君）　御指摘の点につきましては、原案がまず五億円で切ったという重要な点が、御指摘のようにやはり対象会社をしぼっていくという方法によって、これらの反対意見に対してこたえをした。で、基本法の改正によって特定のある業種の方々がその職を奪われるということになれば、これは非常に重大なことでございますが、もう一点税理士の危惧される点は、現在公認会計士が当然に税理士の仕事もできるというたてまえになっております。

このことから問題が出てまいりまして、個人としての公認会計士に関しましては、監査をする会社から税務業務によって報酬をもらっているというふうな関係のある場合には、もう監査そのものをしてはならない、この制度で確立しているわけでございますが、監査法人の場合が問題であるとされたわけでございます。監査法人は五人以上の公認会計士である社員が集まって形成しておるわけでございますが、現在の規制では、そのうちの二分の一以上の者、つまり三名以上の人がその会社から公認会計士の仕事以外の仕事で報酬をもらっている場合には、その会社の監査をしてはならない、こういう規制のままであれば、依然として監査法人に関しては、税金の仕事もやり、そうして法人としての監査の仕事をするではないかという反論がございましたために、衆議院における附帯決議でも取り上げられましたように監査法人の社員の行ないます税務業務についても厳正な規制をするというふうな措置を講ずることといたしましたので、実質的にも法制的にもこれらの団体で危惧されるような問題は残らない、こういうふうに私どもは考えております。

○委員長（原田立君）　三案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後四時二十九分散会）

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年9月15日　（土曜日）　第25号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（1部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　第七十一国会参議
第三頁　院法務委員会議録
第四頁　（抜萃）

遂に継続審議に決定す

『商法改正』大詰めの参院法務委で難航

金大中事件、長沼ナイキ違憲判決問題の審議等に時間をとられていた商法改正案は、会期末ギリギリの九月二十六日における参院法務委員会で、自民党は成立させることを主張したが、野党の慎重論で遂に「継続審議」と決定した。

衆院から参院へ回付された商法改正案については、七月五日の原文兵衛委員（自民）、八月三十日の青木一男委員（自民）二面詳報—による質問を終えたあと、九月十八日から野党質問に移った。

十八日は、午後三時五十分から鈴木強委員（社会）が質問に立ったが、同委員はこれまでの野党質問の論点であった商法改正の不備をあらためて追求しており、特に「取締役会の運営に問題ありといいながら、取締役会の選任による会計監査人の導入は無意味」とする論旨を繰り返し主張していた。

二十日は、午後四時半から上田哲委員（社会）が立って、「親会社の子会社調査権は権限の乱用が懸念されるものである。親会社の判断のみで立入調査ができ、子会社の拒否権が認められない立法形式はおかしい。中小会社への複式簿記の義務づけは過重であり、義務違反に罰則がないにしても、これら企業には見積り課税という問題がでてくる。修正をしない限りこの法案には反対である」と述べていた。

その後の国会情勢は、衆院本会議における山中防衛庁長官、奥野文相、田中首相の不信任案提出と、いう野党攻勢が組まれて、緊迫の度を強めたことはご承知のとおりである。

かくて、会期末前日の九月二十六日にいたり、廃案強硬論の佐々木静子委員（社会）も折れ、参院法務委員会において商法改正案の「継続審議」が決定したものである。

日税連新執行部国会陳情す

十八日、商法改正案通過を期して

商法改正案の国会審議が大詰めの段階を迎えた、九月十八日朝、日税連の添田会長以下幹部多数が、参院法務委員の諸先生対象に商法改正案の国会通過方促進の陳情を行なっている。これは、過般の七月五日木村前会長決断の線に副ったもので、衆院附帯決議のなかに税理士会の従来の希望はほぼ織り込まれているものとし、そのため商法改正案の国会通過を待ち附帯決議の確実実行を期したいとする

商法問題混乱に拍車

十二日、「商法改正反対国民会議結成大会」

大詰めの商法改正案審議に混乱を与えるかのように、九月十二日国会議事堂近くの全国町村会館において、「商法改正反対国民会議結成大会」なるものが開かれた。

主催者は、商法改正反対国民会議準備会となっていたが、その主力は、全国青年税理士連盟、全国婦人税理士連盟、大阪専業税理士協会や日税連内部でなお商法改正を阻止する運動を続けている人々にまきぞえもなかった。

当日は午後一時半から開会、準備会の経過報告、商法改正の経過説明、商法改正反対演説と続く間来賓として出席した国会議員がそれぞれ挨拶を行なったが、出席議員はまばらであり、共産党以外は党を代表する立場のものではなかった。戸田菊雄議員（社会）は、「首相、外相、蔵相などの離日という問題もあり、商法改正の成否は二十日までが勝負だ」。荒木宏議員（共産）は、「政府提出案、修正案に対し一貫して反対の立場をとってきたのはわが党だけであるが、渡辺武議員の質問では、例えば商法改正で七千億円に達する大企業の徴税のズレなどを追求する」。小山省二議員（自民）は、「与党の立場として政府提出法案の審議促進を図ることは当然。しかし国民政党であるわが党として議員の見解は、反対・賛成を含め多様である。国会情勢は微妙な段階にあるが、与党として強行するようなことはない」。山本政弘議員（社会）は、「この段階では、佐々木静子議員（社）が、自由な立場で商法問題に取り組めるようにしていきたい」といったところが議員挨拶の主なるところで、共産党以外は、党として商法改正に反対する姿勢はなかった。結局、佐々木静子議員が「最後の最後まで商法改正案の成立にブレーキをかける」と述べ、満場の拍手を浴びた格好だった。

日税連としてはさきに商法改正反対運動を収束しており（木村前会長決断）、なお、商法改正反対国民会議なるもののかかるアピールは、まさに獅子身中の虫でありこれが社会に果たして如何に評価されるか、今後はその反動如何が大いに心配されるところである。

横山利秋議員（社会）、渡辺美智雄議員（自民）がすでにこれまでに明らかにしているごとく、税理士会内部の結束弱体化、反対のための反対（オール・オア・ナッシング）という非現実的な行動の積み重ねは、つまるところは、政府・国会筋の税理士会への評価につながっていくからである。

日税連決定に反する税政連

十一日、常務理事会で矛盾露呈さる

九月十一日に、新執行部になってはじめての日税連常務理事会が開かれた。仄聞するところによると、その席上、商法改正の廃案運動に熱中している商法対策委員長（前同副委員長）に対し、某常務理事が、その運動の矛盾につき、するどく斬り込んだ模様である。

ご承知のように、日税連としては、商法改正反対運動を収束し、附帯決議の確実実行を条件に法案通過を促進することを木村前会長の英断により機関決定している。

もとより税政連は日税連の決定の線に副って行動すべきものであるにもかかわらず、それに遊離し、反対する行動に出るが如きは何事であろうか。かくては税政連の存在理由があやぶまれてくると衝いたもののようである。商対委員長氏はしどろもどろとなり、出席常務理事多数の失笑を買った。

また某常務理事は、税政連会長川口清氏名で、九月十日を期限とし、税政連幹事長添田氏に対し、税政連の大会を開いて商法反対連動を支持せよがでとき文書が出されたことについても、勇気をもって矛盾である所以を指摘している。

いずれにしても、東京税理士政治連盟は、日税連の機関決定に反し、衆を恃んで商法監査制度に反対する姿勢のまま九月二十一日に総会を開いたが、代議員の委任状の有効無効理由で遂に流会になっており、一部の地方会はかかる政治連盟を脱会したいとの重大決意をもっているとも聞く。

主流

勇気をもって大道を！

税理士会の新しい役員の陣容も整い、新しい構想により諸般の施策が行なわれていると思われる。けだし、従来の思考にどの程度の転換が行なわれるか、全会員の注目する所である。

役員構成の形態から判断する場合、従来やともすれば、自己本位の独善に走った点については修正されるであろうことが予想される。しかし、依然として税理士会内部に種々の派閥の存在する現状から、果たしてどの程度の変化を見ることができるか、われわれ会員は関心なしとしない。少くとも従来の傾向を修正せざる限り、全会員の一致した同意による全会的前進とはいえないのであるから、新役員の方々の勇気ある配慮を願うや切なるものがある。

会員の構成は各種の分野にわかれていて、一部会員の利益を増進するために他の会員の犠牲を強いるようなことは、会員全体の結束を得ることができないのみならず、いたずらに会の内部分裂を招き、マイナス要因が多分に働くので会の進展を阻むことになるのである。

かかることを長期にわたって行なうことは、会員の不幸であるのみならず、税理士制度の発展を止め、その社会的存立の意義を減殺するものであって国家的に見ても大きな損失である。

元来、公共の使命を有する団体が自己の使命を充分に考慮して、少くとも他の団体の利害に重大なる関係を有する問題については、当該団体と充分に協議するのが当然であって、それにより譲歩すべきは譲歩し、主張すべきは主張して充分な了解を求めるのが通常のことであり、他の団体の存在を無視するような唐突の行動に全精力を投入するが如きことは厳に慎むべきではないだろうか。殊に、友好提携すべき団体の会員が、また税理士会の構成員である場合、その会員の利害にも重大な関係を有するような愚挙を繰り返すことがあっては、百害あって一利なしと評されても已むを得ないのではなかろうか。

日税連新会長の添田氏は、その就任の弁のなかで、百年の大計を誤らないよう施策を樹てるにわたる一部分子の蠢動のないように配慮することが、税理士会のみならず世のすべての団体の心がけるべき要諦であろう

税理士会の新役員諸賢もまたこの心に徹して大道を進み、邪道に踏み迷う者を批判し引きもどすことに勇気があれば、会員ことごとくその指令に服して止む所なかるべく、税理士会はその存在の意義を深め、求めずともその遠大なる目的を達成し得るであろう。

われわれは、釈迦に説法とは思いつつも、新役員諸賢の御尽力と御努力を願いたく、敢て以上を提言したい。税理士会が理想的形態をとって大道を進む勇姿の一日も早く実現することを念願してやまないのである。

添田正夫日税連会長就任披露パーティ

九月六日、帝国ホテルにて盛会

写真は挨拶する添田氏（隣は夫人）

九月六日午後五時半から帝国ホテル「富士の間」において、添田正夫東京税理士会長の日税連会長就任披露パーティが開催されたが極めて盛会であった。

パーティは鈴木周三氏らの司会ではじまり、まず藤原竜太氏が開会の辞を述べた。次いで世話人代表の松隈秀雄、前田幸蔵、三宅則義三氏が紹介され、松隈氏が代表して「私が連合会長であったときと比べ、規模といい社会情勢といい、隔世の感がある。添田君も決意を新たにしており、ぜひ皆様のご支援を頼む。長い目で国民の信頼をかちとられるよう、私からもよろしく」と挨拶して満場の共感を呼んだ。

添田正夫日税連新会長も「東京税理士会長、日税連副会長と歴任し、今回日税連会長に就任して責任の重大さをひしひしと感じている。納税者に対し、社会に対し、われわれの業界が信頼を得られるよう、百年の大計をあやまらぬよう努める所存である」旨の挨拶をおこない盛んなる拍手が湧いた。

吉田国税庁次長の音頭で乾杯し添田会長へ可憐な幼嬢から花環が贈呈された。続いて多数の来賓が紹介された。来賓のうち大蔵省事務次官の相沢英之氏は「添田氏は温厚でねばり強く、青色申告制度と車の両輪である税理士制度を立派に指導するだろう」と述べ、有志とともに出席した公認会計士協会宮坂保清氏は「戦国時代を経て会長に就任したが添田会長実現は遅いくらいで、氏と共に歩まねば大きな流れに添えぬ」と述べていずれも感銘深かった。

ピリリ一言

▼商法改正はついに継続審議となった。ところで、税理士会はここ数年巨額の政治資金を費いやし、この問題を精力的にとりあげてきたが、何か得るものがあったか？

▼又、商法改正の反対理由として、企業会計原則の修正は、継続性原則を骨抜きにし、粉飾に便利な特定引当金設定を認めさせるものであるという主張がある。同原則修正案では、「みだりに変更してはならない。」の項は残っており、会計監査人が監査を執行していく上に差しつかえはない。

▼特定引当金のうち負債性引当金は、税法に規定されているかどうかにかかわらず、設定されることが正しいのであり、これ以外の特定引当金は監査上、特に税法等に規定されたもののみを意見限定しなくてよいことになっているので、これは商法の問題というより税法の問題である。

▼企業会計原則の大幅後退論は、窒強附会のぬれぎぬといわねばならない。むしろ商法に「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」の条項が入ることは、社会的にみて一歩前進とみなければならない。

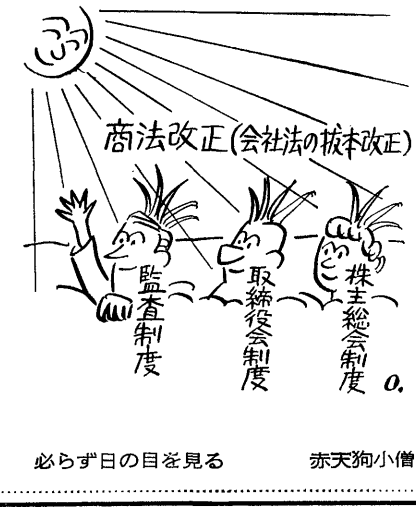

第七十一国会 参議院 法務委員会議録（抜萃）

昭和四十八年八月三十日（木曜日）
午前十時三十二分開会

（中略）

○委員長（原田立君）　商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○青木一男君　私は今回の商法改正案の中で監査制度改正の点について若干の質問をいたします。

まず、法務省にお伺いします。わが国の株式会社の現在の総数、その資本別、すなわち一億円以下の会社、一億円から五億円までの会社、五億円から十億円までの会社、十億円以上の会社に分類して、御答弁を願います。

○政府委員（川島一郎君）　株式会社の数についてのお尋ねでございますが、昨年、すなわち昭和四十七年の九月三十日現在におきまして調べたところによりますと、株式会社の総数は百一万五千八百五十二でございます。このうち一億円未満の株式会社は百万五千四百八十でございます。それから一億から五億までの会社の数でございますが、七千六百でございます。それから五億以上の会社の数は二千七百七十二でございます。

○青木一男君　十億円以上のやつは分類はないんですか。

○政府委員（川島一郎君）　失礼いたしました。五億から十億までの会社が千三十三、それから十億以上の会社が千七百三十九、あわせて、先ほど申し上げました五億以上の会社が二千七百七十二ということになります。

○青木一男君　次に大蔵省にお尋ねをします。

大蔵省は、証券取引法に基づいて、株式取引所の上場株について有価証券報告書を定期にとっておることはこれは当然でございますが、非上場株につきましても、広く売買されているような株式については届け出をさせ、毎年有価証券報告書を提出させております。この根拠は、証券取引法第二条の定義に基づいて、有価証券の売り出しとは、不特定かつ多数の者に対して均一の条件で有価証券の売りつけの申し込みをすることをいう、こういう定義に基づいて、有価証券を売り出す場合は届け出をせよ、また有価証券報告書を出せと、こういう行政指導をされておるのであります。中には、会社の社員に株式を分けるというような場合でも、この法文を拡張して、届け出をし、報告書を出させるように指導しておりますが、これは法律的には問題があるんです。法律には不特定多数とあるのに、不特定という字はないと同じような解釈のもとに行政指導をしております。これは問題ですが、今日はその点を聞くのではありません。

要するに大蔵省は、極力広い範囲で会社に対して有価証券報告書を徴している、こういう方針であるわけでありますが、いま証券局が有価証券報告書を徴しておる会社の総数はどのくらいか、上場株と非上場株に分けて、数字を伺いたいと思います。

○説明員（田中啓二郎君）　昨年十二月末の数字でございますが、報告書提出会社数は二千六百二十九、うち上場会社千六百二十七、店頭登録銘柄で報告書を提出しているもの八十九社、その他九百十三社――その他は、資本金は小そうございますが、一億以上の増資をいたしまして、その際届け出書を出して、それがそれ以後報告書として継続して報告書を提出している、そういった会社のものでございます。

○青木一男君　法務省にお尋ねします。

証券取引法によって大蔵省が審査を行なう会社の区分は、広く取引が行なわれるというような、取引の形態に基礎を置いているわけであります。今度の商法改正案については、一億円以上の会社と一億円未満の会社では全く準拠法を異にして、別の会社のような扱いをしておりますが、一億円という標準はアービトラリーなものでありまして、理論的な根拠を欠き、貨幣価値の変動によって改正の問題が起こってくるのであります。理論的には証券取引法の区分のようにすべきものと思いますが、それは実際上むずかしいということでありましょう。法務省が一億円を標準として準拠法を根本的に異ることにしたその根拠、経緯を伺いたいと思います。

○政府委員（川島一郎君）　今回の法案によりますと、一億円以下の株式会社と一億円をこえる資本の株式会社とで取り扱いを異にしておりますことは仰せのとおりでございます。しかしながら、準拠法といたしましては、ともに商法の株式会社であります以上、商法の関係規定が適用される。ただ、一億円以下の株式会社につきましては、その監査役の権限等につきまして包括的に申し上げますと、一般の株式会社の監査役は業務監査を行なうのに対して、一億円以下の株式会社は会計監査のみを扱うということにしておるわけでございます。その根拠でございますが、これは御承知のように、株式会社と申しましてもその規模によって非常に大きな差異が出てまいります。一般の人から資金を集めて企業を営むというのが株式会社でございますけれども、その一般の人の関与の仕方も違います。また取引先、債権者の関係におきましても非常に大きな違いがございます。そこで大規模の会社と中小規模の会社と二つに分けて監査役の権限を規定することが適当であろうという考えに基づいてこのような措置をとったわけでございます。

そこで、その基準をどうして一億円に置いたのかという問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございまして、一億円でなければいけないという絶対的な理由というのはなかなか困難でございます。まあしいて申しますならば、中小規模の会社につきましては、たとえば中小企業基本法というようなものがございます。で、この中小企業基本法の適用になる会社の範囲を定めるにつきまして、一応一億円というのが妥当であろうというような考えのもとに今国会に法案が提出されたというふうにも聞いております。まあ一般にわかりやすいということも必要でございます。したがいまして、一億円というところがおおむね妥当ではなかろうかという見地から、そのような一億円をもって区別するということにいたしたわけでございます。

○委員長（原田立君）　青木委員に申し上げます。おすわりになって御質問になって結構ですから。

○青木一男君　法務省にお尋ねします。

監査制度改正の眼目が株式会社の運営の適正を期するという点にあることはよく理解できます。しかし、この改正問題の動機をなしたものは山陽特殊鋼の粉飾決算事件であったことは、沿革上、法務省の御説明からも明らかであります。会社経理の不正の中で利益を隠すということは多くの会社の意図するところでありますが、これは税務当局の厳重な調査によって是正されているのが現状でございます。利益がないのに利益があるように決算をするのが粉飾決算であって、債権者や一般投資家に損害を与える原因となるから、まあ監査制度の強化の必要が叫ばれたものと思います。そこで、山陽特殊鋼事件以来、粉飾決算として表面に出てきた事件の件数を年度別に知らせていただきたい。

○政府委員（川島一郎君）　仰せのとおり、今回の監査制度の改正の動機は山陽特殊鋼の事件でございまして、それに引き続いて、相当大きな会社においても粉飾決算がなされているということが判明いたしたからでございます。粉飾決算の会社の数というのは、厳密にはなかなかつかみにくいのでありますが、実際に大蔵省などで把握されたその数を申し上げますと、昭和四十一年に五十二社、四十二年に二社、四十三年が三十二社、四十四年が二十三社、四十五年が四十八社、四十六年が十三社となっております。

○青木一男君　商法は、民法と並んで民事法の基本であることは申し上げるまでもありません。民法が、すべての人にひとしく適用される法の原則を規定したものであると同様に、商法につきましても、たとえば株式会社法は、すべての株式会社にひとしく適用される基本原則を規定したものと考えております。少なくとも今日までの商法はそういうものでありました。しかるに今回の改正案によりますると、商法改正案のほかに、株式会社の監査等に関する特例法が制定され、その結果、資本金の大小によって適用法規を異にすることとなったのであります。私は、特例法も商法の一部であると思います。これは商法の体系を乱すものと私は思いますが、外国の商法でかような、会社の大小によって適用法規を異にするというふうな立法例があるかどうかを伺いたいと思います。

○政府委員（川島一郎君）　まず最初に法律のたてまえ論でございますが、原則としては、仰せのとおりであろうと思います。ただ、事柄により、場合によりまして、特殊な事項、たとえばその一部について適用することが適当であると認められる事項につきまして、その原則に対する例外としての特例法が制定されるということは、民法、商法の分野においてもあるわけで、今回の特例法もそれにならったものでございます。

外国における立法例があるかというお尋ねでございますが、私あまり詳しくございませんので、気のついたものを二、三申し上げますと、たとえば有名なスイスの債務法、スイスの株式会社の組織はスイス債務法によって規定されておるわけでございますが、その七百二十三条という規定を見ますと五百万フランまたはそれ以上の資本を有する株式会社、まあそのほかに債務の償還されていない株式会社というようなものも入ってくるわけでございますが、そういう資本金五百万フランまたはそれ以上の資本を有する株式会社においては、独立の帳簿鑑定人をして貸借対照表を検査せしむる義務を負うというような規定がございます。五百万フランと申しますと大体わが国の円に換算いたしまして四億程度になろうかと思いますが、四億以上の資本金の株式会社に大体当たるわけでございますが、そういうものについてこういう特殊な規定が株式会社の組織法自体において規定されておるという例がございます。

それから、本年イギリスの国会に政府提出法案として提出されております一九七三年会社法の案によりますと、これは従業員が千五百人をこえる場合と、それから純資産が五百万ポンドをこえる場合と、これは相当大きな会社になろうと思いますが、こういう会社につきましては、普通の取締役のほかに非業務執行取締役、つまり業務執行しない取締役というものを少なくとも三名以上置かなければいけないと、こういうことを規定することにいたしております。

このように、同じ株式会社でございましても、規模の大きなものにつきましては、それに対応する規定を設けて必要な措置を講ずるということは外国でも行なわれておるようでございまして、わが国の今回の特例法というものもこれと同じ趣旨に出たものであると、このように御理解をいただきたいと思います。

○青木一男君　いま二つの例をあげられたんでございますが、その他一般の多数の国においてはそういう例がないように私も伺っておるわけであります。そしていまの例によりますと、特例と申しましても、今回の特例法の第二章に当たる形をとっておる。つまり一般の原則を適用したほかにこれだけのものを加える、こういう規定の形になっておるわけですね。

○政府委員（川島一郎君）　まあそういう見方もできようかと思います。この一九七三年のイギリスの会社法案で設けようとしております非業務執行取締役と申しますのは、いわばわが国の監査役類似の業務を行なうものでございまして、御承知のように、イギリスには監査役という制度がないわけであります。ところが、こういう規模の大きな会社について監査役類似の役員を認めるということでございますので、まあほかにないものを設けたという点では御指摘のとおりでございますけれども、組織の上ではかなり大きな変更と申しますか特色を持つ会社ができるということになろうと思います。

○青木一男君　例外または特例を定めた立法例は、これはもちろん数多くあります。しかし本件のように、せっかく商法を改正しても、監査制度改革の眼目である監査役の取締役に対する業務監査と監査方式法定の条文の適用を受けるのは、先ほどの御説明によると、きわめて少数、全体の一%か何%か、きわめてわずかでありまして、百万以上の会社は特例法によって不適用となっておる。どうも立法の形として、これは特例とか例外という観念に沿わない立法ではないかと思うのです。例外だとか特例というのは、大部分が原則どおり施行されて、ごく一部のものが違った規定を置くというのが例外また特例だ。しかも本法の場合は、株式会社の九十何%がその特例のほうに入ってしまう。こういう形は私は特例又は例外という観念と一致しないものじゃないかと思うのですがこういう異例な立法例がほかにあるかどうか伺いたい。

○政府委員（川島一郎君）　まことにむずかしいお尋ねでございまして、立法例ということを申しますと、なかなか比較しにくいものがございます。ただ、数の上から考えますと、仰せのとおり、非常に多数の会社が特例法の適用を受け、ごくわずかの会社が本則の適用を受けるという形になるわけでございますが、そもそも株式会社というものはどういうものかと申しますと、御承知のとおり一般大衆から資金を集めまして、そうして大きな企業を興す、そのための法律技術として認められた制度でございます。ところで、実際にその会社というものは、主として大企業でございまして、わが国には非常に個人企業に類したような株式会社に至るまで非常にたくさんの数の株式会社が現在成立しておりますけれども、その中には、本来の株式会社としてふさわしくない、たとえば株券も発行していない、株主総会も開かないといったような会社も多々あるわけでございます。また、その株式会社がいろいろ一般社会において営業活動を行なっていく場合に、日本の経済なり国民の大衆の中で大きな影響力を持つという点から申しますと、数の上では少なくとも、大きな、たとえば一億円以上の株式会社というもののほうがはるかに大きな比重を占めておるわけでございまして、問題は、こういった会社の運営をどのように適正にし、関係者のあるいは関係企業の保護をはかっていくかということに重点が置かれるわけでございます。したがってそういう点を主眼といたしまして今回の改正が行なわれたわけでございまして、これは法制審議会で決定されました要綱におきましてもそういう趣旨になっておりましたし、政府といたしましてもそれと同じ考えに基づいて立案したのでございます。

ちなみに、衆議院においてこの法案の採決の際に採択されました附帯決議の中にも、大小会社の区別について所要の改正を検討せよという項目がございます。こういういろいろむずかしい問題をはらんでおります株式会社制度でありますので、御指摘のような問題は、いろいろあろうかと思いますが、私どもといたしましては、今回の改正の方向が一番妥当であろう、このように考えて立案いたした次第でございます。

○青木一男君　私は区別したことについて批判しておるのではなく、立法の、原則と例外との立法の形式がおかしくはないかということを申し上げたんです。しかし、これは後ほど私、さらにあらためて質問します。

民法と商法は私法中の基本法でありますから、簡明に規定されておるのが私は特徴であると思うんです。これはいろいろの行政法域から比べての話でございますが、わりあいに今日までの商法は簡明ということが特徴になっておると思うんです。しかるに、今回の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案はきわめて、まあ何と申しますか複雑であり難解である。たとえば特例法の第二十五条をひとつ見ていただきたい。一条で一ページ以上を占めておりますから、たいへん長い条文ですが、この中に何十という法文が引用してある。この何十という法文が適用除外されるのかと思うとそうじゃない。逆なんです。これらの何十という法文を除き、適用しない、こういうのですね。ちょっと私みたいに頭のめぐりの悪い人間じゃ、一体どこが適用されるのかされないのか、これはなかなか読んでみてもよくわからない。おそらくこの原案をお読みになった方は、私と同じような感想を持ったのじゃないかと私は思うんです。除外規定の中にさらにたくさんの除外があるというようなことは、税法等には例があるわけでございますが、こういう民法、商法というような基本法に、なかなか一度や二度読んでみても頭に入らないような複雑な規定は、どうも私は適当でないのじゃないかと思うんです。これは法務省も、おそらくこれはわかりにくい法文だということをお認めの上に立法されたと思いますが、どうしてこんな複雑な立法形式をとったのか伺いたいと思います。

○政府委員（川島一郎君）　特例法の二十五条の規定が非常にわかりにくいという点はまさに御指摘のとおりでございまして、私も、このような規定ができたことについては、あまり好ましいことではないというふうに感じておる次第でございます。ただ、これは従前からの立法の形式、それをそのまま踏襲いたしまして、今回の監査制度の改正に当てはめますと、こういうような形にならざるを得ない。書き方といたしましては、この反対の適用しないという条文を掲げるという方法もあるわけでございますが、この二十五条の書き方は、適用する条文を表に出しましてそれ以外の規定は適用がないということにいたしたわけです。

なぜこのような形をとったかと申しますと、立案の際に、適用のある条文と適用のない条文を全部洗い出しまして、どちらの数が多いかということを調べまして、その数の多いほうを表に出さないで書くというのが何か立法のスタイルだそうでございまして、その原則に従ってこのような形にいたしたわけでございまして、まことにわかりにくい規定であるということは、私も率直に認めるわけでございます。何しろ株式会社法というのは、そうでなくても非常に技術的な組織法でございまして、わかりにくい。その上にまたこういう規定ができるということは、非常にわかりにくくするのではないかという点は、仰せのとおりでございますけれども、これは従来の規定のしかたに従ったという点でやむを得なかったというふうに思っておるわけでございます。

○青木一男君　法務省が数年前に提示された最初の原案では、全部の株式会社に改正案を適用することとなっていたのでありますから簡明であって体系を乱すようなこともなかったのであります。しかし、わが国の株式会社の大部分は小資本のものが多く、多くは個人企業の延長あるいは同族会社の実体を持っておるものであって、一般の人の資本を集めた株式会社というのはわりあいに少ない。そうして、今日まで世間を騒がした会社の不正事件というようなものはほとんど大会社に限られておる。そうしてみると、改正案による監査制度の強化というものは、小会社には必要がなく、過重の負担を課するにすぎないではないかという各方面からの反対意見が強く出

（三ページへ続く）

（二ページから続く）

されておる。私もその反対論者の一人でありましたが、そういう法務省の改正原案は、わが国の株式会社の実情に沿わない、こういう点において、法務省もこれらの反論に耳を傾けて、原案を大きく修正するに至ったのであります。私はその態度は高く評価するものであります。しかしながら法務省が、わが国の株式会社は、個人企業の延長のようなものが株式会社の実体である、これは日本の株式会社の姿である、こういうことがわかり、そうしてこれらの会社に改正案を適用することは適当でないというところまで御理解がなった以上は私は立法の形を根本的に考え直すべきではなかったかと思うものであります。

たとえば、証券取引法はもちろん商法の系統に属する特別法でありますが、特定の目的から、政府の関与を大きく取り入れた特別法である。先ほど例にとられたスイスあたりの立法にしても大きな会社については何か特別な立法をするというような例もあるわけでございますから、私はこの商法自体でなく、特別法の制定で大会社に監査制度を強化をするということをお考えになったならば、日本の株式会社の現状に沿う私は立法ではなかったかと思うのであります。もしそういう特別法はむずかしいというならば、さらに一歩根本的に考えて、株式会社というものの性格でありますがはっきりするような一般大衆の資本を集めた会社と、いまの個人企業の延長のような会社とは会社のカテゴリーを違うことにするというところまで一体検討されれば法体係を乱すようなこともなく実情に沿った立法ができたと思うのでございますが、そういう根本的の改正をせずに、商法の特例で、片づけようと思ったものだから、特例法第二十五条のような非常な複雑な条文を設けなくちゃならなかった。それと同時に、あの特例法第三章によって、小さな会社は株式会社というけれども一人前の資格はないんだというような観念が第三章に私はあらわれているんじゃないか。そうするよりはむしろ会社のカテゴリーを根本的に別な会社として考えるということまで踏切れなかったものかどうか。この立法の過程におけるお考えを伺いたいと思います。

○政府委員（川島一郎君） 私、先生のお考えには非常に同感の点が多いわけでございますが、最初に御質問がございましたように、わが国には百一万の株式会社がございます。これを大小の形態に応じてそれぞれに適した規制をしていくというためには、非常に大きな現状の変更というものが伴うわけでございます。それだけに、そういう改正をすることが望ましいということはかなり多くの人々によって指摘されておるわけでございますけれども、現実の問題としてそういう立法を一挙に行なうということには非常に困難が伴うということで、いわば現実との妥協というような面で今回の特例法というものが生まれてきたということが言えようかと思います。もちろん将来の方向といたしましては、現実にさからわない程度で徐々にそういった株式会社の規制の整備を行なっていく、先ほど申し上げましたように、衆議院の法務委員会の附帯決議にもあるような大小会社の区別といった問題につきましても検討をしていかなければならないというふうに考えております。今回の改正案を作成いたします経緯におきましても、その点はもちろん問題には出たわけでございますが、実際界その他の御意見を伺いましても、いま直ちにこれを行なう、株式会社を二分してしまうということは非常に大きな混乱を生ずるということで、そこまでは今回は踏み切らなかったということでございます。

○青木一男君 まあしかし、法の改定において私の申し上げたことも御考慮に入れられた、しかし実際上むずかしいというのでいまの形をとられたという沿革は、これは理解できます。しかし、もし商法改正以外の立法形式に踏み切ることは困難であったとしても、商法と特例法との関係は私はどうもできがよくないと思う。再検討すべきではないかと思います。

私の結論を申し上げますと、商法には、会社の大小を問わず全株式会社に共通する改正案だけを提出して、特例法第三章を根本的に改めて、一億円以上の会社に適用する監査制度強化の規定を設ければよかったではないか、私はこう思うんです。第三章によって商法の規定を適用しないという表現自体が私は非常に好ましくない、こういうふうに思うんです。むしろ大会社は、その社会的影響から見て商法の一般原則のほかにさらにこれだけの特例法で監査制度を強化するんだとこういう立法のほうが正しくはないかと思うんです。

現に、第二章はそういういき方をしておる。それを第三章であんな複雑怪奇なわからない条文をなぜ好んで置くのか。つまり、第二章の会計監査人の規定と歩調を合わして、第三章で一億円以上の会社にはさらにこれだけの監査制度の強化を行なうと、こういう規定を置きますれば、特例法の歩調もそろうし、それから、さっき申し上げた第二十五条のような規定は全部必要なくなっちまう。そうして立法形式としても、原則と例外が逆になるというようなこともない。私は、いま申し上げたような立法形式をとって、商法の改正はすべての会社に適用する分だけを規定して、一億円以上の大会社に関する監査制度強化の規定は特例法で第二章に合わして第三章でさらに追加するという形をとれば、法体系もくずれないし、あの第二十五条のような複雑難解な規定も全部必要なくなるんじゃないかと思うんです。商法は本来の姿に私は戻ると思うんです。私のような立法形式をとれば、あの難解、不可解な第二十五条のような規定は必要なくなる、この点はお認めになりますか、まず伺いたい。それから、根本的に私の言ったような立法方式をどうしてとらなかったかということについても御意見を伺いたい。

○政府委員（川島一郎君） まあ先生のおっしゃるような立法形式をとりました場合に、二十五条の規定が必要なくなるということは仰せのとおりであろうと思います。そういう形をとりました場合には、しかしながら、逆に大会社の特例のほうにかなり複雑な規定が必要になってまいります。おそらくこの二十五条と同じような、いやこれより以上に複雑な規定が大会社の特例に必要になってくる。そうしますと、現在上場されているような大きな会社はすべてその特例法の複雑な規定の適用を受けるという形になろうかと思うわけでございます。そういう意味で、形式の問題につきましてはいろいろ御意見もあろうと思いますけれども私どもとしましては大会社の特例と、中小会社の特例とそれぞれについての特例を設けるという立法形式を選んだわけでございます。

○青木一男君 私は、いま民事局長の御説明の中で、私の申し上げたような立法方式をとると特例法で非常な複雑な規定を置かなくてはいかぬというのは、私は理解できないんです。特例法の中に、第二章で監査人制度の規定を置いたと同じように、あの監査役の業務監査の問題とそれから監査方式の法定というような事項を加えておけばそれで済むのであって、一般の、この二十五条のような複雑な規定というものはどこから出てくるんですか、私はどうもわからない。今度の改正の主眼は業務監査とそれから監査方式の問題が中心ですから、そのことを第三章に加えておいたらそれで済むわけであって、どうして今二十五条のような複雑な規定が必要になってくるか私はいまの御説明は理解ができない。詳しく説明してください。

○政府委員（川島一郎君） 特例法の第二十五条の規定でございますが、この中には、先ほどの監査報告書などの特例もございます。しかしながらそのほかに監査役が業務監査を行なわないで会計監査のみ扱うという点から生ずるいろいろな違い、これを調整する意味が含まれておるわけでございます。たとえば、今回の商法改正におきましては取締役が業務監査を行ないます関係上、各種の訴えの提起権であるとか、あるいは監査役が取締役会に出席して意見を述べるとか、その議事録に署名するとか、そういった規定もございます。差しとめ請求権の規定もございます。そういった規定がいろいろ商法の本則に入ってきたわけでございまして、そういうものを排除するということもこの二十五条の中に含まれているわけでございます。したがいまして、もし商法の一般規定を中小会社を基本として書いたということにいたしますと、大会社につきましては、各種訴えの提起権であるとか、あるいは取締役会に出席して意見を述べるとか、差しとめ請求ができるとか、それに関連したもろもろの規定が必要になってくるわけでございまして、それを特例法のほうに移さなければならないと、こういうことになるわけでございまして、大会社に関する複雑な規定が特例法に規定されると、こういうことになるという点を申し上げたわけでございます。

○青木一男君 いまの局長の答弁はまだ理解ができないです。それは、大会社について監査制度を強化しようと思えば、その分を、いま商法改正案の中に入っているやつを特例法に移すだけで済むんですから、複雑なことも何もない。その点を言っているんです。これは政府もおわかりだろうと思うんですが、それがために複雑になるなんというのは一つもない。いまのように、原案のように、もう商法改正案では一応監査制度強化の規定を全部適用するような形にしておいて、特例法で小さな会社を除外しようとしたからあんな複雑な規定になった。でありますから、私が言ったとおり、商法改正案はすべての会社に大小を問わず適用するものだけを規定して、それで大会社について監査制度を強化しようとする分だけを特例法に書けばいい。特例法の第二章は第一そういうたてまえでしょう。監査人制度プラスこれだけ加える。第三章で、一億円以上の会社の監査制度についてはさらにこれで強化する、こういう形にすればきわめて簡明である。私の心配しているのにもならない。どうも、局長は私が言った意味はまあおわかりだろうと思うのですけれども、それがために複雑になるなんということは私はどうも理解できません。まあその点はよくお考えいただきたいと思います。

それから、その次にお伺いしたいのは、監査役の新制度の運用がうまくいくだろうかという見通しについて、当局のほうから伺いたいのです。

なるほど今までは、監査役というのは、取締役をやった年とった人がなるとか、あるいは大株主がなるとか、あるいは会社から見れば第三者的立場の知名の人に頼むとか、そういうようなやり方で来ておるわけでございますが、今度の新制度によると、業務監査までしなくちゃいけない。つまり、取締役の業務執行について批判的な責任と権限を持つ監査役になりますから、これは私は、この人選が非常に容易でないと思うのです。まあ監査役の推薦というか、候補者の選定でこれがやはり取締役にあるものですから、一体徹底してそういう適任者を取締役が推薦できるかどうかということ、もしそれが取締役に理解の非常に深い人であれば、制度を改正してみても、どうも会社の運営について批判するような立場の人が出てこないのじゃないかと思うし、また、かりにそういうりっぱな人があった、つまり取締役の業務執行について批判的な見識を持っている人があったとすれば、これは場合によったら業務運営について会社の内部の意見が対立する原因にもなりはしないか。とにかくこの人選が非常にむずかしいのじゃないかと、こう思うのです。これはやってみなければわからないかもしれませんけれども、第一、どういう方面から監査役を選んだらそういう改正の目的に沿うような監査役が得られるか、こういうこともひとつ法の運営の問題として法務省はどういうふうにお考えになったか、伺っておきたい。

○政府委員（川島一郎君） 今回の監査制度の強化の眼目の一つである監査役の強化という点につきましては、仰せのように、監査役に人を得ることが非常に必要である。それに今回の監査制度の改正の実効をあげるかどうかがかかっていると言っても過言ではないと思うわけでございます。そういう意味において、今後の運用がどうなるかということは私どももといたしましても非常に関心を持っておるわけでございます。

御承知のように、最近、企業の活動というものに対しましていろいろな問題が出てまいりました。それに対する批判というものもございます。そういう中で、私の聞いておりますところでは、経済界におきましては各種の団体がもっと企業の活動について国民の信頼を得るような努力をしなければならないといった点について協議をいたしまして、今回の商法改正につきましても、この改正を機会に清新な、有能な監査役を配置するようにしようと、そういうことを申し合わせ、あるいは検討をしているということを伺っております。これが文字どおりそのように実現することを私どもとしては願っておるわけでございます。

それから、監査役が非常に強力になるために取締役との間にトラブルを起こすのではないかと、こういう御懸念でございますが、制度の上におきましては、取締役はあくまで業務執行の責任者でございまして、監査役はそれを横からチェックする。特に監査役の守備範囲といたしましては、違法性、適法性を審査するということが一つの限界というふうにも考えられておるわけでございまして、そういう意味で取締役との間の権限の分配につきましてはかなりはっきりしたものがある。そういう点である程度制度的にも衝突という問題は避けられるんではないかと、考えておるわけでございます。

（中略）

午後二時三十六分開会

○委員長（原田立君） これより法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○青木一男君 引き続き監査役の業務監査についてお尋ねしますがこれは法務省でも大蔵省でも、どちらでも御答弁は結構でございます。

いままで問題となった粉飾決算その他の大会社の不正事件を見ると、取締役会の決定に基づくというよりも、社長その他代表取締役の独断専行に基づくものが多かったと思いますが、実情はどうなっておるか伺いたいと思います。

○説明員（田辺明君） 法務省で把握しております限度はいわゆる粉飾決算事件が刑事事件に進展したものでございますけれども、おっしゃるように、その粉飾決算の主導的な地位を演じた者は代表取締役という例が多いようでございます。しかし、必ず一応は取締役会の決定によってそのような不正な決算が組まれたという形になっておりまして、その種の事件で刑事責任を問われた者は、取締役の主として経理担当者、それから社長あるいはまれに監査役も含めて刑事処分を受けているのが実際の例でございます。

○青木一男君 会社の粉飾決算その他不正事件の火元は常に取締役にあるわけであります。火消し役の監査役の機能を強化することを考える前に、火を出さないように取締役制度につい改革をまず考えるべきではなかったかと思うものであります。

商法は「会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス」と規定しておる。取締役会という合議体が真に会社運営の中心であるならば、多くの不正事件は防止できると思うのであります。商法は、総会の招集その他特定の事項については取締役会の決議によることを規定しておりますが、そういう形式的のことでなしに、一番大事な業務の執行という部面について見ますると、その方針をきめる取締役会の決議の実行ということについての規定が非常に不備であります。取締役会を定期に開かない会社もたくさんある。また、法律できまった事項を決議するために取締役会を開いたとしても、一般の業務方針の決定その他のことはあげて社長その他代表取締役の専行にまかせて、取締役会の議題にしないというような会社が非常に多いのであります。商法が取締役会の運営や代表取締役の業務執行との関係について規定しておらないのは、会社の自治にまかせたものと思うのでありますが、今回のように、監査役の業務監査を義務づけ、監査の実行方法にまで法が干渉するという段階におきましては、取締役についても、取締役会の機能強化、特に代表取締役の業務監査、つまり取締役会が代表取締役の業務を監査するということ、これらについて立法すべきではないか。私は、火を消すことよりも火を出さないことにまずくふうをすべきであると思いますが、今回の改正案において、この取締役会の機能発揮、それから取締役会と代表取締役との関係について全然触れてないのはどういうわけでありますか、理由を伺いたいと思います。

○政府委員（川島一郎君） まあ不正を行なうのは執行機関でありますから、執行機関について改正を考えてはどうかという御意見もごもっともな御意見であろうと思います。現在の商法のたてまえにおきましては、会社の業務執行は取締役会がきめることになっておりまして、そしてその決定したところに従って代表取締役が業務を行なうという形にならなければならないはずでございまして、多くの会社はそういう形をとっておると思いますけれども

【委員長退席、理事白木義一郎君着席】

もしそういう形をとってない会社があるとすればそれは既にその点において商法に従っていないということになるわけでございます。

そこで、今回の改正作業におきましては、当初、法制審議会で二つの考え方を検討いたしました。その一つは、現在の商法をよりよく守らせるために、取締役会の権限をさらに強化して、その構成などにも業務の執行を担保するような規定を設けるという方法、それからもう一つは、今回の改正案でとりました監査役のほうの権限を強化していく、それによって粉飾決算等の、あるいは不当な業務執行が行なわれることを防止していこうと、こういう考え方でございます。この二つの考え方を一応それぞれの案にまとめまして、そして学界あるいは経済界、その他関係のところに示しましていろいろ御意見を伺ったわけでございます。その結果、私が申し上げました二つの案のうちのあとのほうの案、この考え方のほうがわが国の実情に適しておるという御意見が大多数でございましたので、まあ今回のような改正に踏み切ったわけでございます。

もとより、現在の株式会社法におきましても、取締役会というものが厳として存在して、それが業務執行権を持っておる。したがって、代表取締役の行動に対しましても、それを監督するといいますか、監査するといいますか、そういう権限を持っておるわけでございます。しかしながら、現実に会社がいろいろな問題を起こすという場合には、それがうまく行なわれていないとか、あるいは取締役会自体も適切な業務執行をしなかったということに帰するわけでありまして、制度の問題と運用の問題というのが微妙にからみ合っておるという気がいたすわけでございます。で、会社の不正事件が行なわれます場合には、法律とか会計に対して取締役会が知識が不十分であるという場合もございますし、それからまた、モラルに欠ける、会社の業務が非常によく行なわれているように示そうとするために、正しい、法律の要求するような決算書をつくらない、そういったモラルに欠けた行動が行なわれるというようなこともあり得るわけであります。これを正していくためにどうしたらいいかと申しますと、取締役自体が十分な知識を持ち、そして間違わないような行動をとるということも必要でございますけれども、何と申しましても取締役の主たる任務は会社の営業を行なうことでございます。それだけに、どうしてもそちらのほうに重点がいってしまって、会社の活動に対する反省というものが十分でないという面が出てくるのは、まあある程度やむを得ないことかと思います。そこで、今回の改正においては専門的に会社の行為の適法性を監査する、そういう職務を持った機関というものをしっかりと置いて、それによって

【理事白木義一郎君退席、委員長着席】

会社が適正な業務を遂行するようにさせていこう、つまり監査役に業務監査の権限を与えて、そして取締役会にも出席させて意見を述べさせる、そうして会社が適法に業務を行なうということを監視する、そういう職務を持たせる、そういう監査役を配置することが最も適当であるというふうに考えて、このたびのような案をつくったわけでございます。

○青木一男君 いまの御答弁の中で、会社の中には、業務執行の基本方針というものは取締役会できめて、それに基づいて代表取締役が業務を実施すべきであるが、そうしておらない会社もあるかもしれないという御答弁だった。私はそういう会社が多いということをひとつ法務省は御認識にならなくちゃならないと思うのです。監査役の制度については空文であってろくろく監査もしないという、これはよくお調べになると、事実上はそうなんですね。監査役についても、相当その能力によっては突

（四ページへ続く）

（三ページから続く）

っ込んだ会社の監査もできる、それに関係して若干やっぱり業務にも触れて、いろいろ意見を言う機会も人によってはできるのです、やろうと思えば。それが実行されてないから今度の改正になった。私は取締役制度についても従来の商法は、これは申し上げるまでもなく、取締役、カッコに執行機関みたいな形になっておったのを、それを改正商法で取締役が業務執行中心機関と規定された。そういう立場から言えば、新しい商法の取締役会中心の精神が実際生かされておるかどうかということをもっとお調べにならなくちゃならないはずだ。せっかく商法を改正したのですから、その立場から言うと、私は先ほど申したのですけれども、世間では代表取締役にまかせっきりの会社が多過ぎるのです。そういう点の改正をまずやるべきではないか。監査役制度の改正に手をつける前に、そういう取締役会の機能発揮についてまず手を触れるべきではないかという意見を申し上げたのですが、民間団体その他そういうところが、監査役制度の強化のほうがいいという意見が多かったからそれに従ったという御意見ですけれども、私はどうもそれは順序が逆ではないかという印象を依然として強く持っておりまして、ただいまの法務当局の御答弁にはどうも納得しておりませんが、その点はこの程度にいたします。次に、子会社の監査について伺います。

つまり監査役が子会社の監査もできるという規定についてでありますが、子会社といいましても、やはり独立の法人格を持つものであるから、私はやはり独立性を尊重するのが当然じゃないかと思うんです。民法では、申し上げるまでもなく、民法を改正して親権を否定して子供の独立性を確立したという因果関係みたいに、法人について親会社の権限をむやみに強化するということはどうも私は納得のいかない点があるわけなんであります。子会社の支配は役員等の選任、すなわち人事権を通して間接に行なうのが、私は本来の姿であって、法が直接監査に立ち入るということまで規定するのは、行き過ぎじゃないかと思います。この立法の由来、先ほどは、取締役の制度の改革よりも監査役制度強化によって経理の妥当を期するという意見のほうが多かったというお話でございますが、この子会社の監査についての規定というものは、法務省の理論構成から一体出てきた結論なのか、それとも実業界その他の注文があって、その要望に応じた立法であるか、その経緯を伺いたいと思います。

○説明員（田辺明君）お尋ねの子会社調査権の立法の経緯でございますけれども、結論から申し上げますと、実際界がこの制度を望んだものではございません。つまり立法の趣旨が、親会社であるものが子会社を利用して業務運営上不正なことをする事例が非常に多い。これを防止しようとするのがそもそもの立法の動機であったわけでございます。その例は、一般に言われますように、押し込み販売などと申しまして、親会社の経営成績が非常に上がっておって、そしてその売り先は一手に子会社が引き受けて買い受けているというふうな事例、親会社はなるほどそれで利益をあげている形でございますけれども、子会社を調べてみると、製品が子会社の倉庫に山積みになっておるというふうな例が引かれるわけでございます。今度の調査権を与えた趣旨も、実はこのような方法によって子会社を利用して不正を働く、そうしますと、親会社を監査する監査役なり会計監査人の立場から、その任務を適正にやろうとすれば、親会社を調べていくうちに、いま申し上げたように非常な売り上げが立っているけれども、あげて子会社に製品が行っているというふうな場合には、これは当然にその子会社を調べてみて、はたして親会社の売り上げが商業取引上正当な売り上げとして考えられるかどうかということを確認いたしませんと、親会社の業務運営が適正だという判定はつかない、こういうところが立法の動機でございます。

したがって、先生がおっしゃるように、実は子会社の調査権は、調査でございまして、子会社の独立した法人格に干渉するような、監査ではない。つまり子会社にも監査役がおりますし、大きい子会社でございますと、今度の会計監査人もついておるわけでございます。その監査をしようというのではなくして、親会社を監査するうちに、はたして子会社の帳簿上どういう結果になっているかということを調べるという範囲のものを規定したわけでございます。したがって、法文にもございますように、親会社の監査をするうちに、その必要があるという場合に、その必要の限度に限って、まず子会社に照会を発する、直接に出ていくことを予定いたしておりません。これについて子会社の回答がないというふうなとき、あるいは回答をよこしましても、それが回答にならないような不確かなものであれば、初めて出かけていって、先ほど申したような製品が在庫するかどうかというふうなことを調べるその場合に調べる範囲は、最初に尋ねた範囲に限定されておるわけでありまして、その機会に子会社をいわゆる監査するような仕事は一切できない、こういうたてまえの立法になっておるわけでございます。したがってこの種の制度を実際界から直接に要望したものではございません。

○青木一男君　いまの御説明だと、子会社の形をもって、何と申しますか、業務運営が不当に拡大するとかいろいろ弊害があるからというようなことでございますが、私は、監査役の子会社の監査というものの目的は、どうもそういう事柄とはぴたり合わないんじゃないかと思うんです。やはり経理の不正とかその他のことが子会社についてあれば親会社にも影響するから、それで子会社の経理も監査するということじゃなかったかと思いますが、いまの御説明は若干私の考えと違っております。しかし、これはあるいは意見の問題になるかもしれませんから、これ以上は重ねてお尋ねしません。

それから次に法務省にお尋ねしますが、子会社を持つ会社というものは大会社だ、これは常識上当然ですが、ところが一億円以下の小会社については、一体子会社を持っているというものがそんなに多いかどうか私は疑問だと思いますが、業務監査も監査方式の法定も適用しないことになっている、一億円以下の会社には。それだのに子会社の監査の規定をやはり適用することにしているのはどうも権衡を得ないように思うが、この理由を伺いたい。

○説明員（田辺明君）お尋ねの中小会社の持つ子会社の問題でございますが、実際に実態調査をしてみた結果非常に驚いたことは、一億円から下の会社が案外に子会社を持っているという例が非常に多うございました。業種で申し上げますと、たとえば出版業というふうな業種は、子会社に印刷会社を持って経営をなすっているというふうな例が適例でございます。そしてその数は予想外に多かったわけでございます。そして、お尋ねのその種の小さい会社の監査役については、会計監査に権限をとどめておりますけれども、事、株式会社の同じ監査役として、仕事の範囲が会計か業務全般かの区別はありましても、会計の監査というものが依然として株式会社にとって大切なものだとすれば、大会社と同じようにその種の子会社を通じた不正な会社経理というものを防止する必要がある。そこで、資本金一億円以下の会社の監査役に関しても、全く同じ子会社の調査権を認めたということになっているわけでございます。

これは午前中から御意見もございました点でありますが、監査役は大と小において機関たる性格は変わらない。ただ仕事の範囲が、業務全般の監査と、会計に限っての監査という区分はございますが、今度の立案では、小さな会社についても監査は大切である。したがって、その身分は大小全く同じの立案になってございます。例えば任期を延ばしている様な点あるいはその他、監査役を選任いたします手続を現行法から改めて取締役と同じように総会の定足数をきめるというふうな措置をとっておりますのも同じ趣旨でございます。

○青木一男君　今回の特例法によって、大会社は会計監査人の監査を受けることを義務づけられておるわけであります。私の記憶によれば、今日まで粉飾決算事件として問題になった会社は、ほとんどすべて証券取引法に基づき会計書類について会計監査人の監査証明を受けた事件であったと思うが、まずこの点をひとつ伺いたい。これは法務省でも大蔵省のどちらでも結構ですが、伺いたい。

○説明員（田辺明君）先ほど局長答弁いたしました粉飾会社数の事例も、おっしゃるように証券取引法に基づく監査に関して摘発されました粉飾決算の事例でございますからおっしゃるとおりの対象会社を中心にした問題でございます。

○青木一男君　会計監査人の監査証明を受けてなおかつ粉飾決算その他の事態が起きたということは、会計の監査制度の権威もいままで疑われたものと私は思います。今回、特例法によって会計監査人の監査を義務づけた以上、その権威について私は政府に責任があると思うのです。今度の特例法によって会計監査人の罰則はあるいは若干強化されたと思いますが、証券取引法に基づく監査と異なり、今回の特例法に基づく監査は間違いなく行なわれると信じてよき根拠を伺いたいと思います。

○説明員（田中啓二郎君）従来迄の商法監査は事後監査でございまして、決算確定後におきまして確定決算について会計監査人が監査証明をしたというわけでございますが、今回の改正によりましてそしてその監査証明があって初めて会計が確定するわけでございますから、従来に比べまして、公認会計士ないし監査法人は、事前に当該被監査会社の会計についてずっとフォローアップできますし、新しい特例法によりまして十全の監査を行なうことができるわけでありまして、先生の御質問に対しましては、従来以上に公認会計士のモラルなり、あるいは職務意識を高める、そして従来行ないました公認会計士の責任向上のための措置と相まって、そもそも事前監査をするものについては全く十全の監査を行なえるということになるものと考えております。

○青木一男君　どうもいまの御説明の、いままでは事後の調査だから粗雑にした、今度は事前の調査になるから間違いなく行なわれる、この説明は私はよくわからない。事後の調査であろうと事前の調査であろうと、会計監査人は、もし正当に調査すれば、かりに事後のものといえども、私は間違いが発見できたと思うのです。どうもいまの御説明だと、事前の調査だから間違いなくいくという説明ではまだちょっとわからないのですけれども、あるいは罰則が強化されておりますか、その点をひとつお伺いします。

○説明員（田中啓二郎君）私が申し上げましたのは、事後の監査でありますので、株主総会で確定したものを、監査の結果、不適正であれば、そこで粉飾ということが起きるわけでありまして、しかし、今度の改正によって事前監査になりますので、事前に粉飾と思われるようなものは、最終の段階で株主総会ではとても通らないということでございます。したがって、公認会計士の監査の結果、その内容が不適正と思われ、粉飾と思われるようなものがあれば、株主総会を通らないであろうという意味において、従来とは非常に違った形になるということを申し上げたわけでございます。

○青木一男君　私は、その事後と事前の違いは、先ほどお話のあったモラルの問題ということは非常に影響があると思うのですが、今度の改正の非常な重点の一つですから、今度は会計監査人の監査というものは間違いないのだというひとつ実績を与えないと、国民はやっぱりいままでどうりじゃないかという印象を必ず持つと思うんです。その点については、これは監督官庁である大蔵省のひとつ責任が重くなったことをお考えいただきたいと思います。

今度の改正法の二百八十一条の三の規定に基づいて、監査役は四週間内に監査を行なって結論を出さなくちゃいけないということになっておる。大会社――全国に店が広がっているような会社、あるいは外国にまで店の行っているような会社、こういう大会社について四週間内に監査を終了するということは容易なわざではありません。法務省は監査役がいかなる補助機関を使用してその任務を果たすことを期待しておるかを伺いたいと思います。

○説明員（田辺明君）お尋ねのように、監査役の監査期間は最低四週間を法律で保証しようという趣旨のものでございますから、非常に大規模な会社の監査に関しましてはとうてい四週間内に全監査を終わるということは考えられないわけでございます。そこで、監査役の一連の権限規定に出ておりますように、監査役は期中から監査をなしているという一応たてまえを考えております。同じことが公認会計士である会計監査人についても考えられておりまして、期中からすでに監査を委嘱されて仕事にかかっておる、そういうたてまえで仕事をいたしますので、最終の答案をつくる期間は四週間ということになりますけれども、作業としては期中から仕事をしている。ただ、膨大な大きい企業につきましては、それぞれの監査役がこの法律に定めた会計監査人以外にも会計の専門家というふうな人たちをそれぞれの手足としてお使いになるということは十分考えられるわけで、大規模の会社についてはそういう運用がなされるだろうというふうに考えております。

○青木一男君　私は、監査役がこの重大な任務を完遂するための補助機関のこともお伺いしたいんですが、目的から見て、取締役の支配下にある会社使用人を使用するということでは、どうも目的に沿わないように思う。結局外部の専門家を雇うことになって、公認会計士等を雇うことになる場合が多いと思いますが、法務省もそういうことを期待しておるのかどうか、あらためてもう一度お伺いします。

○説明員（田辺明君）監査役の補助機関に関しましては、現在の商法のもとでも、相当の会社では内部監査室というふうな監査機構を持っております。これは先生の御指摘のとおり、取締役の業務執行の一端としてなされている取締役のなす内部監査の仕事を持っている人たちでございます。改正法で監査役が行ないます一般業務監査というものは、取締役の業務執行そのものを監査いたしますので、おっしゃるように、取締役の使う人を使って監査するというところに法律上は問題がございますけれども、それは、監査役といえども内部の機関でございますので、内部のその種の監査機構をお使いになる場合も十分考えられると、こう思っております。それは、監査役は、取締役に対して業務に関して報告を求める権限を持っております。したがって、そういう報告を求める権限の行使として、取締役を介して内部の監査機構を補助的にお使いになる場合もあるだろう、それはあながち違法視されるものではないと考えております。大事なことは、監査役の意見形成が監査役の機関としてみずからの判断によってなされること、これさえ保証されるならば、内部の方々をお使いになって資料を集めるということも違法視されることはないと思います。ただそのほかに、その内部監査機構以外に、監査役も公認会計士をはじめとする会計の専門家たちを独自にお使いになって仕事をなさるということも法律は当然考えているだろうと、このように思うわけでございます。

○青木一男君　特例法によって、監査役のほかに取締役は、計算書類について、会計人の監査を受けなければならないということになっております。ところが、いま問題になっているように、監査役はこの会社の経理についての監査の方法を、どういうふうにして監査したかということをやはり明らかにしなくちゃいけませんし、責任がきわめて重大でありますから、やはり専門家を頼んでやるということに私はなると思う。それから大会社については、会計監査人が会社に提出する監査報告についても監査役がこれについて意見を加え、そして判断を加えて取締役に提出するということになっているわけですね。そうすると、その会計監査人の監査報告について判断を、批判を加えるだけのこれは専門的の力がなかなか監査役個人としては私は持ちにくいと思うんで、どうしても会計監査人の能力に劣らないスタッフを持たなければ批判できない筈なんですね。私はそういう点から見て、監査役はおそらく取締役の任命した会計監査人に劣らない公認会計士その他を雇うことになるだろうと思うんです。どうもそこで非常に何というか、重複したというか会計監査人を二通り雇うような結果になるんじゃないかと思いますが、そういうことは結構なことだと法務省はお考えになるかどうか。まずおそらくそういう結果になると思うがその点の法務省の見るところを、伺いたいと思います。

○説明員（田辺明君）非常に実際的な御指摘でございますが、立案の経緯を少しく御説明いたしますと、お尋ねになりました監査役が公認会計士の監査結果を監査するというくだりは、特例法の十四条に、監査報告書の記載事項として出てくるわけでございます。十四条の二項に、監査役が監査報告書を書きますときに、まず、一号にございますように「会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果」と記載してございます。

そこで、先生御指摘なさるように、このように専門家の監査の結果を見てその当否を判定するという意味では、たいへん高い能力が必要だということはおっしゃるまでもございません。ただ、立案の趣旨といたしましては、大会社に関しましては、いわゆる会計の監査という専門的な部門には専門の会計職能人を導入してこれを活用しようという考えでございます。そこで、選任の資格に関しては非常に厳格な資格がきめてございますように、国の厳正な、非常にむずかしい試験を通り資格を与えた公認会計士、あるいはその法人化された監査法人というものを信頼して、その監査結果というものは専門家の監査としてはきわめて高く評価されるべきという前提でこの法案を仕組まれているわけでございます。

よりはっきり申し上げますと、おおむね通常の監査に関しては、事、会計の監査に関しては、その専門家の監査結果を信頼すれば、通常はその過失を問われることはなかろう。しかし、監査の対象が適法あるいは違法という判定の問題になりますから、もちろんそこにめくら判を押すことではなくて、監査結果の当否についてはそれを通していただきます。そこで、違法とされておる点は、監査役が独自に取締役会等に出席して得ておられる知識から見て、結論を異にするというような場合には、積極的に意見を書いていただく。多くの場合は会計監査人の監査結果と同意見として、おそらく監査役のほうは省略してもいいという趣旨になっているわけでございます。そこで、理想としては会計監査人と同等以上の知識を有する監査役がその任につかれることは望ましいことでございますけれども、すべてについて公認会計士以上の会計の知識を有する人を必ず置かねばならないというふうには立案当局としては考えていなかったわけでございます。そういう点から、先生のおっしゃるように、二重重複という点はそう心配をしていないというふうに申し上げておきたいと思います。

○青木一男君　いまの御答弁は、新しい商法の運用に非常な影響の大きな点に触れてくるのですが、取締役が雇った会計監査人の報告書を信用して、会計については会計監査人以上の人を求めないというような結論になったのでありますが、私は、今度の新しい規定による監査役の監査報告というものは、やはり自分が自分の手で、すなわちスタッフを使って自分の手で調べて取締役の提出した書類が正しいかどうか、また、会計監査人の出した報告書が正しいかどうかということをやはり判断する責任があるように私は今度の改正案を読んで見ておるのです。これは非常に今後の運用に影響があるので、どうも私は、いまお話のように簡単に会計監査人を信用すれば済むようには思えないのですね。その点をひとつもう一度念のために、今度の法律を読んでおきたいと思います。

●このあと、青木一男氏は会計監査人の重複問題につき若干質問をしており銀行監査の場合は検査官が大蔵省の特別監督下に常時検査をしているのに、会計監査人監査をさらに銀行に適用するのはどういう点が足りないからかと質問しておりますが、これに対し岩瀬義郎氏が、銀行検査は大体二年に一回行なわれるもので、会計監査人監査は毎会計期ごとに定期的に行なわれるものだから重複にならないと思う、という答弁をしている。紙幅の関係から、以下は次号に掲載したいと思います。

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年10月15日　（月曜日）　第 26 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士　（１部 50円 年極500円）
編集人　岡田一馬

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　全員、税協たれ
第三頁　国税不服審判所裁決事例
第四頁　コンピューター工場見学記

臨時国会での商法対策

添田新執行部が近く直面

臨時国会の日程については、十一月五日以降四十日程度となる観測が強まっているが、前国会では参議院段階で継続審査となった商法関係三法案の臨時国会での取扱いが注目されており、とくに添田新執行部は内部矛盾をいかに押えて商法問題に対処するか関心を集めている。

日税連としての商法対策については、七月三日の衆院修正通過の段階で木村前会長が、①衆議院の修正を含む政府原案に対する反対運動は行なわない、②商法改悪阻止決起大会は見合せる、③特別利害関係に関する政令の制定については今後とも参議院および立案当局に対し積極的な陳情を実施する、④今後の運動によって、商法監査において監査法人の社員の一人でもその会社について税理士業務を行なっている場合は、その監査法人はその会社との間に特別利害関係が存在することを関係各法令の改正で明確にすることを確認するとの方針を決め、各単位会長あてに通知するとともに、関係国会議員にもこれを通知することとあわせ、「会員のうちには従来の惰性と個人的感情のあまり、廃案運動的な見当違いの陳情を行なう者もあるが、これは本会の真意ではない」旨の文書を再度にわたって送付している。

しかるに、国会会期末における一部の個人税理士の行動は、大挙して国会に押しかけるなど目にあまるものがあった。過日、九月二十一日の日本税理士政治連盟第七回定期大会の流会等とあわせ、国会議員をして〝国会なみの混乱〟〝税理士会よとこへ行く〟とあきれさせたのも当然であろう。議員会館での陳情においても、税理士として二様の陳情がいり乱れて行なわれた姿は、九月三十日付日経紙「商法改正また肩すかし」にいう〝価値観の多元化現象の一つ〟では片づけられない問題である。

ところで、添田執行部の姿勢は木村前会長のもとでの日税連方針を当然のこととして受けつぎ、当面、組織の統一の確立に全精力を注ぎこむことを明らかにしているが、去る十月九日の日税連正副会長会では、強力な商法改正反対運動を展開してきた向山副会長（商法対策委員長）に対し、商法問題については、執行部の決定にしたがってほしい旨言い渡したといわれている。

十月二十四日の正副会長会、同二十五日の理事会、常務理事会では、これまでの経緯とからめ、今後の商法対策のあり方をめぐっての議論が白熱するものと思われ、それによって、今後の日税連執行部のとるべき方向も決まることであろう。

臨税の普遍化に反対

日税連、自民党商工部会に陳情

参院選挙を意識した自民党の中小企業対策とかの評もあるが、このところ、中小企業庁の〝省〟昇格とかが話題にのぼり、一方では自民党の政務調査会商工部会ならびに中小企業政策基本調査会では小規模事業対策の抜本的強化策をとりまとめ中であるという。

ところで、同案には商工会等の経営指導員等に、税理士業務の一部（立合い）ないし関連業務（税務申告にかかわる記帳指導・代行等）を公然と行なわせるという考え方が盛り込まれているとのことで、去る十月十七日、日税連では会長名で自民党商工部会所属議員に問題点を示して陳情を行なった当日、陳情した問題点は、

一、商工会等の経営指導員の大幅な増員は「臨時税理士」の拡大と普遍化につらなるおそれがあるので、現状以上に拡大されないとの保障が必要であること

一、この経営指導員等による税務記帳指導等が特定納税者につき長期的、継続的に実施されると納税者は経営指導員等が税理士業務を当然に行ない得るかのごとく誤解すること

一、一部の反税団体の税理士法違反行為を容認しているがごとき風潮をもたらすことになるほかニヤ税理士が輩出する要因ともなること

一、経営指導員が関与する小規模事業者の対象、範囲は常に流動的であるので、成り行きによっては税理士の関与先である小企業者を収奪することにつながり税理士職域を不当に侵害すること

などであり、これらの問題点の指摘とあわせて、商工会等が行なう税務記帳指導等の問題は、税理士会と商工会との密接かつ合理的な提携方式により解決すべきで、専門的職能を有する税理士を税理士会の組織を通じて顧問税理士として派遣するなどの方法で打開すべきであることを申し入れた。

日税連では九月に、特別委員会を発足させ、小企業納税者に対する税務指導対策について、緊急に施策を強化することを決めているが、今後、本問題にどう取組んでいくかが注目されている。

商法改正反対運動も、素朴に原点を振り返った場合は、税理士の権益擁護という発想にあったと思うが、むしろ小企業の税務対策が急務だったという実感をいだいている税理士も多いという。

政府における小規模事業対策の強化・充実の緊要性は充分理解できるが、この対策のなかに、税理士の職域問題にふれるところがあるとすれば、これこそ挙会一致の反対運動を展開すべきであるとの声が強まっている。

天皇陛下の御臨席を迎ぎ 公認会計士協会 制度25周年 式典を盛大に挙行

十月八日（月）、日本公認会計士協会では元皇居北の丸あとの日本武道館において、盛大に厳粛に「公認会計士制度25周年記念式典」を開催し極めて成功を納めた。

天皇陛下の御臨席を仰ぐことができたのも、この業界関係では初めてのことであり、国家として如何に公認会計士制度を重視しているかを伺い知ることができる。

十時十五分、開会が宣せられ、皇宮警察音楽隊の行進曲演奏後、天皇陛下が御臨席遊ばされた。

宮坂保清同協会長の式辞、大蔵大臣表彰、協会長表彰と続いて、天皇陛下から次のようなお言葉を賜わった。「本日、公認会計士制度25周年記念式典に臨み、親しく諸君と一堂に会することは、まことに喜びにたえません。

戦後新しくこの制度が設けられて以来、公認会計士の諸君が、業務を通じて、証券市場の投資者保護に努めるなど、わが国経済の進展に尽くしてきたことを、深く多とするものであります。

近時、その公共的使命がますます増大しているおりから、諸君は関係者一同とともに、今後とも公認会計士制度の健全な運用と発展に最善を尽くすよう希望します」お言葉に宮坂会長がご奉答し、天皇陛下は御退席になった。その後総理大臣、衆参両院議長、大蔵大臣の祝辞等があり、夜に入っては懇親パーティも開かれて終日盛会であった。日税連からは添田会長が来賓招待され、懇親パーティにおいて、友会の盛事を祝う挨拶を行なって大きな拍手があった。

主流 商法改正と税理士

商法改正三法案が第七十一国会において継続審査となった。先に前日税連木村会長により商法改正反対運動の収束宣言が行なわれ、更に日税連新会長となった添田氏ら新執行部は商法改正案の国会通過を陳情したと伝えられている。

それにもかかわらず税政連を中心として税理士会内部の一部グループは依然として商法改正反対運動を継続しているのは、誠に不可解といわざるを得ない。

しかし考えようによっては、これらグループは現執行部の施策にはことの善悪にかかわらず悉く反対する――いわゆる反体制派と称せられるものであるので、それは当然のことかも知れない。

商法の改正については数ヵ年以上各界の権威により検討済みであり、税理士業務を犯す何物でもないことが明らかになっている。申すまでもなく商法改正特に監査制度の強化はわが国経済の正常な発展のために行なわれるもので、公認会計士や税理士のためになされるものではない。

理想としては商法を根本的に改正することで、それには大会社と中小会社とを区分した法体系とすべきであると思われるが、商法という大法典を、そのような形に改正することは他の諸法律との関連もあり長期にわたる難作業であると考えられる。したがって今回の改正案は理想的な姿ではないとしてもわが国経済が急速に国際化しつつある現状に照らし一歩前進したものであることに間違いない。

それにもかかわらず反体制派のグループは、この改正は、粉飾経理の防止に役立たないとか企業会計原則の大幅後退だとかと強硬付合の言を弄し、代案なしの反対のための反対を繰り返している。これに対し常識ある大方の税理士会員は、これらグループが莫大な会費を浪費して行なっている政治運動の結果得たものは何であるかに疑問と憤りを感じている。

これらグループの活動は会費を無視したところの自己顕示欲に陥った妄想狂のしわざで、彼らは税理士を返上した悪質な政治屋に転落したものと断ぜざるを得ない。

このような事態に対し、添田新執行部におかれては、商法改正と税理士業務とは直接関係のないことを認識し、反対運動を速かに収束し、友誼団体との協調をとり戻して今後は会員のためになる諸施策を勇気をもって断行し、税理士会の正常化に努力せられるように切に希望するものである。

久保村氏は 東京税理士会副会長に 専念

日税連専務理事交替の真意

日税連執行部では新しい分掌機関や人事編成も落ちつき、新年度の活動が漸く活発化しつつあるがそれにつけても久保村得治郎氏の専務理事交替劇に会員からの一抹の疑念が寄せられている。

もとより役員が交替して会務運営に新風を吹きこむのは必要なことであるが、久保村氏の場合、専務理事に一期就任しただけであり手腕や閲歴からみて、もう一期活躍しても、という期待が会員のなかにあったのである。

しかし、久保村氏自身も七月二十一日の日税連総会前にすでに辞任の準備をしており、仄聞するところによると添田氏が日税連会長立候補の決意表明に地方を回った際、東京税理士会の会務に支障を来さないかという地方の懸念に対して久保村副会長がいると答えている。したがって添田会長としては自身が日税連会長に昇ったあとの東京税理士会の事実上の責任者に久保村氏を擬しており、その意味の満幅の信頼を寄せている模様である。事実、東京税理士会筆頭副会長として、常務理事会、理事会、支部長会等の議長をつとめたり、益々困難を予想される同会の運営の衝に当らなければならない久保村氏にとって、とても日税連専務理事まで兼務することはできないであろう。過去二年間も、東京税理士会筆頭副会長の要職の途中から日税連専務理事となったために約半年間は内藤光夫氏が事実上の筆頭副会長であった。しかも今までは添田氏が主として東京税理士会長のみであったがこれからは日税連会長として全国を統轄しなければならないわけだから、それだけ久保村氏は添田氏をして後顧の憂をなからしめる必要があるなお、久保村氏は専務理事をやめても、日税連の綱紀監察部委員長として、全国税理士の品位保持の任にあたりつつある。

因みに、日税連の専務理事は添田氏、天野氏、関本氏、久保村氏、品川氏らが最近数年間に歴任をみているが、天野・関本氏らの昭和四十六年一月四日に会務執行規則が改められて権限がやや縮少されている。それは、①専務理事は会長の命をうけ、会務を掌理する。②専務理事は会長の命をうけ、事務局長を督励し、事務局の指導監督にあたる。③専務理事は分掌機関会議に出席し、助言することができる。というような趣旨のものであり、分掌機関役員を指導監督するものではない。したがって今回新しく専務理事に就任した内藤光夫氏はともかく、原島康雄氏については均衡人事かという口さがない噂もないではないが、さして会全体への影響もないものと思われ、久保村氏としては今後の飛躍に備えて慎重に備えたものと想像されるところである。

ピリリ一言

▼面子の問題だ！ということばがカムバックしてきた。

意見対立の場合、自己の意見を通そうとする、それぞれの力が面子という考え方を介在して火花を散らす――面子にこだわるのは封建的なのか、権力的なのか、殊に日本人の場合、このケースが非常に多い。何とか話しあい等により問題を解決できないものか。

▼立場立場で考えが相違するのは当然であろうが、少なくとも同じ目的の構成員で成り立つ職域団体において一八〇度相違する意見の対立は許されないし、もし対立する要因があり、絶対的に融合できない状態にあるとするなら、その職域団体はその形のままでは存在させる価値がない。

▼経済は物的流通と商的流通により回転しているとマスコミはいうが、一言居士としては知的流通という表現を追加したい。流通には流れと路があり、路には側面を有する多少の抵抗がある。川に例えれば流れの本体は「水」であり、路は両側の岸壁である。更に知識は流れであり、岸壁は組織に例えられるが、岸壁（抵抗）は目的を同じくする組織でなければならない。流れの中央に異端的抵抗ができれば、流れは二分、三分する。

▼税理士会の組織に一部異端分子による知識抵抗があるならば、これを流す必要があり、強力なものであれば、それに順応した職域組織、即ち税理士会を複数会制にすべきである。今や、税理士会は、原点にたち帰って十分に考えなければならない。（一言居士）

城を留守にすると……赤天狗小僧

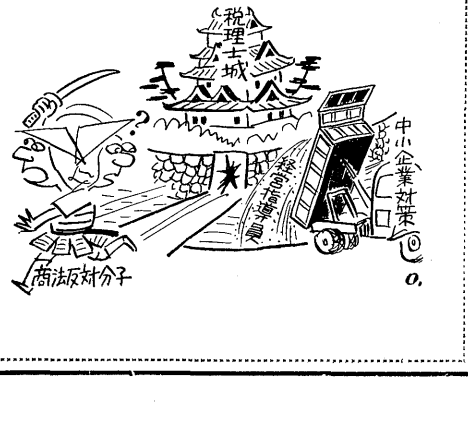

全員、税協たれ

匿名希望

昨年十一月号本紙上に「全員、通知たれ」という投書があった。それは、公認会計士たる税理士の特例として税理士会に入会していなくても国税局長に通知しさえすれば税理士業務ができるという通知公認会計士制度なる重宝な規定があるのに何故に通知になることをためらうか。税理士会の水に長くつかっていればいるほど悪縁たち難く脱会に踏み切れないのである。協会、通知会、税協と三すくみになっているのは好ましくないから、いまからでも不可能ではない、全員が通知に移行して一括税理士会の脱会手続を代行しよう。そうすれば無血無償のうちに一局複数会制が成立し、税理士会の主張する五十一条の二の改正も意義を失ない、協会のいう公認会計士は当然税理士たり得るとの希望的改正もそんなに力む必要はない。というようなものであった。

これに対し、同紙上では第二税理士協議会執行部の反論めいたものも同時掲載されており、前所論はいわゆる〝一局複数会〟の主張における税理士会とはならない。一局複数会制の実現をはかろうとする税協の存在意義は大きいのであるから、まだ通知に移行すべきか、税協に入会すべきか迷っている会員が多数存在することに鑑み、そのノンポリ的人たちをいずれかに加入するよう要請することが肝要である。まだまだ税理士会に大勢の税友がおり、税理士業務で九〇%メシをたべている以上、おいそれと税理士会と袂を分つわけにはいかない。いわば通知は参謀本部付将兵で、第一税理士協議会は野戦の将兵だ。通知に移行するのはその気になったとき全員同時になすべきで今はあくまでも税理士会内に踏みとどまって進撃しよう。というようなものであった。

それから一年たった。三すくみは解消したであろうか。否、解消どころか、いよいよすくんでしまって、お互いの活動が沈滞してしまっているのが現状ではなかろうか。ノンポリ的会員に働きかけようとおっしゃるが、いやしくも国家最高のライセンスを持つ〝士〟の諸先生がノンポリであるわけはない。入るべき意義を見出せば誰人も入会することにやぶさかではないであろう。両方から入れ入れといわれたのではどっちに肩入れをしたらよいか困るばかりなのである。又、現に通知会なり税協なりに入会している人たちだって、果たしてそれでいいのかどうか迷うばかりである。このままでは、沈滞どころか自然消滅の危機さえある。

これはまったく通和全員移行促進なるものを重要施策に取り上げた公認会計士協会執行部に責任がある。昨年六月号「CPA政連」に載った宮坂会長の運動方針のなかに、この問題に触れて「現段階では（通知と税協という）二つの進路は矛盾しているようですが、二つを進行形のまま把えて一層高次の段階で統一させて解決する一共通目的に共に到達しようと考えています。挙会一致とは実にそういう意味」だと述べている。何か弁証法的哲学論を展開されたようで煙にまかれた感じだったが、一層高次の段階で統一させて解決しなければならない時期が到来しているように思えてならない。今こそそれをしなければ統一させる基礎的要件がガタガタになる危険なしとしない。

私の結論をズバリいうと、公認会計士の全員が第一税理士協議会に即時入会しよう、ということである。一局複数会制を標榜する税協の目的を当局は是としているがただ会員の構成だけで難色を示している。公認会計士ばかりでなく志を同じくする専業税理士も含んでほしいというのであり、そのためにはまず公認会計士たる税理士の全員参加がなければならない。

そもそも、通知といえども公認会計士の資格のままでできるものではない。税理士登録をしてはじめて通知となることができるのである。税協も通知もゆくゆくは公認会計士の資格のままで税務業務ができるように法改正をしようとしているが、法務と大蔵の両方にまたがった法改正などは至難のわざであろう。公認会計士が要求すれば、弁護士の資格のままで税務業務ができるようにとの法改正を要求するだろう。税理士の付随業務たる会計業務というものは誰人もできるのだから、士と名のつくものが皆税務業務を要求したら収拾がつかなくなる。

その意味で公認会計士はオールマイテイであると思い上ってはいけない。税務業務は監査業務とは違うもので、税法に基づくという点では税理士は弁護士に近い公認会計士とは違う職域なのである。公認会計士、弁護士、税理士、弁理士、司法書士等はそれぞれ独立した対等の職業人である。公認会計士と弁護士に存ずる通知制度というものはあくまでも便法にすぎない。税理士登録をしている以上税理士会に入会することは義務であり権利である。そして税理士会員であればこそ、税理士法についての発言力を持つことができる。税理士会外の〝通知〟というアウトローでは言うべき言葉を失っている。野次馬の発言にしかすぎない。

しかも、現在の公認会計士の50%以上は税務業務でメシを食っている。監査法人も主査ならいいが多数の人はサラリーマンであるといわれている。ところが税理士業務でならすべての公認会計士たる税理士が一国一城の主である。われわれは税理士業務をよなく大切にしなければならないし、したがって通知は公認会計士の既得権ではあり、それを廃止しようという税理士会の動きはけしからんが、税理士会を脱会して通知になろうなどという考えをしてはならないのである。

もはや明らかなように、通知に逃避しようということは敗北であり、そこからは決して一局複数会はでてこない。今の税理士会とべつの税理士会を作ろうというのが一局複数会制の意味するところであれば、税理士会の組織のなかにあって、税理士会という組織を作ろうとするのでなければメジが通らない。通知は一局複数会制を標榜しているわけではないが、公認会計士のままで税務業務ができるように法改正するというのは至難だから、今は第一税理士協議会にたるべきなのである。

第一税理士協議会は、本紙「第一税協」を通じて、税理士会を批判し、それだけでも存在価値があるという見方がある。確かに「第一税協」紙の継続発刊は業界の一偉観であるが、それだけでは会員は満足しない。一局複数会の曙光が見えてこなければならない。一局複数会制署名運動の結果はどうなったか。握りつぶしている執行部の責任を追求するが、もはや署名ではなまぬるい。まだ税協に入会していない人も通知会の人も全国規模で全員直ちに第一税理士協議会に入会し、志を同じくする専業税理士も糾合して新税理士会設立運動に立ち上ろう。

そのガンになるのは通知公認会計士会の存在であろうか。

税務監査という職域

長田邦稲

「税理士界」昭和四八・九・一第六〇二号の「論壇」「新会長に要望する」中に次のような主張がある。「私は税務監査をわれわれの独占業務とすることを提案するすなわちわれわれが監査し証明した税務申告書類は、権威あるものとして、あらゆる機関によって尊重されねばならないということである」これに対して質問あるいは異議の一二を述べたい「われわれが監査し証明した税務申告書類」とはどのようなものか。（イ）これは何人によって作成されたものか。もし「われわれ」のなかの論者の作成に係るものを、この論者が監査証明するとするなら一体如何なることに相成るのか。「監査証明」の本質を理解されているかどうか。監査には内部監査という分野はあるが、これは企業の内部統制の手段として、業務執行のなかにおいて行なわれるもので、第三者に対する証明力を持つものでないことは言うまでもない。〝いや「われわれ」の誰かが作成したものを「われわれ」の他の者が監査証明するんだ〟というのであれば、その作成者たる税理士は、他の人から監査証明してもらわないと「あらゆる機関によって尊重」されない程度の仕事しかしていないという論理になるがどうなのであろうか。税務書類の作成は税理士の独占業務である。従って税理士の作成したそれを、税理士が監査証明するという仕組みは理論的に成り立ち得ないのである。実際の個々の作成者が何んであるかは全く論外である。

（ロ）「税務申告書類」の内容も問題である。かりに、「税理士の附随業務」によって作成された決算書と税務申告書に区分して考えよう。決算書すなわち財務書類の監査証明こそ公認会計士法第二条の業務で、公認会計士の独占業務に他ならない。一方税務申告書の作成は前述のようにまさに税理士業務そのものである。その個有の業務が、誰かに、あるいは自分で監査証明されないと「あらゆる機関に尊重」されないような現状であるとしたら由々しき大事であって、職域の拡張を望むなど言えた義理ではあるまい。

更に次の主張がある。「もち論税務監査は商法も財務諸表規則も踏まえた、高度の専門的知識のうえで成り立つものであり、従って税務監査を業とすることを認められることによってわれわれの社会的地位は尊重され職域の拡大につながる。」監査を業とするために不可欠な高度の専門的知識を論者は失念しておられる。曰く。監査論であり、監査技術である。以上の専門的知識のうち、税理士試験で課されているのは、僅かに財務諸表論のみである。これをもってしても、論者は、「税理士法に税務監査業務を税理士の独占業務として明記せよ。」と主張されるのであろうか。これらの高度な専門的知識は、現に公認会計士が保有し研さんしつつあるものなのである。論者は「われわれからこの業務――会計業務――をさし引いて何人が生き残るだろう。」といみじくも叫び、「少からぬ危機感」を訴えておられるが、税理士が本来的業務で生きていないことを告白するに過ぎないのであって、だからといって、他人の職域に、ヅカヅカと立ち入ろうとする大義名分には、とうていなり得るものではない。私はこの論者に何も含びところがあるわけではないが、あまりにも同種の意見を多く見聞するので一言した。同じく税理士業務に携わる私としては、かかる内容の論説が、日税連の公的機関紙に掲載されることの、土壌なり背景なりに自嘲的悲しみを感ずるものなのである。

新製品紹介

英国シンクレア社の計算機

タバコよりもっと小型

英国のシンクレア・ラジオニクス社は、このほど重さがわずか七〇グラム程度という超小型電子計算機を製品化した。

普通の二〇本入タバコよりも薄にポケットに入れられるぐらい小型で、これで普通に使われている卓上電子計算機とかわらない演算がすべてできる。

大きさは幅五〇ミリメートル長さは一四〇ミリメートルしかなく、同社では洋服のポケットあるいは婦人のハンドバックに薄に入れられる計算機はこれが初めてのもの、といっている。

普通計算機の厚味全体を制御するキーボードは特殊な設計になっていて、厚さは四ミリメートルしかない。接触部は金メッキがしてあり、キーは二つのものを同時に押してしまうことがないように配置してある。

電源には補聴器などによく使われている小型の水銀電池三つ使用している。この電池は価格が安く、簡単に取り替えられ、約三ヵ月の寿命がある。特殊な回路設計の採用で電力消費は約二〇mWと非常に少ない。

八桁の数字表示ができ、加算および引算、掛算、割算をほとんど瞬間的にできる。

小数点は完全な浮動式にできる〝コンスタント・キー〟が定数によって掛算や通貨換算を容易にしている。

こうした機能をもつことから計算機は各地を移動するビジネスマンやエンジニアの見積り額チェック、その他通貨換算や測定の値のチェックに効果的に利用でき、また船や航空機、列車での旅行中でも複雑な計算ができる。

製造会社

Sinclair Radiones Ltd,

London Road st.l ves,

Honfingdonshire England

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする――

リヒト　良い品はお徳です

手動式

シュレッダー

〈軽く細断〉　¥35,000

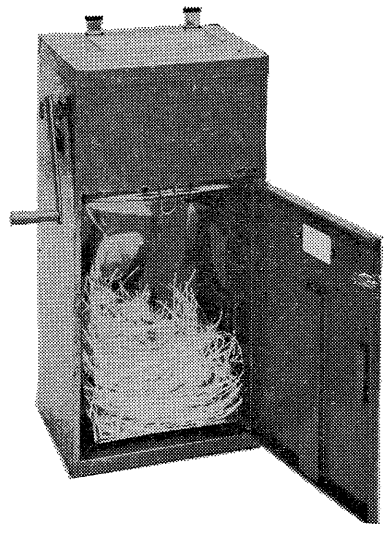

ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉

パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

〈経費節減〉

この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

仕様		
	細断巾	3㎜
	投入巾	210㎜
	瞬間細断能力	ザラ紙4枚位
	サイズ	250×340×665㎜
	重量	18㎏

リヒト産業株式会社

本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942－2361

東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－6911

各支店　札幌・仕台・名古屋・広島・福岡

明日を創り　明日をひらく　UCHIDA　ウチダ

全国の会計事務所に、

最も多く採用されている

コンピュータ「USAC」

〈経営にユトリを生む〉

ユーザックシリーズ

USAC-1500……小型電子計算機

USAC-720シリーズ……超小型電子計算機

USAC-620……電子作表計算機

USAC-300……電子作表計算機

株式会社　内田洋行

電子計算機事業部

〒104東京都中央区新川2-4-7……☎03(553)3111

〒541大阪市東区本町2-10(本町ビル)……☎06(262)3012

〒460名古屋市中区下前津91-3(有信ビル)☎052(322)4481

〒060札幌市中央区大通東3-1……☎011(231)1121

〒812福岡市博多区博多駅南1-14……☎092(43)7361

〒730広島市上幟町3-20(なか島ビル)……☎0822(21)5901

（カタログ請求、お問い合わせは上記へ）

国税不服審判所　裁決事例

得意先の板前に支払った分銭は交際費である

得意先の板前に支払った分銭は売上戻し手数料であって交際費に該当しないとの請求人の主張を斥けた事件（昭四三・一二・一〜四四・一一・三〇事業年度および昭四四・一二・一〜四五・一一・三〇事業年度、昭四七・一二・八裁決・名古屋）

（裁決の要旨）

請求人は、その得意先である各旅館等の調理部門の責任者である板前に支払った分銭（各旅館等に対する売上金額に一定率を定した金額）は売上戻し手数料であって、交際費に該当しないと主張するが、本件分銭は取引を円滑に行なう目的をもって板前に支出されるものであると認められ、販売収益の一部の還元金として得意先である旅館等に支払われるものでないから、かりにその支出が売上金額に対して比例的であっても交際費等に当たるとみるのが妥当である。

（参照条文）

租税特別措置法六三条

（裁決書（抄））

一　審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）は主としてA市を中心にB、CおよびD等の温泉観光地旅館を重要な得意先として鮮魚小売を業とし、青色申告の承認を受けている同族会社である。請求人は得意先である各旅館等の売上金額に一定率を乗じて算出した金額（以下「分銭」という。）を各旅館等の調理部門の責任者である板前に対し支払ったものの合計金額、昭和四三年一二月一日から昭和四四年一一月三〇日までの事業年度（以下「四四年度」という）分三四、九一三、四〇〇円、昭和四四年一二月一日から昭和四五年一一月三〇日までの事業年度（以下「四五年度」という。）分三四、〇三〇、五〇〇円を売上戻し手数料（確定決算上は雑費）として損金に経理して申告したところ、分銭は交際費であるとされ、その限度超過額の四四年度分二一、六〇一、一〇二円、四五年度分一九、〇六〇、二八二円について損金に算入されない旨の更正処分および過少申告加算税賦課決定処分を受けたが、次の理由により原処分は違法であるからその一部の取消しを求める。

(1) 分銭は交際費に該当しないこと。

イ、昭和四六年二二号改正前租税特別措置法（以下「措法」という。）第六三条第五項において規定されている交際費とは、得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、きょう応、慰安贈答その他これらに類する行為により個人的欲望充足のために支出される一方的儀礼的な性格をもつものであると解され、このことは昭和三八年四月九日長野地裁判決および昭和三九年一一月二五日東京高裁判決からみても明らかである。ところが分銭の支払いは、得意先の旅館等や板前との間の取引の円滑代等を図る目的のものでなく、当地方の商慣習であり営業を継続していくうえに不可欠な費用である。また、請求人は、板前の個人的欲望充足に費消させる目的で任意に分銭を支出するものではなく、独立した事業主体としての社会的な地位を有し、半ば自営の下請業者としての性格を持つ板前との間に明確な契約をとりかわし売上基準により一定率を乗じて算出される額の金銭を支払うものであり、請求人には全く恣意性がない。

したがって、分銭はいわゆる交際費ではない。

ロ、得意先等の従業員に対して取引の謝礼等として支出する金品を交際費等の金額に含まれるとされた昭和四五年八月一一日直審法第六七改正に伴う一連の改正取扱通達の趣旨は、相手方（従業員、利害関係者）を捕促することが困難であり、課税上代替課税という手段方法をとらざるを得ないため、支払者の交際費として限度超過額に課税することとしたことにその理由がある。

ところが分銭は、これを受領した板前が税務官庁の行政指導により雑所得として確定申告をすることによって、課税されているので、支払者である請求人の交際費とはならない。

二　原処分庁の主張

(1) 分銭の性格について

イ、請求人は、A市における板前の特殊性を強調し、板前を単なる従業員ではなく自らの責任と権限において業務を行なつている者と考え、販売促進の目的で一定率の金額を一定日に支払っているからその金額は交際費ではないと主張するが、請求人が取引する相手方は板前ではなく旅館等であることは納品書の送り先、代金の請求先等からみても明らかである。

ロ、板前は旅館主から固定給を支給され社会保険関係、昇給、福利厚生費等他の従業員と同様の扱いを受けており、旅館等の調理部門の請負業者ではない。

なお、居住者はすべての所得に対して所得税を納めることになっているので、給与所得者においても他の所得が一定額以上あれば所得税を納める義務がある。したがって、板前が分銭の所得を申告しているからといって旅館等との雇傭関係に変化をきたすものではない。

ハ、分銭の支払いは、恣意性がなく販売促進の一手段としての売上割戻しの一種であると主張するが、売上割戻しによる金銭は直接取引の当事者たる旅館等の収益となるもので、特定の従業員に帰属するものではない。

また、分銭の支払いについての明確な契約が支払者と相手方との間にとり交されているものではなく、ばく然とした商慣習としての当事者間の認識にとどまる程度のことであって板前から法律的に履行を求めうる請求権ではない。

板前は請求人の取引の当事者ではなく旅館等は分銭の算定方法および金額等を承知していないし、また請求人も符帳記号により記録するのみで、経理上は支払先を明らかにしていない。

なお、売上割戻しとは「得意先である事業者に対し売上高、回収高に比例して金銭で支給するもの」であり、「得意先である事業者」とは請求人と直接の取引関係のある旅館等を指し、間接的な取引先の旅館等の従業員である板前は含まれない。

したがって、分銭は売上割戻しに該当しない。

ニ、交際費課税の対象となるものは、一般社会通念上の交際費とはかなり異なりその範囲は相当に広範囲とされている。

旅館等の板前は請求人と直接的な関係はないが、勤務先の旅館等を通じて間接的に請求人とのつながりがあるので、請求人が板前に支払った金銭は税法上の交際費に該当する。

したがって、交際費でないとする請求人の主張を認めることはできない。

また、請求人は、税務官庁が分銭を雑所得で申告するよう指導していることは、板前を給与所得者としてであると同時に事業所得者として認めている証拠であると主張しているが、給与所得者である板前に他の所得があれば、自主申告の勧しょうをするのは当然であり、板前の特殊性を認めたことではない。

三　判断

取引金額に応じて得意先等へ支出される金品については、通常売上値引、売上割戻しおよび販売促進費としての販売手数料、広告宣伝費、もしくは交際費等の性格を持つものと理解されている。請求人は、分銭の支出は営業を行なううえ必要欠くべからざる経費であり、法人税法第二二条第三項第二号に規定される販売費に該当し交際費でないと主張するので、これについて審理する。

(1)分銭の性格

イ、板前の身分等について

板前は、調理士組合に所属し勤務先の旅館等から給与を受けているが、材料の選択、食事の調理等の良否によって旅館等の営業成績に与える影響が大きいため、一般従業員とは異なった待遇を受け調理部門についての全責任をもち、内部的にもまた関係出入業者に対しても相当強い権限を有していることは認められる。

しかし、材料選択等の行為は、調理部門の責任者として当然の職務であり、終局的には板前自身の危険と計算において行なわれていないから、旅館等の従業員としての行為の範囲を出るものではない。

したがって、板前の職務が請負的性格を有することは認められない。

ロ、分銭の支給契約について

分銭の収受は一部の旅館等を除き、板前と請求人との間に行なわれているが、分銭を算出する一定率については何らの書面上の覚えもなく、また支出を明らかにするための領収書等の証拠書類も徴されていない。

また、請求人および板前は分銭の基となる取引業者である得意先または雇傭主の旅館等に対してその支払事実等を明らかにしない。

したがって、分銭は「明確な契約」に基づいて授受されるものでなく、原処分庁の主張するように「ばく然とした商慣習としての当事者間の認識」によって授受されるものと解するのが妥当である。

ハ、支出の目的および支給率の算定について

請求人提出の資料によると、分銭の額を算定するための基礎となる一定率は次の事項等を勘案して請求人の営業方針にあわせて取引開始の段階で決めることとされている。

(イ)新規に開拓する地区とすでに開拓済みとの地区

(ロ)同業者との競争の激しい地区と激しくない地区

(ハ)取引金額の多寡および決済期間の長短

(ニ)得意先旅館等の格式

また、旅館に対する請求人の昭和四六年十一月分売上金額とこれに対応する分銭の支払金額の状況を検討すると、材料仕入等を板前に委せていない旅館等については分銭が支払われていないものが多く、また、比較的大きな得意先であっても従来貸倒れ等のため、請求人が被害を受けたところには分銭の支払いを停止している事実等がある。

これらの事実から判断すると、請求人が取引関係者のうち調理部門の責任者である板前に対し分銭の支払いを前提に積極的に取引を働きかけた結果の積み重ねが、現状において商慣習となったものと認められる。

なお、支給率の決定についても請求人はその得意先との取引から期待できる利益を前提として売上げに対する一定率を決めていることが認められ、しかも企業としての採算も考慮してなされていることは、請求人の提出資料等からして推認される。

したがって、請求人が「分銭には支払者の恣意性は全く存在しない」とする主張には理由がない。

ニ、交際費等の意義および範囲について

措法第六三条第五項によれば、交際費等とは、一般社会通念上の交際費とかなり異なり、その範囲は相当に広く得意先、仕入先、その他事業に関係のある者等に対するものであれば、接待、きょう応慰安等の消費的性格を有する支出贈与等個人所得を形成する可能性を有する支出およびこれらに類する支出のすべてに及ぶものである。

したがって、法人企業の経営上真にやむを得ない重要な意味をもつ支出金であっても交際費等に該当する場合がある。分銭は、前記ハにおいて述べたとおり、取引を円滑に行なう目的をもって板前に支出されるものであると認められ販売収益の一部の還元金として得意先である旅館等に支払われるものでなく、板前との間の個人的な好意、つまりよい関係を形成するため板前に支出されるものといえるので、かりにその支出が売上金額に対して比例的であっても、交際費等に当たるとみるのが妥当である。

また、交際費として限度計算の対象となった分銭を収受した板前が当該金額を雑所得として確定申告していても、所得税法上は板前個人が収益を受けているから課税するのであって、板前の特殊性を認めたものではない。したがって分銭については、所得税が課税されているから法人税は課税されなくてもよいことにはならない。

どしどし原稿をお寄せください

世界の人の手に
Pentel
疲れを感じさせない　軽いなめらかなタッチ。
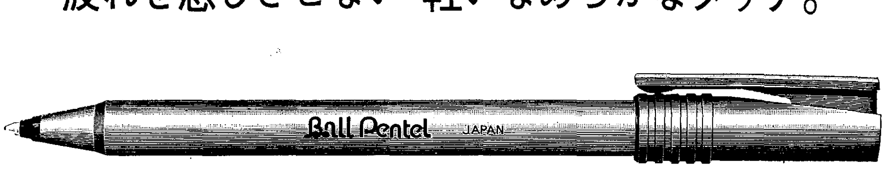

キャップもボディーもあざやかなグリーン。水性インキを使用していますので、驚ろくほど軽くなめらかなタッチです。長時間筆記に最適のペンといえます。また、1本で2000mの筆記量です。
さわやかタッチ。…………
ボールぺんてる®
黒・赤・青
各色1本50円
ぺんてる株式会社

ニッカウヰスキー
ニッカウヰスキー株式会社

G&G
ゴールドニッカ
1,900円(760ml)
ダブルサイズ
3,500円(1,520ml)
ニッカのうまさを決めるのは
汚れを知らない北海道の自然

電算機実演見学記

レポーター　岡田一馬

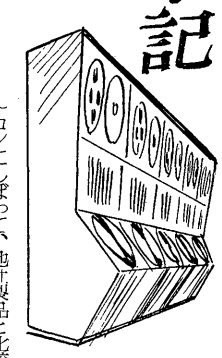

公認会計士畠田部会（会長坂井蔵重氏）では、時代に即応したプロとしての会計処理にコンピュータがどの程度利用できるかについてプロセス毎に研究を重ねてきたがメルコンの市場占有率の高いところに目をつけ、ビジコンの協力を得て十月十一日小人数ではあるが説明講習会とコンピュータ実演見学を実施した。

同日は午前十一時、東京都千代田区麹町一ノ十ノ五、紀の国屋ビル内、ビジコン株式会社山本孝夫氏に迎えられ、直ちに説明会に入った。

山本氏はエンジニアで会計部門はずぶの素人ということであったが、予め研究会の主旨が徹底していたためか、山本氏もかなり勉強された事が、参加者の希望と説明の内容がピッタリ合った事でうかがわれる。

参加者の希望は、コンピュータの一般論は耳にたこができるくらい聴いてもいるし、研究もしているので、希望するところは、どの機種を導入すれば一番効率が高いということで、従って機種をメルコンにしぼって、他社製品と比較しながら、会計処理の専門機として適当であるかどうかを判断したい、その希望にそって山本氏説明は非常に的を得ていた。

ここで職業会計人業界の実情にふれてみると、会計技術的な面と計算面に大別ができ、前者は計算面の前と後に発生する問題である。

コンピュータ利用はその計画面に関する省力化が目的で、前後の技術面における利用度は少なく、これが職業会計人、殊に税理士に残された仕事であるともいえるのである。

会計事務所、税務事務所、ともども事務員は排底してきている。

仕事は山とあるが処理ができないのが現状で税務事務所の依頼件数は平均七・八十社であるが、従って事務員の一人当り持社数は十社を限度としているので百社の処理をしている税理士事務所は所長を含めて少なくとも十名の事務員が必要とされ、税務調整導高度の知識を要する問題は所長なり、税理士有資格者が処理するとしても、計算事務まで手を下すことはできない。したがってこれをいかに省力化するかということが大きな課題になってきた。

以上が実務面の諸問題で、これに加えて、外部的な問題としては各金融機関が米国にならってコンピュータを開始した事と、更に税理士事務所の外的信用のための計算センターの誕生等が挙げられ、「好むと好まざる」とにかかわらず、コンピュータ導入にせまられている。

したがって各税理士事務所は、計算部門を外部計算センターに発注するか、または手ごろなコンピュータを導入するか、或は税理士事務所が数件協同してコンピュータを利用するか、また端末機だけを導入して大きな規模の計算センターにまかせるかの、いずれの方法をとるか、選択の時期にきている事で、それだけに各自真剣であった。

山本氏の説明によると、伝票照合とか技術的な問題をトップで決定すれば後はコンピュータで処理ができる。

会計業務はインプットする時点で正確に事実を把握すれば一社百枚の伝票で百社の場合二万枚の伝票となり、これを仕訳日記、元帳試算表まで作成するのに、八時間労働と仮定して、十分余裕をとっても二十七日間で処理できる。

これはインプットするとき、人的な作業を必要とするが、あとはプログラムさえ完全であればほとんど自動的にコンピュータが処理してくれる。

顧問先には毎月試算表と経営分析表が出せるので信頼度も高くなり、料金も式程立アップできるとの事であった。

当日は時間の測定まで行なったのであるが、メルコン83デラックスの性能は非常によく、受講者は専門家であるだけに消化もよく非常に効果的な催しであった。

なお実働人員は計算部門では常時一人ですみ、かつコンピュータの自動の時間は他の仕事ができるというので魅力がある。

メルコンのコンピュータの特長は、三菱電気とビジコンが共同開発したもので、磁気ジョッキにより記憶させるので、テープ等の消耗品費が僅少ですみ、非常に経済的である。

デラックス型は83型の性能を約十倍に能力アップしたもので、さらに88型になると銀行で使用しているオンラインコンピュータに相当するもので、インプットが複数でこれが同時にインプットしても仕訳けるだけの性能をもっている。

その他、耐震、耐熱、耐湿性に富み、人間の耐えられる範囲では使用可能とされている。

また非常に小型で性能は大型機なみ、とくにむずかしい技術は一切不要で、容量は大きく、アタッチメントをつけることにより、いくらでも大型化とスピードアップができる。

演算速記は最高で、故障はほとんどないのも特長である。

ここで税理士としても意見をさしはさめば、端末機を持って計算センターに計算を依頼することはあらゆる面から経済的なようであるが、税理士には税理士としてのプロ的仕事があるし、インプットする前、とアウトプット後において、税務特有の調整が必要とされるのであるが、その場合事務所にコンピュータがあれば手軽に再調整が可能で、顧問先の要求にも即時的に処理ができるように考えられる。

以上で性能がよく、場所もあまり取らずに経済的に使用できるコンピュータがほしいことは、税理士としてだれしも望むところである。

ただ、税理士事務所にはそれだけの慣習があり、今まで人海戦で行なってきた仕事を、省力化するとはいえ一度にコンピュータに切替えることは大変なことではあるし、それには担当者の教育と、準備的な仕事が加わってくる。

また、リース制についても、サイクルの短いコンピュータを長期契約により使用することが、得策であるかどうかにも問題が残るようだ。

なおビジコンより高度化資金貸付制度があり、計算事務共同化事業資金として土地、建物、コンピュータとその付属設備に対して設置資金の10分の6を限度として貸付制度があることも発表があった。

諸先生も業界に関心をお持ちの各位におかれても、何かの参考のために本紙のご購読をお薦めします。

本紙「第一税協」をご購読ください

本紙「第一税協」は、言うべくして言えない業界における不正常な動きに対する勇気ある批判紙として高く評価されています。会員以外の税理士

八月二十日の第七十一国会参議院法務委員会議録（続）

○説明員（田辺明君）　この問題はおっしゃるとおりでございまして監査役も独立の機関として、その監査結果について責任を負うわけでございます。いま申し上げました事柄は、会計に関する監査の結果を信頼して監査役が監査報告書をまとめた場合の責任の問題を申し上げたわけでございますが、会計監査人である公認会計士の監査の結果を特に疑うに足るような特段の事情がなければ、その専門家の監査を信用したということによって、即時責任を負うということはまず少なかろう、こういう考えを申し上げたわけでございます。

もちろん独立の責任を持っておることには間違いございませんし申し上げておることは監査役の責任に関する一つの解釈上の考え方でございます。

要するにこの両者は、監査役と会計監査人の両者は、規定にもございますように、監査の過程において常に連絡をとっていく、そういうたてまえで、決算期を迎えて取締役から出された計算書類を双方が監査している、ただ、専門家のほうをまず先に、監査報告書を作成させてこれを監査役に提出させる、監査役も並行して監査報告書を作成しているという作業の過程でございますけれども、それを見て自分の結論と異なるところがなければ、会計に関する部分の報告はこれを省略して、専門家のものを引用してよろしい。ただ、それ以外の業務監査の結果は独自に法律にございますように監査人が報告書を作成するというたてまえになっているわけでございます。

○青木一男君　一億円から五億円までの資本の会社の監査についてはどうですか、その点は。

○説明員（田辺明君）　一億円を超過し五億円に満たない資本金の会社におきましては、監査役は業務全般の監査権限を持っております。しかし、いわゆる公認会計士である会計監査人というものを選任する義務づけを受けておりませんので、監査役は独自に会計を含むすべての業務の監査をして監査報告書を作成する、そういうたてまえでございますから、公認会計士との関係が出てこないということになります。

○青木一男君　五億円以下の会社については、取締役が会計監査人を雇うということはないわけですが、私は監査役の非常な重大な責任を果たすためには、やはり専門家を雇うことになると私は思います。それでまあ私は、その点は、自己の責任において会計監査をやはりしなくちゃいけないという点は、私は五億円以下の会社についても同じだと思うのです。しかるに、先ほどの御説明だと、会計に関する限りは取締役の雇っておる会計監査人の監査を信用して済めばそれでもいいという、そこが私は重複することになるということをお尋ねしたのだが、そうすると重複しないように見えるけれどもしかし法のたてまえは、やはり五億円以上の会社といえども監査役として会計監査をしなくちゃいけないし、また会計監査人の報告書について意見を加えなくちゃいけないということになっているからどうも、会社の雇った会計監査人の報告を信頼したという程度で済むという先ほどの御説明はどうしても私は納得できないのです。この点はしかし、或いは見解の相違になるかもしれませんが、とくとお考えいただきたいと思います。

それから、大蔵省にお尋ねします。証券取引法に基づいて上場会社その他の広く株の売買されているような会社について大蔵省に提出する有価証券の報告書、計算書類について会計監査人の監査を受けていると思いますが、その範囲を、どういう会社についてこういう報告書に会計監査人の監査がついておるか伺いたいと思います。

○説明員（田中啓二郎君）　証取法監査会社の提出する報告書ないし届け出書に関しましては、すべて公認会計士の監査意見がついておりまして、監査証明がつけられております。

○青木一男君　いまの大蔵省の説明のあった計算書類についての会計監査人の監査証明というものは、内容においては商法の規定する計算書類と大体同じものを扱っているのじゃないかと思うのです。その点はどうですか、ひとつ伺いたい。

○説明員（田中啓二郎君）　これは監査証明に関する省令に基づいて監査を行なうわけでございますが、現在におきましては、片や商法による計算書類は若干異なっている面がございます。したがいまして、今回商法監査を監査人によって行なうことになれば、その辺の基準と商法による基準との調整が当然行なわれなければならないということになるわけでございます。それから、先ほど報告書提出会社についてはすべて公認会計士の監査証明が付せられていると申し上げましたが、ただ金融機関につきましては、当分の間その証明は免除されているということを付加さしていただきたいと思います。

○青木一男君　先ほど来、法務省大蔵省から伺いまして、会計監査人の監査というものがどうも二重三重になるように思うのです。それは大会社は金があるから幾ら手数がかかっても平気かもしれないが、国の制度としてあんまり同じような義務を課すということは、これは私はあまり好ましくないんじゃないか。一方で出ている監査報告書がほかで使えたらばそれで私はいいんじゃないかと思うんですが、こういうような会計監査人の監査について商法及び証券取引法を通じて簡素化ということが考えられないか、どうも重複の余地が多いように思うが、その点の一つ見通しを伺っておきたいと思う。

○説明員（田辺明君）　お尋ねの点は、商法改正案が成立いたしますと、同一会社につきまして証券取引法に基づく公認会計士の監査と商法に基づく公認会計士たる会計監査人の監査が重複するという問題でございます。しかし商法の立案の過程から、その問題は実際界からも強い要望がございまして理想としては、実質的には同一の公認会計士が一つの監査報告書を作成して、これを株主総会と証券取引法に基づきます大蔵大臣、証券取引所に提出すれば足りるという簡素化を考えておるわけでございます。そのためには、商法に関係いたしております株式会社の計算書類規則と証券取引法の規則でございますいわゆる財務諸表規則というこの二つの規則を実質的に調整いたしまして、いま申し上げましたような一つの監査結果が三者に提共されるという形に近づけるように現在法務、大蔵両省の間で規則調整の作業を進めております。そこで、先生のおっしゃるような実質的に簡素化された形でこの商法監査と証取監査が運用されるようになるだろうと、期待しているわけでございます。

○青木一男君　簡素化について御考えを願います。それから、時間も来たようでございますから、最後に銀行当局にひとつ伺いたい。特例法の制定によって、銀行も会計監査人の監査を受けることになるようであります。銀行は国民経済上特殊な使命を持っておるのであって、大蔵省の特別監督下にあり、常時報告を徴し検査官をして実地に検査をさせております。銀行自体としても、信用を生命とする業務であるから、その営業の適法、正確を期することは当然全力をあげており、外部に迷惑をかけるような不正事件の起きたことはあまりないと思います。私は大蔵省の監督、検査は公認会計士の監査よりも権威があると思うのであります。世間でも一般にそう信じておると思いますが、しかるに大蔵省が今回会計監査人の監査の規定を銀行にも適用することに同意された、それは大蔵省の監督検査ではどういう点が足りないからこの会計監査人の監査を銀行に適用することになったのか、その理由を伺いたいと思います。

○説明員（岩瀬義郎君）　御指摘の点でございますが、大蔵省の検査につきましては、先ほど先生が御指摘のように大蔵省は銀行の持っておる社会的な信用保持の特殊性という点から検査について厳重な内容の検査をいたしておりますれどもこの主眼といたしますのは何と申しましても、第一に預金者保護のたてまえをくずしておらぬかどうかということと、それなら信用秩序の維持確保という観点そういう点から銀行の検査をいたしておりますけれども、これは随時、検査計画に基づいて検査をいたしておりますので、毎年これを行なうというような実績になっておりません。実績から申し上げますと、大体二年に一回大きな検査を行なうというような形になっております。したがいまして、今回特例法によりまする検査というものが、大蔵省の検査が不十分であるからそれにつけ加えてこういうものが出てくるのが適当だというふうに判断するよりも、今回の商法改正の目的から見ますと、これは私どもが銀行を監督する――いわゆる銀行の公共性、或いは信用の保持というたてまえから監督している検査をしておるたてまえとはまた別の観点から、たとえて申しますれば、株式会社である銀行の株主の保護、或いは債権者の保護、或いは取引者或いは従業員の保護というような観点から見た検査監査であるというふうに考えまして、しかも、それが毎会計期ごとに定期的に行なわれるということであれば、これは重複にはならないのではなかろうかというようなことが、私どもとして同意をいたしました第一の理由でございます。

○青木一男君　銀行業務というものは、ほかの商売と違って預金を預かってこれを貸し出しあるいは有価証券を持つというようなきわめて形としては単純な営業業務であり、ただ数量的に大きいだけなんですね。そしていまお話しのように、検査はそれは毎年できないかもしれませんが、報告書はちゃんととっておられるはずだ。私はどういう点においてやはり会計監査人の監督が必要かと、どうもこういう制度を採用したために、むしろ銀行の信用が一体加わるのかマイナスになるのか、私はむしろ非常に疑問に思って、それは大蔵省監督下にある銀行というものは間違いないんだという印象のほうがむしろ好ましいんじゃないかというふうに思って、会計監査人というような私企業の個人的なものがタッチするという制度がむしろプラスになるかマイナスになるか、私は非常に疑問に思っている。この点は立法の際にお考えになった思うが、そのときのお考えをできたら説明してください。

○説明員（岩瀬義郎君）　ここはなかなか見方と言いますか、見解の相違と申しますか、そういうことに結局なるのではなかろうかと思いますが、私とも、検査に対しては絶対な自信を持っており、かつそれは今後も自信を持ってやるべきである、それから銀行というものは、社会公共性の立場から見て信用が第一の機関であって、まさに財務内容につきましては会社の財務内容とは違うものを持っておりますので、そういう点で、銀行局の検査がその専門的な立場において把握するということについては、今後ともそれは自信を持ってやるべきであるし、必要なことだ、しかし、何せ先ほども申し上げましたように、検査の主眼点という点につきましては、これは同じものを見るわけでございますけれども、立場が違った場合に、角度が違った場合に、或いはまたそれは定期的に行なうという検査の場合に、それが決して重複し、むだであるというふうには解釈しなくてもよろしいのではないか、むしろ信用を保持する機関であるがゆえに、そういう監査を受ける機会を与えるということは、決してマイナスではないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○青木一男君　これで質問を終わります。

○委員長（原田立君）　三法案に対する質疑は本日はこの程度といたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

★税理士会の正常化をはかる
★中小企業をようごする

第一税協

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円　年極500円）
昭和48年11月15日　（木曜日）　第27号

目　次

第一頁　ニュース、主流
第二頁
第三頁　第71国会参議院法務委員会議録
第四頁

日税連、反対運動収束を確認

商法改正　付帯決議の明文化に絞る

臨時国会の開会が見送られた現在、前国会で継続審査と決定した商法改正三法案の成立は、この十二月一日以降会期一五〇日間と目される通常国会に期待をつなぐこととなった。日税連では、既に今後の国会審議再開に備え、十月二十五日に緊急理事会を開催して商法問題を検討した結果、①衆院修正・付帯決議を諒とした木村前会長の決断は妥当である　②今後の運動展開は、特別利害関係の明文化、企業会計原則修正案の再検討および税理士法の早期改正に焦点を置いて実施する、との線で意志統一が実現したというが——。

当日は午前十一時から常務理事会、午後二時から理事会を開いて承認事項である「木村前会長の決断に基づく運動経過」と「商法改正案等に対する要望書の提出」が議題で、主な討議は次の通り。

一、木村前会長の措置（商法改正反対運動の収束）は「商法改悪に反対し適切な対策をすすめる」という四十八年度事業計画に反する行為ではないか、との意見に対しては、修正案、付帯決議の内容を商法改悪と認めなかったことに基づく決断であるから、事業計画に反しないと説明。

二、前会長決断は正副会長会も開かれず独断専行された、との意見に対しては、既にこのような緊急事態を予想し、あらかじめ会長判断に一任との議決がとりつけられていたと説明。

三、前会長決断時の情勢は緊急状態とは認められない、との意見に対しては、緊急状態か最終段階かは衝に当ってきた会長の状勢判断の問題であると説明。

以上のごときやりとりが延々三時間にも及んだ段階で質疑が打切られ、無記名方式の投票を実施した結果、木村前会長の決断に基づく運動経過については、賛成七十四票、反対十九票、白票五票、商法改正案等に関する要望書の提出については、賛成七十三票、反対十九票、白票六票と圧倒的多数で承認事項が承認された。

ついで、今後の商法対策については、「要望書に掲げた要望事項の実現を期するための運動を、不退転の決意をもって強力に継続するものとする」との提案がなされて、これも圧倒的多数の賛成で採決したという。

これにより添田会長は、今後の国会対策等における意思の統一が実現したとし、また、前国会の審議中一部会員により廃案運動が展開されて、対外的信用を落した点の回復が図られるとして大きく評価しているようであるが、「要望書事項の実現運動を不退転の決意で強力に継続する」という姿勢に弾力的余地がないかぎり、今後ともいわゆる反対分子の策動を制御し得ないのではあるまいか。

衆院付帯決議事項を関連諸法令等に明文化するという問題については、現在、社会党の成瀬議員が案を固めているといわれ、一方、大蔵省部内でも、主税局、証券局間で調整が進められているようだが、税理士、公認会計士という職業会計人内部での争いとして、税理士会側のエゴが強力に主張されるとしたら、局面はなお泥沼の域から脱し切れないであろう。

企業会計原則修正案の再検討問題に至っては、大局的判断のない末梢的理論展開というべきで、この段階では、社会的にみて一歩前進という面を直視することが必要ではなかろうか。前国会では税政連が日税連決定に相反する行動をとったことから、添田会長はこのほど文書をもって、日税連方針を十分配意のうえ、密接な連係をとりつつ行動するよう申し入れたといわれ、付帯決議明文化の具体的運動展開にあたっては、この点、慎重な配慮が必要である。

税理士会内部の良識派は当然のこととして、従来、強硬反対の立場をとってきた税理士のなかにも反対運動はこれまでと考える向きが増えており、きたる通常国会では、日税連内部から商法改正案の成立阻止に動く余地はもうなくなったとみてよいのではないか。

対公認会計士との職域問題については、職業会計人としての共通の立場に立ち、付帯決議の具体化も相互信頼の精神で時間をかけて解決していくという姿勢が期待されるところである。

主流　第一税理士協議会　拡大化の方向

十月十五日付発行の前号本紙に匿名希望会員から〝全員、税協たれ〟という、当会にとって非常に励ましとなる論文が掲載されていた。その内容は一口にいって「まだ第一税理士協議会に入会していない人も通知会の人も全国規模で全員直ちに第一税理士協議会に入会し、志を同じくする専業税理士も糾合して新税理士会設立運動に立ち上ろう。そのガンになるのは通知公認会計士会の存在であろうか」というものである。

この論説は、一部を除いては、われわれが考えている論旨と全く同じであって、われわれ第一税理士協議会では、まだ税協にも通知会にも入会していない会員の方には、速やかに当会に入会するよう、常に呼びかけている。また、たとえ公認会計士協会の会員でない専業税理士の諸兄でもその志を同じくする方々の入会を大いに歓迎しているのである。

われわれは毎度力説しているように、その目的は〝税理士会の正常化〟と〝一局複数会制〟の実現にあるのである。従って一人でも多くの同志を求め、その拡大化を計るべきなのである。

現在、東京を中心にわれわれの第一税理士協議会があることは周知のとおりであるが、ほかに近畿を中心に近畿税務研究会がある。近畿税研も高田正康会長を中心にやはり当会と同一目的をもって大いに活躍されているのである。われわれはいま、全国的にはこの二つのグループが中心となって税理士協議会的性格をもつグループを漸次各地域に組織化し、以てその全国的組織の確立を計らなければならないと思っている。また、そうすべく近き将来その実現方の運動を展開する予定である。

第一税理士協議会が設立され早や六年経過した。然しまだ当会の使命目的が一部会員に浸透されていないことは真に遺憾なことであるが、これも執行部の努力が足りないことだと反省している。反省すると同時にわれわれは、この時期にあたってあの〝全員、税協たれ〟の檄文のとおり税理士会の組織のなかにあって、つまり野戦の将兵の意気ごみをもって、威風堂々とその正常化と一局複数会制の実現に努力する同志の拡大化に努めなければならない。

われわれは、この同志の拡大化と統合によってのみ年来の目的が達成せられると確信するので、役員全員が一体となってこの運動を強力に展開しよう。

重点施策をめぐる問題点

岩井　敏

本年度の公認会計士協会の重点施策に「公認会計士の資格をもって税理士業務が営めるよう法改正を期し、その方途として通知公認会計士への移行を促進する」ことが掲げられている。この施策は前年度掲げたものに修正を加えて継承されたもので、本年度のそれは「通知公認会計士への移行促進」は「法改正」達成のための手段であることを明示している点、大いに注目に値いするところである。

しかし折角の重点施策もなかなか実効があがっていない。本年度私は通知公認会計士担当役員を仰せつかったが、就任以来屡々逢着したのはほかならぬ協会内部の壁である。過去三年有余にわたり通知公認会計士特別委員会や通知公認会計士会の役職を通じいわば通知公認会計士サイドに立って渦中を歩いてきてもいるので通知公認会計士問題の難しさについては百も承知はしていたものの二年越しの重点施策が円滑に推進しない現状には考えさせられるものがある。

とりわけ早急に解決を迫られる重要課題の一つとしてあげなければならないのは「第一税協」紙上でも指摘されている協会、通知公認会計士会、第一税理士協議会、近畿税研をめぐる、いわゆる三すくみ、四すくみ状態からの解放の問題である。数年前、税協および近畿税研が税理士会加入の公認会計士有志をもって設立された経緯およびその両会が困難な条件下におかれながら税理士制度発展のため尽力されてきた実績については私も衷心より敬意を表する者の一人ではあるが、遺憾ながら今日では協会の重点施策と矛盾する点のあることは否めない。例えば税協の場合を見ると、その主目標は「税理士会の正常化」と「一局複数会制実現」をはかることであるときいている。果たして協会の重点施策決定前の相互の意見調整は完全であったといえるであろうか。また決定後はたゆまぬ調整努力をはらってきたといえるであろうか。今後なお一層積極的に意を尽くして努力し解決しなければならない大きな懸案事項である。

この懸案克服のワンステップとして過ぐる九月の常務理事会および理事会において「通知公認会計士関係の重点施策の実施方に関する件」を付議し審議を行なった。したがってこの議案提出の真の目的は、重点施策にうたわれながら何故かタブー視されてきたきらいのある通知公認会計士問題について役員間で忌憚のない意見交換を行ない、その結果として協会の態度をより明確にするとともに役員が率先して重点施策を実践し、もって会員の疑惑や混乱を払拭することであった。審議にあたっては特に常務理事会で活発な論議が展開され、税協および近畿税研会員の立場からの重点施策に対する意見がクローズアップされたが、つまるところ結論として重点施策を当然のこととして再確認し、可能な者から通知公認会計士への移行を積極的に促進することに決定。

なお、最後に最近の本紙掲載意見に関し特に一言私見を述べておきたい。「第一税協」第26号（昭和48年10月15日発行）紙上に「全員、税協たれ」と題する記事が掲載されている。その中で「三すくみ」の責任は協会執行部にあると厳しく論及されている点傾聴に値いするご指摘もあるが、後段、解決策として通知公認会計士を含め全公認会計士が税協に加入すべきであると結論づけている点には賛成しかねる。何故なら、通知公認会計士は現在税協の会員資格をそなえていないし、また税協の活動目標から判断しても参加することはできないからである。もし仮に税協の入会資格に改正が施されたとしても税理士会の会員でない通知公認会計士がなんで「税理士会の正常化」運動に加わることができようか。したがって私は税協の活動に今後も重大な関心を寄せるものではあるがこのご意見に到底同意することはできないのである。

以上、最近三、四ケ月間における重点施策をめぐる問題、なかんずく、税協との関係を中心に協会の動向を交え所感を述べてきましたが、真の問題解決は今後に残されております。「重点施策と通知公認会計士」に対する私の基本的意見は「CPA政連」第7号（昭和47年8月10日発行）の「主張」欄に掲載されており、その考えは今日でも変っておりませんし、私の行動の底流をなしているものであることを付言いたします。

（公認会計士協会〝通知〟担当常務理事）

小規模事業問題　連帯協調の気運高まる

場当り的反対策に反省も

自民党政務調査会商工部会がまとめた「小規模事業対策の抜本的強化について」の諸施策のなかには、税理士として座視できない問題点が含まれているとして、このところ、日税連としては本格的な取り組みようである。

日税連の小企業納税者対策特別委員会としては、このような問題の芽が、昭和三十八年十月のいわゆる三者協定をはじめ、近年にいたっての法人会の記帳指導・記帳代行の実施から、本年における日本税務協会の法人関与等と連綿としてつらなってきていた点を重視し、この際、日税連としての小企業税務指導対策の基本原則を確立すべきであるとして、去る十月二十五日の常務理事会、理事会に、「小企業税務指導に関する他団体との提携方式に臨む基本十原則」を提案、承認された。

この十原則とは、①他団体による事前協議申出の慣行確立、②税理士会組織を通じた会員税理士の派遣方式確立、③税理士の専門的職能と他団体本来の機能の明確な認識と区分の徹底、④税理士法違反行為ないし違反の蓋然性ある不当行為の糾明と排除、⑤指導責任体制（責任の所在）の確保、⑥税理士会指導所の可及的介入と活用、⑦小企業納税者ないし小規模事業者の対象範囲の明確化、⑧税理士の指導内容（指導方式）の明確化、⑨継続指導期間の明確化と期間経過後の税理士あっせん方式の徹底、⑩国家助成金の運用協議の徹底と予定指導件数および適正謝金の明確化、である。

ところで、この十原則の内容はさておき、このなかに流れる二つの柱を指摘したい。

まず一つは、商法改正反対運動等を好例とする従来の場当り的対策への反省があるということであり、ついでもう一つの柱は、他団体との友好、協調という考え方である。これはまことに大きな変化だといえよう。

従来の日税連執行部が小企業の税務指導対策に全く無策であったとはいわないが、今日の事態に至った責任は、歴年の執行部にあったことはたしかである。しかし、今ここでその責任を云々する必要は全くない。

商法改正問題は、たしかに税理士として無視できない面を有していたけれど、その自己主張の過程で深追いしすぎた面、あるいは税理士会員としての統一的な立場から離れた面があったことを率直に反省しなくてはならないだろう。

この「十原則」はまさに、その反省の所産だといってよいのではなかろうか。

商法改正案をめぐる内部あつれきのなかに投ぜられた今回の自民党の「小規模事業者対策強化案」は、まさに二万五千税理士の団結をうながす一石ではなかろうか。

前国会の会期末において露呈した日税連の無統制ぶりを、今ここで信用回復する好機であるといっても過言ではない。

幸いに、今回の日税連の陳情については、自民党内、社会、公明、民社がこぞって理解ある立場を表明しているといわれるので、要は全会員一致して、税理士の社会的地位の向上に当るということであろう。

万人から支持される運動を！　赤天狗小僧

ピリリ一言

▼税政連定期大会は大荒れに荒れて流会になったという。流会の原因は代議員以外への委任状の有効か無効かの判定をめぐって論議された結果、無効となったためということである。しかし何故このようなことを意図したかという真因は末端会員にはどうも判らない。

▼商法改正も次の国会に再び登場してくるが、この際、税理士会としては深刻な反省が必要だと思われる。社会党は「商法対策特別委員会」と「法務部会」合同会議の議を経て党の方針として、修正案と附帯決議を決定した。当時この社会党との折渉を中心に行なった人々が参議院審議段階で、日税連の方針を無視して反対運動を積極的に行なったという。

▼税政連定期大会流会事件と、日税連の対外的信用を失墜させるような商法改正反対運動などの一連の行為は、決して無縁のものではない。さらに判然としないのは参議院法務委員会における社会党の行動である。何とか商法改正案を廃案にもちこもうとするかのように動いたのは何故か。党が関係団体との間を調整し、党の方針を決定したのにかかわらず、それを無視する動きは納得できない。

参議院の良識を期待する。

九月二十日の参第七十一国会議院法務委員会議録抜萃

（前略）

○委員長（原田立君）　商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これにより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田哲君　商法の一部改正案について御質問をするわけでありますけれども、私は大蔵委員会へ行くんじゃないかと思っておりましたら、法務委員会へ来たわけであります。元来その面に詳しくないから、初歩的なこれは質問であるのかもしれませんが、何で法務委員会でこれをやるのか。主管省が法務省である理由が私にはまずよくわからぬのであります。何で大蔵省じゃないんですか。何で法務省でやるんですか。ちょっとそこから御説明をいただきたい。

○国務大臣（田中伊三次君）　そういうように言われると、私もはっきりしないんでありますが、先生、これは商法の改正法律案という、それから商法改正案の特例法が一本、この二つを実施する上に三十二、三の法律を廃止しなければならぬものですから、廃止、訂正をするための法律の三本を一本にしまして、商法改正、その関連法案ということになりますと、この商法の相当は法務省でございます。商法を適用して運営をしておりますのは、会社の関係、その会社から税金を取るのは大蔵省でございますが、その会社に適用される商法は法務省の関係と、こういうことで、商法並びに関連法の改正ということで、私のほうが所管しておるという、事情でございます。

○上田哲君　どうもまだよく――まあ大臣も、私もよくわからぬといわれるんだから、その説明を聞いているほうがわかるというのは無理な話ですけれども、何かどうもよくなじまぬですな、感じは。大蔵委員会でおやりになったらどんなもんでしょうか。そのほうがぴったりくるんじゃないかという私は感じがするんだけれども、何か法務省が出てくると、取り締まり当局が商行為について目をぎらぎら光らしているような印象がある。これに印象ですけれども、これからその辺を一つ一つ聞いていかなければならぬのですが、そんな感じを払拭するためにも、どうもこれは見当違いじゃないかという気がするので、ちょっとその辺を……。

○国務大臣（田中伊三次君）　ちょっとおそれ入りますが、ここにこの専門家がおりますので、局長でございます。民事局長がちょっとお答えをいたします。

○政府委員（川島一郎君）　法務省は民事、刑事、行刑、まあそういった関係の仕事を担当しておるわけでございまして、その民事の関係では、国民の私生活に関する問題、これを、法律を立法するとか、登記事務を行なうとか、そういった関係で民法、商法、民事訴訟法、そういった民事関係の法律が法務省の所管になっております今回の改正は、ただいま大臣が仰せになりましたように、商法の改正とそれに関連する整理法、特例法の御審議をお願いしておるわけでございますので、そこで法務省の民事方面の所管事務の一環といたしまして、この三法案も、所管する法務省が提出し、したがって国会においても法務委員会で御審議を仰いでいる、こういうことでございます。

○上田哲君　どうですか、法務大臣、わかりますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申しますと、民事、刑事は法務省の所管これは設（置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとぼんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君　ぼんやり解釈するところから審議が始まるというのも妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますからこの場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ぼんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められている改正要綱というのは意外にぎらぎらした感じがするのですな。まあ法は高度の常識の結集でなきゃならぬと私は確信をしておりますけれども、大体商法なんというのは、その中じゃかなり高度な技術を含められている。まあもちろん基本法ですけれども、あるわけで、よほど知識が要るものだとは思いますが、今回の改正案の骨子は、どうもそういう常識をかなり越えるものがたくさんあるような気がいたします。これは私がたまたま手に触れた、まあほうり込んであったんですけれども、「商法改正」反対国民会議趣意書」と、こういうのがあるのです。「消費者、労働者、中小企業ほか国民の生活を圧迫する商法改悪を阻止しよう」「商法改正反対国民会議準備会」と、こう書いてあります。

中を見ますと、まあ全部読むことは省きますけれども、途中を省いて、「政府は、これによって大企業の粉飾決算が防止でき、又大企業の倒産によって不測の損害をこうむる従業員や下請先や大衆投資家を保護するのだと宣伝していますが、本当にそうでしょうか。事実は全く逆で、この法律が通ると大企業は、その公表利益を増やしたり減らしたりすることが、今まで以上に簡単にできることになります。実際の利益を隠して水増しの別益を発表すること（いわゆる粉飾）は、大衆投資家をあざむくために今までもしばしば行なわれたことですが、それにも増して危険なのは、公表利益を実際の利益より減らして発表すること（いわゆる逆粉飾）です。逆粉飾は、なぜ行なわれるのでしょう。大企業が、一般消費者からの商品値下げ要求や、労働者からの賃上げ要求や、下請業者からの値上げ要求を抑えるために外なりません。逆粉飾は、又、大企業の減税、インフレにもつながり、国民は重税と高物価にあえぐことになること必至であります。」こう、まだいろいろ書いてありますがね。

だとするとこれは重大なことであります。この立場に立つ限り、これは今回の改正案には絶対に首肯することができぬということになるんですがね。いま読み上げたこの趣意書、どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　あらゆる商法改正をめぐる反対の文書世論というものにはえりを正して耳を傾けておるのでございますがいま先生お読みになりました文章に書いてあることは、まさに間違っておる。一々、一つ一つ間違いである。むしろ反対のことであるどうしてそういう文章が出てきて反対会議が行なわれるのか、いささか合点がいきにくい。まあそれ全部先生御質問と受け取って答えをいたしますと、時間がどんどんかかりますので、これから先生のおことばをいただきまして、一つ一つの項目について、私でできませんことはほかの者から御説明をさせまして、御了解をいただきたいと存じます。

そこに書いてありますことは、さようなな事実はございません。めっそうな話である、こう私は考えております。

○上田哲君　よくわかりました。ここに書いてあるようなことはめっそうなことであると、ということを裏返して申しますと、ここに書いてあるようならばこれはたいへんなことであるということであるというふうに私も受け取りましたので、大臣も事の重要性を十分に御認識になっていらっしゃるという立場で、仰せのとおりひとつ具体的にお伺いをしてみたいと思います。

今度の改正案によりますと、監査制度が改正される、そこで親会社の監査役、会計監査人が子会社に立ち入り調査ができることになりますね。親会社が子会社に立ち入り調査をする。その親会社、子会社ということばもはっきりしてくるわけでありまして、これもともあとからいろいろ出てくると思うのですが、どうも私は中小企業――子会社という名前での零細企業べっ視の発想に立っておるのが、

【委員長退席、理事白木義一郎君着席】

今回の改正の基本思想ではないかという気がするのですよ。まあそうであったらたいへんですな。そうでありますとこのパンフレットのようなことになるわけでありますから、であるかどうかということをお尋ねするわけでありますけれども、私はどうもそういうふうにしか考えられない発想と用語がある、親会社と子会社というのは、親鳥がひな鳥をこうやってあたためかかえていくという話ならいいけれども、この改正案をずっと読んでいくと、何でも小さな会社の営々として努力をしていくたとえばパテントを吸い上げ、企業秘密を吸い上げ、聞かなければばっさりというような感じもぷんぷんにおってくるのであります。そこを伺いたい。

そこで、この立ち入り調査ができる――私も立ち入り調査ということばは大体本能的にきらいなんですけれども、その立ち入り調査が行なわれる。子会社の監査役はたとえばパテントの場合ですね、子会社のパテントなどをぜひとも守ろうと思うことがあり得ますね。たとえば、五〇％の資本出資を親会社が握っているから親子というのだそうでありますけれども、であっても、これはどうしてもわが社で一生懸命つくったパテントだから、わが社の利益のために、将来の発展のために守ろうというのが大臣、当然のことですね。ここまでは正しいですか。

○国務大臣（田中伊三次君）　お説のとおり正論であると存じます。

審議官から御説明をさせていただきます。

○上田哲君　そこまでが正しいと。何とかしてこのパテントを守ろうとするのだけれど、親会社から立ち入り調査が行なわれると、そうするとどうしても守ろうというのが正しいならば、断固として立ち入り調査に対して黙ってしまう、言わない、黙否する、とした場合にどうなりますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　大臣官房審議官から答弁をいたさせます。

○説明員（田辺明君）　お尋ねの問題は監査役及び会計監査人の子会社に対する調査の問題でございますが、先生があげられるような例の場合には、法律案の上では、もしそれをしいて親会社の監査役なり会計監査人が調べようとすればそれは権限の乱用でございまして子会社の取締役は敢然としてこれを拒否しても差しつかえない、そういうたてまえになっております。

○上田哲君　そうしますと、もう一つの場合が出てくるのは、どうも乱用であると言われても、実際問題として具体的なケースになれば、それは乱用ではないかとパテントを握りしめる子会社が言ったとき、これは乱用である、それは悪かったと、すそをひるがえして帰っていきゃいいですけれども、資本の力は強いですから、そんなことを言ったらあしたからおまえの息の根をとめるんだという声が出てくる場合もあり得るでしょうな。そういう場合に、いたしかたなくそをつく、私はこれは正当防衛ないし緊急避難だと思うのだが、どうですか。

○説明員（田辺明君）　具体的な設例を引かれたわけですが、うそをつく、消極的な抵抗ということも考えられると思います。つまり、パテントの内容について答えをしない、あるいは消極的に黙秘してしまうという場合、あるいはパテントはないと答える場合、いろいろあろうかと思いますけれども、それは一般原則上の先生のおっしゃるような正当防衛とか緊急避難の法意で解決できると思います。

○上田哲君　解決できるというのはどういう意味ですか。ちょっとくどいようですけれどもね、つまり黙秘し切ってしまったら罰せられませんね。罰せられませんね。これはひとつ確認をしておいてもらいたい。これからもそういう事態も起き得ないではないですから。そうなると、立ち入り調査に対して罰せられないぞということを大きい声でいえないとこれ困るんですから。罰せられないですな。それから、うそをついたとしてもこれは緊急避難、正当防衛の範囲に入ると考えていいわけですね。

○説明員（田辺明君）　おっしゃるような場合には正当防衛の緊急避難に当たる場合だと思います。ただ、この権限というのは、条文にございますように、親会社の監査をいたしましたときに親会社の監査の必要上調べるという場合、立法の趣旨としては、親会社が子会社を利用して不正を働いている節がある、その場合に親会社の監査役なり公認会計士としては、せめてとも子会社の業務執行面あるいは会社経営の面で調べてみないとその確信が抱けないというふうな場合にこの権限を認めているわけでございまして、先ほど云読み上げの文章とは逆に、子会社を保護する思想から出てきた規定でございます。

○上田哲君　どういう思想から出てきたかということは要らないんです。これは立法趣旨としては、あなた方の文章をお書きになるまでのところでわかるんですがね、問題は具体的な実施の部分での問題をお尋ねしているわけですから発想はそうであっても結果が逆になることがあるだろうと思う。たとえば、親会社が必要と判断すれば立ち入りができるんでしょう。そうですね。親会社が一方的に必要であると判断し得るわけですね。子会社がこれは困ったと思うと何だろうと、親会社が一方的に

（三頁へつづく）

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする――

リヒト　思い品はお徳です

手動式

シュレッダー

〈軽く 細断〉　¥30,000

ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉

パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

〈経費節減〉

この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

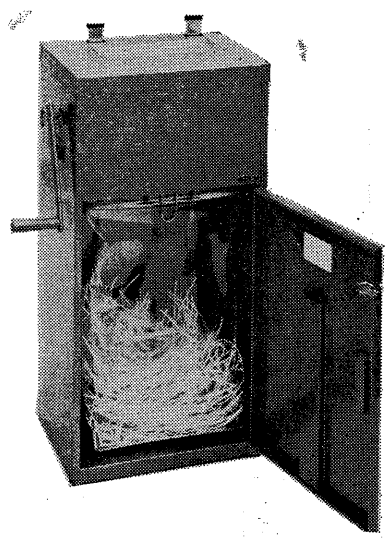

仕様		
	細断巾	3㎜
	投入巾	210㎜
	瞬間細断能力	ザラ紙4枚位
	サイズ	250×340×665㎜
	重量	18㎏

リヒト産業株式会社

本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942－2361

東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－6911

各支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

（二頁よりつづく）

いこうと思えば入っていけるんだということになると、これは親会社のかなりな、それは乱用であるということが一方にことばとしては語られるけれども、乱用の危険大いにありということにならないかということです。

○説明員（田辺明君）　必要性の判断は、親会社の監査役もしくは公認会計士たる会計監査人、これが判断をいたしますわけでございます。その判断をする人たちの仕事の対象になっているのが先生のおっしゃる親会社でございます。つまり、親会社の経営入の業務執行を対象として調べていくうちに……

○上田哲君　何ですか。

○説明員（田辺明君）　親会社の経営執行を対象として調べていると、その過程でその執行上問題があるというふうに監査人が判断いたしまして、これは子会社を調べてみないとわかんないというときにこの権限を使う、そういう意味で、その必要性の判断は監査役なり公認会計士がする。それは場合によって先生の言われるような乱用の問題の出てくることももちろん考え得るわけでございます。

○上田哲君　乱用が出てくるというんですね。私が心配するのはそこなんですよ。乱用が出てき得るではないか、あまりにも。一つ出てきたって困るんですけれどもね予想しがたいケースが発生する場合は、これは立法の責められるべき理由はありません。しかし、当初から乱用の危険があることに対して何の防御策もとらぬということはあり得ないわけですからね。その乱用の危険があり得るというところから初めから始まってもらっちゃこれ困るわけです。弱いんですからね、これは。そこで、乱用の危険がそれほどあるではないか、そこのところがたいへん私は不備に感ぜられてならないし、危険が大きいと思えてならないんです。そこをもうちょっと突っ込んでお話をいただきたい。

○説明員（田辺明君）　ことばが適切でございませんが、権限を認めているという上での権限乱用の危険というのが理論的にはあり得ると、こういう意味で申し上げているわけでございますが、監査役なり公認会計士がどういう意図で先生の例にあげられるような子会社のパテントというような機密を知ろうとするか。この法律案で考えている場合は、そういうことは全く希有であろうというふうに考えているわけでございます。つまり、理論的に考え得るけれども実際問題としてはそういう乱用というふうなことは起こらない、そう考えているわけでございます。もし、これが親会社の取締役に与えた権限でございますと、おっしゃるようなことが出てくるかもしれません。親会社の取締役たちの権限行使をチェックする監査制度の上で認めた権限で、つまり監査役なり公認会計士という人たちがこの権限を行使するというたてまえにしているものですから、そういう乱用というのは出てこないだろう、こう考えているわけでございます。

【理事白木義一郎君退席、委員長着席】

○上田哲君　私は、非常に心配する具体的なケースは、この立ち入り調査が行なわれる、子会社は必死に自己の利益の中で立てこもろうとする。ところが大きな出資の力でぐいと押えられる。この場合には、とにかく懸命に黙秘をまずしようとする。しかし実際問題としてなかなか黙秘というものは日ごろの商行為もあるわけですからできるわけではないろう、こうなると、しようがないから苦しまぎれにうそをつく、これは私は正当防衛ではないかと申し上げた。緊急避難、正当防衛の範囲に入るだろうとおっしゃるが、実際問題として、これはおそれながらと訴え出て話をオープンにすりゃ緊急避難だっていう認定はどこかでくるかもしれぬけれども、話はそこまでいっちまうまでにつぶれてしまうわけです。吸い取られてしまうわけです。となりゃ、まあしようがない、あしたのこともあることだから、長いものにはまかれろというのが、大体普通の感じじゃありませんか。心配するのはそこなんです。

そうなると、いたしかたなく、まあ泣く泣くというのか、結局は皮を切らして肉を取るとでも言うのか、そんな立場でついついほんとうのことを言ってしまうというような話しになるということにならぬ、そこをとらえて、大臣、衆議院段階で、良心に従って真実を伝える場合には罪にはならぬというようなことを言っておられるわけですね。一体ほんとうにそうなのかどうか。私は、さっきから、それはもう全然処罰されることはないよというお話ですから、このお話はしっかり確認をしておくことにいたしますけれども、しかし、大臣が、良心に従って真実を伝えれば罪にはならぬと言われたということと、それから実はそうでもしなければ守り得ない実態があるのだという二つを実は逆に証明されたような気がするわけですよ。私が心配しているような状況、ケースにならないのかどうか。大臣はそのことを実は言い当ててこういう発言をされたのではないか。そこをまとめてひとつ大臣から御意見を承りたい。

○国務大臣（田中伊三次君）　お説のように考えまして発言をしたものでございます。たいへんこの点は微妙な説明も要りますわけで民事局長から一言発言をさしていただきないと思います。

○政府委員（川島一郎君）　この子会社の調査権の問題でございますが、これはいろいろな問題を確かに含んでいると思います。多少誤解もあるんではないかという感じがいたします。まず権限乱用の問題でございますが、先ほど権限乱用かどうかという点は子会社の監査役にはわからないんではないかと、親会社のほうの監査役あるいは会計監査人が判断すべきことであって、子会社のほうはわからないんではないかというような前提でお尋ねがあったんではないかという感じがいたしますが、これは客観的にその職務の必要に基づいて子会社の調査権の行使がなされているということがはっきりしない場合には、子会社の監査役としては、どういう点で必要なのかどうかという点を説明してもらうことはできると思います。また、その説明の結果、どうもこれは要件がないのではないかというふうに認められます場合には、それを拒否できるのです。

○上田哲君　語尾がわからぬ。

○政府委員（川島一郎君）　つまり子会社の調査をなし得る要件ですね、つまり、親会社の監査役なりあるいは会計監査人がその職務の必要に基づいて子会社の調査をしているのかどうか、調査しようとしているのかどうかという点ですね、その点について疑問があれば子会社の監査役としては説明を求め得るし、職務に関係のないということがはっきりすれば調査は拒否できるであろうということをまず申し上げておるわけでございます。

それから、先ほどのパテントの問題ですが、これにつきましてはパテントの内容まで立ち入って調べるということが実際に親会社の監査役なり会計監査人が調べる必要が生ずる場合があるであろうかと申しますと、そこまでの必要が生ずるということはこの規定としては予想していない。したがってそういう問題はまず起こらないであろう、こういうふうに考えておるわけでございます。

○上田哲君　そんな話はないですよ、よくわからない、私には全然。ライオンのおりの中に入って私がいっているのは、ライオンというのはわれわれを食うのではないかといっておる。あなたの説明は、いやライオンがわれわれを食わないことを想定をしておるといっておるのですよ。これは全然法律論じゃない。これは一方的な状況の、何というのですか、論理学では何とかというのですよ、ぼくは忘れちゃったけれども。こんなものはまるで説明にならない。パテントをどうして親会社が子会社に対して説明を求めるということを想定しないのですか。子会社がいまこの改正で一番心配しているのは、パテントをとられると思っているのですよ。何をいっているのですか、そんな程度の人が一生懸命になって、誤解であるのではないかと思います、なんて頭を振ってですね、冗談じゃありませんよ、普通にいえばこれはおふざけでないというのですよ。そんな程度の中小企業の不安を背中にけっぽりながらそんな説明をしてこんな立法してもらっては困る。

ちょっとお待ちなさい。訂正するのですか。冗談じゃない、こんないいかげんな説明をされて。何が誤解がありだという——そんな誤解だとか何とかいっている程度の話で説明をされて、これを強行されては困る。いいですか、刑法ではないけれども——刑法をきようやりたかったのですが、商法というのもたいへん大きな商行為をがっと押えていく機関ですからたいへんですよ。これが弱者の救済ということをちゃんと考えておくというのはどこまで考えていくのかということが法体系のなかに組み入れられてなければ、どっちの立場に立つなんて私はイデオロギッシュなことをいっているのではない。いっているのですが、商法の世界というのは。だからここでそういう不安があると言っているんです。具体例でいろいろいきますけれども、やがて。いきますけれども、それはあなた、立法の説明としては筋が通らな過ぎる。そういうことを期待しておらないのでありますというのは、打ち切り精神ですよ。そういう打ち切り処置で立法の説明をしてはいかぬ。そんな精神でこんなものが法改正されたらえらいことになります。

そちらから手があがったから、答弁能力のあるほうからやってください。

○説明員（田辺明君）　パテントの問題でございますが、まず親会社の監査役なり公認会計士が親会社の監査をいたしております過程で、子会社のパテントを調べる必要があるというふうな事例が一番問題になるわけでございますが、ところが、子会社が本来独自に持っているパテントというのは、もちろん独立した子会社の所有として計上し、評価しているような場合が考えられるわけでございます。実質はそうでないんですが。

これを監査役が調べていった場合に疑問を持った場合でございます。はたしてこれは親会社のものなのかどうかわからないという疑問を持った、必要書類ももちろん備わっておりましょうから、それを調べた結果そういう疑念を抱いたら、まず子会社に照会できるというのが法律のたてまえにしてございます。つまり、当該特許権は親会社の特許権として計上されておるけれども、子会社のものではないのかという問い合わせができる。この場合に子会社は、いやそれは子会社独自でとった特許権で親会社のものであるはずがない、こういうふうに答えれば問題はまず解消できるだろう。しかし、それでも監査役の疑念が払拭されない、あるいは子会社が全然報告しないという場合に初めて子会社に行って、はたしてその所有関係はどうなっているかということを確かめる権限を与えているわけでございます。つまり、この例からわかりますように、法律の考えておりますのは、親会社が子会社を利用したその種の不正を働らくおそれがある、その場合に権限を行使して子会社を確かめた上で親会社の姿勢を正すというのが法律の趣旨であるわけでございます。先生が危惧されるような、全くそういう関係なしに子会社のパテントの内容だけを調べる目的で照会を発したり、あるいは出かけていって調査をするというのは全くこれは権限の乱用でございますから、その場合には当然拒否できるはずだというふうに考えるわけでございます。

○上田哲君　だから私は危険だと言うんです。そういうロジックの中で、本来子会社に属すべきものを親会社に属すべきものとして運営しているではないかというような疑いが起きるというふうに考えたという理由の中で、親会社が子会社に立ち入り調査をするということは、親会社の一方的な専断事項でしょう。だから実はそれと全然逆なことであっても、親会社はと思う、と言えば法規に照らして入れるということになるわけですよ。だからいまおっしゃるようなことがそのとおり行なわれるというのは、あまりいいことばではないけれども、法解釈上はいいことばではないけれども、すべての監査人その他は、関係者は聖人君子の集まりであるというような、こういうことを前提にしておかなければならぬという奇妙な法理論に帰結をしてしまうと私は言うのですよ。血の出るような戦いをしているわけです。

そろばんの玉が一つぽつんと上がっているようなところでやりとりをしている、しかも、小さいほうからすれば、大きいほうに向かってたいへんなやっぱり生存競争の頂打ちをやっているわけですよそういう中で五一％以上の出資をしているでかいところが、具体的に首根っこを押えているでかいところが、いまあなたの説明のようにそういう拒否権とでも言わるべきものがどういうふうに子会社の権能に完全に帰すべきものとして保障されているのか、そこをひとつはっきりしていただきたい。

○説明員（田辺明君）　子会社が親会社の監査役の権限乱用に対して対処する方法と申しますのは、一般的に商法のみならず民法あるいは刑事法、こういうもので解決するというたてまえになっていると思います。

ただ、先生が御指摘のように現行法下では五一％以上を所有する親会社が、いわゆる大株主権の行使として、例にあげられたようなパテントの内容をみずから探知するという作業にまで出ていると。それは、現行法上そのものが大株主の権限として会社の帳簿閲覧権というものを認めていることが一つの前提でありますし、それといわゆる事実上の支配権、大株主のする事実上の支配権として最初におっしゃった子会社の取締役の任免権まで握っている、そういう手を使って実は先生がおっしゃるのは不正行為がすでに行なわれていると。今度の改正が考えてあるのは、その不正行為を、取締役じゃないして、法律の上で監査役といういわば独立的な機関にチェックする権限を与えようと、こういう趣旨で立案されているわけでございますから、ただ、御指摘のように子会社が拒否権を発動するような権限行使の規定がどこにあるかとおっしゃいますと、この商法そのものには具体的な規定を置いておりません。それは間接的に、親会社の監査役がもしそういう権限乱用をすれば、それは民事上もしくは私法上の責任を負うことになりますし、その手段が刑事上の犯罪になる場合にはもちろん刑法上の処断を受けると、こういう仕組みになっているわけでございます。

○上田哲君　単独法の改正ですからね、完結すべき商行為に対しての法理念ですからね、私はやっぱり最終的には憲法までいけば助かるよという話ではこの法律改正案の説明にはならぬと思うのです。

いまおっしゃるように、やっぱり、あなたのおっしゃるところがそれをチェックすることだというところが理由によっていまここで立ち入り調査するんだと言われたら、逆に言うなら、子会社のほうが親会社のほうに立ち入り調査権でもない限り、これは拒否はできぬのですよ。だから、私が言うのは、法の全きを期するためには、このための子会社に、子会社は拒否をできるとあなたはおっしゃる。拒否はできるのだという権能をどこかに与えておけばいいのではない、子会社がその拒否ができる権能を全からしめなければならない。実質問題としてできないのに、健康にして文化的な生活を営む権利があると書いたって、政治がそれを保障しなければ空文に期すると同じような論法の中で、子会社というのは実質的に守られないという危険に今回の法改正はさらされることになるのではないか。

ぐるぐる回りになると困るからそうは思いませんという話だけになってしまうと、ライオンは絶対に食いませんという話ばっかりになっちゃうから、これでは困るから、私が聞きたいのは、この法改正の補完要素としてあるなら伺っておきたいのは、子会社保護のためにそういう拒否権とでも言わるべきものがどういうふうに子会社の権能に完全に帰すべきものとして保障されているのか、そこをひとつはっきりしていただきたい。

○説明員（田辺明君）　子会社が親会社の監査役の権限乱用に対して対処する方法と申しますのは、一般的に商法のみならず民法あるいは刑事法、こういうもので解決するというたてまえになっていると思います。

ただ、先生が御指摘のように現行法下では五一％以上を所有する親会社が、いわゆる大株主権の行使として、例にあげられたようなパテントの内容をみずから探知するという作業にまで出ていると。それは、現行法上そのものが大株主の権限として会社の帳簿閲覧権というものを認めていることが一つの前提でありますし、それといわゆる事実上の支配権、大株主のする事実上の支配権として最初におっしゃった子会社の取締役の任免権まで握っている、そういう手を使って実は先生がおっしゃるのは不正行為がすでに行なわれていると。今度の改正が考えてあるのは、その不正行為を、取締役じゃないして、法律の上で監査役といういわば独立的な機関にチェックする権限を与えようと、こういう趣旨で立案されているわけでございますから、ただ、御指摘のように子会社が拒否権を発動するような権限行使の規定がどこにあるかとおっしゃいますと、この商法そのものには具体的な規定を置いておりません。それは間接的に、親会社の監査役がもしそういう権限乱用をすれば、それは民事上もしくは私法上の責任を負うことになりますし、その手段が刑事上の犯罪になる場合にはもちろん刑法上の処断を受けると、こういう仕組みになっているわけでございます。

○上田哲君　単独法の改正ですからね、完結すべき商行為に対しての法理念ですからね、私はやっぱり最終的には憲法までいけば助かるよという話ではこの法律改正案の説明にはならぬと思うのです。

いまおっしゃるように、やっぱり、あなたのおっしゃるところがそれをチェックすることだというところが理由によっていまここで立ち入り調査するんだと言われたら、逆に言うなら、子会社のほうが親会社のほうに立ち入り調査権でもない限り、これは拒否はできぬのですよ。だから、私が言うのは、法の全きを期するためには、このための子会社に、子会社は拒否をできるとあなたはおっしゃる。拒否はできるのだという権能をどこかに与えておけばいいのではない、子会社がその拒否ができる権能を全からしめなければならない。実質問題としてできないのに、健康にして文化的な生活を営む権利があると書いたって、政治がそれを保障しなければ空文に期すると同じような論法の中で、子会社というのは実質的に守られないという危険に今回の法改正はさらされることになるのではないか。

ぐるぐる回りになると困るからそうは思いませんという話だけになってしまうと、ライオンは絶対に食いませんという話ばっかりになっちゃうから、これでは困るから、私が聞きたいのは、この法改正の補完要素としてあるなら伺っておきたいのは、子会社保護のた

カラーで分類できる

税務事務にピッタリ！

伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な

キング スポットファイル

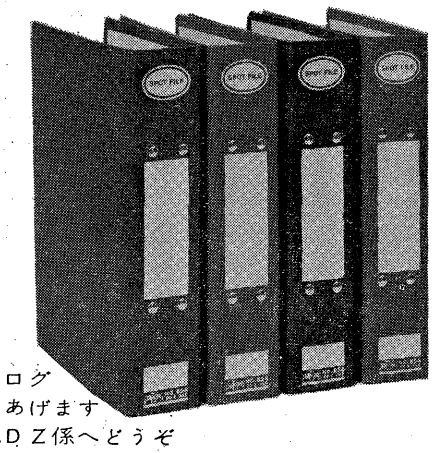

特長
■スピーデイーにファイル
■美しいカラーの表紙
■表紙の色と背ラベルで用途別・期間別などの分類がカンタンにできます。

B6判からA4判までそれぞれ
S型E型と各種サイズがあります

●カタログ
さしあげます
右記D.Z係へどうぞ

KING JIM キングジム
株式会社 キングジム
本社 〒101東京都千代田区東神田2-10-18
支店 大阪・名古屋・福岡・広島・仙台・札幌

（三頁よりつづく）

ところの半分は認めてもいい、そういうところはあってもいい。しかし、そのチェックするのだという命題の中で、結果論的には子会社がそうした親会社からの吸収の場にさらされるということのみに終わるということであれば、子会社にとってはですよ。あるいはその危険が露出するということであれば、これはたいへんこの改正というものは危険であるといわなければならない。私はそこのところを言っているわけですけれども、これは御理解いただけますか。

○説明員（田辺明君）　御指摘は十分理解いたします。

○上田哲君　理解していただくなら、やっぱりこのところはさっき読み上げたことの中の危惧というのは、やっぱりその部分は当たっているということに私はなると思うんです。

ひとつ側面を変えて伺いたいのは、大臣、おとといですか、本院において、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法改正という長い法律を上げました。これは一口で言えば大企業と中小企業のマーケットを分けようという言ってみれば中小企業の保護改正といいますかね、そういう趣旨があったと思うんですよ。いま私が半分だけというふうに限定していたけれども、その危険を指摘した部分との中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法改正との理念のギャップが私はどうも聞くような気がする、そこをどういうふうに御説明になりますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　先ほどから御説明を申し上げておりますように、子会社を悪用して、悪用しちゃいけないんですけれども、子会社を悪用して親会社が違法、不当、不法なやり方をしておるという場合に、手を入れて調べるというのでありますから、先生のお説もまことによくわかるのでありまして、かりにこれが社長なり取締役なり会社の監査役がこれを調べていくというようなことになりますと、乱用のおそれは多分に出てくる。そこで、先ほどから説明いたしますように、調査をいたしましまものはだれがするのかというと、会社熟行部でなしにこれは会計監査法人、監査法人がこれをやっていくようにしていくつもりでございます。

○上田哲君　中小企業基本法の関係をちょっと。

○説明員（田辺明君）　中小企業関係法の改正は、いわゆる中小企業者の範囲を改めた立法でございます。で、この商法との関係から申しましても、実は法制審議会の答申は、資本金一億円未満の会社をいわゆる中小会社と考えて、一億円以上のものについて、いわゆる公認会計士の監査を義務づけるようにという答申を得たわけでございます。立案の過程で、お示しの中小企業基本法の改正との関連において、この一億円の切り方を商法も一億円以下を中小規模の株式会社として立案いたしました。そういう意味で、二つの法律は中小企業者の範囲としてはおおむね合ったということになっております。ただ商法のほうは、中小規模の株式会社を今度の立案では大会社とは異なって、先ほど来御指摘のような監査役の権限については区別をいたしまして、つまり一億円をこえる会社の監査役は会計を含む業務一般の監査権限を与えましたが、一億円以下の会社については、現行法どおり会計のみの監査をする、こういう扱いにいたしてございます。

それから、問題になっておりますす子会社調査権というものは、すべての株式会社に認めております。その理由は、一億円以下の会社の間においても意外に親会社、子会社の関係が多くなってきておるわけでございます。したがって中小規模の会社についても、中小規模の会社の保護という観点からは、監査役に子社の調査権を認めておる。そういう改正案になっております。

○上田哲君　そこでね、今度の改正によりますと、すべての商人に貸借対照表と損益計算書をつけさせるということなりますね。「商人」という規定が商法に古くからあるわけですけれどもね、すべての商人に貸借対照表と損益計算書をつけさせる。これはたいへんなことだと思うんですが、これは何をねらっているわけですか。

○説明員（田辺明君）　現行法のたてまえは、先生御承知のとおり商法三十二条以下で、一般の個人商人も含めまして商人たる者はいわゆる日記帳、現代風に申しますと会計帳簿と財産目録と貸借対照表をつくるべしという規定を持っておるわけでございます。改正法は、このうち株式会社を含めまして全部の商人について、財産目録の作成は廃止いたしました。それにかえて、御指摘の損益計算書というものの作成を義務づけたわけでございます。この考え方は商法三十二条以下の商法が考えている、いわゆる商業帳簿の体系を整備するという目的から出ておるわけですが、そもそもの考え方は、商人たる者はみずからの経営成績を判断し、将来の繁栄に備えるという意味で、これらの帳簿を備え、みずから記帳するというたてまえを持っておるわけでございます。つまり、商法は商人自身の財産計算をみずから明らかにさせておくというたてまえで立法がなされておる。そのたてまえを受け継ぎつつ、財産目録を廃止するとともに、損益計算書というものの作成を義務づけることになったわけでございます。

○上田哲君　みずからの営業活動を記録せしめるなんというのは、簡単にいえば要らぬお世話ですよ。これはもうとにかく超大企業に、たとえば私は三菱重工なんというよう六人殺しの兵器をつくっているところはねこれはもうひとつぜひ立ち入り調査権でも持って見に行きたいと思いますね。なんせ防衛庁から兆と名のつく金が入っているんですから、税金の使い道がどうなっているかというようなところで、見に行くのは、これはもう国民の立ち入り調査権があってもしかるべきだと思うけれども、この一億円以下と、今度はすっかり線を引かれた、一億円だってたいへんなことなんだが、もっとずうっと下の小会社という名前にもならない零細企業に、一体営業活動の内容を明記せしめるなんというのはね、小学生にだって日記をちゃんとつけろといって日記がつけられますか。三菱重工なんというのは、国からのあれだけのたくさんな金が来たのをいいかげんに使ってもらっちゃ困るというぐらいのことは、社会的な意味からいってもありますよ。

しかしまああなた方が今度改正された全部つけなさいといっているところの零細企業なんというところが、そんなに社会的に注目を集めなきゃならないような内容を経理的にも持っておりますか。財産目録をいままで必要だったのがこれを撤廃せしめたなんておっしゃるけれども、財産目録なんていうりっぱな名前に値するものがないからですよ、それは。冗談じゃないんですよ、これは。財産とは何かという議論をしたぐらいなもんでね、財産目録なんていったら神だなが高くつくような、そういう連中がずうっと毎日生きているわけだ。

だからね、どうも全体として零細企業に対する、大企業と比べるべしというのは、私はここにどうも流れているように思えてならぬのだが、これは水かけ論になるでしょう。なるでしょうがね、大臣この貸借対照表と損益計算書、こんなものをつけるには複式簿記が要るわけですなあ。大臣、複式簿記というのを知ってますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　よく理解しております。

○上田哲君　さすがに法務大臣でありまして、では法務大臣のお宅には家計簿はありますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　申しわけがないことでございますが家計簿は多分ないのではないかと思います。（笑声）

○上田哲君　まあ、家計簿がないというのは、大臣のところでは、家計簿というのは、大体計画支出をしていかないと月の終わりには赤字になっちゃうからということでありましてね、がばがば入ってくるのがたくさんあるところは要らないんですよ、これは。だから大臣のうちには家計簿が要らないという理由が、それが一つとね、それから、まあどんなにそれを計画支出をしていこうとしても、まあつけにくいものですよ。たいへんなことですが。だから、そういうことを考えますとね、貸借対照表だ、損益計算書だなんというのはこれはたいへんなんでありましてね、単に高等学校の商業科を出たからつけられるなんというものではないのです。

そのときは何とかなりますが、卒業すれば三年して忘れてしまうもんですよ、しょっちゅうやってなければ。少なくとも私はそう思うほかありません。したがって、私はこれで株式会社や商人になることはできないなど思いましたね。今回のこの改正を見れば。つまり商人になる道、株式会社、商工業を行なう道を閉ざしたのが今回の改正だと言ったっておかしくないぐらい、私はやっぱりこれは無理があると思うのだな、無理が。私は、だからみずからの営業内容を明記せしめるべきであるというのが目的であるというなら、てにをはは違っているかもしれませんよそういう趣旨であるのなら、これは要らざることだから、撤廃なさるがほんとうにそうした零細企業を生き生きとして生かしていく道だと思うんだけれども、いかがですか。

○説明員（田辺明君）　商法のたてまえは、先生の御指摘によれば現行法自体が個人商人にも貸借対照表まで義務づけているというところが問題となるのであろうと思いますが、先ほど申し上げた、商人たるものは商工業を業とする限りは、みずからの計算内容を明らかにしておく必要があると、そういう趣旨で商法の総則ができておる。ただ、株式会社につきましては、商法はこれをせつ然と区別いたしまして、この種の帳簿の作成義務違反に関しては罰則をもって臨むという態度を持っておる。で個人商人に関しましては、原則は罰則を設けておりません。ただしその帳簿をつけていないような乱雑な経営の結果破産に至ったというふうなときに、初めて破産法で罰則が働く。こういうたてまえでございますから、つまり他人に迷惑をかけたときに、その帳簿を備えないということを問責されるというたてまえでございます。

それと、もう一つ付加いたしますと、現行商法でも非常に古い時代にきまった線でございますけれども、元手が二千円以下の商人を小商人と唱えている。これらについては、いま取り上げているような商業帳簿の作成義務というふうなものを課していない。同時に、商号を登記するような権限も与えていないというのが現行法のたてまえでございます。ただ、この二千円以下というのは、非常に現在の貨幣価値から見ると問題にならないような額であるわけでありますが、これが実は会社法にもはね返る問題で、株式会社に最低資本金を日本の商法はきめていない。それとの関連で、法制審議会でも将来の大きい問題としてこの問題を検討するという課題に残しておるわけでございます。現行法のままでまいりますと、資本一元手が二千円に満たない商人、今度の改正の結果でも損益計算書の作成は義務づけられない。たてまえは、そういうことになるわけでございます。

○上田哲君　夢物語を聞いているようですね、あなたもしかし資本金二千円に満たない人はなんて言ったって、しようがないでしょうこれは。そんなこと、まじめに言っているつもりがあるんですか、一体。そんな話をしていたんじゃそんなことを太平楽あげている間に町ではそろそろ涼しくなってくる。ガード下のくつみがき屋さん困っちゃう。中小企業は泣くんですよ。説明が足らぬ説明が。それはいかんな。説明のための説明として、二千円というのもないより説明は使ったほうがいいだろうと思っても、それはぼくは説明としてはふまじめだと思うのです。そういうことはあるかもしれないけれども、説明力にはなりませんね。

そこで、私は申し上げたいんだけれども、たとえば株式会社だと株式会社にはそういうものはしっかり課しているんだと、もとの商法がそのものが悪いんじゃないかというなら、もとの商法が悪いで商法自身を変えればいいんでしたね。悪いほうに変えることはない。悪い商法を足がかりにしてもっとまたうまいぐあいにバネにしようなんというのは、これは意地きたない根性ですよ。これはおやめになったほうがいい。だから、戻るならどこまで戻ってもかまわないけれども、たとえば青木一男先生がこの前質疑されているのを私読んだんですが、なかなかりっぱだ、これはやっぱり先見ですな。

これはりっぱなことだと思うんですがね。その答弁が実におもしろい。みんなかぶとぬいじゃっていますね。そのなかにやっぱり告白しておられるのは、どうもあの区別、そして小さな株式会社というものを何とかまあまあ株式会社とは名がついているけれども、実際にはこれは株式会社というのも少し僭称に属するというような、そういういい方になっているわけですよ。

で、私はその考えはいかぬと思うのですよ。株式会社なんといったって、そこらのおじさんたちがみんな社長になるわけです。社長というのは昔は違い人ということの別称であったわけです。このごろは社長というのは町のおやじさんの大体別称になったんです。わざわざ社長になればうれしいから社長になったんです。これは苦しい税金対策なんです、みんな。苦しい税金対策、税金がひどいからですよ、もともとは。これは政府が悪いんだ、だけれどもね、そこまで戻るとずっと戻るから、その途中でやめますけれども、とにかくその税金対策だということはぬぐうべからざる実態ですよね。だれが好んでめんどうくさいわざわざ定款をつくり、視察みんな集めて登記をして株式会社なんかつくりますか。そんなことまでさせるのが——一心太助がこれはてんびん棒かついで魚売っていればっぱに食えるという世の中がいいんですよ。

それを一心太助が社長になっちゃうというのはね、そういうことはどう考えたっておかしいんですよ。（笑声）そうでしょう。そうじゃありませんか。ここは一般論、政治論ですから、一言でいいです。

○国務大臣（田中伊三次君）　おっしゃることはたいへんよく理解ができますそこで、改正法でも中小企業会社というものを、まあ線の引き方はいろいろございますが、一億で線を引かしておりまして、一億以下のものについてはむずかしい手続は要らないように、会計監査につきましても、五億以上のようなまねはする必要がないというようにいろいろ一億以下の会社、これはわが国の会社が百一万余りありますす中で百万を占めておる。先生先ほどのおことばのとおり九割以上占めておりますが、それに対しましては、このたびの改正についてもできるだけ負担が軽くなるように、一切の付属書類の作成その他につきましても配慮をいたしまして、簡単に手続がとれるように配慮をしておるわけでございます。

○上田哲君　そうなってないのですよ。全部要るんですよ、貸借対照表と損益計算書をつけなければならない人は、数字はどのくらいになりますか。

○説明員（田辺明君）　百万余りになります。

○上田哲君　百万余りの人がこれ要るのです。そしてこれは株式会社ならば罰則だ、そうでないのは罰則まではいかないのだとおっしゃる。しかしこれやらないと見積もり課税が来るわけでしょう。そうすると、こういう方向にはみな無知ですよ。一々みな顧問弁護士や税理士を持っているわけじゃありませんからね。そうすると、ほいほいやっていると見積もり課税がばっこっとくる。見積もり課税というたいへん苛斂誅求の税額がぼこっと来ても、実はもとはといえばおまえは損益計算書も貸借対照表もつくってなかったから、だからこういうことになるのだというロジックの上に、あれよあれよと持っていかれてしまうという非常に困難な状況がここにあると思うのですよ。私は問題だと思う。

○国務大臣（田中伊三次君）　先生仰せのように、貸借対照表も損益計算書も、さらには営業報告書もまた利益配分案も、この四種類のものは、現行法上もつくらなければならないたてまえになっておるのです。先生お説のように、これは無理ですね。小さいところに現行法を直せばいいというおことばも私、たいへん得心できるのでございますがたいへん無理でございます。無理でございますが、無理である、ないにかかわらず、現行法の上ではこの四種類の、一口で申します商法上の計算書類というものはつくらなければならぬことになっておる。しかしつくらなければならぬことになっておる上に今度は五億以上のものについては公認会計士、会計監査法人の承認を受けて監査を経なければならぬというたいへんめんどうくさい、また一面金のかかる手続をとらなければならぬ。そこで、これは五億以上ということに限りまして、一億以下というもののほとんど全部のものについては、そういう負担はかけない、こういう配慮はいたしておるのでございます。

○上田哲君　無理だというようなおことばもあるし、もとまでさかのぼろうじゃないかという点はたいへんものわかりがいい感じがしますよ。大体よほど対決法案ががたがたしない限り、どんな修正だってしませんからね。これはまあ修正しないでしょう、たぶん私が幾ら説得しても。だから少なくとも私はそうなれば反対としかなくなっちゃうのだけれども、英断をもっていまのようなことを、まだ間に合うのだからひとつ御訂正なさるもいいと思うのだけれども少なくとも私の考え方の根底になるのは、これはたとえば複式簿記なんというものは要求してないのだとおっしゃるけれども、複式もつけないで貸借対照表、損益計算書をつくれなんということはたいへんな至難なことになるわけですから、そこまではいってないよと言ったって、言ってるのと同じになるような非常にむずかしいびきがきているわけです。まあ簡単に言って、このままいくと、ラーメン屋さんでもくつみがき屋さんでもみんなつけなければならない家に帰ってつめの中にあるどろを落としながら一生懸命書かなきゃならぬという姿が目の前に見えるわけです。こんなことをしたらみんな消化不良になっちゃいますよ。とにかくさっきおっしゃるように、一番究極の方針が、営業をするならば商人たるものは自分の営業内容について明確にしておきなさいということであるんなら、自分の手法で、自分の目盛りで、今日はこれくらいのものだということをやっておきなさいというせいぜいの行政指導だ、それくらいでいいじゃありませんか。義務づけたり法制化する必要はないと思うので、少なくともその見解まではおりておいてもらいたいと思うが、どうでしょうか。

○国務大臣（田中伊三次君）　よくわかりますが、何ぶん現行の商法の上では、無理ではありますけれども、複式簿記を採用することを要請しておるのでございます。そういうたてまえを踏まえてこの改正案をつくっておるものでございますから、そこに不合理に近いものが出てくる、こういうことでございます。しかし、これはこういうことをこういう席で申し上げておしかりを受けることになるおそれがあろうと、こうびくびくしながら言うのでありますけれども、ありのままに申し上げますと、四種類の計算書類は一億以下の会社すなわち中小企業会社といえどもつくらなければならぬことにはなっておるけれども、金のかかる、時間のかかる、手続のめんどうくさい公認会計士の監査は要らない。

もう一つは、株主総会を開きます場合に事前に株主総会に送付をする義務も実は一億以下のものには負わしてございません。そういうことでございますので、この運営にあたりましては極力中小企業者が不便のないように、めんどうなことにならないようにこれを指導していくつもりでございます。

○委員長（原田立君）　諸般の事情により暫時休憩いたします。

午後五時四十分休憩

【休憩後開会に至らなかった】

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年12月15日　（土曜日）　第 28 号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋３―12―２
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）８７５９
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（１部 50円 年極500円）

目次
第一頁　ニュース、主流
第二頁　座談会／第一税理士協議会の新し進路
第三頁
第四頁

立ち遅れる税政連
規約改正含め抜本的改革か

去る九月二十一日に開催が予定されていた日本税理士政治連盟第七回定期大会は、大会構成員たる代議員以外への委任状の有効、無効をめぐり紛糾し、結局、流会という不祥事となったが、その後も再開催のメドが立たず、旧役員のまま据え置かれて今日に至っている。

日本税理士政治連盟は、本来、日税連の補完的機能をはたす政治団体として組織されたもので、この意味からも両者の関係は、表裏一体であらねばならないが前国会では参議院段階における商法対策において、相反する国会陳情を行ない、税理士会の社会的信用を著しく低めたことは記憶に新しい。

この点を重視した日税連の添田会長は、今後の商法対策を確認・決定した十月二十五日の日税連理事会後ただちに政治連盟の川口会長あてに文書で、日税連の方針に合致した活動を行なうよう申し入れている。この措置は、税政連を本来の姿にもどそうとする積極的な警告でもあったわけだが税政連大会の流会ということで、税政連としての姿勢転換はいまだ確認されるにいたっていない。

ともあれ、税政連はいまや大きな転機に立っているといえよう。

税政連が政治活動を目的とした団体である以上、税理士会への入会と同時に、税政連へ自動加入となる現在のしくみは問題であるとする議論が従来からある。これは過去の税政連活動に対する反動ともみられるが政治活動は会員個々の政治信条にしたがって行なわれるものであることから、その加入・脱退が会員の自由意思に委ねられるべきだとする考え方は全く正しい。この問題は、今後の税政連のあり方を決するものとしてクローズアップされてきている。

ところで、中止されている定期大会の開催見通しは税政連の幹事長でもある添田日税連会長の病気入院という事態、それに加うる大阪合同会長の補欠選挙という日程等もあって、なお遅れる見込みが強く、本格的な税政連活動の展開は、明春以降となることは確定的のようだ。

なお、先に開かれた税政連東京地区連の第七回大会では、昭和四十八年度の運動方針について「商法改正反対運動については日税連方針を尊重し適切に対処する」との案が「商法における監査制度の改悪反対運動を行なう」と修正され、会長には前幹事長の関本氏が選出された。

商法対策への硬直な姿勢がいぜん、残されているものとみて、よいが、一方、商法改正反対に強力な運動展開を行なってきた全国青年税理士連盟の場合は、昭和四十四年から三期にわたって会長の任にあたった村田昭氏が、〝今や青税連の基本理念は死滅してしまった〟との決別の文書を出すにいたり、これまた大きな転換期にさしかかったことを示し注目されている。

日税連の焦点、小規模納税者対策
政府・政党・関係団体の動き活発

古くは日本税務協会による「小企業納税者に対する継続記帳指導」の実施にはじまり、最近では、全国法人会が積極的に実施している「小規模法人に対する記帳指導と記帳代行」が税理士業務に大きな影響を及ぼすとして、日税連ではこれらの両団体等と必要に応じて協議を重ねてきているところだが、最近においては選挙対策等もあって、各政党から独自の「小規模納税者対策」が打ち出されるにいたり、日税連執行部ではその対応策に頭を悩ましているようだ。

現在、政党系の中小企業者団体としては、自民党系の中小企業団体総連合、共産党系の民主商工会（略称・民商）、民社党系の民社中小企業政治連合などがあり、それぞれ独自の税務指導等を実施しているが、このなかでは、民商の活発が特に目立っている。最近、社会党でも遅ればせながらこの面に手をつけ、全国中小商工団体連合会の組織づくりを急いでおり、税務の面では、税法・税制上の指導、記帳・決算書類の相談等を行なっていくという。

一方、政府、与党の小規模納税者対策だが、最近にいたり、自民党政務調査会ならびに中小企業基本政策調査会、同税制調査会から相ついで小規模事業者あるいは小規模事業者の納税協力促進のための税制及び税務執行面の改正試案が発表され、これをめぐっての動きがあわただしい。

税務の執行面にたずさわる国税庁としても、勿論、当面の課題として小規模納税者対策の確立を急いでいて、基本的には、税理士会はもとより、商工会、青色申告会

日本税務協会、納税協会（大阪）税務相談所（福岡）等の民間協力団体と連けいしてこれを実施していくとしている。

ともかく、小規模納税者対策は目下花ざかりというところであって、税理士業務にたずさわる者としてはこれらの動向に注目していく必要があろう。

自民党の構想はつぎのとおり。

▽小規模納税者対策

小企業向け経営改善資金融資制度の拡充等のほか、小規模事業対策費の拡充のなかで、商工会・商工会議所が行なう税務・記帳指導を重視しており、具体的には記帳指導員の大幅増員措置として通産省要求の三〇〇〇人増に加え、三〇〇〇人を追加要求すること、商工会、商工会議所に顧問税理士三、五〇〇人（顧問料 月額 五万円）の設置を検討している。さらに商工会、商工会議所が指導した納税者について税務署で調査等を行なう場合には、顧問税理士に連絡するとともに顧問税理士（または顧問税理士及び経営指導員）を立合せる等の措置を講ずることを考えている。（この自民党政調構想に対する日税連の問題提起へ陳情▽については、本紙第二十六号参照）

▽税制等執行面の改正案

納税協力促進のための税制及び税務執行面の改正試案としては、事業の実態により、第三者に記帳と所得申告を依頼しなくても済む措置（具体的には、事業者が採用している帳簿システムが適切であれば可とするほか、特別簡易な申告書を作成する等）を講ずること、商・会議所、商工会等による小規模事業者への記帳指導、経営研究等を一層徹底し、経費等の記帳が困難な業者に対しては、業界からみて適切な経費率あるいは所得率を作成公開してこれによって所得計算をする小規模事業者も青色申告の条件に適合するものとする税法改正を行なうこと、店舗等の臨検調査はやめて特定期日に同業の小規模事業者に対する集合検査を行なうことに税法を改正すること、などが現在検討されている。

主流

今年感じたこととアラカルト

さて、田中総理が中国を訪問した際の揮毫に「信万事基」という聖徳太子の古い言葉を書かれた。これは論語の「言必信、行必果」という言葉から聖徳太子が悟られたものだと新聞に出ていたと思う。ここでいう「信」の意味は戦後のアメリカ的教育を受けた者にとっては判らないのではなかろうか。さればといって戦前の教育を受けた者がほんとうにわかっているというわけではないが、戦後の人より幾らか理解できることは確かである。忠義、奉公、義理、人情、智礼、仁義などという言葉の理解も同様であろう。日本の教育も、こういうような言葉を理解できるような要素もとり入れる方向に向う必要があるように思われる。

もう一つ、宇治拾遺物語のなかにあるそうだが、嬉峨天皇が小野篁（タカムラ）に、子子子子子子子子子子の字を十二書いて読めと尋ねたら、篁は、即座に「猫の子、子猫、獅子の子、小獅子」と読んだので周囲の者たちがその素養の深いのにびっくりしたそうである。そこで、読者の素養と機転を試すため「下下下下下」を何と読むかと尋ねて筆を揮くことにする。来年こそ、第一税理士協議会の良き年であることを祈りつつ。

文部省はこの条項の削除を何度も日教組に申入れても応じないとある。これはほんとうであろうか。ほんとうかどうか日教組と文部省に問い合せてはみなかったが、一応そうだとすれば大変な倫理綱領もあるものである。ここにいう革命の意味を詳しく聞きたいものである。教育が昔のように

師弟関係で行なわれる時代ならいざ知らず、今日のようにマスプロ教育の場では、教育というものは右に寄り過ぎても左に寄り過ぎても感心できない。そういう意味の中道という抽象的な正しさを理解する頭の持ち主がだんだん少なくなっているのではないか。税理士法の改正運動の主謀者たちの頭脳も然りで、納税者擁護だけを軸にして文章化しなければ気の済まないのは単細胞的ではなかろうか。しかし、前述の日教組の倫理綱領が教育の方針だとすれば、このような〝単細胞〟の蔓延も時代の流れかとも思われるが、そういう流れもいつかは弁証法的変化期に到来するであろう。

さて、田中総理が中国を訪問した際の揮毫に「信万事基」という聖徳太子の古い言葉を書かれた。これは論語の「言必信、行必果」という言葉から聖徳太子が悟られたものだと新聞に出ていたと思う。ここでいう「信」の意味は戦後のアメリカ的教育を受けた者にとっては判らないのではなかろうか。さればといって戦前の教育を受けた者がほんとうにわかっているというわけではないが、戦後の人より幾らか理解できることは確かである。忠義、奉公、義理、人情、智礼、仁義などという言葉の理解も同様であろう。日本の教育も、こういうような言葉を理解できるような要素もとり入れる方向に向う必要があるように思われる。

もう一つ、宇治拾遺物語のなかにあるそうだが、嬉峨天皇が小野篁（タカムラ）に、子子子子子子子子子子の字を十二書いて読めと尋ねたら、篁は、即座に「猫の子、子猫、獅子の子、小獅子」と読んだので周囲の者たちがその素養の深いのにびっくりしたそうである。そこで、読者の素養と機転を試すため「下下下下下」を何と読むかと尋ねて筆を揮くことにする。来年こそ、第一税理士協議会の良き年であることを祈りつつ。

やっぱり、慨歎調になってしまったが、書いても言っても、その人の全部はなかなか表わせないことを「書不尽言、言不尽意」と昔の人は書いている。せめてもの慰めとしよう。

職域侵犯に自己防衛体制
日税連が重点課題として措置

関係各機関の小規模納税者対策の進展は、税理士業務に重大な影響を及ぼす面があるとし、特に職域の侵犯には十分警戒を要するとして、既報のとおり、日税連では

「小企業納税者対策特別委員会」を設置、全会を挙げて取り組んでいる。

すでに「小企業納税者に対する税務指導対策の基本的なあり方」

「臨税」交渉ほぼ結着か
日税連、全商連と話し合い

小規模事業対策のなかでの、いわゆる「臨税」（臨時税理士）の問題についてはかねて商工会側から、臨税資格の付与条件の緩和等について日税連に申し入れをなし交渉が重ねられていたが、日税連は、「了解事項」は国税庁、中小企業庁が中に入って合意に達したものであり、現在の段階で見直す必要はないと反論、これを拒否したもようである。

このほど全商連が都道府県商工会連合会に流した文書によると、「日税連は臨税資格付与の三条件を満たしている経営指導員については拒否権等を発動しない、臨税の交渉は地元の判断を優先し、地元事情から多少条件的に合致しない指導員に臨税資格が与えられた場合でも、日税連としてはクレームをつけない、臨税の対象となる特典控除前所得金額一五〇万円を引きあげる点については、今回日税連の同意は得られなかったけれど、「概ね一五〇万円」ということで、全商連としては一五〇万円の一〇％増程度の専業者を対象にしてもやむを得ないと考える」と述べているので、ほぼこの線で、交渉が結着したものとみられている。

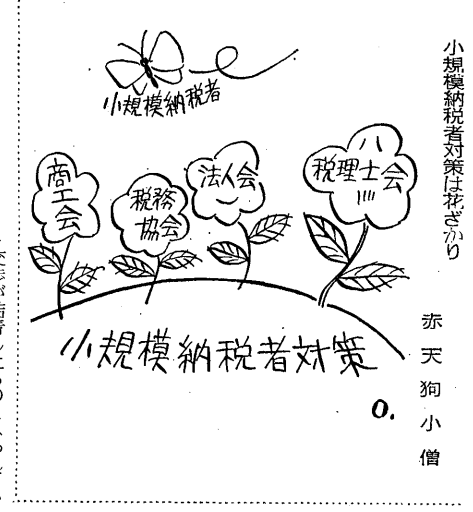

ピリリ一言

▼「全員、税協たれ」という匿名の寄稿があった（十月十五日号参照）。よく第一税理士協議会は何をしているのか、という声を聞くが、その源を探ると、日和見的未入会者の声である場合が多い。

▼第一税理士協議会に対していろいろ注文もあろうが、財源も豊富な税理士会に比して、限られた財源で役員は手弁当で働いている本会を正確な意味では同列に比較できないとは思うが、しかし批判する人は、会ならばこうやれ、役員ならばああやれ、とそんなことは願慮しないかも知れない。

▼ただ、税理士会の役員選挙においても第一税理士協議会は先導的な役割を果たし、本会々員自体が役員に進出しているし、また商法改正案反対運動の動きに対しても本紙「第一税協」を主たる武器として痛撃を加えつつある。小ツブでも本会の存在と活動は決して小さいものではない。

▼マンモス化した税理士会の意志統一は、すでに各派に分裂した組織内においては無理であろうし、早晩一局複数会制の実現、は必然的である。一九七三年もあと数日で終わり、超激動といわれる七四年を迎えようとしているが、われわれ税理士の課題も複雑にして厄大である。第一税理士協議会の育成も決してひとごとではない。会員諸兄よ！来年こそ奮起しよう。

座談会 第一税理士協議会の新しい進路

公認会計士たる税理士で組織する第一税理士協議会は、税理士会の内部にあって、その正常化に懸命の努力を重ねてきた。本紙「第一税協」も継続発行して有益な情報を提供し、一大批判勢力を形成してきた。しかし一局複数会制も未だしの感があり、漸くこのままでいいかという声が挙ってきた。執行部の面々の考え方は如何？

現在までの主なる活動

司会　本日の座談会のテーマは「第一税理士協議会の新しい進路はどうあるべきか」ということですが、これは『第一税協』の第二十六号の編集会議を開催した時に本会は商法改正問題、税理士会の正常化問題に、税理士会のなかにあって一定の役割を果たしたが、しかし今後会を持続するうえにおいて、反省すべきことがらが多いという声もございましたし『第一税協』の二十六号に〝全員、税協たれ〟という匿名寄稿もあり、ますます本会としては内部的に考え直さなければならない時期にきておるということで、本日、この座談会を開いた次第でございます。

まず、第一税理士協議会として今後会員のためにメリットのある会たり得るかどうかということは内外にわたり考える必要があり、内と申しますと通知公認会計士会との問題、外と申しますと税理士会との問題ということになります。

ただ単に『第一税協』という新聞を発行するだけで、本会としての価値があるかどうかということも話題になると思います。

まず最初に、今まで本会はどのような活動をしてきたかという活動経過について、岡崎会長よりご説明願いたいと思います。

岡崎　第一税理士協議会をつくる時には、ご承知のように税理士会は〝溝田内閣〟が生耳っていた。その〝溝田内閣〟の数々の不穏当な行動をまず正常化よう、公認会計士の権益も擁護しなければいけない、最終的には一局複数会制を実現しようということが目的でした。

税理士会の不穏当な行動に対しては、公開質問書等を発して反省を求めたが、それには回答がなかった。何といっても本紙一第一税協」を継続発行しているのは大きな活動です。

もう一つ、第一税理士協議会が主になってやっていわけではありませんが、不当会費反対の訴訟問題を扱っています。〝溝田内閣〟のあと、添田さんが東京税理士会長に立候補した時は「第一税協」紙、あるいは支持団体の会合等で添田会長の実現に努力した。

とにかく今までの本紙とか、会の機関で出しているいろいろな文書を読んでいただけば、満足すべき状態とはいえませんけれども、資金、その他の面とにらみ合わせての最善努力はしたつもりです。

まず本会の方向づけを

司会　岡崎会長から、本会の活動経過についてご説明がございました。

なるほど、会費の問題や、いろいろな制約の問題から、考えてみれば、会としての力がまだ強くない。これから複数制にするにしても、完全に税理士会と同等の、あるいはそれ以上の力を持たなければ、なかなか会員獲得もできませんし、今後の活動もできないということになるのではないか。

そういうことで、そろそろテーマの線に副って、みなさん方のご意見を伺いたいと思います。

下田　公認会計士協会本部の総務担当常務理事もやっている下田です。はじめ第一税理士協議会は公認会計士協会の中にある団体ということで発足したのですが、その後、通知公認会計士というものが、公認会計士協会の規則の中にできまして、通知公認会計士と第一税理士協議会との性格の区別を厳密にしなければならないということで第一税理士協議会は税理士会の中の団体ということに、今はなっておりますが、私自身は公認会計士協会の中にある一つの団体であると考えております。

協会の重点施策の中に、通知公認会計士の増加を促進するということは確かにとなえておりますが通知会のいうように、協会の執行部が全員通知会にはいらないから重点施策を守っていないという考えもあるようですが、あの重点施策の趣旨はそういう意味ではなく税理士会に入っている必要はないと思われる公認会計士は、全員早く通知公認会計士になっていただきたいというのが趣旨だと私は考えております。

というのは、会員の中には税理士会を育ててきた方、あるいは長く税理士会に足跡を残して、いろいろ功績のあった方、いろいろらっしゃるので、そういう方をむりやりに通知公認会計士にして、通知会計士会に入れる必要はないと思います。

将来とも、税理士という制度が法律で残っている限りでは、公認会計士の若い方でも、税理士という立場でおもな仕事をなさる方がいらっしゃると思います。そういう方に税理士会に足をとどめておかれて、いっこうにさしつかえないのではないかと思います。

そういう意味で、今後第一税理士協議会がどういう方向に行けばよいのかということですが第二十六号で匿名の方がいっておられるように税理士会というものにとどまってなおかつ公認会計士としての仕事をしていこうと思われる方は、私はやはり税理士会におられてけっこうだと思います。しかしそういう方はなるべく第一税理士協議会に入っていただきたい。というのは、最初に申し上げましたように、公認会計士協会の中の団体ではありませんが、公認会計士協会の中の一つの税理士会としての集まりであるし、また税理士会の中の団体であって、その正常化なり、税理士会というものを見守っていくという考えでいくべきものであって、第一税理士協議会と通知公認会計士会は別に矛盾しないと考えている者の一人ですが税理士会の中にいるということを

一局複数会制の意味するもの

司会　下田さんのお話は、まず方向づけをしっかり定めるべきであるということでした。

今、下田さんのおっしゃったように、公認会計士会の中の税理士団体であるという見方と、それから、税理士会の中にある第一税理士協議会という見方と、いろいろありますが、それは、おのずから会の特性上やむを得ませんがしかし、ある程度、性格的なものは打ち出さないと、今後いけないのではないかと思います。

現在、進行形でございまして、会員のみなさまからの第一税理士協議会は何をしているのかの声もご存知のとおりでして、何とかここで、はっきりした性格を打ち出したいということですので、皆さまがたんのないご発言をお願いしたいと思います。

下田　その点、関連して本会に対する協会の予算措置についてちょっと触れますが第一税理士協議会ということばが税理士会の中の団体であるということで在来は遠慮して予算書に使わなかった。

今度の予算書には最後のほうに第一税理士協議会と通知公認会計士を並べて書いてございます。私としては予算、事業計画を立てている一員なのですが、遠慮する必要はないのではないか、もっと予算的にも本会を堂々と助けていいのではないかという考えなのですが、一部の方は、あるいはそういう考えでないかも知れません。

岩崎　第一税理士協議会の創立から会員であった関係上、本会を作るにいたったいろいろな問題は今、岡崎会長から話があり、匿名の文章も読みましたが、いろいろと反省させられるような問題が現在あり本会の新しい進路はいかにあるべきかというのは時宜を得たテーマであると感じております。

もともと、本会を作る発端は岡崎会長もちょっと説明されましたが、われわれが税理士会の中にいるのに、兼業の排撃運動が起こり始めた。兼業とはだれをいうかというと公認会計士と弁護士だということで、われわれも税理士会の建設には、現在までには非常に貢献したつもりなのですが、たまたま公認会計士資格を持っているがために、排撃の対象になった。

そこで、本会の最終目的であるところの一局複数会へと持っていったらどうだろう。というのは、既に税理士会の現在の会員数ではとても意思の統一ができないのではないかと、いろいろと考えまして、しかるべく税理士法を改正されるよう、当局筋にもいろいろ相談を持ちかけたわけです。

当局では、それはまったくいいことであるといい、しかしいわゆる付則に書いてある〝一局一会〟ということが非常に障害だということで暗礁に乗り上げたのです。

そこで、法律改正というのは、どうしても、みんなに盛り上げてもらわなければ困る。それではひとつ、われわれも団体を作って盛り上げようではないか、ということになったわけです。

そこで署名運動から始めていくということで、この春に皆さんにお願いした。しかし、この署名運動も、先ほど会長の話を聞いたところ七～八百名で、千名に足りないので出さずにいるということです。まさに、そのとおりで、一つの会として、少なくとも千名ぐらいなくてはおかしい。

通知会計士会に入れということ

（三頁へつづく）

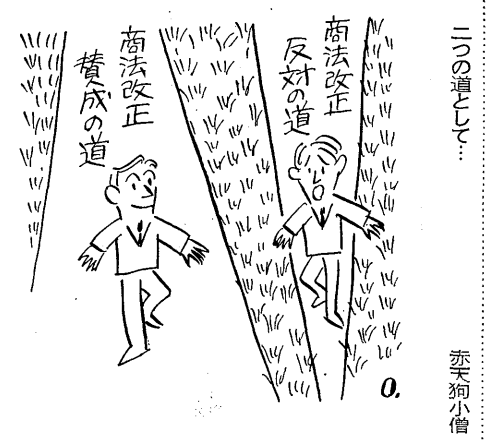

あまり強調しますと、公認会計士にとって第一税理士協議会の存在価値がなくなってくる。今、入らない会員はそういう考えでいらっしゃるのではないかと思います。

あるいは、本会が税理士会役員選挙の母体ではないかと誤解なさっている方もいらっしゃるのではないかと思いますが、第一税理士協議会が歩いてきたことをよく見ていただくと決して選挙の母体ばかりではない。

ただ今後、公認会計士会員に、本会のほんとうの性格を知っていただくということは非常にむずかしい点がありますので、第二十六号の匿名の方が書いておられるように、弁証法的哲学論というようなことにおいても多少ありますけれども現段階では、宮坂会長が言っておられるように、ある程度進行形で見守っていく必要があるのではないか、結論をあまり急いではいけないのではないか。

そうかといって、全員が税理士会に入る必要がなくなれば、通知公認会計士になるということも、将来ともあり得ないのではないかと私は思います。税理士会というものがなくなって、公認会計士協会だけで、この業務が収拾できるようになれば別ですが、おそらくそういうことはあり得ないし、またそうという考えであってはいけないと考えておりますので、その辺のところ、理論的にもう少し会員の方にわかるように、われわれ執行部が努力をして、本会の進むべき方向を、今後はっきりさせる必要があると思います。

（二頁からつづく）

もさかんにいっているようだが、いわゆる税理士会というものが、東京で一つの会しかないということに矛盾を感じていることから、本会は出発したわけですから、今後これをどう展開するかということです。

第一税理士協議会が現在あることは、通知公認会計士会と両方あることが矛盾ではなく、それぞれ目的があるわけです。通知公認会計士会の究極の目的は弁護士会と同じような、税理士法の中において、要するに通知しなくても、当然、税法は法律業務としてできるのだという考えですね。

そして、公認会計士の監査業務をやる人だけの不便ということで通知公認会計士制度を設置したと聞いています。

われわれはあくまでも、第一税理士協議会を通じて一局複数会へといきたいが、いかんせん付則の一項だけを直すことはできない。何かほかの税理士法を見直す時に、複数会を直そうという考え方があるわけです。

したがって、本会をいま直接会員に利益がないから、これを解散してしまえとか、複数会は必要ないというような議論になれば別ですが、しかし、税理士会も現状においては、専業税理士だけが税理士であって、兼業者は排撃するということが今でも濃厚ですが、たまたま、桜友会の会員がだんだん増加してくるために、その影も薄らぎつつありますけれども、要は専業税理士はわれわれだけが税理士なのだということに対して、われわれは各支部において、また税理士会において、いろいろと専業税理士に排撃を受けたということを忘れてはいけないと思います。

そして、複数会を作ることによって、また政府側から見れば、いわゆる御用機関ではないけれども、税理士会に何か頼もう、または税制の問題とか、いろいろと相談にのってもらおうといっても、一つではとてもまともな意見が出てこないだろう、複数あれば、この会はこう言っているからいいではないかということで、今後、世相の民主化によって税理士会も頼りにされる時期がくる時には、複数会というものが必要があるのだと、この〝第一税理士協議会〟というものが出発したわけです。

したがって、今日存在意義を失っているのではなく、今後どうやるかを考える一点だと思います。

そういうことで、今後みなさんと共に、どういうふうな考え方で第一税理士協議会の考えていることを実現していくかと真剣に研究する時にきたと考えています。

そういうことで、今後みなさんと共に、どういうふうな考え方で第一税理士協議会の考えていることを実現していくかと真剣に研究する時にきたと考えています。

全国連合会まで発展させよう

長坂　私も下田さんと同じように、本部の情報担当常務理事をやっておりますが、きょうは第一税理士協議会の副会長という立場から発言させていただきます。

本会のおいたちは、私は現在でも、大きな目的は税理士会の正常化、それから一局複数会制の実現ということだろうと、この二点に絞っていつも考えております。

たとえば正常化がこれですんだと仮定して、一局複数会制が成れば、それで目的は達するわけですが、できない限りではあくまでもこの二つが大きなテーマだと思っています。

さて、われわれの役員会では、会員がふえないのではないかということに隘路を感じており、また会員の中には、いったい第一税理士協議会は何をやっているのか、何を活動しているのかというお叱りのことばがあったり、あるいは目的がわからないから加入しないのだという意見が多々あるのです。

しかし、本会の性格からいって直ちに効果が現われるような運動というのは、これがそうなんだといって見せられるようなものはすぐ出てこないのではないかと思います。やはり、ある程度の歴史を持たせていただかないと、その効果というものはそうあるものではないのではないかと思います。これは、本会ばかりでなく、ほかのほうの類似の団体においても、そういう傾向はあるのではないかと思います。

それでも、さきほど会長がおっしゃったように、本会の効果は、現在から振り返って見ますと、相当あがっていると思っています。

その大きな例としては、過日行なわれました東京税理士会の役員選挙において、第一税理士協議会がイニシアチブをとって、桜友会なり、清くうるわしの諸君たちを引っ張って、東京税理士会役員選挙に効果を現わしたが、これは、本会の大きな力の一つだと、私は自負しております。

したがって、これからの本会はどういう方向に進んだらよいかという、本日のテーマについては、あくまでも税理士会の正常化、いわゆるわれわれの住みよい税理士会の実現をはからなければいけないと思います。ヘルメット的な過激分子のリーダーがいるような税理士会であってはいけないと思っています。あくまでも、税理士会の正常化であり、一局複数会制が実現するまでは、これを目標にして進んでいく。

さらに、近き将来に必ずや提出されるところの税理士法の改正の問題、いわゆる通知公認会計士制度の廃止等の問題については、税理士会内部において、われわれ税理士の中にも、こういう反対論者がいるのだというところを見せる必要があり、そのため第一税理士協議会として反対運動を叫ばなければ、公認会計士制度擁護の面にも貢献できないのではないかと思っています。その意味では、税理士法改正の問題についての反対運動の展開、これも本会の大きな仕事です。

「第一税協」第二十七号の〝第一税理士協議会拡大化の方向〟という「主流」の中にも書いてありますが、私が本部役員としていろいろな方とおつきあいして感じられることは、東京に第一税理士協議会あり、大阪に近畿税研あり、頼もしきかなということばを非常に耳にするようになってきました。したがって、東京のわれわれの第一税理士協議会というものは、地域会のみなさんにしてみると、注目的になっているのではなかろうかと感じられるような点がございます。

そこで、地域会のみなさんにも、われわれ第一税理士協議会や近畿税研と同じような種類の会を作っていただきたい。われわれがイニシアチブをとって、そういう会の設立にまい進していきたい。

大きな望みですが、できるならばそういう会の全国の連合会でも作って、われわれの考えている問題について解決をとっていくような運動を展開してもよいのではないかと考えている一人です。

そして、そのためには会員の増強が必要です。会員の増強は、効果が上がらないから会員が入らない。会員が少ないから目的を達成できないと堂々巡りの問題がいつもあるわけですが、これがあるからお入りなさいというような目先のきいたうまいキャッチフレーズをあまり見い出せないと思います。

やはり、役員のみなさんが一人一人に本会の趣旨を説得し、会員の増強をはかっていく以外には方法がないのかも知れません。

私の考えている第一税理士協議会のこれからの進みかたというのは、もう一度整理してみると、税理士会の正常化の問題、一局複数会制の実現、税理士法改正の反対の問題、いわゆる近畿税研との共同提携をベースとした全国的な拡大化、会員の増強、こんな点に絞られるのではなかろうか。これを実現するように、執行部のわれわれも、会員の皆さんと一緒になってやっていかなければいけない。

その第一段階として、先般の署名運動の結果を提出して、一局複数会要求への第一歩を踏み出したいと思っています。

〝通知会〟と切磋琢磨して

松木　大体みなさんがおっしゃったことに尽きているようですが補足して、多少ニュアンスの違うところをお話しします。第一税理士協議会の今までの経過から見ますと、少なくともここ五年ないし六年の間活動してきた。しかも継続して活動してきたということに非常に重要な意義があると思うのです。こういう、特に任意団体の場合、続けていくということは大変なことだと思うのです。

特に本紙「第一税協」発行にみられる広報活動を活発に続けてきた。それは相当、税理士会の過激な動きをチェックする役割りを果たしてきたのではないかと思っています。

そして、二回に及ぶ添田さんの選挙に際して積極的に応援した。最初の段階では添田さんと意見を異にする副会長、理事クラス、青税連とかそういうほうのつわものが残っていた。しかし、第二回目の段階において添田さんが日税連会長に当選し、添田体制がほぼ確立して、正常化が行なわれはじめてきた。こういう場合にも、先ほど長坂副会長もおっしゃったように、本会の果たした役割は大きかったと思います。それが、第一税理士協議会の現在までの評価です。

今後の展望と課題の問題なのですが、みなさんのおっしゃっていたことの中で多少ニュアンスの違う面があるのではないか。これは私の思い違いもしれないので、もしまちがっているとすれば訂正していただいてけっこうです。

通知公認会計士の問題ですが、そもそも通知会ができるようになったのは、税理士法で税理士会が強制加入になった段階で、弁護士会と同じような、税理士法の中において、要するに通知しなくても、当然、税法は法律業務としてできるのだという考えですね。

そして、公認会計士の監査業務をやる人だけの不便ということで通知公認会計士制度を設置したと聞いています。

われわれはあくまでも、第一税理士協議会を通じて一局複数会へといきたいが、いかんせん付則の一項だけを直すことはできない。何かほかの税理士法を見直す時に、複数会を直そうという考え方があるわけです。

したがって、本会をいま直接会員に利益がないから、これを解散してしまえとか、複数会は必要ないというような議論になれば別ですが、しかし、税理士会も現状においては、専業税理士だけが税理士であって、兼業者は排撃するということが今でも濃厚ですが、たまたま、桜友会の会員がだんだん増加してくるために、その影も薄らぎつつありますけれども、要は専業税理士はわれわれだけが税理士なのだということに対して、われわれは各支部において、また税理士会において、いろいろと専業税理士に排撃を受けたということを忘れてはいけないと思います。

そして、複数会を作ることによって、また政府側から見れば、いわゆる御用機関ではないけれども、税理士会に何か頼もう、または税制の問題とか、いろいろと相談にのってもらおうといっても、一つではとてもまともな意見が出てこないだろう、複数あれば、この会はこう言っているからいいではないかということで、今後、世相の民主化によって税理士会も頼りにされる時期がくる時には、複数会というものが必要があるのだと、この〝第一税理士協議会〟というものが出発したわけです。

したがって、今日存在意義を失っているのではなく、今後どうやるかを考える一点だと思います。

そういうことで、今後みなさんと共に、どういうふうな考え方で第一税理士協議会の考えていることを実現していくかと真剣に研究する時にきたと考えています。

そういうことで、今後みなさんと共に、どういうふうな考え方で第一税理士協議会の考えていることを実現していくかと真剣に研究する時にきたと考えています。

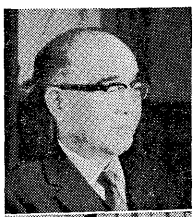

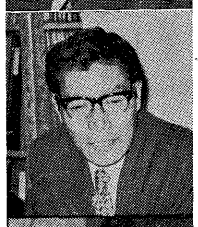

ハイヨー

赤毛狗小僧

税理士会の実情把握が必要

司会　一局複数会制が本会の最終目的かという点は、いろいろ議論があると思いますが、やはり正常化、一局複数会制という目的があってこそ、第一税理士協議会の性格というものもはっきり打ち出せるのではないか。まず、段階的な目的という考え方から、一応、性格をはっきり打ち出したほうがよろしいのではないかと思います。同じテーマで浅見さんご意見を伺いたいと思います。

浅見　お話を聞いた範囲では、みなさん高邁な理想を持って第一税理士協議会の理論づけなり、行動の原理をおたてになっている。税理士会の理事になって、身近にいろいろな税理士会の内部の情勢をはだで現在感じているわけですが、第一税理士協議会の理想はいし、おのおのそういう理想というものを追って、お互いに切磋琢磨していくということは必要だと私は理解しております。

（四頁へつづく）

職場の㊛

サラリーマンだけの特典貯蓄

年7.87%（予想配当率）

●給料天引きでムリなく貯まります。
●年7.87%（予想配当率）の好利回りです。
●お積立ては千円から、安全・確実にふやせます。
●ふつうの㊛のほかに元本100万円まで無税。
●マイホーム建設が優遇されます。
運用は一野村投信委託

野村證券
東京都中央区日本橋1　〒103
電話　03(211)3811

財形貯蓄の㊛わく引上げについて
現在「財形貯蓄」の㊛わくを300万円に引上げるよう、法律改正の準備がすすめられています。なお、新しい優遇措置は、改正法施行（49年4月1日の見込み）後、48年12月1日にさかのぼって適用される予定です。その場合、あらためて手続きが必要となります。

野村の財形貯蓄　社債投信コース

出席者

第一税理士協議会長　岡崎寿士
同　副会長　岩崎守利
同　副会長　下田友吉
同　副会長　長坂利正
同広報部長（司会）　岡田一馬
同広報委員　浅見孝
同広報委員　倉田由次
同広報委員　中西豊平
同広報委員　松木正輝

（写真、上より右掲載順）

（三頁からつづく）

理想として一局複数会制にしても正常化にしても、それはそれでけっこうですが、では正常化というのは何だろうかというと、われわれが二期推した添田会長が添田体制をととのえたことが、正常化を達成したことにならない。そういう点で、税理士会内部に問題点が出はじめている。そういうことの実態を私どもはいままで理解ができなかったわけですが、こんど両方の役員に入って非常にそういう面のお互いの情報不足が感じられます。

ということは、実態の把握に欠けている面があると思うのです。

私が税理士会の理事になった当初に岡崎会長に申し上げたのですが、少なくとも第一税理士協議会員、とくに役員は公認会計士である税理士として、税理士会の執行部に入っている会員と定例会合を開いて、お互いに情報の交換をし合う。それが各支部なり会員にしみ通っていく。そこから、みなさんが税理士会の実情を把握される。これでは税理士会はいけないのだということから正常化が始まってくるのであって、正常化が理想に終わって、実態が伴っていないではいけない。

たとえば現在、税理士会にはいろいろな考え方の派閥といいますかグループがあって、その人々のイニシアティブの取り合いの繰り返しが現在までかなりあったと思うのです。第一税理士協議会も何かそのうちの一派の一つであるような理解のされ方を一般にされているのではなかろうか。

公認会計士である税理士のみなさんが、いま一つのれないのは、そういう税理士会の実態の把握ができないからではないか。私もいままでわからなかった。今、徐々に何かわかりかけてきました。そういう情報を、身近にみなさんで交換し合って、そこから正常化の具体策を出していく。それが会員増強につながる。繰り返しますがそれは税理士会の実態を知らせることである。

われわれは、多数のグループがあればその多数の意見をきいた税理士会を考えているのですが、それが現在ない。第一税理士協議会である以上、少なくとも東京税理士会の現状をもう少し分析して、正常化のために何が阻害原因になっているのか。われわれのいう正常化というのは何なのであるかを、もう少し突き詰めていく必要がある。

専税とか、青税とかという人たちの活動は、われわれも当初は非常に過激的なはね上がりであるという理解しかなかったのですが、しかし、情熱といいますか税理士業務に対する危機感というものについては見るべきものがあります。

具体的に申しますと、最近の理事会では、いわゆる法人会の記帳指導、記帳代行の問題につきましては、職域侵害論ときめつけているわけです。それは商法改正における彼らの考え方の危機意識に根ざしているのだろうと思うのです。いろいろ問題はあるにしても税理士業務を守ろう、または税理士業務を発展させていこうという情熱はある、それに対して、その悪いところをチェックする機能をわれわれがほんとうに持っているかどうか。その点を、今後いろいろみなさんに教えていただいたり、情報の交換をしながら進んでいきませんと、第一税理士協議会の今の理想論は絵にかいたモチになって、いつまでも会員にしみ通らないのではないかと、私このところ痛感しているわけです。

理想論はけっこうですが、現実的な会員獲得につなげるためには現在の税理士会の実態をもう少し分析して、われわれの目標は何かそのためにはどうするかという具体策を樹てるべきではないでしょうか。

第一税理士協議会の反省

倉田　テーマの〝第一税理士協議会の進路をどうするか〟は、むしろ会長さん、副会長さんのご意見を伺いにきたということが本音です。ただ私は別の側面から、一会員として、あるいは「第一税協」の弘報委員「東京CPAニュース」のニュース委員という立場でいろいろ接触面も多いので、私なりに感じている点を率直に二、三申し上げて、どういうふうに第一税理士協議会を盛り上げるか、きょうの座談会も、本会の現状が何となくパッとしない、何とかしなければならないじゃあないかという気持を、その材料をこの座談会で引き出そうというのが目的であると思います。

具体的な矛盾点といいますか、一会員としてわからない点があるので、それをちょっと申し上げたいと思います。

第一税理士協議会は税理士会を正常化するという。現在もそうですが公認会計士の兼業者をはじき出したという税理士会特有な空気の中で、われわれは悩んできたわけで、その中で自然との第一税理士協議会というものが発生した。これは必然性があったでしょう。

正常化は旗じるしの一つでありますが、正常化していくというのは中で正常化していくというのかそれとも、そういう連中とは同調できないからわれわれは別の集団を作ろというのか、この二つについて私なりの疑問を持つのです。

正常化するならば、われわれのような兼業者でなくたって正常化をしたいと切望しているのです。公認会計士でなくても良識を持った、われわれが十分に評価できるようなりっぱな税理士がたくさんいるのです。第一税理士協議会が本来の正常化をアクティブにやるためには、こういう人たちと一緒にならなければ実を結ばないのではないか。正常化のパワーを強くするためには、現状では弱い。

一局複数会制にして別の税理士会を作ろうという。これも発想としてはよく理解できます。しかし具体的に申し上げますと、私の税理士会の所属するところは西新井という新しい、しかも非常に青年税理士諸君の強力な所でございまして、そこには、六十何名の会員のうち私ども二人、二人しか兼業者はおりません。こういう環境の中で新しい税理士会を作った場合、お役所ベースでまいりますとたった二人きりの会では、地元の税務官署との窓口と噛み合いにくい。

会長や、副会長ら役員さんたちが具体的に、そういった時のわれわれの立場なり、やり方なりを分析なさって、実感的にそこらへんを十分にご検討なさっているのだろうかという素朴な疑問があるわけです。

通知公認会計士会を作ったというのは通知公認会計士というのは、ともかくそういうことを覚悟の上で、今いましたことを乗り越えてやっているようです。

そのように、正常化とか、一局複数会制を作るという二つの柱が理論的にはよく理解ができるのだが、具体的な面では危惧をいだく方々がいらっしゃる。そういう実情というものを率直に謙虚に、現状をよく把握して、その上で本会の存立なり、進路なり、目標なりを樹てませんと、確かに低調になる必然がある。

長坂副会長の進軍ラッパ的な元気のいいお話を伺って心強い一面別の側面から見ると、そのようにはなかなかいきかねる。そこにある根本的なそういうジレンマを解消していかないと、やはり第一税理士協議会は強力化していかないという体質を持っている集団であると私は危惧している一人です。わが会の性格をもう一回見直してそれぞれそこのテーマ通り、見直してやっていかなければ、活発な団体に育っていかないのではないか。会長の目のまえで恐縮なのですが、末端の会員としてはそのように思っています。

公認会計士以外の入会者を！

中西　みなさんのおっしゃった、第一税理士協議会はどっちに属するのか、いわゆる税理士会の内部の任意団体か、あるいは公認会計士協会内部の組織としてのものか。これは非常に重大だと思います。税理士会内部の一派なら、桜会とかいうものと変わりがないし、そうしますと将来、一局複数会制を持ってくる根拠にはなりにくい。公認会計士会の組織の中の一つの機関だとなれば、一局複数会を主張するだけの根拠が出てくると思います。ですから、ここをはっきりしていただかなければならないと思います。

単に、税理士会の正常化とおっしゃいますけれど、正常化がすんだらどうなるのか、目標がすんだらそのままでいいのではないか、そうすると、本会は批判勢力としてあっただけで、将来のもう一つの柱に向かってはいかないのではないかということになりますので、そこを考えていただきたい。

一局複数会制というのは、言うは簡単ですが、これはなかなかできません。先ほど、岩崎さんがおっしゃったように非常にむずかしい問題がある。しかし、現在関係当局のほうの考え方はどういうふうになってきているかということを振り返ってみると、もうぼつぼつ分割してもいいのではないかという意向になってきている。しかし、そこに一つの条件が出たわけです。ただ単に分割してしまうだけでは何にもならない。もう少しまともなものが作り上げられなければならない。

そこで、第一税理士協議会でいちばん問題になるのは、公認会計士以外は入会していない。これが一番カンになってきた。要するに志を同じくする税理士が大いに入ってこなければ、これは複数会制を認める価値がないわけです。税理士会というものを認めるからには、税理士という立場で、公認会計士であろうと、婦人であろうとあるいは税理士だけしかなかろうと同じ立場で入れなければだめでこれが一つの条件である。その点を考えて、対処していただきたい。

先ほど松本さんがおっしゃった通知の問題ですが、立法の時の裏話というものが、ほんとうのところ何であるかというと、これは監査で食べている公認会計士が、たまたま税務問題が出た場合に、税理士に登録することはないではないか、それでは便法としてこれをつくろうではないかというのが、あれの発端なのです。

そういうものだけをよりどころにしてがんばるということ自体、第一税理士協議会として、これから理想を掲げて進んでいく上においては非常にマイナスになると思います。目的は最後には同じですけれども。

公認会計士だけで税務関係ができるならばいちばん理想論ですがしかし、一足飛びにそこまではまいりません。それならば、ワンステップおかなければならない。公認会計士業務が主体になって、志を同じくする第一税理士協議会というものが税理士会員になった。その中に立って初めて、今度は公認会計士というのはこうしてもらいたいという運動にならなければならないと思います。

ただ理想を掲げて騒ぐだけならば事は簡単ですが、やはり、ある程度実現をしていかなければいけないということを踏まえていくならば、法の解釈だとかそういうへ理屈をいっている時代ではない。そういう点を考えていただきたいと思います。

現在、私のほうの支部でもどういう問題があるかといいますと、税理士会と公認会計士資格を持っている者と何ら軋轢はない。非常に仲がよい。第一税理士協議会が将来複数会制になるのはけっこうだけれど、一局複数になった場合おれたちは両方に入るという考えが非常に強い。というのは、支部の内部で軋轢を起こしてけんかをすることはないではないか。

現在、私の蒲田支部では、公認会計士資格を持っている者のほうが勢力が強い。人数はごくわずかですが、そういう方たちが歴代、支部長などをやってきている。そういう方たちの意見を非常に尊重して、うまく運営されている。そこに、何も波風たてる必要はないのではないかという考えも一つあるわけです。そこらへんの兼ね合いをどうするかということも十分お考え願いたいと思います。

司会　要するに〝通知〟問題に象徴される法律上の問題、商法改正の問題、税理士法改正の問題と、われわれの周囲には多々問題点がございます。それらについて、本会の執行部と弘報委員の諸先生からそれぞれの見解を伺ったわけです。さて、その論議に統一点があるかこれから各論を論じて、次号に掲載したいと存じます。

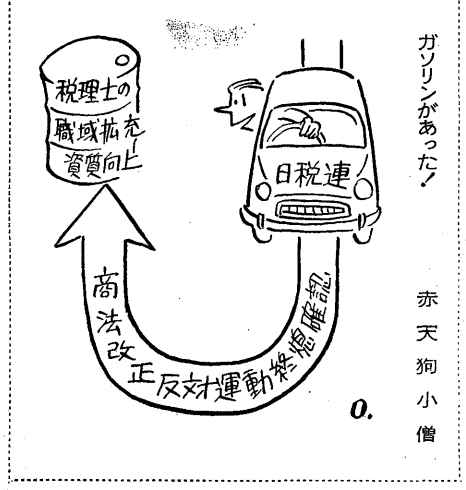

本紙に対する原稿を！

今月号・来月号掲載の座談会「第一税理士協議会の新しい進路」をご覧頂きますと、第一税理士協議会の在来における役割が理解できると思います。当「第一税協」は会員・一般購読者の皆様から原稿を募集しています。何卒、率直な忌憚のないお寄せ頂き、本紙の資質向上に一助をお願い致します。

本紙に対する企画を！

「第一税協」は、既に二十八号を発行しておりますが、来年からは多くの会員の皆様からの意見を聞きより一層の向上を目指し、税理士会の御意見番としてやってゆきたいと思います。斬新な構想・ユニークな企画等を、どしどし編集局までお寄せ頂き、本紙の資質向上に一層の御意見番としてをお願い致します。

横浜のビジネスセンターにあなたの事務所を！

●商店街・ビル街の中心部。
●国鉄関内駅へ徒歩8分。地下鉄伊勢佐木長者町へ徒歩4分。
●ビジネスセンターとして、横浜―伊勢佐木長者町（地下鉄）50年開通により価値は、ますます増大。
●ホテル並みの機能性を備えた環境。
●750万円～2,160万円のお買得な価格。

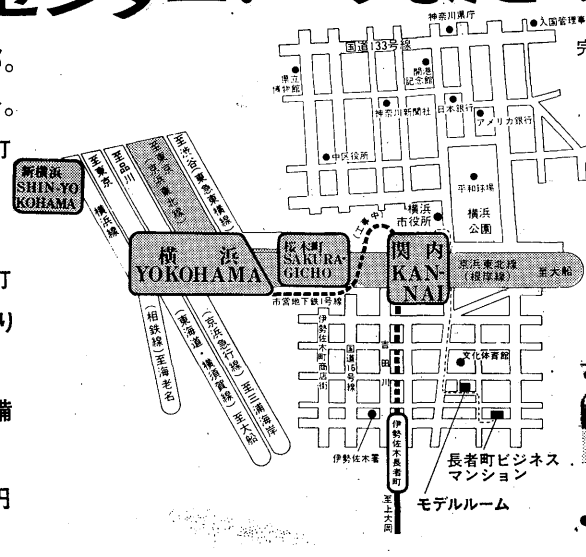

完成予想図

長者町ビジネスマンション

建築概要●所在地／神奈川県横浜市中区長者町2丁目5番5号●交通／国鉄根岸線〈関内駅〉下車徒歩8分・市営地下鉄1号線〈伊勢佐木長者町〉下車徒歩4分●戸数／住居：147戸・事務所：15室・店舗：2戸●価格／住居：750万円(5戸)～1,100万円台(51戸)～1,500万円(1戸)事務所：1,360万円(1戸)～2,100万円台(6戸)～2,160万円(2戸)店舗：3,280万円・3,320万円●専有面積／住居：24.11㎡～47.61㎡(バルコニーを含まず)事務所：46.48㎡～78.69㎡店舗：95.44㎡・98.15㎡●構造／鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)●階数／地下1階、地上11階、塔屋2階●敷地面積／897.86㎡●建築面積／824.22㎡●建築延面積／8,856.42㎡●権利関係／第三者の権利関係なし、分譲後専有面積割合による所有権(共有)●管理費／住居：月額3,290円～6,480円事務所：月額12,660円～21,420円店舗：月額28,010円・28,800円●前金保証機関／中央信託銀行本店●完成予定日／昭和50年3月末日●建築確認番号／第47中1017号●設計・施工／(株)松村組東京支店●有効期限／昭和49年3月末日

〔住宅ローン〕●取扱／中央信託銀行本店●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利9.12%(生保付)●返済方法／(1)元利均等月賦返済、(2)(1)に元利均等半年賦返済●取扱／大成火災海上保険●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利8.4%～9.0%(生保付)●返済方法／(1)元利均等月賦償還、(2)(1)に元利均等半年賦償還＊いずれも、住宅ローン保証保険にご加入いただき保険料はお客様のご負担とします。(利率は金融情勢により変更する場合があります。)

モデルルーム☎(045)662-7201にて
好評分譲受付中
●申込金10万円と印鑑をご持参ください。
●営業時間：午前10時～午後5時(水曜定休日)。

東京都知事免許(3)第332号　社団法人不動産協会会員
●売主　日本中央地所株式会社
〒103 東京都中央区日本橋一丁目5-3電話03(271)2641(代)

●お問合せ先　販売受託(代理)
建設大臣届出第7号　社団法人不動産協会会員
中央信託銀行不動産部
〒104 東京都中央区京橋1-3 電話03(567)1451(大代)

資料請求券
長者町ビジネスマンション
第一税協

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和49年1月15日　（火曜日）　第29号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3―12―2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部 50円 年極500円）

目次

第一頁　新年の挨拶
第二頁　座談会／（続）第一税理士協議会の新しい進路
第三頁
第四頁　年賀挨拶

年頭所感

日本税理士会連合会 会長　添田正夫

新年おめでとうございます。

昭和四十九年も、第一税理士協議会の皆様にとって、ご健康でご繁栄の年でありますようお慶申上げるものであります。

かえりみますと、昨年のわが国経済は、高度成長政策のもとに国際発展を遂げたかにみえましたが成長政策のハネ返りが、かえって国内的にはインフレを助長し、諸物価の急騰に拍車をかけることとなり、加えて、中近東諸国の政策的影響下に、昨年来深刻な石油危機を告げるに至っております。資源不足、物価の高騰、エネルギー源不足等企業活動の停滞と国民生活の圧迫をもたらす要因は、一朝一夕には解消されそうもありませんから、本年のわが国経済の先行きには明るい期待は寄せられそうもありません。

したがって、本年は、政府において抜本的総合的な物価対策や資源確保措置が真剣に講ぜられるよう、強く望まれるところであります。また、税制面において、給与所得者の減税はもちろん、低所得事業者や中小企業者に対する減税措置や税制上の優先的配慮はぜひとも望みたいところであります。

ところで、わが日税連の昨年は役員交替が行なわれ、わたくしが全国会員の信託をうけ、木村前会長の路線を引き継ぐこととなりましたが、商法問題はじめ税理士法改正対策、小企業納税者対策などひき続き解決を要する重要懸案に税理士制度と業界発展のために一層の努力を尽したいと存じます。

第一に、商法問題でありますが商法改正三法案は、昨年七月三日衆議院において、十項目の附帯決議を付して法案の一部修正をみることとなり、すでに木村前会長の当時に税理士業界はこの修正を了として反対運動を終熄いたしましたが、その決断にともなう諸対策は十月の理事会の承認するところとなりました。したがって、今後は、税理士と公認会計士との職域上の特別利害関係を明確にすることの要望運動を中心に、附帯決議が関係諸法令に明文化されるよう国会、関係当局へ働きかけて行くこととなりましょう。

第二は、税理士法改正対策であります。昨年は、税理士法改正基本要綱をもとに「税理士法改正要望書」をとりまとめ、これを国会や関係各方面に提出するなど、もっぱら改正促進のためのPRに努めてきました。本年は、さらに一歩を進め、国会ならびに関係方面との隔意なき意見交換、調整等を図り、早期改正実現への地がため を行ないたいと考えます。

第三に、小企業納税者に対する税務指導対策があります。わたくしどもは、税務業務に対する税理士の独占性、公共性にかんがみ、採算ベースとは離れた積極的な職能の提供を税理士の社会的責任の一環として果たして行かなければならず、本年は全国の低所得者、零細企業者の指導、援助対策に、税理士会と会員税理士挙げて取組む積極的な態勢を是非確立したい所存であります。なお、税制ならびに税務行政の合理的改善等を目途とした意見の公表、政府、国会等への建議や、会員税理士の資質向上のための指導等も昨年にひき続き業界の課題であります。

新春にあたり

東京税理士会副会長　久保村得治郎

まず、先輩並びに会員諸氏の益々のご健勝とご発展を心からお祈り申し上げます。本年は寅年生まれの私にとっては、心を新たに新春を迎えたわけであります。

東京税理士会は七千八百余名のマンモス会となりましたが、創草期のころを顧りみますと、実に余多の諸問題がその都度起こりました。これらに対しましては、先輩諸氏の適切なる処置と決断によって、会の志向を誤らず現在に至ったことは、私どもとして心から敬意を表する次第です。

ところで、本年に持ち越された問題としては、まず商法改正案であります。これについては、既に昨年の通常国会の衆議院段階において、時の日税連木村会長の決断に依り日税連のこの問題に対する態度は決定したのでありますが、参議院段階において、会長決断に反対する一部の運動等のために、恰も税理士会は二つあるかの如き印象を国会方面に与えたことは、今後日税連がその実現を企図する税理士法改正案に大きな影響を与えずにはおかないと思います。

既に日税連ではこの問題に取り組んでから八年、数億の貴重な会費を投入したことからしても、今やこれを原点に戻すことはできずこの時こそ、大いに考えるべきではありませんか。

次に、税理士法改正案の法案化の運動ですが、日税連で先に決定した要綱案については、ここでとやかく述べたくはありません。しかし要綱案は確かに、税理士の未来像としては一応肯定できますのでそれなら各単位会において、少なくとも大多数の意見を結集したものにして貰いたかったということであります。

われわれが最初から疑問視したのに強行された訴訟代理権が何時の間にか、関係団体との一回の接渉でその非を悟り、出廷陳述権に変更したように、その他内容に種々の疑問点があることは否定できないと思われます。

先の税理士法改正案の廃案以来既に十年、またまた、関係方面から四面楚歌と批判されているような要綱案の実現運動では、今後、徒らに巨額の会費を費消しかねないとの悲観論も相当多いと聞きます。早期に実現を希望するためにし合いの上で、実現可能で分から取上げるべきであると思います。

やはり、税理士業務遂行上の諸問題を第一義とすべきではないかと考えます。

次に、小規模納税者の税務指導対策ですが、一部には、税理士が行なうより税務当局が行なうべきとの意見もありますが、しかしわれわれは、税務行政の一端をになっていることを忘れてはならないのです。既に青色申告会、商工会議所、商工会その他法人関係の団体等の積極的行動に依って、税理士業務の職域が、〝朝に一城を……、夕に一城を……〟となることを恐れているのであります。

最後に、会務の運営でありますしかしながら、これら税理士業界の多面的事業の遂行も、皆様の深いご理解とご支援がなくては到底不可能であります。

年頭にあたり、本年も税理士業界に対する皆様方の一層のご理解とご支援とご鞭撻をお願い申し上げて所感の一端といたします。

今年こそ！

第一税理士協議会会長　岡崎寿士

新年おめでとうございます。

年頭の所感は、いつでも、だれでも「今年こそは」と意欲を燃やすものですが、光陰は矢の如く、いつのまにか歳月は流れ、ともすると満足すべき実績が得られないまま過ぎ去ってしまいがちです。

とくに昨年は、物価高騰によるインフレ、加えて石油危機が油を注ぎ、自失のうちに過ぎ去ってしまいました。

それはまた、物に対しお金に対して軽視の風潮を招来し、何億円という銀行職員による使い込みを始めとし、公害、火災等による人命の喪失、道義の廃退等々、まったく世の中が狂ってしまったような様相をもたらしました。

このような環境の中にあって、わが第一税理士協議会はその旗印である税理士会の正常化につき、ひたすら最善の努力を傾注してきました。

とくに税理士会の役員選挙においては正常化を標榜する候補者を全力を尽して応援し、おおむねその目的を達したのであります。しかし、正常化の道は険しく、新役員によりその曙光はみられるものの、今なお〝反体制派〟の蠢動は根強く、正常化が軌道に乗ったとはいい難いものがあります。むしろこれからであります。

また、一局複数会制についてはその基本となる会員の意思を表明した署名も相当数得ているのでありますが、これが関係方面への請願に最も効果的なタイミングを考慮し待機している状態です。

さらに、商法改正反対運動も、日本税理士会連合会では終止符を打ったのでありますが、税政連では今なお反対を展開しています。商法改正案の国会通過は時間の問題と予想されながら、未だ楽観を許さない状況であります。なお税政連では世論の反対にもかかわらず商法改正反対に上のせして税理士法改正実現へ、数を力として猪突猛進しようとしています。

以上のような状況下でありますから、申すまでもなく、わが第一税理士協議会の果たすべき役割は極めて重要なのであります。それだけにわが会を強力に支持されている会員からわが会の活動に積極性と果敢さが欠けているとの批判もあり、われわれ執行部は、このような忠告に対し謙虚に反省し、七四年の年頭に当たり想を新たにしてその組織の充実強化をはかりと念じている次第であります。

何といっても、税理士会の正常化は究極において二局複数会制の実現以外に方策はないとの確信のもとに「今年こそ」強力にその運動を推進することであります。それわれわれ税理士は一日も早く税理士会の正常化をはかり、その業務を通じて会員税理士の福祉に貢献し、社会の進運に寄与いたしましょう。

終わりに臨み、心から会員の皆様の御健康と御繁栄をお祈りし、私の御挨拶といたします。

どうか、わが会の会員は勿論、未加入の方々も是非わが会の趣旨に賛同せられ、その運動にご協力下さらんことをお願いする次第です。政治に経済に未曽有の激動の今年であるからこそ、われわれ税理士会員税理士の福祉に貢献し、社会の進運に寄与いたしましょう。

終わりに臨み、心から会員の皆様の御健康と御繁栄をお祈りし、私の御挨拶といたします。

年頭雑感

近畿税務研究会 会長　高田正康

昭和四十九年の新春が明けた。年頭に当り、あまりにも激しい時代の変化に改めて驚かざるを得ない。昭和四十八年の年頭では、日本経済の累積した貿易黒字の問題、円の再切り上げ等が課題であった。GNP世界第三位の日本は経済大国といわれ、対米貿易のアンバランスに関心を集めていた。それが一年たった今日では、日本は石油危機によって、生産事業のエネルギー源に大きな不安を生みアラブ側の日本に対する制限が緩和されても、なお重油価格の二倍以上でおびやかされることになった。国内に潜在していたインフレ傾向は、このため急に拡大して、商品の買い占め騒ぎが色々な商品分野に突如として捲き起るという異常な不安感を抱く人々によって経済は動かされ、インフレは増進しつつある。昨年年初に経済大国を誇った日本は、今年年初は国内インフレの克服策を打出すことが緊要事となったのである。財政投融資は延期され、予算も縮少し、金融も引締められ、高度成長政策に大きな歯止めがかけられることになった。経済成長が止まるとすれば、不況の時代が来ることは当然であるとせねばならない。

第一次世界大戦後のあの大不況は、世界の人々には忘れ得ない苦しい体験であった。一九三〇年代のあの苦痛を忘れない各国は、今次大戦後は近代経済学の知能を動員して、需給の調整をはかり、人為的な需要を作り、政府も一体となって、世界不況・恐慌を防ぎ得たのではなかったか。

ともあれ本年は寅の年である。古来虎は珍獣とされ、千里の藪を往き漫ると称せられ、豪気果敢の表徴とされ縁起の良い強気のものとされている。今年の虎は、経済の不安の藪を早く往って還ってきて、元の安泰に収まってもらいたいものである。

わが業界も、昭和四十九年は職業会計人関ケ原の年である。難行している監査制度の改正は実現するに相違ないが、協会本部として早急に解決すべき受入態勢の整備並びに監査配分の問題がある。監査偏在の弊を是正すべき唯一の好機であるとともに連結財務諸表実施による監査集中の問題も抬頭してくる卑近な重大問題があることを予知し、これが対策をいち早く樹立すべきである。

なお我々には重要業務として税務がある。税務業務は税理士会に入会していなければ、原則としてその業務ができないという間接強制加入制度であるから我々は一応税理士会に所属せねばならないが通知公認会計士制度によって、取扱う税務を事前に所轄国税局に申出ておくことにより、税理士会に所属することを免れるという特権がある。協会はこの制度を本年度重点施策として打出している。しかし、税務を行なうものの地域的事情、業務遂行上の便宜等で一挙に通知制度で押し通せない特殊事情もある。協会は会員のためにあるものだから重点施策を無理に強行して会員を犠牲にしてはならない。会員は業務の遂行に不便や支障を来たしてまで選択の自由を曲げられることはなかろう。これは重点施策以前の問題として解決すべきではなかろうか。

ただ、我々の行なう税務は会計業務の専門家として、単なる税務書類以上の価値を持つべきであって、我々の監査が信憑性の高いものであると同様に、我々の税務書類は納税者である委嘱者にも一段と信頼度の高いものでなければならない。同時に税務官公署にも信憑性の高いものであることを要し我々の真面目な努力に負う所が大きい。けだし、我々の力で世間の信用を獲得し、社会的地位の向上を目ざすべきものであると痛感して止まない次第である。

苦難と試練の年初に譲んで各位のご健闘とご多幸を祈念します。

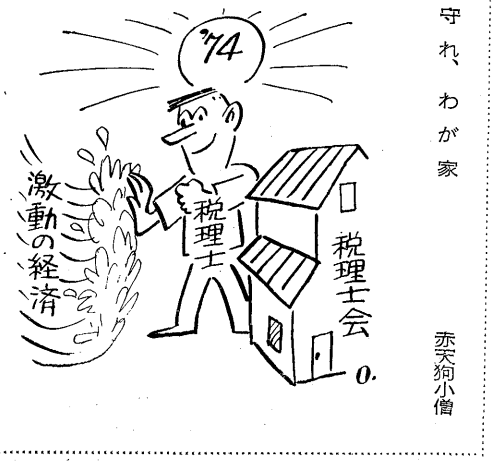

守れ、わが家　赤天狗小僧

この座談会は、本紙十二月号における同題座談会の続編をなすものである。前号では各出席者からそれぞれ本会の方向づけやあるべき姿、全国連合会にまで発展させるべき等々の抱負や経倫をお伺いし、本号では、それらにおける問題点を討論していただいた。そこでは本会の真の目的と活動の具体的あり方のモーメントがあきらかにされており、座談会はいよいよ核心に迫っている感がある。

新しい進路（続）

商法改正促進を 主目的として出発

司会 前号でみなさんから、第一税理士協議会運営の抱負のようなものを、それぞれ忌憚なく伺ったわけですが、これから本会のかかえる問題点の各論のようなものを伺い、本会のこれからの進路を探りたいと思いますが、いかがでしょう。

岩崎 まず、なぜ第一税理士協議会というものを作ったかということを考えてみましょう。

当時、われわれは税理士会の支部長などをしておったが、その時にたまたま商法の改正問題が出てきた。

そして、商法改正の反対運動を税理士会が始めた。商法改正賛成の税理士たるわれわれを時の執行部は邪魔もの扱いにする。とんでもないことです。税理士会の中に商法改正賛成の税理士がいるということを内外に明らかにしようではないかということで、一つ自由に主張できる会を作ろうと、発足したものであったと思うのです。つまり税理士会をどこかでチェックする必要性があったわけです。

それでは、商法が改正されてしまえば第一税理士協議会の目的はそれで終わりかという議論も出てくると思うのですが、商法監査の次には建設会社の監査の問題とか、具体的に学校監査式のものが、将来次々と出てくる。今後とも本会の使命は続くのではなかろうか。そういうことで、あまり抽象的なことや理想ばかりに走ったわけではないんです。

それにしても一局複数会というものなどもあまり理論的でないではないかという議論もあるようですが、前述のような必要性があって本会は出発したものなのですから、協会の中の一つの組織としてみるとかというようなことは、今後の一つの理論体系として作り得るとしても、さしあたり当時は商法改正を税理士としていかに推進するかということに主眼があったのです。

第一税理士協議会というものが桜友会的なものではないかという議論もありますが、もし税理士会の商法改正反対運動を内部からチェックするという本会がなかったら、商法改正反対はすべての税理士の意見ということになって或いは木村前会長の商法改正反対運動は収束宣言というものは出て来なかったのではないか。今の現状は参議院で継続審議という段階ですがいずれにしろそういうことで、税理士会の反対議論をある程度おさえ得たのは第一税理士協議会というものに負うところが大だった。

そういう面でご理解を願っておかないといけないし、あまり理論に走る必要はないのではないか。

松木 その意味では、さきほどの第一税理士協議会が、公認会計士の中の団体か、または税理士会の中の団体かという問題ですが、確かに公認会計士協会の中の一つの団体として考えられないことはないと思うのですが、やはり税理士会の中の団体だという筋を通すべきだと思います。といって、公認会計士たる税理士の団体であることも事実ですから、さきほど出た予算の問題なんかは少し考えて頂きたいと思っているわけです。

税理士会の正常化という問題がありますが、これは、正常化というものは非常に抽象的なことばですから、立場によって違ってくると思うのです。われわれは、われわれとしての正常化を考えるわけですが、現状としては、一つの正常化としての役割を果たしつつあると思うのです。今後も別の意味で果たさなければならないことがあるかも知れません。

通知公認会計士会との問題ですが、理論に走りすぎるとおっしゃるかもしれませんが、一応一つの筋として、通知というのはわれわれの当然にやってしかるべきものだと思うのです。かりに、監査が一つもなくても通知で税務業務をやって生計を立てている人も、現状ではいるわけです。また、できると思うのです。

こういうものは、あまり後退した理論を展開することは、非常にマイナス面がありますので、そういう意味で、筋としては公認会計士というのは税務業務は当然中に入っているという考え方を持っていいと思います。

〝通知〟と車の両輪となって

長坂 これは各論になるかどうか知れませんが、われわれの第一税理士協議会の運営の問題として会員の問題で、いわゆる公認会計士以外は門戸を閉じているのだという話題が出ていますが、これは岡崎会長も総会や常務理事会などの席上でしばしば話しているのですが、時期がきた場合には門戸を開放して、同志を糾合するのだといっている。

だから、公認会計士だけのグループではない、単業の税理士のみなさんも同じ志のある人はどうか入っていただきたいとしている。それにはタイミングがあるから、そのタイミングをはかってやらなければいけないのではないかということもしばしば会長も声明しておられます。そのタイミングを今度の役員会でいつやるかということはいずれ議題にのぼることだろうと思いますので、その点ご了解いただきたいと思います。

正常化の問題は、これは抽象的なことばで、松木さんもおっしゃったように非常にむずかしいことだと思います。ですが、浅見さんのいったように、われわれは、やはり税理士会の現執行部に入っているわれわれの同業者の人たちをお呼びして、横の連絡といいますか、同業者間の税理士会に対する情報の収集、これはわれわれ執行部としてはやらなければいけないと反省させられたと思います。

そういう点では、われわれが強力に推した久保村副会長もおられることだし、われわれと志を同じくする大ぜいの常務理事も税理士会のなかにはおられることですから、そういう方たちにしばしば集まっていただき、そして分析をしていただいて、第一税理士協議会の正常化の展開はどこに持っていくかということをともに勉強しなければいけないと思います。

もう一つ、しばしば問題になることは通知問題ですが、今、松木さんもおっしゃいましたが、これは当然の権利ですからおやりになっていただく。

これについては協会通知担当常務理事の岩井さんがよくいっていることですが、税理士法改正の問題が浮上した時に実態調査をした場合、もし通知制度を利用している人が少なければそれ見ろ、必要ないじゃないかというふうに切られる率が多いから、折角の既得権は行使しなければならぬ、というのですね。これは私、そういう理論も成り立つと思うのです。ですから、岩井さんは、なるべく多くの公認会計士が、今度税理士法改正問題が出てくるまえに通知に切り換わっていていただくと、こんなにおおぜい公認会計士会では通知になっている。だからこの制度は大いに活用されているのだということを立証する意味において、どうしても人数がほしいのだとさらに強調されていますが、これは一つの論法でもあるだろうと思います。

そういう点でも、別に通知と第一税理士協議会がけんか離反しているわけでもありませんし、両輪のごとく歩み寄ってやっているわけですから、法律上の特権について、われわれは大いに主張すべきだと考えています。

岩崎 税理士法改正問題では公認会計士会は何でもかんでも反対するというような誤解はないか。

われわれが反対するのはただわれわれの職域に障害をきたすような、あたかも会計監査業務も含めるような、そして外濠をうめるような考え方があれば、それには反対なのであって、この点については、もうすでに公認会計士協会として反対の決定をしています。だから、全部反対するのではなく、必要なことは大いに改正してもらっていいわけです。

長坂 第一税理士協議会もその点は特別委員会を作って、反対の態度を発表しています。かって本紙に発表した趣旨につきるわけです。

片方をはずすな　赤天狗小僧

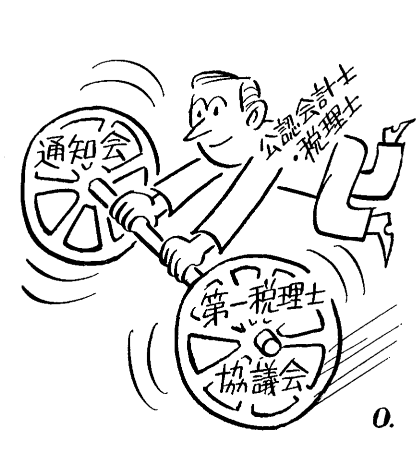

正常化のなかから複数制も

岡崎 先ほど長坂さんが触れた件ですが、第一税理士協議会が一局複数会制による会になった場合それは公認会計士のみで組織するのではない。公認会計士だけでなく、専業税理士の人も趣旨に賛成する人は入って頂こうではないかという方針ははっきりしています。ところが、その運動を展開する上に、やはり結束力がなければいけないというので、現在は公認会計士だけに絞ってやっているわけですが、将来、一局複数会制が実現すれば、当然公認会計士だけでは許可にならないと思います。

中西 これは、監督官庁でははっきりいっています。なぜ、単業の税理士も入れてやることをしないのだ。門戸開放しなければ、絶対許可しない、とね。

そして、なぜ、君ら第一税理士協議会を作りながら割りきれないのだ、とハッパをかける人もある。

もう一つは、その時の地固めのために第一税理士協議会として有益な研修会をやれともいってますね。ここまでのことをやっているんだ、だからもう一本立ちできますよという力を発揮しなさいというんですね。

岡崎 とにかく、一般の専業の人も趣旨に賛成の場合は本会に入って頂きたいと思います。

それから、正常化が進んでいけば一局複数会制は必要ないじゃないかという議論が確かに成り立つと思うんです。役所のほうにもそういう意見をいう人がいる。税理士を正常化するんなら、その正常な税理士会から何も別れることはないではないか。

ところが、公認会計士と税理士がものすごくけんかしている最中に一局複数会制が通るかというとそうではない。やはり、正常化をはかった上でないと、一局複数会制の実現はむずかしい。そういう意味でご理解願いたい。

中西 役所の問題としては、複数制を認めようという腹の底は何かというと大きな会で意見がマチマチであれば監督はしにくい。官僚統制をねらうのに小さくしたほうがやりやすいということがあるかも知れませんな。それに乗るのがいいのか、悪いのかという問題も別にあると思います。

岩崎 東京税理士会はあまりにも数がおおすぎるものね。

中西 今のままではどうにも手がつけられない。だから半分に割ってしまえ。人数が少なければまともな考え方も出てくるだろう。

岩崎 だいたい、今三つ考えられているのではないかな。公認会計士を中心としたものと桜友会を中心としたものと既存のものと。

岡崎 次に浅見さんや長坂さんがおっしゃった件ですが、税理士会の中にいる公認会計士の役員、主としてそういう人と常に横の連絡をとれということですが、今までも、久保村さんあたりにきてもらって、様子は聞いていたんですが、やはり、久保村さんだけでなしに、現職の税理士会の理事や支部長と一緒に意見交換するということは非常に重要なことで、実は隔月ぐらいにやろうといっていたのですが、選挙だとかいろいろなことで今のところ延びていますけれども、これは、隔月ぐらいに集まってもらって意見の交換をやろうと思っています。

第一税理士協議会の必要性

中西 先だって、うちのほうで第一税理士協議会の会合をやったのですが、その席上で出たことばは、「もう〝第一税協〟新聞だけならば、第一税理士協議会はいらないのじゃあないか」ということです。そういうことばがはっきり出ている。「もうぼつぼつ、第一税理士協議会は解散しようじゃあないか。必要ないよ。税理士会も波が静かになって、まともな連中が役員に出てくるならば、いいたいこと言ってピシピシやればいいんだから、必要ないよ」と極論する人もいる。

さきほども倉田さんがおっしゃったように、部会へ帰れば、けんかしている所もあれば、仲のよい所もある。けんかしているところは別だといいたくなりますが、仲のよいところは夫婦別れさせるようなものですよ。させることもなかろうということもある。ここは一つじっくり考えていただかなければならない。本会をどういうふうにもっていくかということ。これは一番だいじだと思うのです。

浅見 私は、一局複数会というのは、正常化が完全に達成されると複数にならざるを得ないように思うんですが。中西さんのおっしゃっていることが、一年か二年後に複数会になるということを前提とすると、どういうことになるか。それ以前の問題として、今第一税理士協議会は税理士会内部にある団体である。その主旨に賛同する者は同志であるということになりますと、その間の意思の疎通だとか、人間関係とか、そういうものが非常に大事になって、それが同志のグループになって、二つになっていくというのが自然の姿だろう。よくお互いに意思の疎通をやっていきますと、税理士会内部に非常に優秀な良識のある同志はたくさんいる。正常化を考えている人は多数いる。しかし、その方々はおとなしい、積極的に発言の場がない。積極的に発言の場があるのはどうしても過激グループになってしまう。

ですから、たとえば青年税理士会の中にも非常に温厚な良識ある人たちがたくさんいる。大多数がそうだといっても過言ではない。専業の中でもそうであろう。

しかし、それを阻害しているのは〝人事〟というものであって、発言の強い、ある意味では情熱的だといえる人たちが出ていっていいにつけ、わるいにつけ強くリードし一般の人と遊離した存在になっていく。ですから、私は複数会とか、正常化の当然のステップとしてお互いの認識を深めるというか、実態を知ることが必要だと思います。

久保村さんの副会長、またはほかの常務理事がわれわれの中からそうとう数出ていますが、そういう方たちが、たとえば会合を開いても、なかなかお忙しくて出てもらえないで困るんです。いま理事会で発言しているのは、野党である過激グループと称せられる人たちがほとんどで、添田執行部を批判する。これがどんどん進みますと、その意見が強くなる。実に熱心ですからね。

中間的な人たちはおおむね引きずられている。引きずられているからといって、その人たちとまったく同調ではなく、良識ある人たちがたくさんいる。これを糾合していくといい存在になるし、正常化も達成できる。

添田さんが二選したから、三選されたからそれでいいというものではない。

それから添田さん自体にも反省すべき点がある。ことに人事の面についてですね。これは私だけの考えではなく、一般のいわゆる良識あると思われる人たちの意見を聞いても同じだったのですが、たとえば常務理事を二十三名指名した。これが全部〝添田派〟とでも目される人たちなのです。反対派を入れていない。それについては、私どももそう考えない。反対の人たちが入っていてもいいじゃありませんか。たくさんのグループがあるのだから、むしろ、そういう反対の人を何人か入れるべきだろうと思っているわけです。そういう進言は私は久保村先生にもしたし、添田会長にも会って話したこともある。

ほかの委員会についても、私はこういうふうにしたらいいのではないかということをちょっと進言しても、それは取り入れられないで、いわゆる〝一派独占〟的な傾向になってしまった。こういうことをすると次に会長になった人も、競争的にそういうことをするのではなかろうか。これは当然反対派から攻撃される材料になると思うのです。それでは過去において、たとえば〝溝田内閣〟がそういう良識ある運営をしたかというと、ご存知のようにまったく違うんですね。〝溝田内閣〟と〝添田内閣〟はまったく同じ轍を踏んでいる。これではだめなわけです。

そこで、もう少し大乗的に良識ある運営をしてくれれば、これはかっさいされるわけです。その時にある一歩が達成されるんでしょうけど、現在の税理士会はそうではない。

〝添田内閣〟にも言い分はあるでしょう。反対派を入れれば、常務理事会で決定がひっくり返って、何にも施策ができない。何か施策をするには一致団結した常務

（三頁へ続く）

出席者

第一税理士協議会長	岡崎寿士
同　副会長	岩崎守利
同　副会長	下田友吉
同　副会長	長坂利正
同広報部長（司会）	岡田一馬
同広報委員	浅見孝
同広報委員	倉田由次
同広報委員	中西豊平
同広報委員	松木正輝

（写真は、右より長坂、岩崎、下田、中西、岡田、倉田、松木、岡崎、浅見の各氏）

座談会　第一税理士協議会の活動

活火山にしよう！

司会　『第一税協』二十六号の「全員、税協たれ」という匿名記事についてどうお考えか、会長からお話しください。

岡崎　この記事はかなり痛いところを衝いているのではないんですか。またこの記事に反論があれば述べればいいのです。お互いに批判しあって向上したいと思います。

長坂　会員の声として、一私見を発表されてるんだから執行部として謙虚に耳を傾けたいですね。

岡崎　こういう意見を封じてはだめで、やはりいいたいことをみんなに言っていただいてね。私たちもそういう意見を十分吸収して今後の施策にうつすということなんです。もしもそのような会の運営に対する反対論がないのなら何もこんな座談会を開く必要はない。やはり、反対もあり、賛成もあっていいと思います。

岩崎　公認会計士制度を確立する先発隊として、第一税理士協議会の役割というものは今後とも大きいと思います。

今後、公認会計士の職域を充実させていく上で本会の存在は必要があるんだと大いに活動やPRをしていきたいですね。何か桜友会さんと同じような種類の会であると考えないで、公認会計士たる税理士にとってほかの団体とは違うのだということなんです。

中西　そのことを一般会員はわかっていない。だから今の状態では、第一税理士協議会は一体何をやってるんだ、ということになる。私は千人になったと思っていたんだが、千人ぼしいけれどもそれに満たなくても近く提出しようといっている。

長坂　私も早く出しましょうと先日会長に要望しました。

岩崎　いずれにしても第一税理士協議会のほんとうの考え方というものを新聞にはもちろん繰り返し強調しながら口コミでやってもらわなければしょうがない。新聞には書けないこともありますから

松木　書くと向うの材料になってしまう場合もある。

中西　それなら、もっとひんぱんに第一税理士協議会の理事会やら、支部長会議をやっていただかなければいけない。

長坂　色々と反省しています。

中西　反省だけじゃあだめで、実行しなくちゃあ。

岩崎　どうですか、ここで第一税理士協議会の綱領作成委員会でも発足させて、会としての理念や行動綱領などを作ってみたらどうですか。そして一局複数の請願運動も積極的にやってみて、その請願が取り上げられようが、あげられまいが、むしろ国会へ請願する。そして議員に専門に考えてもらう。そういう理念と行動をきめる委員会の発足を突破口に、もうぼつぼつこのへんで第一税理士協議会も火が噴いてもいいと思うんですよ。

中西　休火山じゃあいけないですよ

長坂　せめて一局複数会制促進委員会を作って専門にそれに取っ組んでもらう。外部的にも会員に対してもPRになるんじゃあないですかね。

岩崎　わたしらも協力しますから中西さんあたりが全面的にやってくださいよ。

司会　中西さんの抱負をあらためて…。

中西　私の見解は例の「全員、税協たれ」という投書とまったく同じです。

岩崎　それをわかってもらえるようにするのは、なかなかむずかしいところだけれどもやらなければならない。

中西　それがわからないから、不平、不満がすいぶんある。その例を一つ申し上げると、一局複数請願署名をやったでしょ。署名を集めておきながらその結果の報告がない。人をばかにしているという人さえある。そんなノン気でいいものなら、なぜあんなに急いで署名させたのだ。急いでとらせたんだからその必要があったのだろう。それなのに若し手も打っていないとするならば、おれたち会員を愚ろうしているのではなかろうか。それだったら第一税理士協議会は必要ないという意見が現に出ているのです。そういう意見が出るのも無理ないと思うんですよ。

岩崎　その点は会長も反省しとにかく、今の税理士会の改正案は絵にかいたモチなんですよ、しかもいつまでたってもあれだけしか前進しない。

倉田　どれも全部通らないと思うんだ。あんなことをやっていると。

岩崎　私は税理士法は現在のままでいいと思う。いったいどうしてそんなに力んで改正しようとするのか。たとえば完全に代理権をよこせという問題にしても、法政大学の法学部長の薬師寺さんに鑑定してもらったことがあるが、現在のままでいいではないかといいましたよ。

あれで、もし責任を持ったら、脱税が完全に代理人にくるといったらみんな処罰されますよ。片っ端しから更正を受けるんだからね

今の状態でいっこうにさしつかえない。いったい、どこがさしつかえあるのかと聞きたい。

倉田　私も同意見です。

岩崎　かつて安井誠氏が代理権をあげてもいいといったことがある。そのかわり税金も払ってくれ処罰もしますよという。税法を完全にマスターするわけにもいかんでしょう。

だから税理士法は現状でいいという理論なんだよ。

下田　とにかく、できるだけ早い機会に第一税理士協議会の理事会を開いて、商法改正問題や税理士法改正問題に対する本会の方針をあらためて樹立する必要があります。

税理士法は今のままでもよい

倉田　税理士会が税理士法を改正しようとしている中で、われわれどうしてもうなずけない点がたくさんありますが、その中で一番根本的なのは、われわれのこういう指導的な職業の格調の高い、大げさにいえば哲学的なことからいうと、例の中正な立場というのを否定していますね。

税理士会の改正要綱はあれを否定して、それでいて自分たちはあくまで政府につながってるような、御用税理士みたいな感覚があるのはいただけない。かと思うとわれわれはあくまで納税者を擁護するのだ。擁護するということは、なんでもかんでも税務行政というのは悪いことばかりしているのだと左がかっているようなことも言っている。ほんとの意味の中正を理解しないで中正を否定している感じがある。

私は納税者にも反省するところがまだたくさんあると思う。いい意味の納税思想を啓蒙していって、いい国民、いい納税者になってもらいたい。一面、今の税務行政そのものにも必ずしもわれわれ実務家から見ると末端をよくはあくしていない非現実的な、あるいはわれわれ専門家として当然批判していかなければいけないという制度上のジレンマもある。

そういう意味では、どちらのサイドにもつかず、政府のやっている税制に対しても、専門家として堂々と論陣を張るべきだし、納税者に対しても、間違っている逃げ方をしているような者に対しては、国民の良識とかモラルとかを高めていく働きをする必要があると思うのです。

そこで私は、中正という言葉にはとらわれているわけではないけれど、私はどうも納税者サイドだという格好のよいことを言うというのはいただけない感じでいる一人なのです。ですから中正の立場ひとつをとらえてみても、われわれは税理士という職業専門家として、どういう出発点、発想からこの仕事を良識的にやっていくかという、そういう意味での別のしっかりした税理士会、なんでも八方やぶれみたいなことばかりやっていないで、どういう形で専門家としても生きていくべきか、社会性を付与していくか、そういう高邁な気持の集団を作る意味での一局複数会制なら大賛成です。

岩崎　倉田さんね、私はかって税理士会の制度部長をやって、税理士法の改正をやったんです。

しかし、今の税理士会が考えている改正議論というのは改正にならない問題なんです。

これはね、非常に税理士会というのはむずかしいんですよ。

盥に石を投げて立ち上ろう

司会　どうも、会員や執行部のみなさんの参考になるお話をいろいろありがとうございました。最後に中西さん、会員の立場の代表としてまとめをお願いします。

中西　税理士会の現況に対しては非常にみなさん不満を持っているわけですから、税理士会、または税理士業界で、この正常化を、第一税理士協議会がやるんだというのはいい。そして将来の理想は、われわれの税理士会を作る。そういう方向に持っていく。

そのためには、いろいろな不満もあるだろうが何とか活動して行かなければならない。たらいの中に一つの石を投げれば波紋をえがいてだんだん広がっていくという時期がきていると思う。

たらいの水は会員であって、ぬるま湯につかっている感じで何が何だかわからない状態ですから、一つここで石を投げて、みなさんにもう一ぺん事態を認識してもらって協力をしてもらうという方向に持っていくということが、一番大事だと思うのです。

岡崎　本日は有益なご助言をいただいてありがとうございます。今後ともみなさんの意見を十分生かして新しくスタートする気持で邁進したいと思います。

どうぞ、みなさん何分ご協力のほどをお願いします。

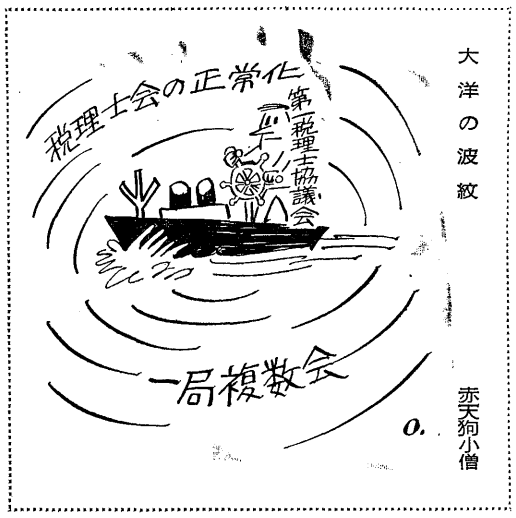

大洋の波紋　赤天狗小僧

野村の財形貯畜

野村證券株式会社
新宿支店

東京都新宿区歌舞伎町1番3
（新宿サブナード地下街）
電　話 03（356）0351番
支店長　宮地　弘

計算機一人一台時代の開幕

コモドール
MM-6

最もやすい
¥9,950

アメリカ最大の電算機メーカー
コモドールジャパン株式会社
東京都新宿区4－2－23
大宗新宿ビルTEL 356－0171(代)

浅井新平　目黒区中町二―二三―三　電話（七一一）八七四四

浅見孝　中野区上高田四―四一　電話（三八六）三六三六

新居睦雄　練馬区羽沢二―四　電話（九九三）〇四一二

飯沼清夫　足立区梅田七―一五―二　電話（八八六）八二八二

有賀徳寿　台東区浅草六―三五―八　電話（八七三）七九八三

市川隆　国立市西一―一―一〇　電話〇四二五(72)三二三三

石田鉄三　墨田区八広三―一五―一〇　電話（六一一）五一四六

伊藤秀雄　板橋区板橋二―五六―七　電話（九六二）一三四五

井上準一　千代田区神田駿河台三―五―一　電話（二九四）三〇二一

岩崎守利　新宿区原町一―七三　電話（二〇二）三二三三

岩村譲一　中野区中野一―五六―一五　岩村ビル　電話（三六三）一六〇四―七

宇津木三郎　世田谷区桜一―一六―一六　電話（四二九）七一〇九

海老美与治　港区六本木四―八―八　アロハビル四階　電話（四〇四）〇八九一

太田昌一郎　大田区池上六―一八―二　電話（七五四）〇〇四一

大堀雅三　杉並区梅里一―二二―一五　電話（三二四）四一三一

岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　電話（三八三）一五八一

岡部謙三　中野区中央四―一七―一〇　電話（三八一）五八四七

小川敏市　台東区三ノ輪一―二八―一五　電話（八七三）七二六八

荻野修一　千代田区神田駿河台三―七　電話（二九三）八九八一

長田邦稲　港区新橋二―一六―一―二〇一　ニュー新橋ビル三一七号　電話（五八〇）七三四

河合貞司　江東区大島二―三〇―一四　電話（六八一）八四七六

上山五郎吉　武蔵野市境一―二二―三　電話〇四二三(51)一二三六

川田浩之　新宿区諏訪町二六―八　電話（二〇三）三七二一

倉田由次　足立区梅島一―九―一五　電話（八八七）八四五一

小林好覚　文京区本郷四―二五―一六　電話（八一四）八五五一

塩崎四郎　中央区日本橋茅場町二―一六　電話（六六六〇）〇六七二八〇九

島田百郎　練馬区石神井台四―一五―三　電話（九二〇）八二二七

下田友吉　台東区根岸一―一〇―一三　電話（八七四）七三二七―九

城生虎夫　千代田区飯田橋四―四―一七　電話（二六一）〇〇二八

諏佐市之丞　新宿区西大久保三―八五五　電話（二〇〇）六二一一

須崎孝美津　北区西ケ原二―四〇―一六　電話（九一〇）六二六六

高森利正　江東区亀戸町二―二四―九　電話（六八二）五六三二

田中正盛　大田区多摩川二―二六―五　電話（七五〇）六一五二

谷内保三　墨田区吾妻橋一―一一―八　電話（六二五）一四四八

玉家義雄　大田区久ガ原六―六―二　電話（七五二）〇四七一

橋田光臣　八王子市元本郷町四―一〇―二　電話〇四二五（二三）六三〇二

二村倍吉　港区西新橋一―一八―一六　童宝ビル　電話（五〇二）〇八二〇〇八五〇

橋本和雄　葛飾区柴又一―九―一七　電話（六〇七）一一六六

浜中忠礼　青梅市河辺二―三一―二　電話〇四二六（二三）三一四八

人見敦　文京区小石川二―一―二　十一山京ビル七〇三号　電話（八一三）〇六八四

中西豊平　大田区西蒲田八―二四―一六　電話（七三二）四二六一

長坂利正　練馬区中村北四―一四　電話（九九〇）一三一三

中島育広　世田谷区玉川瀬田町五一九　電話（七〇〇）三三三一

永島徳造　豊島区目白四―二四―一五　電話（九五四）〇三三五

内藤安巳　大田区蒲田二―七―一六　電話（七三一）五六二三

土橋栄夫　渋谷区本町六―四〇―一四　電話（三七七）三七一〇

戸田藤吉　品川区戸越六―一六―七　電話（四九一）四九一五

五領田元男　中央区銀座五―一〇―一六　第一銀座ビル　電話（五七二）四五九一

三枝潮　世田谷区豪徳寺一―九―三　電話（四二九）五三八一

斎藤嘉三　杉並区下井草四―一三―一二　電話（三九九）九四六一

関口秀男　中央区銀座四―一三―一　上原ビル　電話（五四二）七五六一

鈴木満　江東区深川新大橋二―一二　電話（六三四）四六五六

高橋一郎　荒川区町屋二―七―一六　電話（八九五）六七三八

高橋栄吉　渋谷区代々木三―五六　電話（三七〇）二四七六

千正清夫　中央区日本橋茅場町一―二八　共同ビル八〇三号室　電話（六六八）〇〇五一―四

鈴木三男　大田区池上四―二六―二　電話（七五三）七二四〇

坂上隆昭　新宿区四谷三栄町二五　寺島ビル　電話（三五七）一七一八

佐々木秀明　台東区東上野五―一―二　電話（八四一）〇二四八

沢田尚久　足立区千住五―七二―八　電話（八八一）六四二〇

古屋勝成　八王子市本町一五―五　電話〇四二五（二二）〇五〇九

的場輝夫　台東区台東一―三〇―一三　電話（八三一）三四九五

丸山修司　北区赤羽西三―二四―三　電話（九〇〇）二三五五

松木正輝　荒川区西日暮里一―二九―四　電話（八九一）三二〇一

前田実　千代田区神田鍛冶町三―三　共同ビル九三号室　電話（二五二）八九四九

丸山潤次　豊島区北大塚一―二二―一二　岡ビル　電話（九一七）五一〇一

水葉義一　秋川市小川八三六　電話〇四二五(58)三六二二

都沢美夫　江東区永代二―三二―四　電話（六四一）二九三三

峯木清　墨田区江東橋三―一二―三　電話（六三三）九一七一

三輪三郎　杉並区和田三―四八―一四　電話（三一三）八三三三

宮下昌久　中央区日本橋茅場町二―一　宮下ビル五階　電話（六六六）七四〇七

村上正雄　世田谷区下馬五―二―八　電話（四二二）四四八七

村松良市　国分寺市内藤一―一〇―四一　電話〇四二五(七二)三〇三七

渡部正広　文京区目白台二―九―八　電話（九四一）一七七七

和田新之助　文京区本郷二―二六―一〇　三興ビル　電話（八一四）五八九五

若林恒雄　中央区築地二―九―一二　銀座大信ビル　電話（五四二）六六二三

吉田承治　目黒区上目黒四―四―一〇　電話（七一九）三六四一

山本日出麿　千代田区丸の内一―二　仲一八号館二〇六号　電話（二二一）四六五一

山本敏郎　港区西新橋一―二〇―一三　電話（四三一）五五一四

山名正夫　新宿区西五軒町三五　電話（二六〇）二七八一

安田義徳　荒川区東日暮里一―三二―二　電話（八〇七）六一六一

矢尾斌男　板橋区弥生町七　電話（九五六）〇一一三

森山頼一　杉並区清水一―一五―二四　電話（三九九）〇六〇一

守屋芳房　江戸川区南小岩三―八―一〇　電話（六五七）五五六九

村松良市　国分寺市内藤一―一〇―四一　電話〇四二五(七二)三〇三七

日本公認会計士協会"通知"担当常務理事　岩井敏　中央区八重洲一―九―九　東京建物ビル　電話（二七四）三〇八一

あけましておめでとうございます

横浜のビジネスセンターにあなたの事務所を！

●商店街・ビル街の中心部。
●国鉄関内駅へ徒歩8分。地下鉄伊勢佐木長者町へ徒歩4分。
●ビジネスセンターとして、横浜―伊勢佐木長者町（地下鉄）50年開通により価値は、ますます増大。
●ホテル並みの機能性を備えた環境。
●750万円～2,160万円のお買得な価格。

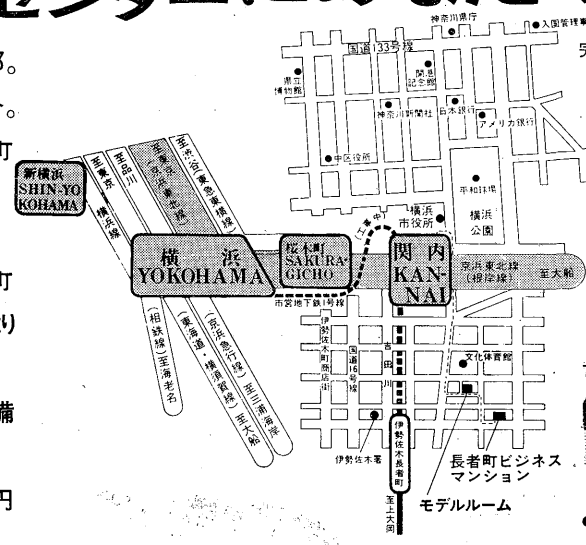

完成予想図

建築概要●所在地／神奈川県横浜市中区長者町2丁目5番5号●交通／国鉄根岸線〈関内駅〉下車徒歩8分・市営地下鉄1号線〈伊勢佐木長者町〉下車徒歩4分●戸数／住居：147戸・事務所：15室・店舗：2戸●価格／住居：750万円(5戸)～1,100万円台(51戸)～1,500万円(1戸)事務所：1,360万円(1戸)～2,100万円台(6戸)～2,160万円(2戸)店舗：3,280万円・3,320万円●専有面積／住居：24.11㎡～47.61㎡(バルコニーを含まず)事務所：46.48㎡～78.69㎡店舗：95.44㎡・98.15㎡●構造／鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)●階数／地下1階、地上11階、塔屋2階●敷地面積／897.86㎡●建築面積／824.22㎡●建築延面積／8,856.42㎡●権利関係／第三者の権利関係なし、分譲後専有面積割合による所有権(共有)●管理費／住居：月額3,290円～6,480円事務所：月額12,660円～21,420円店舗：月額28,010円・28,800円●前金保証機関／中央信託銀行本店●完成予定日／昭和50年3月末日●建築確認番号／第47中1017号●設計・施工／(株)松村組東京支店●有効期限／昭和49年3月末日

〔住宅ローン〕●取扱／中央信託銀行本店●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利9.12%(生保付)●返済方法／(1)元利均等月賦返済、(2)(1)に元利均等半年賦返済●取扱／大成火災海上保険●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利8.4%～9.0%(生保付)●返済方法／(1)元利均等月賦償還、(2)(1)に元利均等半年賦償還＊いずれも、住宅ローン保証保険にご加入いただき保険料はお客様のご負担とします。(利率は金融情勢により変更する場合があります。)

モデルルーム☎(045)662-7201にて
好評分譲受付中
●申込金10万円と印鑑をご持参ください。
●営業時間：午前10時～午後5時(水曜定休日)。

東京都知事免許(3)第332号　社団法人不動産協会会員
●売主　日本中央地所株式会社
〒103 東京都中央区日本橋一丁目5―3電話03(271)2641(代)

●お問合せ先　販売受託(代理)　中央信託銀行不動産部
建設大臣届出第7号　社団法人不動産協会会員
〒104 東京都中央区京橋1-3 電話03(567)1451(大代)

資料請求券
長者町ビジネスマンション
第一税協

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

第一税協

昭和49年2月15日　（金曜日）　第30号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（1部 50円 年極500円）
編集人　岡田一馬

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　改正商法と株主総会…三戸岡道夫
第三頁　
第四頁　利用度が高くなったコンピュータ

参院法務委員会での修正どおり
2月22日 参院本会議 商法改正案を可決す

二月二十二日の参議院本会議において、懸案の商法改正三法案（商法改正、株式会社の監査等に関する商法特例法案、商法改正に伴う関係法律の整理に関する法案）が、二十一日の参院法務委員会での修正案・附帯決議案を含め賛成多数で可決され、衆議院に送付された。ここに商法改正案は、参議院という峠は越えたことになった。しかし、税理士会の一部反対派は二月二十日に「決起大会」なるものを開くなど依然として運動をしているのは遺憾である。

昭和四十一年十一月法制審議会における審議開始以来、実に丸七年も国会提出への努力が続けられ昨年の第七十一特別国会にやっと国会へ提出されて継続審議になっていた商法改正案は、漸く陽の目を見ようとしている。

今国会における実質審議再開は二月十二日（火）の参院法務委員会においてはじまった。十二日には佐々木静子議員（社）、十四日（木）には同氏と春日正一議員（共）、十九日（火）には原田立議員と春日氏が、それぞれ決案に反対する立場から質問に立ち、要するに不十分な決案だからこのままでは粉飾決算防止等には役立たない、むしろ助長するものであると主張した。これに対し中村法務大臣をはじめ川島法務省民事局長、田中大蔵省審議官等政府側委員は、現段階では諸般の事情を考慮して最善を尽したものであり、昨今企業批判が高まっている折であるからこそ、監査役制度の強化公認会計士・監査法人の外部会計監査人制度の導入が必要であり、商法は改正されなければならないと強調した。

この頃から野党の意見等を勘案した修正案が自民党側に用意され翌々二十一日（木）の定例法務委員会において提案された。

この日もそれに先立って、佐々木、原田、春日三氏の質問の締めくくりがあったが、結局、棚辺四郎議員（自民）の賛成討論と前記三氏の反対討論を経て、自民党提出の修正案、自民・社会・公明三党共同提案による附帯決議案を除く三法案が、それぞれ賛成多数で可決されたのであった。

参院における修正、附帯決議は次のとおりである。

商法の一部を改正する法律案外二法案の修正

一、商法の一部を改正する法律案

1、商人は、損益計算書を作成することを要しないものとすること（第三十二条、第三十三条、第百五十三条関係）。

2、子会社は、正当な理由があるときは、親会社の監査役の調査等を拒むことができるものとすること（第二百七十四条ノ二関係）。

3、取締役の違法行為の差止の仮処分には、保証を立てることを要しないものとすること（第二百七十五条ノ二関係）

4、施行期日を改めること（附則第一条、第十三条関係）。

二、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

1、子会社は、正当な理由があるときは、親会社の会計監査人の調査等を拒むことができるものとすること（第七条関係）。

2、第二十五条の規定の表現を改めること。

3、施行期日を改めること（附則一項）

三、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

1、施行期日を改めること（附則一項）。

※改正案文は省略する。但し施行期日は「公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日」とある。（編集部）

附帯決議

一、現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革を行うため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。

二、監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行っている会社について本法の監査業務を行わないよう規制すること。

三、企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。

第一税理士協議会は堂々と税理士会館で集会しよう

倉田由次

「第一税理士協議会の新しい進路」と題して、会長・副会長を招き過日座談会が行なわれ、その詳細が二回にわたって本紙「第一税協」に連載された。

私も、座談会出席者の一人であるが、率直なところ、どうも第一税理士協議会はうやむやな中途半端な集団で終わってしまうのではないか、という疑問と危惧が後味として残ったことは否定できない座談会そのものは、終始熱心に討議されそれなりの意義はあったと評価してよいが、結論としてズバリ現状打破の答えが出ていたかどうか。本会の新しい進路を約束するほどの収獲があったかどうか甚だ心もとないと感じたのは私だけであろうか。まず、釈然としない第一点は、一体本会は税理士会のなかの活動集団であるのか、公認会計士協会に属する一組織体であるのかという会自体の本質の不明確さである。どうも、すっきりとした解明がなされずしまいであった。

第一税理士協議会が、今の税理士会の偏向をチェックする、いわゆる正常化運動の目的集団とするなら、なぜ税理士会のなかで具体的に活動しないのだろう。例えばわが会こそ正論であるとの確信をもつなら、堂々と税理士会館で集会し活動を展開してゆくべきであるのに、何故躊躇するのか。何か術（て）のうち〻読まれそうな危惧からとすれば、臆病だろう。

あくまで、税理士会の偏向修正を目途とするなら、第一税理士協議会は税理士会館の中で動くべきである。それがまた、兼業でありながら勇敢に税理士会の現職役員で活躍している同志に対する儀礼でもあり、何よりの力強い支援ではないだろうか。

集会も、機関紙も、会務一切が公認会計士協会の一隅を借りて扱われているのでは、第一税理士協議会は公認会計士協会の一部グループ活動としか外部からは見えないであろうし、兼業者でない良識ある税理士諸賢との提携も共鳴も得られず、これが今の本会のパワーを弱めている一大素因だと思うのである。

次に、正常化を唱えている一方で、別に税理士会を創設することとかあらぬか会員の一部には焦燥感を抱く方々もなくはない。そのあらわれが、本紙二十六号の「全員税協たれ」という投書であり、それに刺戟されて「第一税理士協議会の新しい進路」という座談会も開催されたのであった。（二十八号、二十九号掲載）

そこで二月二日、第一税理士協議会の理事・支部長会議が開催され、それらの諸問題を明確にするために、長期計画策定委員会、法対策委員会（いずれも仮称）を設置して検討することを決定した。またその答申を待って、部や支部活動の活発化及び会員増強の方途は組織部で、資金問題の方途は経理部で、それぞれ検討する。

これらの諸問題を前提とする一局複数会制を提唱している、という論理の矛盾である。一体、今の税理士会の偏向を正常に是正しようというのか、現在の税理士会に訣別して独立しようというのか、主張に一貫性がないように思うが、如何であろうか。

まず、税理士会の中に具体的に入って正常化を計ること。然るのちに、相容れないものを排除し、別に同志を糾合して独立した会を創設してもいいではないかと思うとにかく、今のような中途半端な活動では第一税理士協議会の前途は甚だ頼りない。本会のリーダー諸賢の勇断と現状打破策の推進を渇望してやまない。

主流 第一税理士協議会の強化を計れ

「第一税理士協議会の新しい進路」と題して、会長・副会長を招き過日座談会が行なわれ、その詳細が二回にわたって本紙「第一税協」に連載された。

私も、座談会出席者の一人であるが、率直なところ、どうも第一税理士協議会はうやむやな中途半端な集団で終わってしまうのではないか、という疑問と危惧が後味として残ったことは否定できない座談会そのものは、終始熱心に討議されそれなりの意義はあったと評価してよいが、結論としてズバリ現状打破の答えが出ていたかどうか。本会の新しい進路を約束するほどの収獲があったかどうか甚だ心もとないと感じたのは私だけであろうか。まず、釈然としない第一点は、一体本会は税理士会のなかの活動集団であるのか、公認会計士協会に属する一組織体であるのかという会自体の本質の不明確さである。どうも、すっきりとした解明がなされずしまいであった。

第一税理士協議会が、今の税理士会の偏向をチェックする、いわゆる正常化運動の目的集団とするなら、なぜ税理士会のなかで具体的に活動しないのだろう。例えばわが会こそ正論であるとの確信をもつなら、堂々と税理士会館で集会し活動を展開してゆくべきであるのに、何故躊躇するのか。何か術（て）のうち〻読まれそうな危惧からとすれば、臆病だろう。

あくまで、税理士会の偏向修正を目途とするなら、第一税理士協議会は税理士会館の中で動くべきである。それがまた、兼業でありながら勇敢に税理士会の現職役員で活躍している同志に対する儀礼でもあり、何よりの力強い支援ではないだろうか。

集会も、機関紙も、会務一切が公認会計士協会の一隅を借りて扱われているのでは、第一税理士協議会は公認会計士協会の一部グループ活動としか外部からは見えないであろうし、兼業者でない良識ある税理士諸賢との提携も共鳴も得られず、これが今の本会のパワーを弱めている一大素因だと思うのである。

次に、正常化を唱えている一方で、別に税理士会を創設することとかあらぬか会員の一部には焦燥感を抱く方々もなくはない。そのあらわれが、本紙二十六号の「全員税協たれ」という投書であり、それに刺戟されて「第一税理士協議会の新しい進路」という座談会も開催されたのであった。（二十八号、二十九号掲載）

そこで二月二日、第一税理士協議会の理事・支部長会議が開催され、それらの諸問題を明確にするために、長期計画策定委員会、法対策委員会（いずれも仮称）を設置して検討することを決定した。またその答申を待って、部や支部活動の活発化及び会員増強の方途は組織部で、資金問題の方途は経理部で、それぞれ検討する。

第一税理士協議会の存在に対して種々の意見や批判がある。

これらの意見や批判が、本会の性格やその目的及び活動状態に対するものである以上、これを素直に受けとめて、本会の発展——その存在意義を高めるために努力しなければならない。

第一に言われることは、第一税理士協議会は何をやるためにあるのか。税理士会の正常化といい、一局複数会制といい、数年に亘って年中行事のように繰返しているが、あまり進展も見えないではないか。また、そのために活発に活動しているようでもないがどうなのか。というような批判である。

もちろん、そのいずれも、その容易に達成できる事柄ではないので、そうした批判もまた止むを得ないとも言えるのであるが、しかし、新しい一九七四年の春を迎えたのであるから、これらあたりでもっと活発な活動のできるような体質に改善する必要があるように思う。

差当っては、まず活動目標の明確化を計って本会の存在の意義を高めることである。また、税理士会の内部にある団体のことを明確ならしめるため税理士としての行動に主体を置き、公認会計士としての活動との区分を明らかにするとともに本会としての主体性を確立して行く必要がある。さらに通知公認会計士の問題と関連して種々言及されているが、〝通知〟との関係における明確なる見解が表明されていないために第一税理士協議会に新たに加入する意欲を減じている。本会の加入者は税理士会に加入している税理士である以上、本会に加盟して税理士としての同志的活動をすることに不思議はない。

而して、今後起るであろうと思われる国会その他の対外活動にしても第一税理士協議会としての独自の活動を進めて行くことが必要である。すなわち、税理士会や公認会計士協会の運動とともに第一税理士協議会の立場で発言や行動をすることという自主性を持つことが会の発展につながり、その存在価値を高めることになるのである。

税理士会を脱退して通知公認会計士となることは、法律上公認会計士に与えられた制度上の特典の活用であって、今後もこの制度の維持発展に努めることは公認会計士として当然の行動である。しかし、さればといって、税理士会の会員として税理士業務を行なっている公認会計士にとっては現在の業務上の地歩を強める必要もあり、必ずしもこれに拘束されるものではない。現在の立場を維持する必要のある税理士会員が第一税理士協議会の会員として独立の立場で活動することはそれ自体極めて重要なことであって、これによって税理士としての地位の確立を計り、公認会計士としての収益擁護にも連るとすれば、あまり他に煩わされずに、自由に大胆に活動して然るべきであろう。要は、第一税理士協議会が創立以来相当の年月を経ているにもかかわらず、なおかつ現在のような批判を受けている状態から早急に脱却すること。むしろ会としての存在を誇り得るように改善し、会の生命を延ばすことが肝要で、そのための会員諸兄の御協力をお願いしたい。

以上を要約すると、

1、第一税理士協議会の地位の確立と自由性を明確にする。

2、税理士会の内部にある団体としての地位を明確にする。

3、通知公認会計士との問題は一応無関係に、会の発展要素としての会員増強を計る。

4、第一税理士協議会としての独自の対外活動を推進する。

5、業務の実体を基礎にして会員の業務の拡大とその利益向上のため意欲的な運動を自ら展開する活力のある団体に。

6、本会の役員選任方法を改善し会員の総意を反映させる。

7、本会の活動は税理士としての立場で行動するものであることを明白にする。

以上のいずれも、公認会計士としての立場を弱めることにならないことはいうまでもない。

時代錯誤の商法反対運動

税理士会一部の反対分子

相次ぐ企業不正に対して〝監査の目〟を強化せよ、という世論が湧き上っており、そのために商法改正の必要が挙げて叫ばれているいよいよ商法が改正される趨勢にあって、公認会計士たる税理士で組織する第一税理士協議会はいかに活動すべきか。つねづね標榜している税理士会の正常化とか一局複数会制実現運動とはいかなる意義を持ち、いかに活動すればよいのか。同じように商法改正後や続いて起るであろう税理士法改正問題等に対しては第一税理士協議会はいかに対処すればよいのであろうか。わかっているようでいてそのそれぞれについての具体的方針は必ずしも明確ではない。それ折にもかかわらず、税理士会一部の商法改正反対分子は、またまた「商法改悪・法律案粉砕決起大会」なるものを開いた。参院法務委員会で商法改正案が可決される前二十日に赤坂プリンスホテルに集まり、参議院を通過しても、また衆議院に送付され、そこで阻止し得るかのように騒いでいたが、全体として意気上らず、いかにもアナクロリズムな蠢動の感を受けた。

長期計画策定委等設置を決議

二月二日、第一税理士協議会理事会

元気いっぱい　赤天狗小僧

ピリリ一言

▼昭和元禄の浮かれ景気から、急転して品不足時代へ——四十九年は「始終苦年」という字があてはまりそうである。人手不足が続いたと思ったら、今度は商品不足。続いて金融引締めの資金不足。このような環境にあって、われわれ税理士は何をしたらよいだろうか▼三月十五日までの確定申告期も目前に迫っている。この申告による決定税額が、この変態状況下でどのような像で現われてくるか。上からと下からの板ばさみになって余程しっかりしないと税理士の品位を下げる結果となろう。

▼職域の認識は自らが確立しなければならない。われわれ税理士の職域は、われわれ税理士で護らなければならないのは当然であるが逆にいえば他人の職域を犯さないという前提があることを忘れてはいけない。いずれは話題となる税理士法の改正問題もこの点に細かな配慮がないと成功もおぼつかないことを知るべきである。なんでもかんでも基本要綱の線を押し通そうとする人たちは、ぼつぼつ我利を捨てて公論につくべきだろう。

改正商法と株主総会

日本大学教授　三戸岡道夫

一、昭和四十八年商法改正案その他

前国会において審議未了として今国会に継続審査となった「商法の一部を改正する法律案」（以下改正法案という）、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案」（以下特例法案という）、「商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」の三法案の審議が今国会において参議院法務委員会の審議も間もなく開始される運びとなり、本年四月頃には参議院で可決されて、さらに衆議院に回付されて成立するものと予想される。

この監査制度の改善を中心とする商法の改正問題を理解するには問題展開の経緯の概要を知ることが役立つと考えるので次に述べる。

二、監査制度の改正問題の展開

昭和三九年末のサンウエーブ工業㈱、翌年春の、山陽特殊鋼㈱の会社更生手続開始の申請と続き、その粉飾決算とこれに関連してそれぞれの会社の社長等の背任、横領と発展して、厳しい世論にさらされることになった。そこで、株式会社の監査制度の実効性はどうすればよいか。会社法をどう改正すればよいかといったことにも具体化して行った。そこで法務省民事局は各界の意見を一応まとめて取締役会の強化A案、監査役の権限の強化等B案として発表した。これに対する反応は、経団連等の経営者側に代表される意向としてB案を中心として改正法案の要綱が法制審議会商法部会の議題となって、昭和四五年秋には可決されるに至った。しかし法律改正案の国会提出は見送られて、翌四六年四七年も同様であった。この間に各界の意見も採り入れるとか、実態調査の結果を勘案した大幅な改正がされて、翌四八年二月一六日に継続審査と決定した。

三、改正法案と特例法案の概要

今回の改正は株式会社の監査制度の改善を中心とするものである。そこで、昭和二五年改正法によって監査役の業務監査の権限を取締役会の権限として会計監査に限定したのを改めて「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」（改二七四条）として、子会社に関する監査およびこれらの監査を効果あらしめるように差止請求権とか、違法行為に対してこの提訴権について規定を新設した。なお、会社の実態に即して適用する法律も改正商法、特例法を異にするように配慮している。

A　監査役と会計監査人の双方が監査する会社（特例法第二条）は、資本金五億円以上の会社（その数は証券取引法適用会社約二、五〇〇社およびその他約一、〇〇〇社、計約三、五〇〇社）

但し、特例法附則によって定められた施行期日は変更されるものと思われるが、資本金は十億円以上の証券取引法非適用会社あるいは銀行等については施行期日について別段の定をしている。資本金五億円以上十億円未満の証券取引法非適用会社についての施行期日は改めて法律で定めることとなっている。

B　監査役が業務監査と会計監査をする会社（改正商法の適用される会社―資本金一億円以上五億円未満―約三、〇〇〇社）

C　監査役が会計監査だけする会社（特例法第三章―資本金一億円以下の株式会社―約一〇八万社）

こういう構成であるから結局は会計監査人への監査会社は約三、五〇〇社であり、証券取引法適用会社は従前から証券取引法により有価証券報告書に公認会計士監査をうけいれたところである。この監査報告書を定時株主総会の招集通知に添付するというのが（特例法一七条）、注目すべきところと思う。

さて、業務監査と会計監査の問題であるが、前述の改正法二七四条は「業務監査」を明示すると共に第二項として「監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ノ調査スルコトヲ得」とされる。現行二七四条「監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若シクハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得」第二項「監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得」とあるのと対比して見ると監査役の職務権限の違ってくることがよく判ると思う。そして、具体的には定時株主総会に監査役の監査報告あるいは特例法による会計監査人報告を提出することになっているが（改正法二八三条二項、特例法一三条、一四条、二三条）そのような構成であるから結局は会計監査人への監査会社は約三、五〇〇社であり、証券取引法適用会社は従前から証券取引法により有価証券報告書に公認会計士監査をうけいれたところである。この監査報告書を定時株主総会の招集通知に添付するというのが（特例法一七条）、注目すべきところと思う。

さて、業務監査と会計監査の問題であるが、前述の改正法二七四条は「業務監査」を明示すると共に第二項として「監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ノ調査スルコトヲ得」とされる。現行二七四条「監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若シクハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得」第二項「監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得」とあるのと対比して見ると監査役の職務権限の違ってくることがよく判ると思う。そして、具体的には定時株主総会に監査役の監査報告あるいは特例法による会計監査人報告を提出することになっているが（改正法二八三条二項、特例法一三条、一四条、二三条）それ

〈表A〉　監査報告書の内容に関する商法と特例法

商法281条ノ3II 報告書の内容	資本金5億円以上の大型会社（特例法）	
	13条会計監査人	14条監査役
（特例法23条1億円以下の株式会社）		会計監査人の報告が相当でないときはその監査当と理由と、自己の監査の方法の概要と結果
1　監査の方法	1　同右	会計以外の業務監査の方法の概要
2　会計の帳簿の記載の適否と計算書類の記載との合致、不合致	2　同右	2　欠
3　計算書類の内容の法令、定款および実状の表示の正否	3　同右	3　欠
4　計算書類の表示の適否	4　同右	4　欠
5　営業報告書の内容の真否	5　欠	5　同右
6　準備金、利益処分案等の適法か否か	6　同右	6　欠
7　準備金、利益処分案の不当かどうか	7　欠	7　同右
8　取締役の職務遂行に不正、不法のあったときはその事実	8　欠	8　同右
9　監査ができなかったときはその旨と理由	9　同右	9　同右

四、株式会社法改正の沿革とその背景

このように、今回の昭和四八年の商法改正法案の中心は昭和四〇年の粉飾決算が非難の的となったことに端を発するのであるが、しかし、会社法は明治三三年施行されて以来、明治年間に一回（明治四四年）、昭和年代に入って五回の相当大幅な改正があって、そして今回の改正が問題となっている。これらの改正はすべて株式会社法に関する改正であるが、それは株式会社法が直接関連する経済社会が大きく変動するので、これに追いかけられて法改正となっているのである。明治四四年の改正は、明治三三年の旧商法が施行されないままとなっていることから明治三三年にこれを廃して現行商法の施行となっている。しかし、施行しては見たものの不備なところも多く、殊に日露戦争後のわが国の経済の発展には追いつけない法典となって、明治四四年の相当大幅な改正となったのである。

しかし、わが国の経済社会の進展の速度は加わったのであるが、大正年代は第一次大戦の好況とこれにつづく大不況、経済社会の大変動を経験して、昭和三年株式会社法の全面的改正の要望が強くなって、法制審議会商法部会は松本烝治先生を委員長に十年に亘る審議が重ねられて同十三年公布、大正十五年一月一日施行となった。株式会社法の条文は全部改められるという大改正であった。しかし株式会社法は整備されたが、社会情勢は一変していた。満洲事変は日支事変と拡大し、総動員令下の臨戦体制下の日本となったのである。何よりも戦力増強が優先する。株式を買うより国債を買え。利益追及は利敵行為だ。証券取引所も閉鎖ということになった。こういう情勢下でも、株主総会は招集され、議事は進められていたのであるが、防空頭巾をつけて、空襲警報が発令されると議事は中断退避というような状況であった。

そして終戦、連合軍の進駐、GHQの指導のもとに、財閥解体、過度経済力集中排除、授権株式制取締役会の制度化、株式の譲渡性の徹底、少数株主の権利保護という一連の株式の民主化を中心とする株式会社法の大改正となった。この改正につづく相次ぐ改正は、この昭和二五年の大改正の部分的修正ないし補足的な改正といってもよい。昭和三〇年の改正は定款の株主の新株引受権に関する改正同三七年の改正は資産評価の規定を中心とする改正、昭和四一年の改正は記名株式の譲渡方式を中心とする改正そして今回の改正が粉飾決算に端を発する改正となっている。こうした株式会社法の改正の沿革を一瞥しても判るように、昭和二五年の敗戦GHQ指導下の改正は別として、その他の改正はすべて経済社会の盛り上りによる改正である。

今回の改正も、繰り返し述べたように、会社経営者の粉飾決算、背任・横領の露見から、監査制度を厳しく効果的にするための改正

（三頁へ続く）

〈表B〉　資　本

株式会社法の基本構造

貸借対照表			
資本		負債	
固定財産（285）		借入金	
（285/3）		社債（296）	
流動資産（285）		引当金（287/2）	
（285/2）			
投資（285/5）		資本の部	
繰延（286）		資本（284/2）	
		法定準備金（288）（288／）	
		社内留保	
〈欠損〉		〈利益金〉	

○企業維持（資本調達）
- 設立（定款）（165―198）
- 新株の発行（280/2）
- 減資（375）
- 解散（404）
- 合併（408）

株式＝株主
○投資家
- 流通（株券）と配当
  - 証券取引法（290）
  - 証券取引所
- 機関
  - 総会（230/2）
  - 取締役会（260）
  - 代表取締役（261）
  - 監査役

○会社債権者
- 債権者異議（100）
- 合併・減資
- 会議の計算

会社の現況

株式会社総数　約105万社
同資本金1億円以上約7,000社
同上場会社　約2,500社
（東証　昭48年9月末1,359社）

リヒトNo.3001　情報処理システムをリードする――

リヒト　良い品はお徳です

手動式
シュレッダー

〈軽く 細断〉

ほとんど力を入れずにカンタンに4～5枚の書類を細断します。

〈安全確実〉

パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

¥30,000

〈経費節減〉

この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台づつ備えられても費用はわずかです。

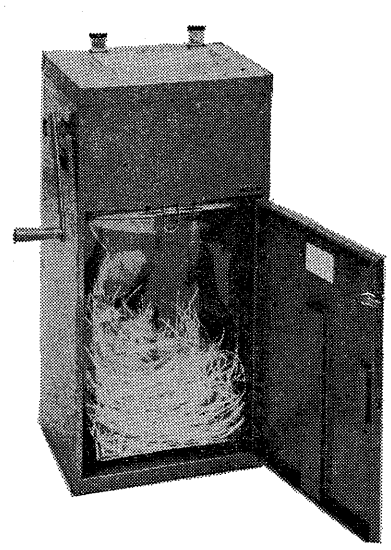

仕様		
	細断巾	3㎜
	投入巾	210㎜
	瞬間細断能力	ザラ紙4枚位
	サイズ	250×340×665㎜
	重量	18㎏

リヒト産業株式会社
本社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地　TEL 942－2361
東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6　TEL 862－6911
各支店　札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

不安のない暮しのささえ

満期返れい金つき
長期総合保険
大正海上火災
本店　東京都中央区京橋1－5
電話　561－9111（大代表）

（二頁から続く）

である。尤も、その作業がスムーズに運ばなかったことも、昭和四〇年以下一〇年近くかかっているのにまだもたついていることを見ても判る。それは何故か。それは今回の改正審議の中途で公表された衆議院の附帯決議の第一項にもあるように、株式会社の実態がきわめて多様化していて適当な法規の困難なこと、直接には株主総会の在り方、取締役会の構成にも適切な規制を欠くという点である。正に図星であるが、今回の監査制度の改正にしても、衆議院の決議にあるような株式会社の利害関係者からの不満もある。むしろ、株式会社そのものが営利追及を本来の目的とする社団法人であって、その構成員である株主は株式の値上りなり利益配当により利益獲得を唯一の目的とする出資者であるから、そこに倫理性を期待することは本来無理な「ホモエコノミイ（経済人）」である。その本質を考えて、株式会社法は株主会社をめぐる利益集団の調整のための規制ということに思いを致さなくてはならない。（別表B）

なお、株式会社法の沿革を表示すると次の如くである（別表B）

株式会社法の構造と利益集団およびよ法規の沿革を理解して戴くために表示したが、これは会社法の問題に直接の関係はあるといえるが、いささか蛇足とは思うが、何としてもここで資本構成の二つの表をお目にかけて株式会社という組織体、「資本」という怪物について検討を願い度いと思う。

五、改正法案と定時総会招集日程

今回の改正法案は計算書類についての監査後報告（特例法によっては会計監査人監査も必要となる）を定時総会の招集通知に添付すべきものとした。そのために別表のように、計算書類を作成して監査役（会計監査人）に定時総会の一定期間前に提出して、一定期間内に監査報告を作成すべきものとした。このことから別表のように定時総会招集手続日程には三月を必要とすることにもなるので、そこから営業年度は一年とすることが予想されるし、そこからまた中間金銭の分配（改正法二九三条ノ五）をも可能としたのである。しかし、会社財産の確保―会社債権者の保護から、そこに詳細な規制が必要となるのである。

この定時総会招集手続の日程表を見て判ることは資本金一億円以上の特例法第二章および改正商法適用会社にとっては定時総会の招集のための三月の株主名簿の閉鎖期間が必須となる。しかし、資本金二億円以下の会社にとっては計算書類の作成が三週間位でできるときは、閉鎖期間は一月でも可能となる。閉鎖期間が二月で済むなら、従前通り年一期でもよいということになろう。もちろん商法で営業年度を一年と定めた訳ではないから、三月の閉鎖期間を一年間に二回実施することも差し支えない訳である。しかし、年間六月は株主名簿の閉鎖となってはどういうものか。それは不適当と判断すれば年一期とするほかなく、そういうことになるだろうという予想である。

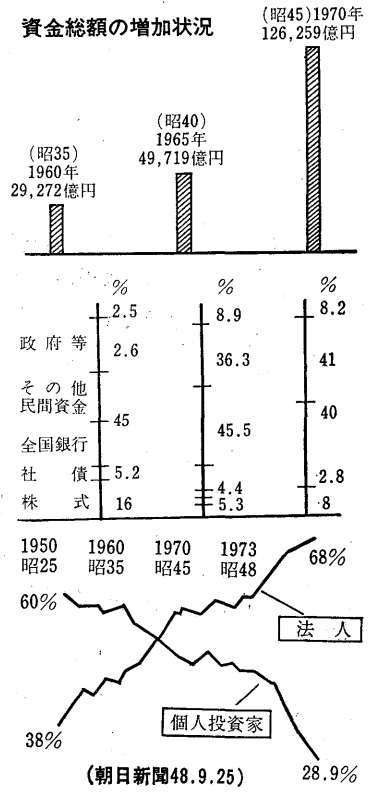

〈表C〉　規制の変更の沿革

	明32	昭25
資本関係	資本確定（166I③） 額面株式（199）（202） 資本増加（348—374） 減益（375）	授権資本（166I③） 新株引受権（166I⑤）（347II） 削除（昭和改正）（280／2II） 額面株式と無額面株式（199） 減益（同）
株式	株券（証拠証券） 白紙委任状付株券の交付	株券 指図証券（昭25） 無記名証券化（昭41改正）
機関	株主総会（最高万能） 取締役（261）（各自代表） 監査役（業務会計）（274）	総会（230／2） 取締役会（260） 代表取締役（261） 監査役（会計の監査）（274）
計算	評価（時価以下取得価額） 利益の算定（財産法）（290）	評価（損益法）〈昭37〉 利益の算定（290） 貸借対照表規則（昭38）
解散	解散 合併（408）（昭13改正）	同右

〈表G〉　株主総会招集事務日程（3月決算会社の例）

〈特は特例法〉

月日	大型会社（資本金5億円以上）　特2	中型会社（1億円超5億円未満）	小型会社（1億円以下）
3.31	決算期	同	同
4.1	株主名簿閉鎖開始（3月）（224ノ3）	同	同
	計算書類作成（約1ヶ月）		（事務処理の状況によっては従前通り2月も可能）
5.1	監査役・会計監査人へ提出（特12） （総会会日の5週間前）		
	会計監査人調査開始（特13） （報告書作成4週間内）		
		5.7 監査役計算書類の調整（7週間）（商281ノ2）	計算書類の作成 監査役へ提出（会日の5週間前）（特23I）
5.28	監査役調査 （報告書作成1週間内）（特14）		監査役の調査期間（4週間内）（特23II）
6.1	計算書類付属明細書作成（特15） （監査役・会計監査人へ総会会日の4週間前）	同報告書提出（4週間内）（商281ノ3）	
6.4	総会招集通知印刷発注	6.7 付属明細書（会日の3週間前）（商281ノ4）	（特25・商281条1項同）
6.8	同発送準備（封入）	6.8 印刷発注	
6.12	総会招集通知発送（商232） （計算書類・報告書添付）（特17） 会計監査人付属明細書調査報告書を監査役へ提出（特15）	6.14 封入（281ノ4）	
6.19	付属明細書・報告書本店に備置（特16）	同監査役の報告	同
6.28	定時総会開催（新283II） （招集通知の添付書類の審議）	同	

なお、営業年度を一年とすると決算期は一回、したがって定時総会も一回、利益配当も一回となる。現在でも上場会社の約一割は一年決算一回の利益配当であるからここに別段の不適なものがある訳ではない。配当は年二回、盆と暮れと限ったものではなかったのである。しかし、一年決算会社も中間に利益の分配ができることにしておく方が一年決算会社の増加を考えるとよいのではないかというのが改正法の考え方だと思う。しかし、これに関する規制としては定時総会による利益の配当の決議によるものではないから、取締役会の決議による金銭の分配として次のような制約をうけるものとしている（改正法二九三条ノ五）

1　利益分配可能の金額は前決算期末の貸借対照表上第二九〇条による配当可能額の内の株主に支払われた額の残額

2　取締役会の決議によって分配する

3　金銭の分配をした後当該営業年度末に欠損を生じたような場合の責任は取締役は相当の決意を怠らなかったことを立証しない限り損害賠償の責任を負う。

さらに、この中間金銭の分配については、一年決算会社が予め「株主名簿上の一定の日の株主に取締役会の決議により支払うことができる旨の規定が必要となる。すなわち定款の相対的記載事項である。この支払いの為には株主確定の為の、株主名簿の閉鎖が必要となるであろう。そこで定款上この一定の日と株主名簿の閉鎖をどのように規定するかが技術的な問題となる。中間金銭の分配自体が取締役の責任において決定しなければならない事項なのだから、確定的に定款に定めることができない。しかし、定款の規定は必要となるところに、その表現をどうするか。「一定の日」という確定的に定めなくてはならぬ事項と、未確定な金銭の分配についての規定というところに問題があるのである。

六、取締役・監査役に関する改正

1　取締役選任と累積投票

元来取締役の選任は株主総会ですることになるが、それぞれ一人一人について議決権の多数で選任することになる。従って取締役十名選任の場合でも、五一％の議決権によって全部を自派から選出できる。四九％あっても一人も選任できないことは不合理だというので、これを救済するのが累積投票制度である（商二五六条ノ三）。この比例代表制という考え方は取締役会の全会一致という建前とは合致しない。従って、昭二五年改正の際GHQと激論となって、定款で排除できるが、発行済株式の四分の一以上に当る株主からの請求があったら定款の規定に拘らず累積投票によるべきこととなった（商二五六条ノ四）。今回の改正は、これを削除して商二五六条ノ三に排除規定を移して、全面的に排除できるものとした。具体的措置としては、従来の定款の排除規定は商二五六条ノ四による規定だから、改正法施行後は定款を変更しないと、全面的排除の効果は生じないということに留意しなくてはならない（改正附則五条）。

2　監査役の任期等

監査役の監査の権限は拡大されたことは既に述べたが、その効果を発揮させるために、取締役と同じく二年（改正法二七三条―一寸表現は異るが）するとか、選任の際の定足数を要するものとした（改正法二八〇条、二五六条ノ二）。その他改正法案要綱の経緯を見ると、取締役と区別して報酬を定めるとか、調査費用を請求できるといった規定も見られたが、その後削除されている。株式会社の監査役に関する規制を一覧表にすると別表IIの通りである。

しかし、この稿が読者諸氏の目に触れる頃には参議院での審議も峠を越えており、おそらく成立の運びとなっているものと思われるが、それにしても長い時日を要した。これだけの社会的要請があって、また極めて技術的な株式会社法のうちの専門的な計算に関する部門であってみれば、公認会計士対税理士という業界の対立はあっても、もっと内容の濃いものとして時間がかけられて然るべきだったと思うのである。ところが商法改正案は、しばしば与野党の駆け引きの道連れに逢着して審議・採決が遅延した感がなくもない。

野党の追求も、それはそれなりに今後にかけて重要な意義を持つ。その意味では、商法改正案は一応慎重に審議を重ねて今日に至ったのだということはできる。しかし、経済社会の現実の要請から監査制度を充実するということには異論の余地はないのであるから効率的に意見を戦わして速やかに決を採るべきであったとも思われる。およそ基本法を改正するのであるから利害関係団体の縄張りからの抗争・意見の対立というものは一般的にもあり得るものであるが、論議をしていれば解決するという問題ではないのである。まして、商法論議の場合は、税理士は公認会計士に対する〝階級闘争〟のような、あるいは〝水平運動〟のような要求と、同次元で論ずべきではないと思われる。

確かに改正商法はまだまだ徹底を欠くものであろう。しかし一朝一夕に妙案のでる問題でもない。少なくとも今後、実際に適用しつつ四・五年をかけてじっくり検討すべきである。経済社会の変動は急テンポだから、今後とも絶え間ない審議と法改正が必要なのだ。

〈表H〉

	資格	任期	員数	取締役との兼務	監査の範囲
明32	同	1年	2名以上	禁止する	業務監査（全般）
明44	同	2年以内	1名以上	同	
昭13	株主に限らない	同	同	同	
昭25	同	1年以内	同	同	会計の監査に限る
昭48法律案	同	2年間の定時総会終了時まで	同	同（子会社の役員も禁）	業務会計の監査（例外特例法22）

むすび

昭和四十八年四月に国会に提出された商法改正法案と関係法案について解説を命じられて、その概要を述べた。今回の改正は監査制度の改善を中心とするものだが、過去八十年の改正の連続の一コマとして、これを把握することが必要だと考えているので、全くの概観であるがそれに触れた。そして株式会社がどのように変貌して行くかも、その背景としての「資本」の動向からも若干触れた。それは一応触れたとも言えない程度かも知れない。しかし、現在の会社法には関係のない蛇足かも知れないが、私としては、この原点から株式会社法を見なくてはならないと思うのである。日経新聞社から「自由経済の危機」（静なる革命への模索）が出版されている。朝日新聞は「株式」を連載（昭和四十八年九月二十五日より一五回）して、現状への分析をした。これは「株式会社の危機」と表題を変えても適当だと思う。改正の経過を通じて「立法は妥協なり」という言葉を思いだす。確かに各関係団体の討議があってこそ成果はあがるものであろう。また、株式会社の組織における激動もさることながら、企業の利潤追及の活動が、消費者パワーにより批判されて今日、企業の社会責任が問われて、その活動の面においても、また大きく変貌するものと思われるとこ

ツバメマークは信頼と躍進のシンボルです！
産業エネルギーの安定供給と石油化学分野に丸善石油は限りない前進をつづけています
石油から未来をひらく
丸善石油

新発売
税務事務にピッタリ！
伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な
キングスポットファイル
B6判からA4判まで揃っています。
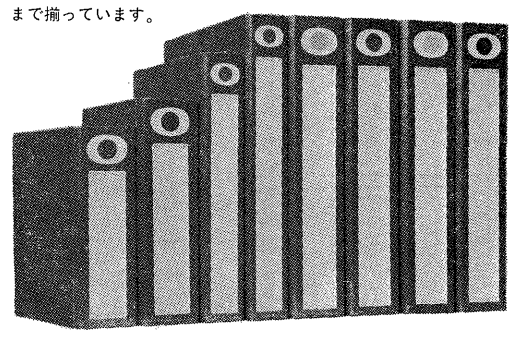
特長
■スピーディーにファイル
■明るく見やすいサークルカラーの背見出しが評判です。
■セクション罫付の背見出し紙はタイトル記入がらくに出来ます差し替えも自由です。
●B5判・A4判は項目別記入に便利な属目次つき（一部を除く）
●背見出し紙の裏面には従来の背見出し紙があります。
株式会社キングジム
本社　〒101 東京都千代田区東神田2—10—18
支店　大阪・名古屋・福岡・広島・仙台・札幌
●カタログさしあげます。DZ係へどうぞ。

利用度が高くなったコンピュータ

岡田一馬

わが国におけるコンピュータの普及は、昭和三十二年から実にめざましく、設置台数生産台数においても、現在ではアメリカについで世界第二位になっている。昭和四十七年末現在で、わが国の実効している汎用コンピュータの設置台数は一四、八〇六セット（国産機九、六〇七セット外国機五、一九九セット）となっており、年間増加率32%増といわれているから、一九七四年度には二五、〇〇〇台が予想される。

ただわが国のコンピュータ利用の特徴は、アメリカと相違して小型及び超小型機が多く、この小型機が、最近特に飛躍的な増加振りを示している。その分野は全体の65%といわれている。これを機種別にグラフで示すと、表1の通りである。大型、中型機は外国製品に依存度が高く、小型機は国産機が圧倒的に大きい占有度を示す。

又、利用業種別にコンピュータ導入現状と小型機の占有割合は

民間企業……12,482セット（84.3%）
学校、病院……589セット（4.0%）
政府、地方公共団体…1,008セット（6.8%）
各種団体、その他……727セット（4.9%）

で、これが、わが国のコンピュータ普及状況と将来の普及予測であるが、さて、会計事務所の利用がどのようなパーセンテージを示しているか更に堀り下げて研究してみると、その利用率は昭和四十七年度をピークとして、その後は横ばいであるといわれている。

最近、われわれ会計事務所も作業の合理化、省力化の問題でコンピュータに対する関心が強くなってきたが、経営効率を考えるとなかなかふんぎりがつかないようだ

現在、税理士会、電電公社、野村計算センター等、会計事務所に活用を呼びかけているが、これは大企業の有する大型機の活用をすすめているわけで、それすら完全実施の段階には至っていない。

コンピュータの活用には、いろいろな方法があるが、会計事務所の作業は伝票より財務諸表の作成までで、それに加えて経営分析ができればまずよいのであるから、あまり大型機の必要はなく、経営効率を考えるから自己の個性を打出す自己管理下の小型コンピュータの導入が得策のようである。

わが国で現在動いているコンピュータを照会すると、大型機に類するものは、IBM（アメリカ）ファコム、ハイタック、ニヤックトスバック、以上国産、バロース（アメリカ）であり、小型機ではバロース（アメリカ）ユーザックメルコン、カシオ等挙げることができる。殊に、われわれに最も関係のある小型機の占有率は、バロース（アメリカ）がトップでそれに続いて、ユーザック、メルコンが高い。なお、万能計算センターにおいてはやはり大型機導入が多い

ここで小型機の約十五%～二十%を占めているユーザックのメーカー、㈱内田洋行提供の資料により、その分布状況を説明すると

建築業鉱業09%、土石ガラス28%、水産食品33%、紙パルプ45%化学工業37%、機械3%、電気3%、製造業94%、商業46%、会計事務所等サービス業92%となっておりわれわれの利用率は決して低い方ではない。しかし、われわれ仲間でコンピュータを導入しているところは、非常に少ない感じであるのでまだまだ将来伸びよう。

やはり、小型機でも商業関係が圧倒的に多く、続いて製造業となっているのは経営力の問題も多分にあるのではなかろうか。

なお官庁、大企業は経営規模の問題もあって、ほとんど大型機に依存している。考えてみると、会計事務所に導入の難点は、① 一般に会計事務所は個人経営が多く従って規模が小さい。② 一社当り顧問料とか報酬が安く費用分担に問題がある。③ コンピュータに関しての知識が少なく導入に不安である。④ コンピュータ設置の場所、環境等が適当と思われない。⑤ コンピュータ導入による心配がある。⑥ 計算センター管理と労働力に問題がある。

など以上であるが、一応導入計画のたてられる会計事務所はすでに設置済で残る事務所は前述の不安感からさしひかえているといったところが現状である。ここで参考に「コンピュータ導入直接効果効目」「コンピュータ導入間接効果効目」並びに「コンピュータ適用業務項目」諸表を照会すると表2の通りである。

従って、いづれはこうなるといった予測のもとに、会計事務所の将来像をえがいて、早く導入計画をたてた方が得策であろう。

〈表1〉　わが国におけるコンピュータ組織実働状況

昭和47年9月末現在
（単位：セット数．日本電子計算機㈱調べ）

規模別	国産機	外国機	合計
大型A	208	287	495
大型B	403	353	756
大型（計）	611	640	1,251
中型A	1,117	393	1,510
中型B	1,881	624	2,505
中型（計）	2,998	1,017	4,015
小型	3,010	1,029	4,039
超小型	2,988	2,513	5,501
合計	9,607	5,199	14,806
〔対前年〕年間増加率	21.9%	24.7%	23.2%

〔コンピュータ設置規模の層別化〕

大型A……5億円以上
大型B……2億5,000万円以上5億円未満
中型A……1億円以上2億5,000万円未満
中型B……4,000万円以上1億円未満
小型……1,000万円以上4,000万円未満
超小型……1,000万円未満

〈表3〉　世界におけるわが国の地位

IDC．世界コンピュータ・センサス
昭和46年12月31日現在

国名	設置台数	設置金額（100万ドル）	台数（人口100万人）
アメリカ	84,600	28,900	417
西ドイツ	7,800	2,890	128
日本＊	8,680	2,860	83
イギリス	7,600	2,475	137
フランス	6,700	2,150	131
ソ連	6,500	1,460	23
カナダ	3,800	1,295	177
イタリア	3,300	1,040	62
ニュージーランド	1,680	530	130
オーストラリア	1,340	415	107
スウェーデン	800	405	100
ベルギー	1,050	355	108
スイス	755	345	125

（出典：EDP／Industry Report,International Data Corporation）

設置台数では世界第2位であるが、人口100万人当りの普及率は、11番目にすぎない。

〈表2〉

コンピュータ導入直接効果の項目分布　　コンピュータ白書より　　（多重回答）

	回答社数	記入社数直接効果の延べ	在庫の減少	納期の短縮	資金の効率的利用	顧額サービスの向上	人件費の節減	人件費以外の経費の節減	業務処理の正確化	ファイル管理の容易化	その他
記入数	946	1,031	125	103	90	332	568	173	943	351	46
%		100.0	12.1	10.0	8.7	32.2	55.1	16.8	91.5	34.0	4.5

コンピュータ導入間接効果の項目分布　　（多重回答）

	回答社数	記入社数間接的効果の延べ	企業のイメージアップ	判断意志決定の迅速・正確化	作業効果測定の正確化	経営状況把握の容易化	全体的なモラールの向上	不正行為の防止	社内情報流通の円滑化	その他
記入数	946	960	456	307	189	484	272	116	449	31
%		100.0	47.5	32.0	19.7	50.4	28.3	12.1	46.8	3.2

適用業務項目分布　　（多重回答）

利用水準	適用業務		生産	在庫	営業	経理・財務	人事・労務	技術・設計	企画・調査	広告・宣伝	その他	回答実数	合高度化の適用業務の度（%）	
現在までにコンピュータ化したもの	計算・集計	1970年まで	250	418	613	552	648	142	129	17	77	900	57.6	100.0
		%	27.8	46.4	68.1	61.3	72.0	15.8	14.3	1.9	8.6	100.0		
		1971年	71	63	98	59	68	73	78	9	14	252		
		%	28.2	25.0	38.9	23.4	27.0	29.0	31.0	3.6	5.6	100.0		
	解析・予測・集計	1970年まで	152	222	234	267	208	77	63	11	41	612	42.4	
		%	24.8	36.3	38.2	43.6	34.0	12.6	10.3	1.8	9.7	100.0		
		1971年	54	76	53	45	45	46	55	9	17	236		
		%	22.9	29.7	32.2	22.5	19.1	19.5	23.3	3.8	7.2	100.0		
今後3年間に計画のもの	計算・集計		173	197	147	301	162	118	145	30	34	621	48.0	
			72.9	31.7	23.7	48.5	26.1	19.0	23.3	4.8	5.5	100.0		
	解析・予測・計画		263	277	347	318	252	126	248	39	31	673	52.5	
			39.1	41.2	51.6	47.3	37.4	18.7	36.8	5.8	4.6	100.0		
延べ社数			963	1247	1515	1550	1383	582	718	115	214	3294		
			29.9	37.9	46.0	47.1	42.0	17.7	21.8	3.5	9.5	100.0		

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和49年3月15日　（金曜日）　第31号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋3—12—2
郵便番号103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部50円）
（年極500円）

目次

第一頁　ニュース、主流
第二頁　昭和49年度税制改正のあらまし…古市勇
第三頁
第四頁　対談／超過利得税について

商法改正、成立！

陽春の気配みなぎる三月十九日の正午すぎ商法改正三法は、衆院本会議において、ついに可決・成立した。

同法案は、参院から送付されたあと衆院法務委員会において、三月一日、五日、八日、十二日と審議されて可決し、十四日の衆院本会議にて可決・成立する見込みであった。ところが他の法案上提の際の某党名読み違え問題というハプニングがおこり、そのため翌十五日も同本会議は流れ十九日に至って漸く成立を見たものであることはご承知のとおりである。昨年の同法審議の際も金大中事件その他のハプニングがあって政争のあおりを喰いよくよく商法は何かの道連れとされがちであった。しかし今年の場合は、昨年以来の石油危機に伴う一部企業の行き過ぎがあり、厳正なる監査を望む国民の声が強く、そのための商法改正が強く望まれてトントン拍子に成立までこぎつけている。商法一部反対分子の反対論旨も野党の質問に生かされていたし、法成った今はよりよい実践あるのみであろう。

衆院法務委員会の審議は三月一日にさっそく始まり、当日は与党を代表して羽田野忠文議員が質問に立った。五日には横山利秋議員（社）と沖本泰幸議員（公）が質問し、八日には稲葉誠一議員（社）青柳盛雄議員（共）、正森成二議員（共）が質問し、十二日には稲葉氏と千葉一徳議員（民社）が質問している。次いで稲葉氏、正森氏、沖本氏がそれぞれの党を代表して反対討論をしたのち、賛成多数で可決している。十四日の本会議や十五日の模様は前述のとおりであるが、十九日の本会議でも賛成起立多数で可決した。

野党の質問は、参議院の場合と同様に鋭いものがあり、中村法務大臣をはじめ川島法務省民事局長田中大蔵省審議官等政府側委員の答弁も誠意あるものであった。

この間、第一税理士協議会の下田副会長、岩崎副会長をはじめ船津、荻野、松木各氏は、たまたま公認会計士政治連盟役員も兼ねている関係から、同連盟山上幹事長尾沢・川北副会長、中村弘報局長をはじめとする兼山、石原、岸本大滝、小林、川和、木村久弥、樋口、大盛、黒沢、河野、角田、後藤、木村隆一、堤、新居、田中氏らと共に衆参両院の法務委員会や本会議を毎回のように熱心に傍聴して議員諸先生にも成立への御協力を訴え続けた。事務局の岡本氏らも毎回出席した。

また、日本税理士会連合会では添田会長をはじめ内藤商対委員長らが毎回傍聴し、ときに久保村、松本、大竹氏らの顔も見え、事務局の棚橋氏も毎回出席していた。

商法改正が成立した所以のものは、実に澎湃たる国民のねがいによるものであるが、同時に与党政府関係者、反対を表明したとはいえよりよい商法とその適用をねがった野党関係者、公認会計士協会や税理士会の全会員の努力等々のたまものである。もはや商法改正をよりよく生かす方向にすべての人の実践があるのみであり、商法改正に反対した税理士会の一部の人たちも反省しているであろう。

会社臨時税、年度内成立か

企業の超過利得を吸収しようという会社臨時特別税法案（いわゆる超過利得税法案）は自民党税制調査会から起案されてから二転、三転の手なおしがあった。一時は社会党案に同調して付加税方式でもやむを得ないとする空気も流れたが、二十六日の自民党政調審議会では突如大企業有利の方向に傾き、社会党との共同提案はできなくなった。このため、二十六日に自民、社会、共産三党がそれぞれの案を国会に提出したのに続き、二十七日には公明党も独自案を提出し、結局、四党案が並列する格好となった。したがって、二十八日午前十時からの衆院大蔵委員会で各党が提案理由を説明したあと自民党案が衆参両院の賛成多数で成立することが確実視されている。

自民党が修正した案は「年間所得が五億円を超える部分」という基準のほかにもう一つ「払い込み資本金の二〇%」という基準を新しく加え、二つの基準のうちいずれか高いほうをとって、それを超える所得分に見合う法人税額の一〇%を課税するというもので、企業にとっては有利なはう基準にできるが、野党は反対している。

商業帳簿にマイクロ写真を

商法改正で晴れて〝認知〟さる

商法改正が成立したことによりマイクロ写真が五月にも商法で定められている「商業帳簿」として正式認可される見通しとなった。コンピュータ・アウトプットには磁気テープ、マイクロフィルム、マイクロフィッシュなどがあるが特定の機械にかけなければ読めない等の関係から商法上の商業帳簿としては認められていなかった。

このため、貸借対照表、損益計算書、財産目録等の書類を作成する場合、計算処理まではコンピュータで、最終的には紙への印刷にという制約があった。しかし、マイクロ・フィルム、マイクロフィッシュを商業帳簿と認めれば、帳簿作成まで一貫してコンピュータによるスピード処理が可能で、保存スペースも節約できるわけである。今回の商法改正では、附帯決議事項に盛り込まれ、商法改正成立後、法務省令若しくは通達で「商業帳簿に替えられる」という方向で可決されたことになるので五月末頃までには実施段階に入るものと予想される。今後証取法上の有価証券届出書などもマイクロ写真に代用されると見られるので、われわれの関心を呼んでいる。

乗っ取り税理士あらわる

商法改正のさ中、遺憾の極み

毎日新聞二月二十六日付夕刊によると、税理士が老舗を乗っ取った、として大きく報道され、心ある税理士をがっかりさせている。同記事によると、東京荒川区東日暮里六の四二、吉田マンション、税理士・竹原勝(ミ)は、自分の経営する「日本税経研究塾」の赤字を埋めるため、東京中央区日本橋芳町二の一、成型砂糖製造販売の「多加谷商店」多加谷義人社長八三）に取り入り、老後の面倒をみるからと竹原が社長となり、店を乗っ取った。竹原は二人の愛人を持ち、税理士学校の赤字はかさみ老夫婦には生活費を渡さず、ついに乗っ取った店を売り飛ばし、中東に高飛びする寸前の二十五日夜東京・久松署に捕まった。竹原は三十九年に税理士資格を取り、東京税理士会に所属しているというが、まことにわれわれ税理士の面よごしである。極端な例だとは思うものの、特に商法改正問題を契機に、公認会計士や税理士の品位保持が強調されている折も折、かかる悪徳漢を生じたことは極めて残念である。本人の自覚の欠如もあろうが、お互いに注意しあって、今後遺憾なきを期したいと思う。

× × × ×

主流　商法改正と税理士

改正商法はついに成立した。国会においては八年越し何回となく通過することが予測されながら、重要法案とはかりにかけられたり、また、税理士同僚の反対があってなかなか陽の目を見なかったり、さらには三月の衆議院本会議においては、党名誤読問題などで二度も採決がストップするなど、じりじりと待たされただけに、晴れての成立はまことに感慨なきを得ない。

成立にあたり、昨年の衆議院の修正・附帯決議と今年の参議院の修正・附帯決議を遵守すべきことが条件とされたが、それは要するに、小規模の株式会社については、別個の制度を新設すること、大規模会社には、株主総会及び取締役会制度の改革を行なうため、所定の政令・省令を準備することであった。

これ等は、株主擁護の基本的目的を商法に表現せんとするものであるが、急変した日本経済下における国民生活擁護の立場で商法を再検討する必要にせまられている。

石油危機に便乗した不当利益の問題に関して、大商社、石油業界等生活関連企業代表が国会で追及をうける等、大企業の社会的責任が問題化しているが、法務省では、これらの問題が、現在の商法に含まれる「株式会社制度」にもあるとして、国会終了後、株式会社制度の抜本的改正を検討することとなった。

その大要は、大規模会社と小規模会社に関して別個の制度を適用する——すなわち、大規模会社に関しては、株主総会、監査役の三権を再検討し、権限の配分と構成を確立して現在問題となっている取締役会の行き過ぎを是正する制度を取入れる。

これは、取締役が会社の運営面で強力となり、企業の成績を上げるためには利益が社会責任に優先するといった考え方を改めるよう、有名無実となった株主総会と監査役の職能を強化させるような制度とすることである。

本来からいえば、取締役は株主の信託を受け企業を運営するものであるが、今日の意識が企業の私物化的考えと、殊に激動下においては、利益追及のあまり社会責任的感覚が全く失われるに至ったことは事実である。

一方、小規模会社に関しては現行商法が大規模会社向きのものを小規模会社にまで適用しているため不合理性が生ずるとして、この際、別個の制度を検討することになったのである。

その一案を挙げると、株主総会の招集においても、適法にしかも書面によらねばならないが個人経営に近い小規模会社では別の連絡通知か、あるいは書面で株主の意見をきき、総会に代えることができることにすべきである。

監査役も、規模に応じて一人から複数にすべきである。

また、この区分は資本基準が妥当である。

等であるが、同時に公認会計士に対しても、今までの企業会計原則に合っているかどうかの監査から、社会常識を逸脱した決算をしないよう監査の範囲も拡大されることが予測される。更に逆粉飾があれば上場停止も考えられている折、公認会計士の責任範囲も大きくなるであろう。

小規模会社に関しては、株式会社制度において簡素化されることになろうが、社会的責任の問題に関しては大・小を問わず重大視されることは当然で、税制面でも今よりはきびしくなるであろう。超過所得の基準には至らなくとも、法人税の申告には今より適正も要求されるであろうし、法的解釈もきびしくなるべきで、それだけに税理士の使命も更に重大となるのである。

一方、不当利得問題の反面、企業の金詰りが深刻化してきたことも事実で、三月五日、日銀が発表した「主要企業、中小企業の短期経済観測」によると、流動比率が三月末には過去の最低線まで落ち込む見通しで、民間興信所がまとめた二月の企業倒産状況は、倒産の大型化と倒産業種の広がりを示している。

これは、値上りムードによる昨年春よりの商品の買い溜め、材料の買い溜めが一度三月にわ寄せがくることから、収入でまかなわれない在庫に対する支払いが溜滞することとなる。日銀発表の流動比率は確かにかなり落ち込むことを予想しているが、取引サイクルの短くなっている企業の資金繰りはむしろ当座比率で考えるべきで、不当在庫に関係なく資金繰りを考えるべきである。

これが各企業の実情で、儲け過ぎた利益の圧縮、資金繰り困難による資金づくり対策、利益の粉飾等各面に対する監査の徹底が必要となってきている。

このような激動期こそ、税理士は税理士の職域において、公認会計士は公認会計士の職域において、その能力を十分発揮すべきである。

ピリリ一言

▼過日、久し振りにて、映画〝華麗なる一族〟を鑑賞した。ドラマは某関西の有力なる銀行合併の模様を軸にして展開する。点綴するに、某実業家の野心、〝山陽特殊鋼〟にも類似した企業倒産から会社更生に至るまでの複雑な社会相、下請企業者の悲痛な不渡手形の真相、その間大蔵大臣、日銀総裁、政党幹事長、某大物代議士、高級官僚、財界人等々が（あくまでもフイクションだが）登場する▼大企業、大銀行の過当競争や弱肉強食の本質が完膚なきまでに暴かれ、かつ金融人の閨閥ぶりがあやしく描かれている。政略結婚、妻妾同居、嫁舅の不義、それに伴う親子の断絶、いやはや、政財界にからまる人間模様のアヤといおうか、まことに以て「華麗な」「優雅な」プライバシーを織り込んで迫真のサスペンスである。▼商法改正が成立した現在、公認会計士、税理士は会計学や監査論のみにしばられずに、広い視野から複雑な社会現象を把握する必要がある。国会を傍聴しても痛感したことだが、社会的な関連において野党は改正商法の不備を衝いており、今後、われわれは理論技術はもとより、広く社会面、政治面の社会現象を理解し知悉しなければ、いたずらに政争や企業の本質なものに翻弄されてしまうだろう▼その点、この映画は、そうした社会現象の典型を実に見事にフイクションを通じてえぐり出しており、感慨無量なものがある。是非諸先生に見てほしい十二分に有益な貴重な映画だ。（S・O）

次の山も

赤天狗小僧

改正のあらまし

古市　勇（大蔵省主税局総務課係長）

はじめに

昭和四十九年度の税制改正法案は、さる一月十一日に閣議決定された「昭和四十九年度税制改正の要綱」に基づき作成され、それぞれ閣議決定を経て国会に提出のうえ、現在国会審議が行なわれているところである。

昭和四十九年度の税制改正の特色は、所得税の大幅な減税と法人税、印紙税、自動車関係諸税の増徴および租税特別措置の改廃合理化とが組み合わされていることである。

すなわち、昭和四十九年度の税制改正にあたっては、活力ある福祉社会の建設を目指して社会資本の整備や社会保障の充実等を図るとともに、国民の税負担の適正化を図るという観点に立って、

(1) 所得税については、給与所得者の負担を大幅に軽減することを中心として、給与所得控除等の引上げにより標準世帯の給与所得者の課税最低限を一一五万円から一七〇万円（昭和四十九年分一五〇万円）に引上げるとともに税率の緩和が図られる。

(2) 法人税については、法人の税負担の適正化を図るため、基本税率を四〇%に、配当軽課税率を三〇%（最初の一年間は二八%）に引上げられる。なお、中小法人の軽減税率は、これを据置くとともにその適用所得の範囲が拡大される。

(3) 間接税については、最近における経済取引の推移等にかえりみ、印紙税負担の適正化を図るため、その税率を引上げるとともに、資源節約、消費抑制、道路財源の充実等の観点から自動車関係諸税の税率が引上げられる。

(4) 租税特別措置については、貯蓄の奨励に重点を置くほか勤労者財産形成、公害対策、中小企業対策等の諸施策を一層推進するため、所要の措置を講ずるとともに既存の諸措置の整理合理化が行なわれることとされている。

これらの税制改正の細目については、政令または省令に委ねられている部分もあるが、昭和四十九年度の税制改正法案が国会に提出され審議されているところであるので、この機会に、国税関係の各法律案に基づいて、昭和四十九年度の税制改正のあらましについて二回にわたって述べてみることとしたい。

なお、昭和四十九年度の税制改正法案は、次のとおりである。

① 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（一月二十五日閣議決定、一月二十八日国会提出）

② 法人税法の一部を改正する法律案（一月二十五日閣議決定、一月二十八日国会提出）

③ 印紙税法の一部を改正する法律案（一月二十五日閣議決定、一月二十九日国会提出）

④ 租税特別措置法の一部を改正する法律案（二月八日閣議決定、二月十二日国会提出）

⑤ 電源開発促進税法案（二月八日閣議決定、三月四日国会提出）

なお、①から④までの改正法案は、いずれも三月三十一日で公布、四月一日から施行の予定であり、⑤の法案は、十月一日から施行の予定である。

一、所得税関係

所得税については、最近の所得税負担の現状にかえりみ、給与所得者の負担を大幅に軽減することに重点を置き、給与所得控除の抜本的拡充を図るほか、人的控除の大幅引上げ、税率の緩和をあわせ行なうことにより、全体としてバランスのとれた画期的な減税を行なうとともに、制度の整備合理化を行なうこととしている。

1、所得税の減税

(1) 人的控除の引上げ

中小所得者の所得税負担を軽減し、あわせて税制の簡明化を図るため、人的控除を次のとおり、基礎控除と配偶者控除は各三万円、扶養控除は一人当り八万円引上げて、いずれも二十四万円と同額とする（所法八三・八四・八六）。

基礎控除　二四万円（現行一二万円）

配偶者控除　二四万円（現行一二万円）

扶養控除　二四万円（現行一六万円）

扶養控除の引上げ幅が一挙に八万円となったのは、教育費などの特別な支出の家計への影響にも配慮したものであり、また、改正後の人的控除が一律同額とされているのは、税制をわかりやすくしようとしたものである。

なお、この引上げ額は平年分であり、昭和四十九年分については引上額は四分の三の二三、五〇〇円または六万円となり、控除額は基礎および配偶者は二三万二、五〇〇円、扶養は二万円となる。

(2) 給与所得控除の改正、拡充

現行の給与所得控除制度は、給与収入からまず十六万円の定額控除を差引き、その残額について一五〇万円まで二〇%、三〇〇万円まで一〇%、六〇〇万円まで五%の定率控除が認められ、年収六一六万円をこえると控除額は一律に七六万円で頭打ちとなっている。

この仕組みについては、複雑でわかりにくいという指摘が従来からみられたが、今回の改正においては、従来の定額控除を廃止し、定率控除制度に一本化し、制度をわかりやすいものにするとともに給与所得者の負担を大幅に軽減するために、次のような抜本的改正拡充が行なわれることとされている（所法二八）。

① 収入区分による定率控除の割合が二倍ないし四倍に引上げられている。

給与所得控除は、必要経費の概算控除という性格から、定率控除制度に一本化し、定率控除の額を給与の収入金額につき、年収一五〇万円まで四〇%、三〇〇万円まで三〇%、六〇〇万円まで二〇%、六〇〇万円超一〇%と大幅に引上げることとしている。

② 定率控除につき、従来のいわゆる頭打ちを廃止している。

従来の七六万円のいわゆる頭打ち制度は、給与所得控除が勤務に伴う必要経費の概算控除であるという趣旨を徹底する意味から、さらには事業所得者（経費には頭打ちがない。）とのバランスをも考慮し、低所得層に大幅の減税を行なうこの機会にこれまでの懸案の解決を図ったものである。

③ 定率控除について、最低控除額を五〇万円としている。

給与の年収入金額に定率を乗じて計算した金額が五〇万円に満たないときには五〇万円の控除を認める最低控除額制度が低収入階層のために設けられている。つまり給与収入一二五万円以下の人についてすべて五〇万円の控除を認めるというもので、これにより、低収入階層の負担の軽減と、独身サラリーマンの課税最低限の大幅引上げが実現され、従来より問題とされた未成年者に対する課税や主婦のパート収入に対する課税の問題が相当程度改善されたことになる。たとえば、給与収入一二五万円の人の控除額は、現行の三七万八千円から五〇万円となり、また未成年者に多いとみられる独身者の課税最低限は、平年分で現行の四五万二千円から七七万八千円に大幅に引上げられることとなる。

(3) 特別な人的控除の引上げ

福祉政策の見地から、所得税の特別な人的控除についてもあわせて引上げることとしている（所法七九～八二、八四②）。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除および勤労学生控除をそれぞれ三万円引上げて一六万円とし、特別障害者控除は五万円引上げて二四万円とする。又老人扶養控除は一般扶養控除に四万円上乗せして二八万円とする。

また、一般の扶養控除の額が配偶者控除の額と同額とされることに伴い、配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除は、一般の扶養控除に吸収され、二四万円と引上げられることになる。

なお、白色申告者の専従者控除も二〇万円から三〇万円に引上げることとされている（所法五七）。

(4) 昭和四十九年分の諸控除一覧

(1)から(3)までの改正は、昭和四九年四月一日から実施することとされている（所改附一・三②）。したがって、これらの所得税の諸控除を一覧表にして示すと表1のとおりである。

(5) 税率の緩和

所得税の累進構造は諸控除と税率の組合せによって決定される。したがって、単年度の改正としては諸控除の調整にとどめてもやむを得ない場合が多いとしても、長期的には所得分布や物価水準の変化を勘案しながら何年かに一度は税率構造の見直しが必要である。

そこで、今回のように課税最低限が大幅に引上げられる機会にこうしたひずみを調整するため、最低税率および最高税率はそのままとし、税率の適用所得階級区分（いわゆるブラケット）の拡大が行なわれることとされている。

すなわち、今回の改正においては、現行の税率構造を昭和三十二年度改正および昭和四十三年の長期答申に示された税率構造と対比し、その後の所得分布の変化や物価水準の動向を勘案したうえで、現行の税率構造のうち課税所得二〇〇〇万円までの部分について税率の適用所得階級区分をおおむね一・五倍にそれぞれ拡大することにより税率の緩和が図られることとされている（所法八九）。

なお、昭和四十九年分については、改正案による税率の四分の三の引下げ分を計算した税額表により税額を算定することとされている（所改附三③）。

(6) 所得税の負担軽減状況

所得税法の改正案による所得税の負担軽減状況を夫婦と子供二人の給与所得者についてみると、表2のとおりである。なお、住民税（所得割）も地方税法の改正案により軽減されることになっている。

(7) 退職所得の特別控除の引上げ

退職所得の特別控除額については、昭和四十八年度の改正において三十年間勤続した人は六〇〇万円、三十五年間勤続した人は八〇〇万円が退職金から控除されることとなったが、昭和四十九年度の改正においては、三十年間勤続した人については八〇〇万円、三十五年間勤続した人については

（三頁へつづく）

〈表1〉

項目	現行	改正案 平年分	改正案 昭和49年分
基礎控除	210,000円	240,000円	232,500円
配偶者控除	210,000	240,000	232,500
扶養控除	160,000	240,000	220,000
（配偶者のいない世帯の1人目の扶養控除）	(180,000)		(225,000)
老人扶養控除	190,000	280,000	257,500
給与所得控除 定額控除	160,000		
給与所得控除 定率控除 ～150万円	20%	40%（最低500,000）	35%（最低437,500）
給与所得控除 定率控除 ～300	10	30	25
給与所得控除 定率控除 ～600	5	20	16
給与所得控除 定率控除 600～		10	7
給与所得控除 最高限度額	760,000		
障害者、老年者、寡婦、勤労学生控除	130,000	160,000	152,500
特別障害者控除	190,000	240,000	227,500
白色事業者専従者控除	200,000	300,000	275,000

〈表2〉　所得税・住民税（所得割）の負担軽減状況　（円：%）

区分 ＼ 給与の収入金額		150万	200万円	300万円	500万円	1,000万円
昭和四八年分	所得税	29,478	79,798	214,772	629,002	2,569,900
	住民税	22,480	49,310	132,215	355,400	1,030,800
	計Ⓐ	51,958	129,108	346,987	984,402	3,600,700
昭和四九年分	所得税	—	34,500	119,375	386,575	1,658,450
	住民税	15,583	39,115	112,109	328,532	993,000
	計Ⓑ	15,583	73,615	231,484	715,107	2,651,450
負担軽減割合（(Ⓐ−Ⓑ)／Ⓐ）		70.0	43.0	33.3	27.4	26.4

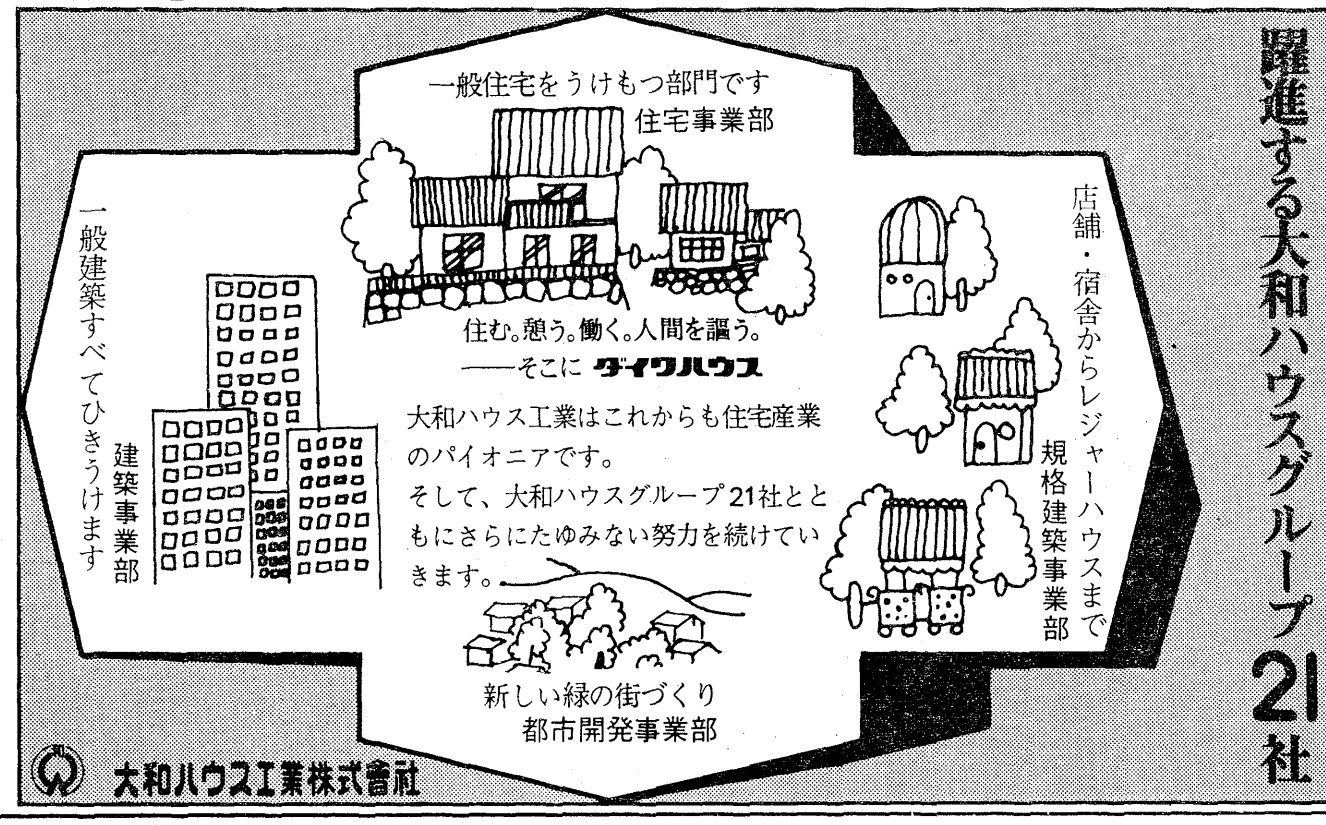

昭和49年度税制

（二頁からつづく）

一、〇〇〇万円が退職金から控除されることを目途に次のとおり改正が行なわれる（所法三〇③）。

なお、この改正は、昭和四十九年四月一日以降に退職したものから適用することとされている（所改附二）。

改正案 勤続年数	控除額（一年につき）	現行 勤続年数	控除額（一年につき）
三年まで	三万円	二年まで	三万円
三年超 四年まで	四万円	二年超 三年まで	三万円
四年超	四万円	三年超	四万円

2、所得税制の整備合理化等

所得税制について、次のような整備合理化が図られることとされている。

(1) 配偶者控除等の適用要件の緩和

配偶者控除および扶養控除の適用要件である配偶者または扶養親族自身の給与所得等の限度について、現行の十五万円から二十万円に引上げることとしている（所法二①三三号）。

この配偶者控除等の適用要件は主婦のパート収入等で議論されたところである。すなわち、主婦の内職が少し多くなると、夫の所得税の計算上配偶者控除が認められなくなるという問題である。今回のこの限度の引上げと前述した給与所得控除の最低控除額が設けられたことにより、パート収入等の限度が平年分で七〇万円、昭和四十九年分で六三万七千五百円以下となり、現行の年三四万八千円から平年分では二倍以上引上げられることになる。

(2) 寡婦控除の適用要件の緩和

寡婦控除の適用要件として、特定の者について定められている所得限度額について、現行の三四万円から四〇万円に引上げることとしている（所法二①三三号）。

この所得限度額は、各所得控除の引上げにより自動的に引上げられるもので、改正案の四〇万円は基礎控除二四万円と勤労学生控除一六万円の合計額である。この所得四〇万円を給与収入に引きなおすと、(1)の場合と同様に最低控除額五〇万円を加えた九〇万円となり、現行の五八万六千円から大幅な引上げとなる。

(3) 勤労学生控除の適用要件の緩和

勤労学生控除の適用要件である所得限度額について、現行の三四万円から四〇万円に引上げることとしている（所法二①三三号）。

この所得限度額は、各所得控除の引上げにより自動的に引上げられるもので、改正案の四〇万円は基礎控除二四万円と勤労学生控除一六万円の合計額である。この所得四〇万円を給与収入に引きなおすと、(1)の場合と同様に最低控除額五〇万円を加えた九〇万円となり、現行の五八万六千円から大幅な引上げとなる。

(4) 小額貯蓄等の非課税限度額の引上げ

小額貯蓄の非課税限度額について、現行の一五〇万円から三〇〇万円に引上げることとしている（所法一〇）。

これは、貯蓄奨励策の一環であり、現在の急務とされている総需要の抑制という政策的要請に応えるものである。このほか、租税特別措置法で、国債三〇〇万円（現行一〇〇万円）、勤労者財産形成貯蓄五〇〇万円（現行一〇〇万円）とそれぞれ非課税限度の引上げが行なわれる。また、郵便貯金については、すでに限度額三〇〇万円（現行一五〇万円）への引上げが行なわれている。

この小額貯蓄の非課税限度額の引上げの改正は、昭和四十八年十二月一日以後改正法の施行日（四月一日予定）までに預入された預金等で改正法の施行日以後に利払期の到来するものについても適用することとしている（所改附四）。

(5) 生命保険料控除の控除対象限度額の引上げ

生命保険料控除の控除対象限度額について、現行の五万円から一〇万円に引上げ、五万円をこえる部分の控除率を四分の一とすることとしている（所法七八）。

現行制度では、支払保険料二万五千円までは、その全額、二万五千円をこえ五万円まではその半額、合計三七、五〇〇円が控除の限度額となっているが、改正案では、保険料が五万円をこえ一〇万円までの金額については控除率四分の一としているので、控除限度額は二二、五〇〇円増加し、合計五万円となる。

(6) 損害保険料控除の控除対象限度額の引上げ

損害保険料控除の控除対象限度額については、短期分は現行一〇〇円から四、〇〇〇円に引上げ長期分は現行一万円から二万円に引上げるとともに、二、〇〇〇円または一万円をこえる部分についての控除率は、二分の一とすることとしている（所法七七）。

これは、生命保険料と同様の引上げであって、控除限度額は、短期分三、〇〇〇円、長期分一五、〇〇〇円となる。

(7) 寄付金控除の改正

寄付金控除のいわゆる足切限度額については、現行では所得の三%か一〇万円のいずれか低い金額となっているが、これを一万円に引下げることとしている（所法七八）。

寄付金控除は、個人が、国、地方公共団体等へ寄付をした場合の特別の寄付金について、一定の範囲内で総所得金額等から控除することが認められる所得控除でありその範囲は、現行では所得の二五%から三%（最高一〇万円）を差し引いた金額であるが、この差し引く金額がいわゆる足切額である現行の足切限度額の算定がやや複雑でなじみにくいことと、私学および社会福祉法人に対する個人の寄付を奨励する必要があること等の観点から、今回その足切限度額を引下げるとともに簡明なものとし控除適用対象の拡大を図っている。

(8) 確定申告不要限度額の引上げ

給支所得者で確定申告を要しない（年末調整は要する）場合の収入限度額について、現行の五〇〇万円から八〇〇万円に引上げることとしている（所法一二一、一九〇）。

現行の給与収入が五〇〇万円をこえる給与所得者については、年末調整を行なわず、確定申告をしなければならないことになっているが、この制度ができたのは昭和四十二年であり、その当時から給与水準が相当上っているので、今回その限度を引上げ、収入八〇〇万円超から確定申告を要する（年末調整は要しない。）ものとしている。

3、災害被害者の負担の軽減

最近における所得水準の上昇等にかえりみ、災害被害者の負担の軽減を図るため、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正法案により、所得税を軽減または免除する場合の所得区分を、金額免除は、二〇〇万円まで（現行一〇〇万円）、二分の一免除は三〇〇万円まで（現行一五〇万円）、四分の一免除は四〇〇万円まで（現行二〇〇万円）に引上げることとしている（災免法二、三）。

この災害減免法の適用を受けるためには、①住宅または家財について、その価額の半額以上の損害を受けていること、②その年分の所得金額が二〇〇万円以下であることの二つの要件が必要とされている。なお、この要件を満たしていれば、事業所得者のみならず給与所得者も利用することができる。

二、法人税関係

法人税については、法人の税負担の現状にかんがみ、基本税率を引上げ、中小企業の現状にかんがみ軽減税率の適用所得範囲を拡大するとともに、中小企業の内部留保の充実に資するため、留保所得課税の軽減を図るとともに、中間申告書の提出不要限度額を引上げ、中小企業の整備合理化を行なうこととしている。

(1) 基本税率の引上げ

我が国の法人の税負担水準の現状をみると法人税、法人住民税および事業税を合わせた総合負担は四五・〇%（配当割合二割を前提）であり、既往の負担水準や諸外国の負担水準に比べ低いものとなっている。これは企業の体質を改善、強化していくため、法人税の基本税率が昭和二七年に引上げられた後は昭和四五年に暫定措置として引上げられるまで一貫して引下げられてきたという経緯によるものである。

しかし、産業基盤の整備が進み国際的な競争力も備わってきた現在、国民福祉の充実のための財源を確保するという見地からも、法人に対して応分の負担を求めて然るべきと考えられ、昭和四十九年度の税制改正においては、法人住民税および事業税をも合せた法人の実効税負担水準をおおむね一割程度引上げ、四九・五%とし、おおむね国際水準並みにすることを目途に法人税率および法人住民税の税率引上げが行われる。

すなわち、法人の基本税率について、現行の三五%（ただし、租税特別措置法の規定により一・七五%を加算して三六・七五%）から四〇%に引上げることとしている（法法六六①）。

これに対応して、配当軽課税率は現行の二六%から昭和四十九年五月一日から一年間は二八%に、その後は三〇%に引上げられる（措法四二①）。

なお、この改正は、昭和四十九年五月一日以後終了する事業年度から適用することとされている（法改附二）。これは、租税特別措置法による一・七五%の付加税率の適用期限が昭和四十九年四月三十日になっていることとの引きつぎを図っているためである。

(2) 中小企業の軽減税率の適用所得範囲の拡大

中小企業に対する軽減税率は、中小企業に対する特別の政策的配慮によるものであるが、今回の改正においてもこの点を重視し、基本税率の引上げにもかかわらず、この軽減税率をそのまま据置きとするとともに、軽減税率の適用所得の範囲について、現行の年所得三〇〇万円から年所得七〇〇万円（ただし、最初の一年間は六〇〇万円）に引上げることとしている（法法六六(2)）。

なお、この改正も、昭和四十九年五月一日以後終了する事業年度から適用することとされている（法改附二）。

(3) 清算所得に対する法人税率の引上げ

法人税の基本税率の引上げに伴い、解散および合併の場合の清算所得に対する法人税率を現行の三〇%から三五%に引上げるとともに、清算中の予納申告の税率について、現行の三五%から四〇%に引上げることとしている（法法九九、一〇二、一一五）。

なお、今回の法人税の改正後の税率は、表3のとおりである。

(4) 同族会社の留保所得課税の軽減

中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税について軽減措置を講ずることとし、その定額控除額を昭和四十八年度の改正に引続き、五〇〇万円から一、〇〇〇万円に引上げることとしている（法法六七①）。

この留保所得課税は、同族会社について、その所得のうち社内に留保した金額に対して、所得に対する課税とは別に、特別の税率により課税されるものである。

この制度による課税留保金額は各事業年度の「留保所得金額」から一定の「留保控除額」を差し引いた金額に、一〇%ないし二〇%の税率を乗じた額である。

この場合の「留保所得金額」は当期の所得から、配当、役員賞与等の社外流出分を差引き、さらに法人税および住民税を差引いたものである。

次に「留保控除額」は、現行では、次の三つのうち最も多い額である。

① 所得金額基準額……当期の所得等の金額の三十五%

② 定額控除額……年五〇〇万円

③ 積立金基準額……期末資本金の二十五%相当額から期末利益積立金額を差引いた金額

今回の改正では、留保控除額の一つの基準である②の定額控除額を年五〇〇万円から年一、〇〇〇万円に引上げることとしている。

この結果、所得金額ベースで留保所得課税が行なわれない限度額が八二五万円から一、七二五万円に引上げられることとなる。

なお、この改正は、昭和四十九年度の法人税法の一部改正法の施行の日（四月一日の予定）以後に開始する事業年度分の法人税から適用することとされる（法改附三）。

(5) 中間申告書の提出不要限度額の引上げ

中間申告により納付すべき税額が一〇万円（現行五万円）以下の場合には、その申告および納付を要しないこととする（法法七一）。

この制度は、所得税の予定納税の場合と同様に、主として税務執行上の観点から税額の少ないものは除外しようという趣旨で設けられたものである。前回は、昭和四十五年度の税制改正で三万円から五万円に引上げられたが、今回はその後の所得の伸びや法人数の増加に対応して二倍に引上げることとしている。

（四頁へつづく）

〈表3〉

適用事業年度区分	基本税率 留保分	基本税率 配当分	軽減税率 所得区分	軽減税率 留保分	軽減税率 配当分
○昭和45.5.1以降終了事業年度	36.75	26	年300万円以下（資本金1億円以下の法人のみ）	28	22
○昭和49.5.1以降終了事業年度	40	30（ただし、49.5.1から50.4.30までの間に終了する事業年度は28%）	年700万円以下（〃）（ただし、49.5.1から50.4.30までの間に終了する事業年度は年600万円以下）	28	22

社員の福祉・厚生ご担当の方々へ

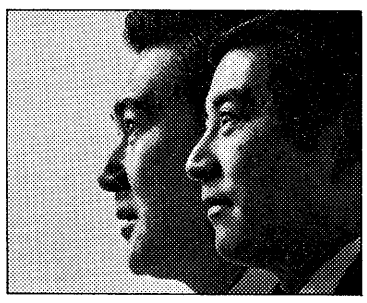

企業内システムづくり、
PR等、山一が
全面的にお手伝いします。

山一の財形貯蓄

●給料天引き方式ですから大変お手がるです。
●㊙とは別に100万円まで無税扱いに――。
（財形貯蓄の非課税枠を500万円に引上げるよう法律改正の準備がすすめられています。）
●公社債投信コース・年8.75%（予想分配率）という高利回り。（運用＝山一投信委託）
●住宅づくりにも有利な道が開けています。

「財形貯蓄の窓口」
山一證券
東京都中央区日本橋兜町1の3（〒103）
電話・東京(668)1111(大代表)

明日を創り 明日をひらく UCHIDA
32型を加えて、30シリーズフルライン完成
在庫管理のキレ者
ユーザック電子管理機
エルコス
新製品
30型 31型 32型

ウチダ
株式会社 内田洋行
〒104東京都中央区新川2-4-7……TEL.03(553)3111
〒541大阪市東区本町1-11……TEL.06(262)2631
〒060札幌市中央区大通東3-1……TEL.011(231)1121
〒812福岡市博多区博多駅南1-14 TEL.092(431)7361
■カタログご請求、お問い合わせは商品名ご記入のうえ、上記特機営業部NK係へ

対談　超過利得税について

きく人　岡田一馬　答える人　倉田由次

インフレ経済下における物価抑制政策として「超過利得税」の実施がほぼ確定的となった。

自民党は二月十四日に税制調査会の正副会長会を開いて大綱をまとめあげた。

これによると、この新税は法人税の付加税方式をとらず、別個の「超過利得税」としたこと、超過利得は原則として昭和四十五年から四十七年の三カ年の平均所得の一九五%、または払い込み資本金の三〇%のいずれか高いほうを上回った部分とすることであるが、これにもランクづけをして、資本金十億円未満の中小企業には超過利得基準を資本金の五〇%とし、超過利得に対する税率は大企業、中小企業とも二十五%として二年間の時限措置とする事が骨子である。

アンバランスは必ずバランスをとりながら反転して行く。この物理的現像は、経済上でもいわれることで、「消費は美徳なり」といわれ、消費者主義経済は消費者保護立法――告発型――情報提供型――生協型と推移し、いわゆる生活者の権利としてコンシューマリズムという象となってきたのが、昨日の事であった。

しかし石油危機を中心とした資源獲得の困難さは、すべての資源を外国に依存しているわが国において、「節約は美徳」と消費者運動を展開しながらも、悪性インフレの形相をあらわしはじめたので、便乗型値上りの根源を断つべく、新税制が講じられたのである。

ただ税制に一役買っている税理士の立場から、超過利得税を課すべきである、課すべきでないという問題は別として、課すのならばどのような形にすべきか、いろいろな問題も存するので、本にこの問題にとくに関心をもっている倉田由次氏にご登場願った

問（岡田）

今度の国会で、超過利得税が通りそうですが、物価対策の一貫として、また金融引締めと相俟って已むをえないと考えております。しかし、反面、これ等対策が裏目にでていることも事実で、現実に政府の諸対策が成功しているかどうかも多少疑問があるわけですが、本日は超過利得税にしぼって税政と税理士の関係について関心を持つ倉田先生にお話しを伺いたいと存じます。ぜひ先生のお考えをおきかせ下さい。

答（倉田）

超過利得――私は不当利得といった方がよいと思いますが、これは投機的目的をもって、買い溜め便乗値上げ等悪徳商行為の結果生じた利益に対するものではないかと思います。

すなわち、正常な利益に上積みされた部分の利益を称するものです。

今日の税の申告制度は、正常利益に対する課税でありますので、不当分に対する課税というのは、ちょっとおかしいように考えますむしろ、不当分の利益に対しては道義的に考えれば罰金的な性格のもので徴戒金として吸収すべきだと思います。

問（岡田）

二月十五日、「日本経済新聞」に大きく、超過利得税についての記事が掲載されていますが、これに対してお話し願いたいと思います。

答（倉田）

やはりこの種の税は、基準年度と資本金を基準とすべきだと思います。ということは他に方法がないからでもあります。

ただ基準年度なり、あるいは基準利得をどこに置くかということに関してはやはり問題があるのではないですか。

企業は超過利得を出さないため人件費とか経費に代替りさせることも考えられるし、たとえば人件費をアップさせた場合は、それが消費に使われたならばやはりインフレの要因をおこすことになりましょう。

問（岡田）

それでは、今度発表された超過利得税の内容についてご意見をうかがいたいと思います。

答（倉田）

これは第一次案に比べ超過利得の範囲が縮少し、中小企業に対する優遇処置が入り、実質上吸収効果が弱くなったように思われます。

これは多分に夏の参議院選挙をなえた自民党の政治政策が入っての事で、実質的に、過去三カ年の平均所得の一九五%となると、ほとんどの企業がこれにひっかからなくなるでしょう。

ということは一般企業の上昇率は二十%とみても、一倍近くの所得は考えられない事となりますから……。

また、企業は利得を合法的に圧縮しようと努力するでしょうし、利益のうち二千万円控除ということになると、ますます有名無実の結果となるのではないでしょうか。

超過利得の問題に関しては、毎日のように各日刊紙の一面を賑わしているが、その一例を紹介すると、三月三日の「日本経済新聞」の十一頁に、日本郵船が制益圧縮のため、発生主義にもとずく売上計上を航海完了主義に変更すべく国税局に申出ているが国税局は税務上は問題はないが、時期的にまずいと難色を示している。

日本郵船が発生主義を航海完了主義に変更した場合は、賞与引当金を含めて四十億円の利益が圧縮できるといっているが、これが各郵船会社に波及するとなると大変な問題となるであろう。

そこで「読売新聞」三月三日第一面で、大蔵省は、税制・証券行政面から利益隠し封じの第二弾として、減価償却方法の変更もたなあげし、評価替えも認めない方針を打出している、とあり、逆粉飾あれば上場停止もあり得ることを表明している。

このような見地からわれわれ税理士は税制面において、もっと積極的な見解を示すべきであろう。

待望の商法改正関係三法案は、三月十九日衆議院本会議で可決成立致しました。これ偏に会員各位のご協力の賜と深謝申し上げる次第です。

さて、第一税理士協議会では会員各位のために、より一層の税理士会向上化への支援、税理士法改正等の諸問題に対処し更に活発に公認会計士の権益擁護のために励んでまいりたいと存じます。

つきましては、運動展開のための活動資金を納入頂きたく、何かと出費で多端のことと存じますがお払い込み下さいますようお願い申し上げます。また、過年度分会費を未だお納め下さっていない先生は速やかなる配慮を宜しくお願い申し上げます。

送金方法

一　郵便振替

振替番号　東京　一五九三四八

二　銀行振込

第一勧業銀行昭和通支店

普通預金口座

〇三三一〇九七五一九

第一税理士協議会々費のご協力をぜひ！

（三頁からつづく）

なお、この改正は、昭和四十九年度の法人税法の一部改正法の施行の日（四月一日の予定）以後に中間申告書の提出期限の到来するものから適用することとされている（法改附四）。

2、法人税制の整備

合理化等

法人税制について、次のような整備合理化が図られることとされている。

(1) 金融機関等の貸倒引当金の繰入率の引下げ

貸倒引当金の繰入限度額について、最近の金融機関等の貸倒れ状況にかえりみ、金融および保険業を営む法人の繰入率を、現行の「千分の十二」から「千分の一〇」に引下げることとされる（法令九七）。

なお、繰入額が減少する場合等には、激変緩和のための経過措置を講ずることとされており、また信用組合等の中小金融機関についても経過措置が講ぜられる予定である。

(2) 返品調整引当金の設定対象範囲の拡大

返品調整引当金を設定できる事業の範囲に録音済テープの製造業を加えることとされる（法令九九）。

現行では蓄音機用レコードの製造業が引当対象事業に入っているが、カセット式のものはレコードの中に入らず、しかもレコード会社で作られ、レコードと同様に返品も多いところから、今回引当対象事業に入れることとするものである。

(3) 賞与引当金の繰入限度額計算の合理化

賞与引当金の繰入限度額について、その計算の合理化を図ることとされる（法令一〇三）。

現行では、賞与引当金勘定への繰入限度額の計算は、前年基準の支払額から、本年の支払額を差引いて計算することになっているがベースアップ等で本年分の支払額が前年よりも増加しているため、引当額が少なくなり過ぎるきらいがある。したがって、前年基準については、本年の伸び率を乗じた金額を加算すべきであるという要望が強い。そこで賞与引当金の繰入限度額について妥当な引当額とするよう計算の合理化のための改正がなされることとされている。

(4) その他

① 日本私学振興財団に対する寄付金について、課税上の減免の要件を緩和する。

② 宗教法人その他の公益法人の行なう宅地貸付業について、非課税範囲を拡大する。

③ 一部の減価償却資産についてその耐用年数を実情に即するよう改める。

④ 適格退職年金の受益者に法人の役員を追加する等適格退職年金制度の合理化を図る。

（注）次回は、租税特別措置関係および印紙税関係を述べる予定である。

横浜のビジネスセンターにあなたの事務所を！

●商店街・ビル街の中心部。
●国鉄関内駅へ徒歩8分。地下鉄伊勢佐木長者町へ徒歩4分。
●ビジネスセンターとして、横浜―伊勢佐木長者町（地下鉄）50年開通により価値は、ますます増大。
●ホテル並みの機能性を備えた環境。
●750万円～2,160万円のお買得な価格。

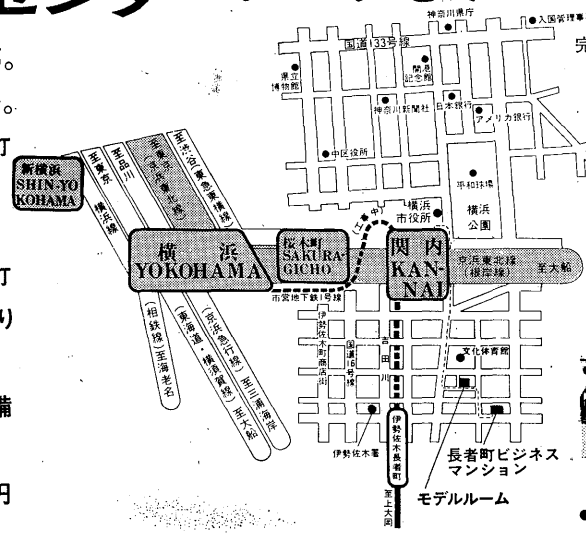

完成予想図

横浜 長者町ビジネスマンション

建築概要●所在地／神奈川県横浜市中区長者町2丁目5番5号●交通／国鉄根岸線〈関内駅〉下車徒歩8分・市営地下鉄1号線〈伊勢佐木長者町〉下車徒歩4分　●戸数／住居：147戸・事務所：15室・店舗：2戸　●価格／住居：750万円(5戸)～1,100万円台(51戸)～1,500万円(1戸)事務所：1,360万円(1戸)～2,100万円台(6戸)～2,160万円(2戸)店舗：3,280万円・3,320万円●専有面積／住居：24.11㎡～47.61㎡（バルコニーを含まず）事務所：46.48㎡～78.69㎡店舗：95.44㎡・98.15㎡●構造／鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）●階数／地下1階、地上11階、塔屋2階●敷地面積／897.86㎡●建築面積／824.22㎡●建築延面積／8,856.42㎡●権利関係／第三者の権利関係なし、分譲後専有面積割合による所有権（共有）●管理費／住居：月額3,290円～6,480円事務所：月額12,660円～21,420円店舗：月額28,010円・28,800円●前金保証機関／中央信託銀行本店●完成予定日／昭和50年3月末日●建築確認番号／第47中1017号　●設計・施工／（株）松村組東京支店●有効期限／昭和49年3月末日

〔住宅ローン〕●取扱／中央信託銀行本店●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利9.12%（生保付）●返済方法／(1)元利均等月賦返済、(2)(1)に元利均等半年賦返済●取扱／大成火災海上保険●融資額／分譲価格の70%以内●返済期間／最長20年●返済回数／最高280回、内40回はボーナス●利率／年利8.4%～9.0%（生保付）●返済方法／(1)元利均等月賦償還、(2)(1)に元利均等半年賦償還＊いずれも、住宅ローン保証保険にご加入いただき保険料はお客様のご負担とします。（利率は金融情勢により変更する場合があります。）

モデルルーム☎(045)662-7201にて
好評分譲受付中
●申込金10万円と印鑑をご持参ください。
●営業時間：午前10時～午後5時（水曜定休日）。

東京都知事免許(3)第332号　社団法人不動産協会会員
●売主　日本中央地所株式会社
〒103 東京都中央区日本橋一丁目5－3電話03(271)2641(代)

●お問合せ先　販売受託(代理)　中央信託銀行不動産部
建設大臣届出第7号　社団法人不動産協会会員
〒104 東京都中央区京橋1-3 電話03(567)1451(大代)

資料請求券
長者町ビジネスマンション
第一税協